分野別 (開発と女性) 援助研究会

報告書

1991年2月

国際協力事業団

総研リア

91-07

国際協力事業団

22016

JICA LIBRARY 1087808(0) 22016

我が国の政府開発援助は、年々拡大するとともに、援助受け入れ国の開発ニーズも多様 化していることから、援助の計画的・効果的かつ効率的な実施がますます重要になってき ております。

このため、国際協力事業団は、今後一層拡大する国際協力に対して、広く各界の専門家、 有識者の英知を結集し、国別援助のあり方について検討しておりますが、今般、その一環 として「開発と女性」についての分野別援助研究会を設置いたしました。

本研究会は、故 高橋展子 元駐デンマーク大使を座長として、8名の委員から構成され、その運営にあたっては、各委員のかたがたを補佐するため、国際協力専門員および国際協力事業団職員等からなるタスク・フォースを設けました。

本研究会は、平成2年に第一回研究会を開催し、以来、公開討論会を含む7回の研究会により討論を重ねるとともに、アジア、アフリカ、オセアニア地域への現地調査も行ない、その研究成果を本報告書として取りまとめたものです。

報告書の草案がまとまった平成2年9月に、我が国初の「開発と女性」についての援助の指針作りに情熱を傾けて作業の指導にあたられた高橋座長が急逝されましたが、研究会は、高橋座長のご遺志を継承して報告書を完成することとし、目黒依子 上智大学文学部教授を座長代行として作業を進めました。

当事業団としては、本報告書に盛り込まれた貴重な提言を、今後の開発援助の実施にあたり十分活用するとともに、本報告書を関係機関にも配布し、より広い活用に供したいと考えております。

本報告書の取りまとめにあたられた故高橋座長のご冥福をお祈りするとともに、目黒座 長代行および各委員の方々に深く感謝申しあげます。また、本研究会での討議にご参加い ただいた関係者のかたがたや、貴重な資料を研究会に提供してくださったかたがたにもあ わせて御礼を申しあげる次第であります。

平成3年2月

国際協力事業団総裁 柳谷謙介

まえがき

「開発と女性(women in development: WID)」という概念は、1975年の「国連婦人年」とこれに続く「国連婦人の10年」(1976年-85年)を契機として、広く世界に認識されるようになってきた。途上国の住民の生活の質的・量的な向上を目的として実施されてきた社会経済開発によって、途上国が抱える諸問題が必ずしも解決されてこなかったことが、その背景にある。関連援助機関の間でも、開発活動における女性の役割についての認識が不足していたのではないかという反省から、女性が活動の中心に主体的に参画し、開発からの利益を十分に受けるべきであるという発想に立つ議論が活発に行われてきた。援助国で構成されるOECD開発援助委員会(DAC)でも、1990年代の開発援助の新たな優先課題として取り上げられ、国際的にその意義を認められるようになった。

世界最大の援助国となった我が国においては、これまで、「開発と女性」に関して十分な取り組みがなされてきたとはいえない。しかし、我が国の政府開発援助の中にも「開発と女性」の視点を積極的に取り入れていくべきであるという意識が高まり、その結果として1990年2月、国際協力事業団の委嘱を受け、本研究会が設置されたのである。

本研究会は発足以来、1回の公開討論会を含む7回の研究会と、アジア、アフリカ、大洋州地域への現地調査を実施し、我が国が「開発と女性」の視点を組み入れた開発援助を実施するための基本的な方針、重点課題等について検討を重ねてきた。これらの調査研究、討議及び報告書の取りまとめに際しては、委員各位の協力のほかに、外務省の関係課のご協力、さらに国際協力事業団職員を中心とするタスク・フォースの強力な助力を得たことを特筆しておきたい。

このような共同作業の結果としてできあがったものが本報告書である。「開発と女性」問題の重要性及びその多面性に鑑み、本報告書が、我が国援助の今後の方向を探る上で一助となり、「開発と女性」に配慮した援助の実現に資するものとなることを願うものである。

本研究会は、故高橋展子元デンマーク大使を座長として発足したものであったが、大変残念なことに、提言の骨子と報告書の草案をまとめた段階の1990年9月、高橋座長が急逝された。亡くなられる直前まで非常に熱心なご指導を頂いたこともあり、本研究会は高橋座長の意志を継承するものとして報告書を作成した。国際的な「開発と女性」問題の専門家として我々を啓発し、研究会を導いて下さった高橋座長のご尽力に対し深く感謝するとともに、心からご冥福をお祈りする。

平成3年2月

国際協力事業団

総裁 柳谷謙介 殿

「開発と女性」援助研究会 座長代行 目 黒 依 子

序 文まえがき

١.	「開発と女性」の基本的認識	
	1. 開発途上国の女性の現状	Ì
	2. 「開発と女性」の基本的考え方	3
	3. 国連を中心とする「開発と女性」の歴史的背景と取り組み	5
	4. 経済協力開発機構 (OECD) の「開発と女性」への取り組み	7
	5. 民間団体 (NGO) および研究機関の取り組み	8
	6. 我が国の「開発と女性」援助の現状	9
4.		
П,	我が国の「開発と女性」援助に関する提言	
		14
	2. 「開発と女性」援助の重点項目	16
	3. 「開発と女性」援助の実行を進めるための体制に関する提言	22
	用語説明	31
111,	現状分析	
	1. 女性とライフコース・アプローチ	41
	2. 女性の経済参加	47
	2-A 女性の経済参加	48
	2-B 女性と農業	61
	3. 女性と教育	71
	3 - A 女性と教育 ····································	72
	3-R 女性と教育 3-B マレイシアの社会と女子教育	
	3 B スシイングの住民に及り採用	
	4. 女性と保健	105
	4-A 女性と健康	10€
	4-B 女性と人口	121
	5. 女性と環境	135
	ひ + 二次 E.L. 与 *次 / 第	

	6. 女	生の参	かか を	足進	するた	こめの	体制	と手	法・			,			*******	. 149
IV.	資料											·.				2
	1. 援	功分析	î,						• • • • • • •				•••••	*****	•••••	·· 169
	2. 援」	功の参	\$考例	1 4 4 1			• • • • • • •		******	• • • • • • •		•••••	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•••••	•••••	207
		N S I	r R A v	Nチ	エック	クリス	. 1			******					******	
	4, W			÷.				ν r			*****	••••	144447	******		227
	分野別 分野別									 ス名簿	•			•		
				· .												
	4. 4				. •											
											•					
					:								liv.			

1. 「開発と女性」の基本的認識

1. 開発途上国の女性の現状

現在の世界人口約53億人のうち、77%に当たる41億人は開発途上国に住んでいる。この 割合は増加を続けており、西暦2025年には84%にまで達すると予測されている。特にアフ リカ、南アジアにおいて高い人口増加率が続くと考えられている。途上国人口の、約半数 は女性であり、女性を視野に入れない開発というものは考えられない。

開発において女性が果す役割に関して世界的に関心が高まっているが、途上国の女性がおかれている状況は、ほとんど改善されていない、という厳しい指摘がある。「国連婦人の十年」の最終年に当たる1985年に開催されたナイロビ世界女性会議では、各国における女性の状況がどの程度改善されたかに関して審議が行われた。その結果、世界のいたるところで女性問題に関する「意識」の向上は確認されたが、女性がおかれている状況にはあまり変化が見られない、という報告が多く提出された。

途上国の女性がおかれている状況は、各国の政治、経済、社会、文化、宗教などによりさまざまであり、一般化は難しい。さらに、同じ国の中においても、社会階級、居住地域、雇用形態などにより、その特徴やニーズは異なる。女性の状況が向上していないという背景には、このような多様な女性の状況が的確に把握・分析されていないこと、並びに、開発に女性が果たしている重要な役割が十分に認識されていないために、開発計画やプログラムの対象として女性が組み込まれていないという現状がある。従来、開発計画において女性は周辺的(marginal)な存在でしかなく、男性と同様に開発の中心的役割(mainstream)を果すものであるという認識はなかった。しかし、近年、そのような考え方は、女性にとってのみならず、開発を進める上でもマイナスであるという認識がされるようになってきている。

女性の経済参加

全世界の就業している女性の総数は、1985年現在、6億7,600万人である。この数字は、 西暦2000年には8億7,700万人に達すると推定されている。女性が労働人口に占める割合 は増加しており、1988年現在では、途上国で平均32.1%、先進国で平均41.1%である。

途上国の女性労働者の部門別割合は、1985/87年、平均59%が農業部門に、13%が工業部門に、28%がサービス部門に従事している。全体的には、農業部門の割合は減少し、工業部門、サービス部門が増加する傾向にある。しかし、女性労働者のうち農業部門に従事するものの割合が70%以上の国は、現在、世界で30数か国あり、そのほとんどがアジアやアフリカの後発開発途上国である。ブルンディ、ルワンダ、ネパール、ブータンの4か国では、実に90%以上を占めている。

途上国の女性の8割は、農村地帯に住み、家庭内労働と農業生産の両方に携わっている。

近年では、男性の都市部への流出などにより、農村地域で、20-30%、地域によっては40%以上の家庭において、女性が一家の戸主である(women-headed households)こともあり、女性が一家の収入の大部分を担っている地域も多い。都市部においても女性は雇用労働、インフォーマルセクターにおいて大きな割合を占めている。

しかし、家庭内労働、自給的農業、およびインフォーマルセクターでの労働は、明確にGNPに換算されたり、国家統計に現れてこないため量的な計測が難しく、これまで開発計画の対象から除外されてきた。雇用状況に関しても、途上国の統計の不備や定義のあいまいさなどから判断すると、実際の数字はもっと高いものであると推定される。

「世界中で労働に費やされる総時間の3分の2は女性によるものだが、女性が得る収入は全世界の総収入のわずか10分の1であり、世界の資産のわずか1%程度しか所有していない。」と、言われている。その主な原因は、生産手段および意思決定(decision-making)に対する女性のアクセスの不足にある。つまり、生産活動を拡大したり事業を開始するための金融へのアクセス、生産性の向上や経営・マーケティングに関する知識や情報へのアクセスなどが限定されていることが多く、女性が主体的に経済活動をする手段を容易に入手できないことが大きな問題となっている。

女性と教育

教育は、女性の自立を促し、社会全体の開発を進めるための基本的条件である。しかし、全世界の15才以上の人口(32億人)のうち28%に当たる約9億は非識字人口である。そのほとんどが途上国におり、その60%は女性である。低所得国の中には、女性の非識字率が90%を超える国もあり、農村地域では98%というところもある。このような国においては、農村地域の女性のほとんどが、読み書きができない状態である。

近年、初等教育に関しては、男女ともに高い就学率を達成した途上国も多いが、女子の初等教育における中退、中高等教育レベルでの女子の就学率の相対的低下などの問題は依然として解決されていない。途上国の中等教育の就学率は、男子が平均45%であるのに対し、女子は33%である。さらに、高等教育レベルになると、女子の就学率は5.1%に低下する。これは、先進国の33.1%に比べはるかに低い数字である。

後発開発途上国や、サハラ以南アフリカ(Sub-Saharan Africa)の統計は、更に低く、 半数以上の女性が小学校にも行かれない状態である。中学校に通う男子の数が女子の2 3 倍以上ある国も多い。読み書きができないために一方的に書類に署名させられ土地を取り上げられたり、不当な利子を払わされたり、薬の使用方法が読めないという日常的な問題のみならず、女子の教育の低さは、女性の賃金水準、職種の選択の幅、意思決定過程への参加、家庭内の栄養・福祉、子供の教育、家族計画、さらに、環境保全などに影響を与えている。また、貧困からの脱却を困難にし、社会全体の発展にとって計り知れない障害 となっている。

女性と健康

途上国の女性に対し保健や医療サービスへのアクセスを容易にすることは、次の世代を 生み育てる、また、家計の主な稼ぎ手としての女性の健康を向上させることであり、本人 への直接的な効果のみならず、社会的、経済的なさまざまの意味を持つ。

女性が必要な保健医療サービスが受けられないことは、妊産婦の死亡率や乳幼児死亡率の高さに通じる。現在、途上国において、正式に訓練を受けた人の介助が出産時に受けられる妊産婦の割合は、42%しかない。さらに、後発開発途上国では、約4人に十人が訓練を受けていない介助者により、不十分な設備のもとで出産している。乳児死亡率も、先進国では出生1000人に対し15人であるのに、途上国では79人、後発開発途上国では124人となっている。低体重児の割合も、途上国では先進国の3倍以上もある。

女性や子供の健康を保持するためには、家族計画の普及も欠かせない。世界人口は急激な増加を続けており、このまま進むと21世紀末には 110億人に達すると推計されている。 1985-90 年の平均人口増加率は、先進国では0.53%であるが、途上国・地域では2.1%である。爆発的人口増加は、途上国、中でも特に貧しい国々に起きており、一人当たりの食糧生産の減少による健康上の問題ばかりでなく、資源の枯渇や環境破壊、都市への人口集中などを引き起こし、社会全体に深刻な影響を与えている。

人口増加の大きな要因となっているものの一つに、情報不足と貧困による多産がある。 途上国の家族にとって子供は不可欠の労働力である。また、社会保障制度が不備な国では、 子供は親が自分の老後を託す唯一の存在である。医療水準が劣悪な状態では、子供が生ま れても無事に成長するかどうか分からないため、保険をかけるようなつもりで子供をたく さん生む。したがって、子供を多く生んで、その多くが死ぬということになり、母体の健 康への影響も大きい。多くの場合、女性に避妊の情報やサービスが与えられていないこと が大きな原因となっている。

このように、途上国の女性がおかれている状況は、極めて複雑であり、多面的かつ密接に関連している。途上国社会の開発を進めるには、女性への配慮および女性の参加が不可欠であり、そのためには、女性の現状を十分認識した上で開発努力を支援していくことが重要である。

2. 「開発と女性」の基本的考え方

「途上国の開発に女性が果たす役割」、「開発と女性」という場合の「開発」とは、経済指標のみで計測されるような経済成長だけを意味するのではなく、開発途上国の総合的

な社会・経済的開発を意味している。この考え方の根底には、「人」を中心とした、生活の質の向上を目指す社会開発こそが経済発展の基礎であると同時に、開発の究極の目的であるべきであるという思想がある。「開発と女性」の基本的考え方は、女性を開発の受益者として捉えるだけではなく、積極的に開発を進める担い手として認識することである。従来、途上国が進める開発計画やプログラムは、女性を単なる社会福祉計画・プログラムの対象として捉えることが多かった。しかし、前述の途上国の女性に関する現状からも明らかなように、女性は、経済、教育、健康など多面的な分野で重要な役割を果している。したがって、すべての開発分野において、女性が受益の対象として組み込まれるだけでなく、女性の参加が積極的に推し進められていくことが、開発を進める上で不可欠になってくる。さらに、女性が積極的な開発の担い手となるためには、女性の状況を改善する必要がある。つまり、女性の教育機会を向上させ、経済的自立が達成されるような訓練、情報、生産手段などへのアクセスを容易にし、さまざまな意思決定過程への参加を強化することが必要になる。このような考え方は、近年途上国側から明示されているばかりでなく、その開発と密接な関係を持つ先進国側にも共通の認識として存在する。

「開発と女性」の基本的考え方を要約すると、開発の究極的目的を達成するために、(1)受益者のみならず、開発の担い手として開発のすべての分野およびプロセスに女性が積極的に参加すること、そのためには、(2)女性のおかれている社会・経済的状況を改善し、女性の全般的な地位向上を促進すること、さらに、(3)途上国、先進国双方の国際理解・協力を深める、ということである。

この考え方は、世界的に広まった一連の女性の地位向上の動きと、1960年代に活発になった途上国の開発努力を背景に発展してきたもので、開発を進めてきた実際の経験を通じて徐々にその重要性が確信されるようになった。つまり、途上国が開発プログラムを実施する際に、当該地域で女性が果たしている社会・経済的役割に十分配慮しなかったために、女性に対してマイナスのインパクトを与え、それが結果として地域の開発効果を低下させてしまった経験や、当該地域の男女別の役割を明確にしなかったために、ターゲットグループが適正でなかったことへの反省から、女性を受益者および担い手として重視することは、開発プログラムの成否にかかわるという認識が生まれたのである。さらに一歩進んで、女性の役割を重視し、開発活動に女性が参加することによって、地域全体の開発効果が高まったという成功例も多い。

我が国の開発援助は近年の量的な拡大に伴い、質的にもより広範な社会経済的効果をもたらすよう求められている。そのような期待に的確に応えるためには、途上国の女性が果たしている役割を正確に認識し、開発における女性の役割を積極的に大きくしていくような援助を実施することが急務である。そうすることにより、途上国の開発がいっそう促進され、我が国の援助も有効に活かされることになる。

3. 国連を中心とする「開発と女性」の歴史的背景と取り組み

この「開発と女性」(Women in development: WID)という概念は、我が国ではまだ十分 定着していないが、国連や国際的な開発協力の場では、既に20年以上前から重要な課題と して認識されており、それに基づく活動が展開されてきた。以下、国連を中心とした女性 の地位向上の一連の活動と、1960年代から数次におよび提唱されてきた「国連開発の十年」 の動きを背景に、「開発と女性」の概念が発展してきた歴史的経緯を述べる。

3-1 女性の地位向上のための活動

国連は、加盟国の国際協力に関して広範な分野にわたり審議、勧告する場であり、我が国は、1956年に加盟して以来、積極的にその活動に参加してきた。

国連は発足後、女性の市民的権利の確保、性差別の撤廃を目標として、各国の法整備を促すことに重点を置いてきた。1947年に「世界人権宣言」を採択し、性による差別の禁止を提唱した。その後、国際労働機関(ILO)の「男女同一賃金」を初め、「婦人の参政権」「既婚婦人の国籍」「婚姻の同意、最低年齢及び登録」など種々の条約の採択を通じ女性の地位向上に努めてきた。さらに、これらの条約を集大成する形で、1967年、「女子に対する差別撤廃宣言」を発表し、1979年にはそれが、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という形で採択されるに至った。我が国もこの条約を1985年 6 月に批准している。

国連はまた、女性の地位向上に関する国際的な関心を高め、各国の政策の推進を図るための啓蒙活動にも力を入れてきた。特に1975年の国際婦人年を契機に、従来の取り組み方の枠を越え、より総合的観点から女性の地位向上のための活動に取り組むようになった。メキシコで同年に開催された世界女性会議の成果を踏まえ、1976-1985 年を「国連婦人の十年」と宣言する旨が、第30回国連総会(1975年)で決議された。これに伴い、女性の地位向上のために世界的規模で取り組むことを決定した。

この「国連婦人の十年」の主要なテーマとして、「平等」「平和」と並んで「開発」が当初から重要視されてきた。メキシコで採択された世界行動計画は、「開発」に関して、この行動計画の目的は、国際婦人年の目標を達成するために、(途上国の)低開発問題と女性を不利な立場においている社会経済的構造に関する問題を解決するために国内及び国際的な行動を啓発することである(応15). . . 開発の主要な目的は、個人ばかりでなく、社会の福祉の向上を持続的に向上させ、すべての人に恩恵を与えることである。開発はそれ自体が望ましい目的であるばかりでなく、男女平等及び平和の維持のための最も重要な手段である(ハ521)」と、述べている。

さらに、我が国を含む 157か国の代表により、1985年ナイロビ世界女性会議で採択され

た「ナイロビ将来戦略」でも、開発における女性の役割について次のように指摘している。 「開発における女性の役割は、総合的な社会経済開発の目標と直接関連しており、すべて の社会にとって基本的なものである。開発は、総合的な開発であって、政治、経済、社会、 文化、その他のあらゆる側面の開発、経済その他の資源の開発及び人間の肉体的、精神的、 知的、文化的成長を含むものを意味している。(4512)」

このように女性の地位向上に関する動きは当初、男女平等権などに関するものが主体であったが、「国連婦人の十年」を一つの大きな契機として、「開発と女性」という課題が世界的に重視されるようになったのである。我が国も、一貫して「国連婦人の十年」の当初より、積極的に代表団を各世界女性会議に送り、行動計画やナイロビ戦略の作成に参加し、女性の地位向上のために多大な努力をしてきた。

3-2 国連の開発戦略

国連はまた、設立当初より、貧しい国々の開発努力への支援を大きな課題としている。 既に1961年、開発途上国のための「第一次国連開発の十年」を発足させ、援助計画への国際協力を呼びかけた。ついで、第二次、第三次の開発の十年が継続され、国連の開発援助活動は拡大を続けた。

このような努力が進められる過程で、途上国の社会経済開発における女性の役割が注目されるようになったのである。特に、農村開発、食糧の増産、人口爆発の抑制、衛生状態の改善などのためには、女性の役割が不可欠であることが認められた。そこで、開発をより効果的に進めるためには、女性の潜在能力を顕在化し、それを開発の全過程に有機的に取り入れるべきであるとの認識が深まり、WID(Women in development)という概念が形成された。「第三次国連開発の十年」の国際戦略には、女性の開発への参加について特別の条項が盛り込まれている。

一方、1946年に国連経済社会理事会の下に発足した「婦人の地位委員会」においても、途上国からの加盟国数が増大するにつれ、開発と女性問題に関する関心が次第に高まった。途上国における女性の市民権、差別などの問題のみならず、貧困からの脱却、社会経済両面の生活向上を目指す開発が不可欠であるという認識が生まれた。同時に、国連や先進国により行われる開発援助活動が、しばしば女性を疎外しているために、女性は開発の恩恵を享受できないばかりか、むしろ開発の犠牲者になり易いという事実が注目されるようになった。1966年以降、婦人の地位委員会の議事項目に「開発への女性の統合」が含まれるようになり、やがてこれは「開発の諸段階への女性の参加」という積極的な理念へと発展する。すなわち、開発のプロセスのすべての分野、すべての段階に、受益者として、また行為者として、女性が男性と平等に参加すべきであるという考え方が定着していったのである。

以上のような経緯で、女性の地位向上の動きと、開発協力の動きが統合されて、「開発 と女性」の概念が発展してきた。

3-3 国連婦人の十年および開発戦略の成果

「国連婦人の十年」および開発戦略を中心とする一連の開発努力の具体的成果として、途上国の女性の活動を支持するため、新たに国連婦人開発基金(UNIFEM)や国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)が設立されたことは、画期的なことである。UNIFEMは、1978年以来、途上国において政府及びNGOが実施するWIDプロジェクトを直接支援してきた。また、地域別援助計画を作成し、アフリカ経済委員会(ECA)やアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)を初めとする国連地域委員会、国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)、国連児童基金(UNICEF)など他の国連専門機関のWIDプログラムを支援してきた。INSTRAWにおいても、研究調査、訓練、情報活動を通じて途上国の開発と女性の問題の解決に努めてきた。「国連婦人の十年」の目標及び行動計画に沿って、各国際機関は組織や体制の強化に努めてきた。それぞれに「開発と女性」に関する行動計画やプログラムを作成し、「開発と女性」を担当する部や課を設置して組織の拡充に努めてきた。また、相互のプログラムの重複を避け、協力関係を強化するためにアド・ホックな「WID国連機関間会合」も設置された。相互協力をいっそう強化するために、「ナイロビ将来戦略」に基づき「WID国際機関相互協力中期計画」(1990-95)が作成され、現在執行されている。

4. 経済協力開発機構(OECD)の「開発と女性」への取り組み

我が国を含む先進18か国とECから構成されている経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)は、開発の分野で極めて重要な役割を担っている。DACメンバー国は、国連その他の国際機関への協力ばかりでなく、二国間援助における援助国(ドナー)としての役割を果たしている。1960年、OECDは設立と同時にDAC(OECD設立以前に設置されていた開発援助グループ [DAG] を統合)を設けて、途上国開発援助の推進、調整を図っているが、今日、途上国に対する政府開発援助資金総額の9割以上がこのDACメンバー国からのものである。

DACでは、1975年の国際婦人年を契機に、第1回開発と女性に関する専門家会合を開催した。1977年には、カナダ国際開発局(CIDA)の資金協力で「開発と女性」に関する非公式会合が開かれ、このテーマをDACの会合で正式に取り上げるように提案した。その結果、1978年3月に「開発における女性の役割」に関する非公式会合が開かれることになった。その後、1978-1983年の間に、アメリカ、スウェーデン、ベルギーなどの主催

で会合が持たれ、「DAC/WID専門家グループ」が結成された。そして、開発援助において、政策決定者、生産者、受益者としての女性の役割向上を図ることは、援助国・途上国の双方にとって有意義であるとの認識が確立するのである。

1983年には、「開発における女性の役割支援のための援助機関に対するガイディング・プリンシプル」が、DAC上級会合で採択されるに至った。これは、DACメンバー国に対し、援助を実施する際に、途上国の女性の役割をいかに組み込むべきかということを示したものである。1985年に「ナイロビ将来戦略」が採択されると、DACは「ナイロビから2000年へ:DACメンバーのとるべき行動」という文書を策定、またこれに基づいて、1989年にガイディング・プリンシプルの改訂を行った。我が国もDAC加盟国の一員としてこのガイディング・プリンシプルを尊重するという基本的な立場を取っている。

このプリンシプルは、「社会全体の利益のために、開発への女性の十分かつ積極的な参加を促進するうえで、それぞれの援助機関を助けるもの」であり、持続的開発という目的達成のためには、プログラムやプロジェクトの企画、実施の段階で男性と女性双方のニーズと利益が十分に認識されるべきであり、資源、サービス、教育および訓練への平等な機会が女性にも与えられることが必要十分条件であるとしている。DAC上級会合はさらに各国に対し、その実施に必要な行政機構整備を行うことを奨励し、WID専門家グループによるプリンシプルの定期的レビューを定めた。

5. NGOおよび研究機関の取り組み

欧米の先進諸国では、従来NGOの間で開発と女性に関する関心が非常に高く、独自に、あるいは政府と協力しながらWID関連の活動をしてきた。途上国の草の根レベルで活動するNGOは、プロジェクトが成功するためには、女性の参加が不可欠であることを身をもって体験している。従って、開発一般に関するプロジェクトのみならず、女性に直接関連したプロジェクトに多くの人的、資金的援助をしてきた。

これらのNGOはまた、「国連婦人の十年」の5年ごとの世界女性会議に並行して、NGO世界女性会議を開催し、途上国のNGOとの連携を進めて来た。数多くのネットワークが誕生し、途上国の女性の問題は先進国の女性の問題でもあるという視点が確立した。近年は、数か国でNGOによる「UNIFEM国内委員会」が設立され、UNIFEMへの広報活動、資金協力も積極的に展開されている。

また、欧米の大学では開発学部を設けるところが多く、その中でWID研究を進めるものも少なくない。米国では、1983年にWIDを対象とする国際学会(Association for Women in Development)が組織され、活発な活動を展開している。同学会は、1990年11月、「1990年代の開発への挑戦:世界的規模での女性のエンパワーメント」をテーマに、第4回大会をワシントンで開催した。この大会には、世界各地から800名近い研究者、政策決

定者、実務家などが参加し、政治、経済、文化、教育の面からの女性のエンパワーメント について討議を行なった。

6. 我が国の「開発と女性」援助の現状

6-1 基本的な立場

我が国の政府開発援助は、「相互依存関係の認識」と「人道的配慮」を基本的理念としている。女性問題に関しては、1989年6月22日の参議院本会議において「国際開発協力に関する国会決議」がなされ、この中で、「貧困の克服等、基本的な生活条件の向上に重点を置き、特に女性及び子供に配慮する」ことが国際開発協力の基本的原則の一つとして確認されている。

また、我が国は「ナイロビ将来戦略」を受けて、1987年に、「西暦2000年にむけての新国内行動計画」を策定した。この計画では、「国際協力及び平和への貢献」という目標を掲げ、国連の諸活動への協力、開発途上国の女性に対する技術協力の推進、国際協力の推進を通じて女性の平和への貢献に努めることを提唱している。

6-2 取組の現状

我が国のODAは、1977年より累次の中期目標策定を通し拡充を続けてきた結果、1989年(暦年)のODA実績総額は、89億6,500万ドル(支出純額ベース)となり、米国を抜き世界第一位になった。しかし、他のDACメンバー国のように、「開発と女性」に関する包括的な行動計画および具体的実施案は作成されていない。DACが1983年に採択した前述のプリンシプルに対しても、それに応えて我が国独自のプリンシプルを作成することはなく、世界への貢献を唱える日本としては極めて遺憾なことであったと言うべきであろう。しかし、我が国でも近年ようやくWIDへの関心が芽ぶき始めており、これを一層明確な行動へと具体化して、世界最大の援助国である日本に向けられている期待に応えることが求められている。

6-2-1 二国間援助におけるWID

我が国の二国間援助の現状を見ると、各形態の下で女性を主たる対象としたり、女性の 生活や労働に関連の深いプログラムやプロジェクトへの事例はあるものの、女性を開発の 担い手として認識し、その役割を拡大することを直接の目的として積極的に打ち出してい る事例は少数に過ぎない。

技術協力に関しては、研修員受入、専門家派遣、プロジェクト方式技術協力などによる

母子保健・家族計画、看護教育、婦人行政などの分野で、女性を主たる対象とする協力を実施している。農村の生産基盤整備や飲料水供給などの女性の生活環境改善と労働に関係の深い分野の開発調査においては、女性の労働節約に配慮した調査・計画の事例が見られる。また、青年海外協力隊員の約3分の1は女性であり、女性隊員が幅広い分野で活動しているほか、男女を問わず農村女性の収入向上や地域開発の活動に協力している。

資金協力においては、無償資金協力による看護学校や小・中学校の建設、農村飲料水供給などの施設建設、有償資金協力による上下水道整備、小規模灌漑、ツーステップ・ローンによる小規模農家への貸付等の女性に関連の深いプロジェクトに対する協力が行なわれてきた。

平成元年度に新設された小規模無償資金協力制度とNGO事業補助金制度では、途上国の女性組織が実施するプロジェクト等への支援が行われた。

しかし、中堅行政官や専門職の女性を直接の対象として明確に意識した少数のプロジェクトを除けば、総じて女性の役割と参加に対する明確な目的意識や意識的な分析・配慮・評価の実行という姿勢は希薄であり、援助の計画・実施の各段階で女性の受益と参加について、どのようなチェック、配慮が行なわれ、どのような効果が認められたのかという記録も十分でない。

6-2-2 多国間援助におけるWID

我が国は、国連機関および政府間機関などに資金拠出、人材派遣などを通じ「開発と女性」関連のプロジェクトを支援してきた。「開発と女性」のプロジェクトに直接資金協力しているものには、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)などがある。しかし、我が国の「開発と女性」に関するプログラムやプロジェクトに対する拠出額は、他の先進国に比べると必ずしも高いとは言えない。

6-2-3 地方自治体およびNGOの取り組み

近年地方自治体においても、「地方の国際化」の一環として、途上国との協力が注目されるようになり、各自治体では、交換留学生の受け入れ、友好訪問、セミナーなどの交流活動が活発である。しかし、開発協力という視点を持つ活動は未だ少なく、今後国際協力に対する理解・関心が高まっていく中で効果的にWIDの考え方が盛り込まれ、裾野の広い活動が展開されるよう期待したい。

また、我が国政府の女性の地位向上のための「西暦2000年にむけての新国内行動計画」に呼応して、民間レベルでも「西暦2000年にむけての民間行動計画」が作成され、女性の国際協力の重要性を掲げている。こうした動きは女性関係のNGOのあいだでも活発になってきているが、国内における女性の地位向上、男女平等に関する活動に主眼を置いてい

ることから、開発協力や開発教育にまで関心を広げられないというNGOも多い。

女性関係のNGOの他に、開発協力を主たる活動とするNGOも近年増えており、活動規模、資金、技術、人材、NGO間の連携などが十分とは言えない状況ではあるが、途上国の草の根レベルで活躍し、着実に経験を深め、実績を伸ばしている。全体としてみれば、未だWIDに対する明確な視点を持つものは少ないものの、近年ではUNDPなどと協力して、女性の農業技術訓練や生活向上プロジェクトを実施するNGOも現れており、今後一層WIDについての理解が深まり、活動に反映されていくことが期待される。

川, 我が国の「開発と女性」援助に関する提言

社会経済開発は、男女を問わず社会を構成する住民の参加によって実現される「参加型開発」であるべきであり、途上国の男女が開発過程における意思決定への参画を含めた真の参加者となるためには、教育、雇用、健康等の基本的な必要事項が充たされるべきである。われわれは、開発途上国の人々が貧困と闘い、みずからの経済的・社会的な自立を達成するための努力と、これを支援する開発援助の必要性を十分に認識しなければならない。貧困人口の増大や食糧生産の停滞、環境の悪化などの諸問題への取り組みは、持続的開発の優先課題となっているが、これらの問題は、途上国の女性の生活に特に厳しい影響を与えており、彼女たちが積極的な担い手としてその解決に参加して行くことが必要である。

我が国においては、これまで「開発と女性」援助の視点に対する認識が十分であったとはいえず、80年代の半ばまでに独自の「開発と女性」ガイドラインを策定した他の先進援助国と比較すると、この点における取り組みが遅れていたことは否めない。このような現状を改善し、開発活動が女性に不利益をもたらすことを回避するとともに、途上国の女性の開発のあらゆる段階への参加を促進する努力を側面から支援していくためには、我が国における「開発と女性」についての意識の向上を図り、「開発と女性」援助を積極的に推進することが必要である。

「開発と女性」援助を推進するためには、まず我が国の開発援助の取るべき基本的姿勢やアプローチを明確にしなければならない。次に、途上国の女性の経済的な自立と開発への参画を支援するために、わが国が重点的に取り組むべき項目と配慮すべき事項を検討すべきである。また、一貫した方針の下で「開発と女性」という課題に継続的に取り組み、効果的な援助を実施するためには、援助実施体制の整備を進めることが不可欠である。

「開発と女性」へのアプローチとしては、我が国が、「開発と女性」を積極的に支援するという意図を表明し、各セクター相互の関連に注目した横断的な視点から、援助対象国・地域の女性の特性に配慮して開発援助の計画、実施、評価のすべての段階に女性の視点を組み込むことが重要である。

援助の重点項目としては、訓練や技術普及を通じた経済参加、教育、健康の促進と環境保全を重視し、途上国内の女性関連の施策のためのナショナル・マシーナリーを始めとする組織の強化と情報活動の促進を支援すべきである。

援助実施体制の整備に関する課題のうち、援助実施機関におけるWIDユニットの設置・強化、援助に携わる人員の訓練とWID専門家の養成、マニュアル・チェックリストの整備等については早急に着手することが望ましい。さらに、「開発と女性」援助に対する国内の幅広い理解と支持を得るためには、NGO等他の機関と連携・協力し、開発教育の促進を支援することも重要である。

1. 「開発と女性」へのアプローチ

我が国は、開発における女性の役割を積極的に拡大するようなアプローチが必要である という認識と、「開発と女性」の基本的考え方に基づき、今後一層の援助を実施すること が期待される。究極的には、我が国の援助が途上国の主体的かつ持続的な開発を促進する ことにつながらなければならない。

このような観点から本研究会は、開発と女性に関する援助を進めるため、次のアプローチを提示する。

1-1 「開発と女性」を重視する政策の意図表明

我が国はまず、開発援助において女性に配慮した援助を積極的に進めるという政策的意図を明確に表明することが必要である。高いレベルでそのような政策的意図を表明すること、また、途上国との政策対話等においてもそのような政策的意図を表明していくことが重要と考える。

我が国の援助は、途上国政府の主体性を尊重するという立場を取っている。しかし、途上国においては、女性は政治的にも社会的にも必要な情報、教育、その他の社会的サービスから疎外されていることが多いため、開発計画・プログラムの選定や決定の過程への参加が制限され、その声は国の開発政策・計画やプロジェクトに反映されにくい。途上国との政策対話等を行う際には、このような状況にも十分配慮する必要がある。また、こうした我が国の姿勢や過去のWID支援の実例を示した広報資料等を作成し、配布することも有効な意図表明の手段となろう。

1-2 地域社会ごとの女性の特性に配慮したアプローチ

途上国の女性がおかれている状況は、政治、経済、社会、文化、宗教などにより様々であり、一国内においてさえも社会階層、雇用形態、居住地域、家族構成などにより価値観やニーズが異なる。途上国の女性は、一般的に均質な画一的グループとして捉えられがちであるが、援助を進める際には地域社会ごとに、女性の特性に配慮したアプローチ(differentiated approach)を取ることが必要である。その際には、男女間の社会的役割や労働分担のパターンに留意するばかりでなく、女性の開発への参加を阻んでいる社会的、慣習的要因を考慮し、より積極的に女性が開発に参加できるような方法を考えることが重要である。他方、援助を進める際に、近代化を早急に押し進めるあまり、女性独自の文化や価値観が破壊されてしまわないように配慮し、さらに、女性がその地域社会において尊厳を失わず開発を進められるような方法を考慮することが重要である。

1-3 地域総合開発の視点に立つ横断的アプローチ

途上国の女性がおかれている状況は複雑であり、従来のセクター別アプローチのみでは十分に対処できないことが多いため、いくつかのセクターを含んだアプローチが必要である。例えば、女性の経済的活動を促進するためには、技術や資金などの生産手段ばかりでなく、情報、教育、訓練などへの総合的なアクセスが必要となる。さらに、継続的に経済活動を維持していくための根本的な条件である健康を保つためには、保健医療サービスが必要である。また、家族計画の普及を目的とする場合には、女性の健康や教育などの要素を無視してプロジェクトを進めることはできないし、家族計画に必要な手段を入手できるかどうかは、女性の経済力に依存することが多いという点も考慮する必要がある。

さらに、援助の対象となる女性の視点に立ち、そのニーズを的確に援助に反映するためには、地域総合開発の視点に立ったアプローチが必要である。これは、当該地域の政治、経済、社会すべてに有機的に対処しようとするアプローチであり、その過程で、女性の役割やニーズを明確にし、積極的に女性の直接的参加を促進しようとするものである。これは、その地域社会全体の開発を効果的に進めるための重要な条件である。

1-4 WIDの視点を開発の全てのプロセスに反映させる縦断的アプローチ

縦断的なアプローチとは、援助を進める際に、プロジェクトの計画、立案、実施、評価の全てのプロセスに、WIDの視点を反映することである。つまり、開発の受益者としてだけでなく、積極的な開発の担い手としての女性の役割を重視したWIDの視点が援助の始まりから終わりまで一貫して組み込まれることである。開発プロジェクトの計画、立案という最初の過程だけにWIDの視点を組み込んでも、それが実施過程において採用されなければ、援助の効果は上がらない。また、WIDの視点が最初から組み込まれていなければ、事後評価の過程において、インパクトや参加の度合を男女別に計測することは不可能である。

WIDの視点の重視とは、本来、男性の視点を排除することではなく、それをも含む多元的視点を意味するものである。従来の視点では、対象をきめ細かく捉えることが少なく、結果的に、女性、子供、社会的に少数のグループなどへの配慮が欠如したり、受益者の層が偏ったり、開発の恩恵が必ずしも広範に行き渡らない危険性がある。男女別の視点を取り入れることにより、きめ細かく需要を掘り起こすことが可能になるばかりでなく、ひいては、男性や子供を含むコミュニティー全体の開発努力が活性化され、開発が効果的に促進されることにつながることが期待できる。

2. 「開発と女性」援助の重点項目

本研究会は、我が国の「開発と女性」援助の重点を、(1)経済参加の推進、(2)教育の普及と促進、(3)健康・医療・家族計画の促進、(4)環境保全への参加の強化の4項目とするのが適当と考える。さらに、これらの分野における開発の効果を確かなものとするために、(5)途上国内での体制の整備(ナショナル・マシーナリーおよびNGOの強化)と(6)情報へのアクセスの強化も、あわせて重点項目のが妥当であると考える。これらは、我が国の援助の基本理念及び援助の実際の経験と、本研究会で行われた途上国の女性の現状分析等を踏まえ、基本的かつ最も重要だと判断されたものである。援助を実施する際には、前述の「開発と女性」への4つのアプローチ全でが、これらの重点項目で取られるよう努力することが重要である。これらの項目は、相互関連性が強いものであり、長期的には横断的アプローチの導入が望ましいことは言うまでもない。

2-1 経済参加の推進

我が国が援助を進めるに当たり、途上国の女性の過重労働を軽減し、健康を損なわないよう配慮しつつ、女性の雇用機会の拡大、収入向上につながる職業・技術訓練を通じ、女性の経済活動を側面的に支援することは重要である。

途上国の多くの女性が携わっている農業関連分野においては、女性が担っている農業部門の生産性を向上させ、食糧の生産や確保に対し支援することが、地域社会全体の生産の向上につながると考えられる。したがって、時間と資源を節約できる適正技術の開発および普及、農業関連の訓練への女性の参加、さらに、生産活動の拡大や小規模な農業関連事業の開始を可能にするような融資制度へのアクセスの改善、などに援助することが重要である。また、全ての援助の中に、女性の組織化に対する支援を組み込むことにより、これらの課題がより効果的に達成されることも重視すべき点である。

近代化に伴い多くの女性が都市の工業部門やサービス部門に進出するようになったが、これらの部門で女性がおかれている状況の改善を支援することも重要である。女性の働く環境は整備されていないところも多く、職種が限られていたり、マネージメント・レベルに達することも少ないという問題がある。また、多くの女性が賃金の低い、保証もない不安定なインフォーマル・セクターで働いている。従って、女性が職種の選択の幅を広げられるようなマーケティングや経営を含む職業訓練の実施、よりよい条件で働けるような労働環境の整備、女子労働者教育などを重点的に支援することが必要である。

このような観点から、我が国の援助においては、以下のような途上国の開発努力を重視 し、支援していくことが重要である。

(1) 女性を対象とした適正技術の開発・普及の促進。

- (2) 雇用機会の創出、収入向上につながる職業・技術訓練の実施。
- (3) 融資制度などの生産資源へのアクセスの強化。
 - (4)インフォーマル・セクターにおける女性の労働条件・労働環境の整備。
- (5) コミュニティーにおける女性の組織化、および農業協同組合・労働組合 など組合活動への参加の促進。

2-2 教育の普及と促進

教育は開発を進めるために不可欠なものであり、教育を受けることにより情報や知識へのアクセスが加速される。しかし、多くの途上国では、女性の教育レベルは低く、女性が自らおかれている状況を改善することを困難にしている。したがって、女子の初等教育の就学率及び修了率の向上、識字率の向上を図るとともに、生活に必要な諸々の知識の習得を促進することが必要とされているのである。

各国の男女就学の格差、女子就学の遅れている社会文化的背景、中途退学の原因などに関して十分配慮し、最も基本的かつ重要であると思われる初等教育の普及に対し協力することが重要である。我が国は、基礎教育の広範な普及に関して優れた経験を持っており、それを活かした協力が期待できよう。更に、社会および文化的特性および発展段階の差異に配慮した教科書の作成や普及、女性教員の養成と質の向上、女子が利用できる教育施設の設置などの援助も有効であろう。また、現在多くの途上国において、15才以上の女性の識字率が低いことを考えると、識字教育だけでなく、雇用に通じる技術、衛生、保健、栄養、家族計画、資源・環境保全などの実用的な課目を含むノンフォーマル教育に対する協力も必要である。その際に、農村や地域の実情とかけ離れた内容の教育により都市への人口流出が増加したり、教育機会が平等でないために逆に貧富の差が開いてしまうことのないように十分配慮する。

このような観点から、我が国の援助においては、以下のような途上国の開発努力を重視 し、支援していくことが重要である。

- (1) 女子の初等教育の普及の促進。
 - (2) 女子教員の育成、ならびに各々の社会の実情に合った教科書・教材作り 及びその普及の促進を通じての教育の質の向上。
- (3) 女子が利用できる教育・訓練施設などの設置。
- (4) 成人女性の識字率の向上と、生活に必要な基本的知識及び情報の修得を 図るための教育・訓練の普及。

2-3 健康・医療・家族計画の促進

「女性と健康」における問題は、従来、母子保健・人口家族計画の枠組みの中で扱われてきた。しかし、女性の健康が単に次の世代を生み育てる母親の問題としてのみでなく、多面的な側面を持つものであることも注目すべき点である。女性は、家庭のみならず地域社会で健康を促進する役割を果しており、特に、医療施設が乏しい地域や、宗教や社会慣習で女性が公共の場に参加することが制約されている地域では、保健ワーカーやボランティアなどとして欠かせない存在である。また、従来看護婦、保健婦、助産婦といった保健医療従事者として必要なサービスを提供してきた点も見逃せない。従って、女性の健康促進のためには、成人教育の一環として、衛生・栄養教育を取り入れることや、保健サービスへのアクセスの改善、水くみ、薪拾いなどに伴う家事労働の軽減、男女別の保健医療データ整備の拡充に対し援助していくことが重要である。

途上国の乳幼児死亡率は依然として高いが、それはとりもなおさず女性の衛生・栄養知識・情報の欠如、経済力の低さ、ならびに母親の健康状態の悪さなどを反映している。また、近年の都市への急激な人口流入や、男性の海外出稼ぎなどにより、女性が世帯主である家庭が急増しており、女性の過重労働に拍車をかけている。

また、人口問題に関しても、女性は重要な役割を担っている。母子の健康促進を中心に 据えたプライマリーヘルスケアを基盤として、男性の参加をも含めた家族計画を促進し、 同時に、各社会の人口構造、人口移動に配慮した援助を進めることが必要である。

このような観点から、我が国の援助においては、以下のような途上国の開発努力を重視 し、支援していくことが重要である。

- (1) 地域保健サービスを中心とした女性の保健・医療サービスおよび情報へのアクセスの改善。
- (2) 母子の健康促進を中心としたプライマリーヘルスケアのプログラムおよび、それを基盤とした家族計画の促進。
- (3)女性を中心とした健康教育の促進。
- (4) 栄養、保健、医療、人口(静態・動態)等に関する基礎データの整備。

2-4 環境保全への参加の強化

今日の地球的規模の環境危機において、開発と環境保全をどのように両立させていくことができるのかは極めて重大な課題である。なぜならば、環境を考慮に入れなければ「持続的開発」は不可能だからである。

途上国の女性の多くは、自然に密接に依存した生活をしている。途上国の女性の約8割が農村地域に住んでおり、生活に必要な薪などの燃料や安全な飲料水の確保は女性の仕事

である。森林から必要な薬草、栄養のある木の実や根、家畜の飼料、ロープや生活用品を作る繊維、家屋の建築材料など、生活必需物資を集めることが女性の役割になっている。 したがって、環境の悪化は、女性に直接の影響を与えることになる。近年急速に進んでいる森林破壊により、それまでの生活圏は脅かされ、女性はこれまで以上に遠くまで出かけて必要なものを集めてこなくてはならなくなった。燃料不足は、毎日の炊事に支障をきたすばかりでなく、不衛生な水を煮沸せずそのまま飲むことにもつながり、子供が下痢症で死亡する原因にもなっている。

途上国の中には、生存を維持するための行動が、環境破壊のいっそうの原因となっているケースが多く見られる。さらに、その結果が自分たちに跳ね返り、生活レベルの低下をもたらしている。この悪循環を断ち切るためには、女性が自ら資源・環境を管理し、再生するための技術・訓練・資金の調達などが必要となる。

これまで女性が積極的に環境保全のための活動に参加できなかったのは、女性の教育・情報へのアクセスの問題、過重労働、土地の権利がない、重要な意思決定の過程に参加できない、組織力が弱い、などの理由があげられる。従って、各々の社会の特性に配慮しつっ、環境情報や環境教育の促進を通じ、女性の環境保全への積極的な参加を支援することが重要である。

このような観点から、我が国の援助においては、以下のような途上国の開発努力を重視し、支援していくことが重要である。

- (1)環境保全のプログラムやプロジェクトへの女性の積極的な参加の促進。
 - (2) 森林破壊、環境破壊が女性の社会的・経済的状況に及ぼすインパクトの調査。
 - (3) 必要な燃料や安全な飲み水が供給されるような方策の促進。
 - (4) 学校教育および成人教育における環境教育の促進。

2-5 途上国内での体制の整備 (ナショナル・マシーナリーおよびNGOの強化)

多くの途上国には、婦人省、社会福祉省の婦人局・課、総理府の婦人部門など、ナショナル・マシーナリーと呼ばれる女性関係の組織が存在する。これは、「国連婦人の十年」の成果として、女性問題を横断的、多元的に捉えようという試みで発足したものであり、その機能は、女性に関する政策の提言、政府機関及びNGOの女性関連活動の促進と調整、国内における女性問題の啓蒙活動、開発教育、国際的情報交換などである。

たとえば、すでにフィリピンでは、ナショナル・マシーナリーが中心となり、既存の国家開発計画に沿った女性のための国家開発計画 (1989-92)を作成し、各省庁や関係機関の実施状況やNGOの取り組みを調整・監視している。しかし、人材や資金不足から、計画

しているすべてのプログラムが実施されるとは限らない。他の途上国においては、同様の 計画作成能力、マネージメント能力に欠けるところも多く、その組織、体制、機能、プロ グラム実施、人的資源などの強化を支援することが急務である。

また、途上国には、女性の民間団体(NGO)や、草の根NGOなどが存在し、開発と女性に関連した活動を行っている。地域の社会制度などに精通し、地域コミュニティーに密着した活動をしているそれらのNGOを介して援助を実施することは、開発の効果が広範かつ効率的に行き渡ることに通じる。しかし、途上国のNGOには計画・立案、マネージメント能力などに欠けるものも多く、その活動が効果的に行われていないことも多い。したがって、援助の効果を高め、広範なボトムアップの援助を通じ、その地域の主体的、持続的発展を支援するためにも、途上国のNGOの計画、立案、実行能力の強化を支援することが急務であると考える。

これらの他に、多くの先進国のNGOも途上国において活動している。我が国は、途上国の開発のために援助している日本のNGOのみならず、日本に要請された内容が他の先進国のNGOと協力することにより一層効果的に実施されると判断された場合には、そのようなNGOに対しても支援を拡充する必要があろう。

このような観点から、我が国の援助においては、以下のような途上国の開発努力を重視し、支援していくことが重要である。

- (1) ナショナル・マシーナリーの組織、機能、人材、技術、プログラム実施能力の強化、および研究・情報・訓練センター、情報ネットワーク作りの促進。
- (2) 女性に配慮した国家開発計画およびプログラムの作成・実施。
- (3) 途上国で活動しているNGOが実施するWIDプロジェクトの推進。

2-6 情報へのアクセスの強化

途上国の女性は、都市部に住んでいればまだしも、電化されていない、交通の便の悪い農村地域にいる限り、情報や知識へのアクセスが限られている。社会的、慣習的束縛により、行動範囲が限られ、意図的に特定の情報から遠ざけられている場合もある。しかし、生産性の向上、適正技術、マーケティングや経営、衛生・保健・栄養・医療・家族計画、環境、家族や土地に関する法律、その他のさまざまな社会サービスなどについて、必要とする情報を女性が簡単に入手できるように支援することにより、女性の経済社会的状況は改善され、開発への参加が促進される。さらに、女性自身が必要な情報を自ら収集し、分析し、モニターする能力を身につけていくことによって、女性のみならず地域社会全体の生活の質を一層向上させることが可能になる。このような「参加型情報収集」活動を通じて、女性の「エンパワーメント」を促進し、社会全体の自立的開発に協力することが重要

である。

女性の社会的、経済的状況を的確に把握し、開発政策や計画に反映していくためには、 定期的に実施される国勢調査、人口調査、戸別調査に性別統計を組み込むことを徹底させ ると同時に、必要に応じてサンプル調査も加えた特定の女性統計や指標を整備したり、新 たに設置する必要がある。我が国は、統計に関して世界でも屈指の優れた経験と知識を有 しており、途上国における性別統計の収集、分析、集積、普及、およびそれに伴う人材の 訓練などに重点を置いた援助を実施することにより、この分野で途上国に貢献できること は多々ある。

途上国の女性に関する研究・調査は各国で実施されてきたが、情報が分散しており、一か所に集中していなかったため、情報の所在や入手方法も明確ではなかった。しかし、近年、女性に関する情報整備が重要視されるようになり、各国で作られた女性情報センターや情報ネットワークが、女性の社会経済指標及び統計のみならず、法律、適正技術や成功したプロジェクトの例などに関する情報も含めて扱うようになった。我が国でも地方自治体を中心に、女性センターが数多く設立されているが、それらのセンターと協力し、途上国や国際機関などとの情報交換、ネットワーク作りを推進していくことが急務である。特にアセアン諸国では、情報に関するニーズがすでに高く、今後要請に応じて早急に支援していくことが期待されている。

このような観点から、我が国の援助においては、以下のような途上国の開発努力を重視し、支援していくことが重要である。

- (1) 女性の情報へのアクセスの強化と、必要とされる情報を整備し、包括的に提供できるようなシステム作りの促進。特に、農村や離島の女性に対する情報、知識の普及推進。
- (2) 女性自身が生活向上のために情報を収集し、モニターできるような「参加型情報収集」の促進。
- (3) 途上国の性別統計やデータを整備するための、国勢調査、人口統計、戸 別調査にかかわる研修・訓練、技術協力の促進、並びに、各種の統計調 査、サンプル調査の促進。
 - (4) 国際機関、国際NGO、途上国のNGOなどと連携した情報ネットワーク作りの促進。

3. 「開発と女性」援助を進めるための体制に関する提言

前段において提言されたアプローチと重点項目に沿って「開発女性」援助を進めるためには、これに向けて援助実施の体制を改善していくことが必要である。早急に着手・実現すべき事項として(1) WIDユニットの設置を含む組織面の整備と(2)人員の訓練と専門家の養成、中長期的な目標の実現に向けて取り組むべき事項として(3) WID事業拡充とモニタリング・評価の充実、(4)調査研究の促進が考えられる。

さらに、開発援助実施機関のみならず幅広く国民のWIDに対する理解と支援を得、内外の諸機関との連携を目指して、(5)ネットワークの構築と(6)開発教育の促進の取り組みを進めるべきであろう。

3-1 WIDの実施促進に向けた組織面の整備

援助実施機関の中で、組織的にWID関連援助を促進するためには以下の措置をとることが望ましい。これらの組織整備のためには、援助実施機関において大幅な増員により十分な数の人員を確保することが必要であり、援助担当人員の拡大と組織整備を同時に推進することが不可欠である。

3-1-1 援助実施機関における企画・調整機能の強化とWIDコニット (WID Unit)の設置

本来WIDは社会経済開発のすべての分野にまたがる横断的な関心事であり、農業や工業とかけ離れて「女性分野」が存在するわけではない。したがって、援助実施のすべての部門がWIDに取り組むべきであり、各部門の参加によってすべての形態、すべての分野に女性の視点を組み込んだ援助を推進していくのが望ましい。

一方では「女性の視点」からみた開発の問題には、従来のタテ制の行政区分に従って区分し、それらに個別に対応したのでは十分に解決をみることができないために、従来の枠組に従った開発援助が取りこぼしてきた問題も多い。このような横断的課題への取り組みを支援していくためには、分野別・形態別にとらわれない統合的な視点(横断的アプローチ)で援助の企画・立案を行ない、これにしたがって各分野の活動を調整する企画・調整機能を拡充することが必要である。

さらに、各部門ごとの事業に対して助言し、全体としての総合的企画・調整を行なうためには、企画・調整機能の強化の一環としてWIDユニット(WID Unit)を設置し、継続的にWIDに取り組む必要がある。OECFでは、1987年度からWID担当者が指名され、WIDに関連する情報の取纏めや調査研究を実施しているが、こうした取り組みが一層強化されるべきであろう。

また、各事業部門や地域担当部門においては、WIDユニットと緊密に連絡をとりながら各事業ごとにWIDを促進し、その実施状況を把握していくWID担当者を置くことが望ましい。

3-1-2 在外事務所の強化とWID担当者の配置

在外事務所では、現地の女性の現状に関する基礎情報を収集し、相手国政府と国家開発計画や各分野・地域におけるWIDへの取り組みと支援策を話し合い、また、各国の援助機関の現地駐在事務所相互の情報交換活動に参加して、我が国のWID援助を促進していくとともに、実施中のWID関連プロジェクトをモニタリングする担当者を配置することが必要である。また、現地事務所の機能の強化と人員の拡充は、現地社会に適応した援助計画の策定や迅速な対応という面からも、WID関連援助推進の重要な条件である。

在外事務所等の活動を専門的・技術的な側面から支援し、効果的なWID関連プロジェクトの発掘や形成を行なうためには、プロジェクトの形成を担当する専門家を長期間派遣することが有効である。また、WIDのコンポーネントを組み込むべきプロジェクトの形成にあたっては、調査団にWID担当の団員を加え、現地の女性の事情を把握したプロジェクトの立案を図ることが望ましい。

3-2 人員訓練による意識の向上と実施手法の確立

WID関連援助推進のためには、組織の整備とともに、援助実施に携わる人員のWIDへの理解・意識の向上と、援助の現場で女性の参加と受益を実現して行くための具体的な知識・技術が不可欠である。JICA国際協力総合研修所を中心として実施されている各種の技術協力専門家研修のカリキュラムの改善やWID関連研修コースの設置を含めて、我が国における体系的な人材の訓練と養成に取り組むべきである。

3-2-1 援助に携わる人員を対象とする訓練の実施

援助の各プロセスに携わる担い手である人員に対して、開発における女性の役割の現状と問題点、開発計画や援助との関連で留意すべき点等についての意識を高め、それぞれの業務の中でWIDに取り組んでいくよう訓練することが重要である。研修・訓練の対象には、ODA実施機関で援助に直接携わる役職員や技術協力専門家に留まらず、民間コンサルタントや開発NGOスタッフ等を含めることが望ましい。

また、援助政策や指針の決定に携わる上級レベル職員におけるWIDへの理解と意識の向上は、WID関連援助の推進に不可欠であり、これら幹部役職員を対象とした研修を特に重視するべきであろう。

他国の援助機関の経験では、援助に携わる職員に対するWID研修を行なうことによっ

て、従来女性の開発における役割を福祉的な視点からしか把えていなかった援助担当者が、 経済的生産者としての女性の役割を視野に入れ、より総合的な立場から援助の立案・実施 にあたるようになったという成果が報告されている。このような意識向上のもたらす効果 に加えて、プロジェクト企画・実施・評価等のための、より具体的な方法論まで踏み込ん だ訓練研修を行なえば、我が国のWID援助を一層効果的なものにしていくことができる。

3-2-2 WID専門家の養成・確保と活用

DACの定義に従えば、WID専門家とは、「女性の経済的、政治的、社会的な資源へのアクセスを抑制したり促進したりする要因や、女性の自立や尊厳を制限したり拡大したりするような構造的・文化的な要因」と、これら諸要因の相互連関を分析し、援助計画の策定やプログラム実施の中に組み込んでいく手法を身につけた専門家である。例えば、アジア開発銀行では、農村住民の収入向上を目的とする農村開発計画策定の調査チームの中に女性の収入向上のための活動(養魚、養鶏、栽培、販売促進、組合等々)の基礎調査と立案を担当するWID専門家を1名含めることをコンサルタントに求めている。

WID専門家を調査員やコーディネーターに活用することによって、各分野の援助プロジェクトに女性の役割を組み込んだ開発計画立案を支援したり、WID-specific (女性を主たる対象とする) / WID-integrated (女性のコンポーネントを含む、あるいは女性の参加に配慮した) 援助プロジェクトの発掘・形成・実施を一層促進することが期待出来る。

残念ながら我が国にはこのような役割を果たすWID専門家は少なく、「開発」と「女性」の両面の知識と技術を有する専門家の養成が緊急の課題である。男女を問わずこのようなWID専門家候補を、各分野の開発専門家や帰国協力隊員、関連分野の研究者の中から募り、養成していくことが望ましい。

3-2-3 マニュアル、チェックリストの開発・整備

援助実施機関の職員や技術協力専門家、協力隊員がその日々の業務の中にWIDへの配慮を組み込んでいくためのもう一つの方策として、これらの職員・専門家が利用するためのプロジェクト運営管理や計画・立案、審査、評価用のチェックリストやマニュアルの整備が重要である。援助の手続きに従った縦断的なプロセス毎にチェック・ポイントを示し、調査・報告を必要とする事項や指標を定めたチェックリストと、各援助の現場でどのような具体的方法をとるのかの手順・手法を示したマニュアルを開発し、その使用を励行することによって、援助を途上国の女性が参加しやすい、女性のニーズを反映しやすいものにしていくべきである。これらのマニュアル、チェックリストの作成にあたっては、基礎研究活動や援助評価活動と緊密に連携をとり、援助の現場で得られた経験や情報をフィードバックして、常にこれを見直しながら充実したものにしていくべきである。

3-3 WIDを支援するための事業の拡充とモニタリング、評価の拡充

現行の援助のなかに女性の参加と受益を拡大し、援助全体の中にWIDを統合していくためには、各国、各分野、各形態の援助の中でWID-specific/WID-integrated 援助を拡充することがまず必要となる。また、プロジェクトごとの評価活動の拡充に加えて、援助全体としてのWID進捗の度合いを継続的にモニタリングし、さらなる量的・質的な向上に役立てていくべきである。

3-3-1 WIDを統合した援助の実施状況のモニタリング

DACの援助統計報告は、各援助国の全援助に占めるWID関連援助の実績を取纏めることを求めており、このような統計を導入することによって援助におけるWIDへの取り組み状況を数量的にモニタリングすることを期待している。また、DACのWID専門家会合では、WIDに対する取り組み方を、各メンバー国に対する援助審査に加えるように働きかけている。我が国も、DACメンバーの一員として、このようなモニタリングを行なう体制を整備することが期待されている。また、個々のプロジェクトの評価だけでなく、援助全体としてのWID統合の進捗状況を質的な面からもレビューすることも必要であり、年次報告書等にこうした報告を含めて、我が国のWID援助の進捗状況についての検討を行なうべきである。

3-3-2 直接参加型援助の拡充

我が国がこれまで実施してきた援助のなかでは、対象集団(target group)を明確に意識した途上国住民の直接参加型の援助や、単一の施設の設置や狭い意味での「技術」の向上に留まらず組織・制度を有効に運営していくためのシステム全体の整備(institution building)を直接の目的とする援助が手薄であったことは否めず、WIDを促進していくうえでは、このような点の改善を図るべきである。

女性の開発への参加の課題としてあげられる各種訓練や社会サービスへの「アクセス」を改善するためには、女性向けの施設を設置したり女性指導者・専門職を養成するだけでなく、これらの人的・物的「資源」が真に女性住民に届き、役立つように配慮し、支援することが必要である。このような女性のアクセスを促進する手段としては、技術普及・教育・保健・制度金融などの公的サービスの提供において女性を疎外しない制度や運営管理のありかたを研究・開発したり、技術的支援・監督活動を改善したり、中堅技術者だけでなく住民を直接対象とする訓練・普及を促進していくことが有効である。このような直接参加を含む計画に対しては、機材の提供や狭い範囲の「技術」移転に限らず、institution buildingを全体として支援するための、「モノ」として残らない訓練費、教材費等々のソフトウェアに対する支援が不可欠である。

3-3-3 小規模無償資金協力とNGO補助金の拡大

平成元年度にODAの中に新設された小規模無償資金協力とNGO事業補助金制度は、我が国の開発援助の新しいチャネルとして途上国の草の根レベルで活動する団体や途上国の地方自治体の活動を支援するものであり、今後とも一層の拡充が望まれる。これらの援助が、より多く途上国の女性団体が実施するプロジェクト(収入向上、技術訓練、法律相談等々)や、女性を主たる対象とするプロジェクト(識字教室、小規模金融等々)に提供されるように、各プログラムの実施指針、募集のガイドラインを策定して積極的な広報活動を行なうとともに、申請等の手続きをより簡素化してNGOが活用しやすい制度とすることが望ましい。また、すべての援助にWIDの視点を反映させるという点からは、他の基準による評価に加えて、どのプロジェクトについても女性の参加・受益が組み込まれているか否かという点からも評価が行なわれるべきである。

3-3-4 途上国女性の組織支援のための措置

途上国の女性組織が行なう活動を資金面で支援したり、先進国や国際NGOが開催する国際会議に途上国の女性が参加するための補助を行なったり、女性情報ネットワークへの資金援助を行なうなど、現在の援助体制のなかでは実現の困難な種類のWID援助を実現するためには、何らかのWID-specific な資金援助の方策が求められる。我が国においてはこのような資金援助のチャネルは限られており、少額でもこうしたニーズに迅速に答えることができないかという期待が存在している。

また、女性の問題に取り組む組織の強化や女性の参加を確保する制度の整備のためには、 小規模でも多年度にまたがる計画に基づく継続的な支援が有効であり、こうした継続的な 支援を可能とする方策や配慮が必要となる。

北欧諸国やオランダなどの国々では、このように政府の通常の開発援助事業で取り上げにくい女性組織や情報ネットワークへの支援のために、特別な予算枠を設けて柔軟な資金協力をおこなっており、我が国においてもこうした柔軟な資金提供方式の援助のありかたについて研究し、その実現に向けて検討を開始すべきであろう。

3-4 WIDに関する調査研究の促進

我が国の開発援助においてWIDは比較的新しい課題であり、開発計画や援助の各プロセスにおける取り組み・配慮の手法についての知識・経験が不足している。このような知識・経験の不足を補い、途上国の女性の現状を踏まえた開発援助を行なうためには、「開発と女性」に関する研究を深め、その結果を援助実施プロセスに反映させることが必要である。また、援助を効果的に実施するための支援活動としての調査研究の強化のみならず、援助の枠組の中で途上国自身の研究能力・開発計画立案能力を高めるための調査研究活動

3-4-1 WIDに関する援助計画立案のための情報収集と基礎研究の拡充

各国の女性の現状を的確に把握し、援助の企画立案、実施に役立てるためには、継続的に基礎情報を収集し、提供することが必要である。途上国の女性の抱える問題は、相互に共通性を持ちながらも彼女たちの住む社会の政治・文化的な条件や、所属する社会経済階層、年齢、世代などによって多様であり、援助の実施にあたっては、こうした女性の多様性を視野におさめた対応策が求められる。

国別・地域別に女性のニーズを認識しておくことは、これらのニーズに対応する国・地域別援助計画の立案の基礎となり、各プロジェクトごとにその都度ゼロから調査をするという非効率を避け、プロジェクト間の整合性を確保して効果的なWID援助を実施することにも資するものになろう。現在JICAが実施している国別援助研究会においては、各援助対象国の女性の現状や、各産業における女性の役割等についての分析を含めることが望ましい。特に重点的に取り組むべき分野や課題への具体的な援助戦略、他の援助国の取り組みの状況等に関しては、我が国において国際シンポジウム等を開催し、情報を交換することも考えられる。

これらの統計、情報、研究成果については、援助機関内の業務のために利用するだけでなく、広く他機関、一般市民と分かち合うことも検討に値する。長期的には、WIDに関連した資料、データを内外から継続的に収集し、利用者に提供するためのWID情報クリアリングハウス機能の確立と、国立婦人教育会館や大学等の他の情報センターとのネットワーキングを検討すべきである。

3-4-2 WIDに関連した開発戦略や援助手法に関する調査研究

DAC議長報告の中では、1990年代の援助のあり方として「参加型開発(participatory development)」の重要性をあげているが、このような理念を実現していく方策の一つとして、現地の住民の現状やニーズを正しく汲み上げた援助計画策定手法の確立が求められている。「参加型開発」の重要な要素であるWIDに関しても、現地女性の生活の実情を踏まえ、女性を直接の援助対象とする場合はもちろん、そうでない場合においても援助が女性に与える影響を十分に把握し、望ましくない影響は事前にこれを回避するための方策を講ずるべきである。

このためには、援助に携わる人員が、それぞれの担当する事例ごとに必要な性別情報を収集・分析し、援助プロジェクトの立案・評価の中でい生かしていくための具体的な方法の開発が緊急に必要とされる。この場合、従来の自然科学・工学等を中心とする技術調査・計画手法に加えて、社会・経済調査の一環としてWIDを位置付け、人類学的・社会学的な手法を用いた調査手法を重視すべきである。

また、援助プロジェクトの中でWIDに配慮した場合と、配慮しなかった場合のプロジェクトの投入と効果の違いや、女性の生活に与える影響の種類やその度合いなどについては、未だ十分な実証研究が不足している。援助の効果的な実施の基礎を形成する事例研究や、インパクト評価の研究についても一層の強化・充実が望まれる。

3-4-3 途上国研究者との協力・共同研究の拡充

途上国の研究者は、我が国の援助を実施するうえでの貴重な情報源であり、地元の女性の意見や要望を把握したり、援助の効果測定の調査を行なうために、ローカル・コンサルタントとして我が国の援助プロセスで活用を図ることが望ましい。

また、援助スキームの中で、開発途上国の研究者と我が国の研究者によるWID関連のテーマに関する共同研究を行なうことは、我が国においてWIDの知識を蓄積するとともに、途上国自身の研究能力を高め、途上国の男女が自分自身で国家・地域開発の戦略を立てることに大きく貢献すると考えられる。こうした共同研究は、開発援助への受益国からの参加を促進するための方策の一環として位置付け、開発政策や開発プログラムにつながることを指向したものが優先されるべきである。

3-5 WIDを核としたネットワークの構築

我が国がWIDを組み込んだ援助を推進していくためには、開発援助実施機関相互の協力だけでなく、これまで「開発」を主目的としてきた組織と「女性の地位の向上」を主目的としてきた組織との協力を促進していくことが不可欠である。また、政府機関のみならず地方自治体、民間援助団体、学会等共通の関心を有する組織相互の情報交換・協力をより促進して、我が国の援助の効果を高めて行くべきである。

3-5-1 政府開発援助実施機関相互の協力・協調

我が国の各開発援助実施機関においてWIDを一貫した指針のもとで推進していくためには、JICA、OECF等の実施機関同士が相互に連携を保ち、協力していかねばならない。

また、二国間援助だけではなく国連機関や国際金融機関への出資・拠出等に関する多国間援助においても、我が国としての一貫したWIDの指針をもって相互に連携を保ちながら行なうことが必要である。多国間援助におけるWID促進の方策としては、UNIFE MやINSTRAWなどの「開発と女性」の専門機関への拠出の拡大、FAO、ILO等の専門機関やESCAP等の地域経済社会委員会の実施するWIDプロジェクトへの任意拠出の拡大はもちろんのこと、これら国際機関のWIDへの取り組みの監視やそれらへの助言等、メンバー国としての積極的な知的貢献を行なうことが望ましい。

3-5-2 国際機関や他の援助国との協力・協調

DACのWID専門家会合は、DAC加盟諸国のWID促進のための諸方策を検討し、それぞれの経験や情報を交換する場として非常に有意義である。このような場への参加と知的貢献は、今後とも積極的に推し進めて行くべきである。北欧諸国やカナダ等の「WID先進国」がこれまでの援助の経験から得た情報やスクッフ訓練・研修のやりかたなどからも学ぶべき点は多く、我が国でも積極的に取り入れて行くことが望ましい。また、これらの援助国や国際機関の現地事務所がWID関連の援助調整と情報交換のために途上国で開催している現地援助国会議等を通じて、相互に協力・協調を進めていくべきである。

国連の諸機関は、女性統計の整備を進めてきており我が国の援助の基礎情報としても活用出来るものは多い。また、UN1FEM等の女性プロジェクトを実施している機関と援助の実施面で協調を進めていく方策についても検討すべきである。例えば、イギリスやノルウェーは、自国の予算で世銀や国連などのWID担当部門に専門家を派遣して、これらの組織におけるWIDの取組の強化を図っている。我が国も、国連機関のWIDプロジェクトへの拠出を行なうだけでなく、拠出したプロジェクトへの専門家派遣や、二国間援助プロジェクトとの協調援助についても実施することが望ましい。

3-5-3 新国内行動計画を推進するための協力・協調

1985年のナイロビ戦略を受け、婦人問題企画推進有識者会議の答申に基づいて婦人問題企画推進本部(本部長:内閣総理大臣)により策定された「国内行動計画(1977年)」、「新国内行動計画(1987年)」は、我が国の婦人問題への施策の重点事項のひとつとして国際協力の推進を掲げている。1990年の「新国内行動計画」の改訂においては、国際協力への取組を一層推進し、「開発と女性」の視点をさらに強調した包括的な活動計画の策定が検討されている。このような国内の取組と政府開発援助の実施機関との連絡・情報交換をより緊密に行ない、相互の活動の推進に資することが望ましい。

3-5-4 地方自治体、NGOとの連携・協力の強化

政府自身による開発援助とは別に、地方自治体や国内の民間団体(NGO)による独自の国際交流活動や国際協力活動が近年活発に実施されてきている。特に、従来は国内の女性の課題にのみ取り組んできた女性団体も、開発問題への関心を高めており、途上国の女性団体等への資金的・人的援助を実施している団体も増加してきている。

今後は、相互の活動に関する情報交換を促進し、技術協力事業(研修員の受け入れや青少年招聘事業等)へのNGO・自治体のノウハウを生かした協力、JICAの専門家養成研修へのこれら団体のスタッフの受講者や講師としての参加、WIDに関連する国際会議の共催などを通じて、WID関連の援助をより効果的、効率的に進めて行くことを検討すべきである。

3-6 開発教育の促進

「国連婦人の十年」のテーマは「平等、開発、平和」の三つであったにもかかわらず、 我が国においては「平等」の側面が強調され、「開発」および「開発と女性」への関心が 必ずしも国民の間で共有されたとは言い難い。WIDを支援する開発援助への国民の幅広 い理解と支援を得ることは、WID援助促進のための重要な条件である。援助に直接携わ る人員や開発問題の専門家だけでなく、市民のレベルにおいても理解を深めるためには、 開発教育を推進することが不可欠と考えられる。

開発教育を通じて、途上国社会とそこに住む人々の生活向上への支援を促進するためには、われわれの生活とは切り離された事象として開発途上国の現状を把えて「援助」の対象として紹介するだけでは不十分である。地球社会の一員としての我が国との関係、途上国の人々の開発努力の紹介等を含めた視点が求められる。同様に、「開発と女性」に関する情報も、途上国の女性の「悲惨な」状況だけに注目するのではなく、彼女たちが社会・経済開発の中で担っている様々な役割の重要性や、途上国の女性の地位向上を達成するための条件としての社会・経済開発の必要性についての理解を深めるものでなくてはならない。

途上国の女性の開発における役割や問題点を具体的に示し、女性の開発への参加の重要性を伝える開発教育を促進していくためには、学校教育や社会教育における「国際理解」活動や、市民団体や地方自治体の「国際交流」活動への支援を強化することが必要である。さらに、長期的かつ広い視点からの開発教育の人材育成を図るべきである。支援の方策としては、援助の現場からの情報提供や広報活動、開発教育用の教材開発への協力、開発教育に携わる人材の研修への協力などが考えられる。

用語説明

国連開発の十年(United Nations Decade for Development)

1961年の国連総会決議は、故ジョン・ド・ケネディ米国大統領の提唱に基づき、60年代の10年を開発途上国と先進国の間の格差を埋める努力をするための「国連開発の十年」と定め、この間に発展途上国の国民所得が最低年5%増を達成することを目標として掲げた。この十年間の総括評価が否定的であったことから、従来の、資本集約型の大規模な工業化による経済成長優先の開発戦略の見直しがなされ、途上国国内の貧困層に照準をあてた各種のアプローチを取り入れつつ、以後70年代を「第二次国連開発の十年」、80年代を「第三次国連開発の十年」として、加盟国の政策的取り組みを求めてきている。

国連婦人の十年(United Nations Decade for Women)

国連は、1972年の総会において、女性の潜在力が十分に活用されていないという認識を背景に、女性の地位向上をめざした世界的規模の行動を行なうため1975年を「国際婦人年」と定めることを決議した。その中心的な行事として、メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議では、男女平等の促進、社会・経済・文化の発展への女性の参加、国際友好と協力への女性の貢献という目標の達成に向けて「世界行動計画」が採択された。同年の国連総会はこの行動計画を支持するとともに、1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の十年」と定め、国際婦人年の目標達成のための努力を継続することを提唱した。この期間に各国が達成すべき具体的な行動計画が策定、実施、評価されることを目標とした。

ナイロビ将来戦略

(Nairobi Forward-looking Strategies for the Advancement of Women)

「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年にケニアのナイロビで「国連婦人の十年の成果のレビューと評価のための世界会議:平等、開発、自由」が開催されたが、その機会にまとめられた10年間の活動に対する評価に基づいて作成され採択された戦略で、西暦2000年までに、平等・開発・平和という目標達成のため、引き続き各国が取り組むべき実践のためのガイドラインを示したもの。

ナショナル・マシーナリー (National Machinery)

「国連婦人の十年」の成果として策定された行動計画に基づき、その実施のために各国で発足した国内組織のこと。政府内組織または民間の全国的な女性組織を指す。女性に関する政策レベルでの提言、各省庁のWID活動の促進と調整、女性関連活動の促進とモニタリング、女性の経済社会的貢献についての情報提供、国際的な情報交換・交流などの中

心的役割を果たす。

BHNアプローチ (Basic Human Needs Approach)

1970年代以降取り入れられた新しい開発のアプローチで、継続的な雇用の拡大と基本的な物資やサービスに向かう生産パターンを可能にするに足る経済成長率を導く開発過程を志向する戦略。ここでいう基本的ニーズには、食糧、住居、衣服などの最低限の必要消費物資及び、安全な飲料水、衛生設備、公共輸送手段、保健、教育など地域社会に不可欠なサービスが含まれる。

参加型開発(Participatory Development)

生産や意志決定の過程のみならず、教育や保健などの公共サービスを受けられるという 意味でも、また開発の恩恵を受けるという意味でも、広範な参加が得られてはじめて持続 的で公平な開発がもたらされるとする考え方。「開発」を、人々の潜在能力・社会的力量 の向上の結果として物的貧困と社会的不平等が解消され、制度的変革や経済発展がもたら されるプロセスとして理解し、そのためには、単に労働や資源を提供するというようなレ ベルにとどまらず、貧しい人々の政治・経済・社会的な力量の強化につながるような「参 加」を促進する必要があるとする開発のアプローチ。

持続的開発 (Sustainable Development)

環境と開発に関する世界委員会(ブルントランド委員会)の報告書で提唱された、将来の世代が必要を満たす能力を損なうことなく現在の必要を満たして行く開発のあり方。開発活動の計画・実施に環境保全の考えが不可欠な要素として含まれることが必要であるとし、環境的に安全な技術の開発・移転によって、一時的でない、継続可能な経済社会開発効果を得るという概念。貧困をなくし、実践的な機関による堅実な管理政策を確立し、教育と医療をより身近なものとし、天然資源の管理を強化したうえで経済成長を推進しようとする考え方。

WID-Specific Project

女性のみを対象とした、あるいは女性を主たる対象としたプロジェクト。

WID-Integrated Project

女性のみを対象にするのではなく、あらゆる分野で、援助プロセスの全段階(政策の企画・立案、実施、評価)に女性の参加、及び女性に関連する要素への配慮を取り入れることを重視したプロジェクト。

技術協力(Technical Cooperation)

開発途上国の自立に必要な経済及び社会開発の担い手である人材作りを主な目的とする協力。DACの分類によれば、政府ベースの技術協力は政府開発援助の二国間贈与に位置づけられている。JICAの行なう技術協力は具体的には、研修員受人れ、専門家派遣、機材供与、プロジェクト方式技術協力、開発調査、青年海外協力隊の派遣等となっている。

プロジェクト方式技術協力(Project-type Technical Cooperation)

開発途上国における技術移転と人造りのため、日本人専門家の派遣による技術指導、相手国関係技術者の日本での研修受入れによる技術の修得、必要な機材の供与という3つの協力形態を組み合わせ、関連付けながら一つのプログラムとして統合して実施する形態の協力事業をいう。

無償資金協力 (Grant Aid)

政府開発援助の方式の一つで援助受入国政府に返済義務を課さない資金贈与を行なうこと。日本の無償資金協力は、技術協力と同様二国開贈与の一形態で、近年は技術協力プロジェクトと共に供与することが多い。大別すると、一般無償援助、水産関係援助、文化関係援助、災害関係援助、食糧援助、食糧増産援助に分類されている。

円借款 (Yen Credit または Yen Loan)

日本政府が相手国政府に対し円貨建てで貸付を行なうことを総称して円借款というが、 通常は海外経済協力基金(OECF)によるODA借款のことを指す。円借款を使途別に みると、プロジェクト借款、商品借款、債務救済等に分けられる。

NGO事業補助金制度(国際開発協力関係民間公益団体 [NGO] 事業補助金制度)

政府レベルのODAでは対応困難な小規模案件で、途上国の人道的ないし経済社会開発・民生の安定につながると考えられる開発協力事業を対象として、途上国における開発事業に相当の実績をもつ我が国のNGOに補助金を供与する制度。NGOの対途上国協力を支援することを目的に1989年度から導入された。

小規模無償資金協力

従来の一般無償資金協力においては対応が困難であった、比較的小規模のプロジェクトで、開発途上国の地方公共団体、研究・医療機関、及び途上国で活動しているNGO等からの要請に対し、当該途上国の社会経済事情に精通している我が国の在外公館が迅速かつ的確に対応することにより、開発途上国の多様なニーズに対応する援助を可能とするもの。1989年度から導入された制度。

OECD

(Organization for Economic Co-operation and Development:経済協力開発機構)

欧州経済復興促進のため1948年に発足したOEECが改組され、1961年OECDとして発足。パリに事務所を置き、経済成長、開発途上国援助、貿易の拡大を目的として、加盟国相互間の情報交換、協議、共同研究と協力を行なう。主に先進工業国から構成され、下部機構として、経済政策委員会、貿易開発委員会、開発援助委員会(DAC)の3大委員会を持つ。

DAC (Development Assistance Committee:開発援助委員会)

経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development: OECD) の3大委員会の一つで、援助供与国間の国際的な意見調整の場として1961年、パリに設けられ、現在日本を含む先進国18カ国とEC委員会が加盟している。

メインストリーミング (Mainstreaming)

女性に対しては組織的な連携が不足しており、開発に必要な資源に関しても明確な形での支援がなされなかったという反省のもと、開発への女性の積極的な参画を強化することによって、環境や貧困、人口、債務と構造調整、食糧不足、エネルギー、都市化といったマクロの問題に対し、女性の能力や貢献を活かした解決を図って行こうとする考え方。

社会・経済開発の中心的な意思決定への女性の参加ということは、その参加によって現在の開発の方向性そのものを、男女双方にとってよりよいものに変革して行くことをも意味している。

<出典、参考文献>

外務省経済協力局編「我が国の政府開発援助」(1990年)

総理府「婦人の現状と施策」

国際連合開発計画「年次報告1989年」

OECD/DAC第7回WID專門家年次会合報告

国際開発ジャーナル社編「国際協力用語集」

国際婦人年大阪の会編「ナイロビ戦略と女性の未来」

福田菊「国連とNGO」(1988年)

Margaret Snyder, Women: The Key to Ending Hunger, 1990 8.

Franklyn Lisk, et. al. <u>Alternative Development Strategies and Basic Needs</u>, ILO, 1976 (UNCRD Regional Development Series Vol.7 より引用)

The Report of the Director-General of the ILO, 1976

(UNCRD Regional Development Series Vol.7 より引用)

OECD, Development Cooperation in the 1990s,

D. Ghai, "Participatory Development: Some Perspectives from Grass-roots Experiences"

Journal of Developmen Planning No. 19

The World Commission on Environment and Development, <u>Our Common Future</u>

Mary B. Anderson, <u>Women on the Agenda: UNIFEM's Experience in Mainstreaming with</u>

Women 1985-1990

川 現状分析

この現状分析は、WIDに関連する事項について、研究会で検討・議論するために、タスクフォースによって作成された資料をまとめたものである。

ただし、「ライフコース・アプローチ」は目黒依子委員に、 「マレイシアの社会と女子教育」は豊田俊雄委員に執筆をお 願いした。

収集した資料の量や、分析に与えられた時間の制約もあり 十分とは言えないが、「開発と女性」を考えるための参考と して添付する。

-	現状分析目次		
1.	女性とライフコース・アプローチ	41	
 0	+cht-10 (X) (42 tu)		•
Ζ.	女性の経済参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47	
	2 - A 女性の経済参加 ····································	48	
	2-B 女性と農業	61	
3.	女性と教育	71	
	3-A 女性と教育	72	
1	3-B マレイシアの社会と女子教育	87	
			٠
4.	女性と保健	105	
	4-A 女性と健康		
1	4-B 女性と人口		
		101	
5.	女性と環境	135	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
6.	女性の参加を促進するための体制と手法	149	
•			

	図表目次	
1. 女性と	ライフコース・アプローチ。	41
区区	コーホート比較	44
)経済参加	47
2 - A	女性の経済参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
表 1	経済的役割を担う女性の割合(1975年、1985年の比較)	49
表2	世界の労働力構造(性別、活動部門別、1970年及び1980年)	51
表 3	製造業における男女賃金格差 (1975年、1982年)	58
表 4	成人男女の労働参加率の変化(1980年代)	60
図 1	男女の経済活動参加率の比較	50
2 - B	女性と農業	61
表上	男女別農業従事者数の比較	69
表 2	アフリカにおける農村労働の配分、作業別、性格(総労働時間中の割合)…	64
		ii.
3. 女性と	- 教育、	71
$3 - \Lambda$	女性と教育	.72
表丨	学校年齢層に占める就学者数の比較	72
表 2	学校における女子の数 - 男子 100人に対して	73
表 3	成人の識字率 (%)	74
表 4	中近東の教育関連指標	75
表 5	1971年におけるインドの識字率 (州及び連合州)	76
表 6	ラテンアメリカにおける1970年入学者集団の残存率	77
図 1	地域別就学率 1960-75年	87
参考表	長し アジア地域の教育関連指標	85.
参考表	長2 アフリカ地域の教育関連指標	86
参考表	長3 ラテンアメリカ地域の教育関連指標	86
参考表	長4 所得別グループの初等教育就学率	87
3 B	マレイシアの社会と女性教育	87
表 1	アジア太平洋地域 1 人当たり実績 G N P (1970-2000)	89
表 2	マレイシアおよびASEAN諸国教育関係指標	97
表 3	マレイシアの識字率-アジアにおける位置	97
表 4	マレイシア男女間識字率格差	97
		J.

	表 5	アジア太平洋初等段階における全就業者数に占める女子の割合	98
	表6	マレイシア初等教育段階における女子の就学率	
	表 7	マレイシア男女識字率および男女格差 (中等教育)	
	表 8	マレー人小学校におけるイスラム教に関する教科	
	表 9	子供を小学校へ送らない父兄がいるが、それは何故だと思うか?	
	表10	西欧風教育に関して貴方が感じていることを述べて下さい	
	図 1	アジア太平洋地域の1人当たり実質GDP (1980年USドル表示)	
	图2	マレイシア高校生の世界観比較 タイ・フィリピンとの対比	94
	图3	マレイシアの学校系統図	96
	図 4	人口10万人当たり高等段階就学者数	99
	女性と		
4	A - A	女性と健康	106
	表上	バングラディシュマトラブ地方における	
			115
	表 2	20カ国(先進国・途上国)における妊産婦死亡率とその全死亡に占める	
		割合	
	表 3	世界各国の20歳以下の女性の出生率傾向	
í	- B	女性と人口	
	表丨	世界人口の動向	
	表 2	年齢の中央値 1950-2025	
	表 3	人口性比(女性人口 100に対する男性人口 1950-2020)	
	表す	地域別避妊実行率(1983年頃)	
		1 地域別平均初婚年齢	
	図1-		
		先進国と途上国の都市人口の推移	
	図3	妊産婦死亡率推計(出産10万当たりの妊産婦死亡数)1983年	129
r	'	Titil Live	1.00
Э,		環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135

1. 女性とライフコース・アプローチ — 開発への視点と方法—

1. 開発への今日的アプローチ

近年、社会変動のとらえ方は著しく変化してきている。その根本には、社会レベルでの諸変化と個人の生活経験との相互作用に注目しようとする新しい着眼がみられる。従来の変動モデルは、例えば「伝統から近代へ」「前産業化から産業化へ」「農村型から都市型へ」といったような、変化が生じる以前と以後という比較的単純な発表段階を前提とした、単線的な「発展」モデルであった。それは変動モデルでありながら、発展段階という名の一つの状況から別の状況への移行を示すにすぎない。むしろ静的(static)なモデルだといえる。さらに、この種の発展段階は、伝統社会や近代社会という特定の「段階」を一つのまとまりとして捉え、その内部に存在する異質性を無視したものである。しかも、発展のモデルそのものが、欧米先進国の歩んだ道を前提としたもので、発展の目的そのものに対する疑問を生み出した。

今日の開発途上国を考える際に重要な点が三つある。第一は、開発という名の変化は、 その過程が始まる前とそれ以後といった「段階」を特定し、段階移行をもって開発が達成 されるという静的な枠組みでは捉えられないということである。経済・政治・人口・制度 など社会レベルでの変化が世界規模でみられることは現代の特徴であり、あらゆる社会が、 このようなマクロ変化の影響を受ける状況にあるからである。グローバルな変化の具体的 な現象としては、経済・政治システムやテクノロジーの変化はいうまでもなく、一部の例 外はあるものの出生率の低下や人口移動、そして環境破壊などがあげられる。

第二点は、途上国間はもとより国内における多様性が著しいことである。途上国間の際は、各々の国がもつ経済・政治・制度・人口などの条件によるところである。また、国内における多様性は、社会・経済的階層や年齢、性別などを基準にして顕著にみられる。特に、一国の開発を計画する際には、この多様性の認識は不可欠である。例えば、学校教育制度の確立によってより多くの恩恵に浴するのは中・上層であり、若い世代であり、男性であることは証明されている。また、工場建設によって導入される効率的生産システムへのアクセスは、若年層や都市部、そして男性に開かれているが、工場労働における労働条件が好ましくない場合には、他に生き場のない低教育の女性たちによって職場が占められる傾向が見られるのである。このような国内の多様性を前に、開発が誰の為に、何をもたらしているかを問わなければならない。

第三は、上記二点を踏まえ、開発の目的についての確認である。それは、当然のことながら「先進国」のための途上国開発ではなく、途上国が自力で歩む力をつけるためにその 資源を活性化する作業であろう。

ライフコース・アプローチは、歴史的な文脈と社会の構成員である個人の生き方の結び つきに着目する、新しい変動分析の視点と方法である。グローバルな変動現象が、様々な 状況に置かれた人々の生き方にどのように影響し、また、その影響を共通に経験した人々 の行為が、社会のその後の変化のプロセスにいかにに影響するか、というマクロとミクロ の両レベルのダイナミズムに注目するこのアプローチについて、以下に検討しよう。

2. ライフコース・アプローチの基本概念

ライフコース・アプローチ (Life Course Approach) は、歴史的時間と個人の時間というマクロとミクロの時間軸の相互関連を対象にするが、ここでは、途上国の開発プロセスと女性という主体に適用する範囲で、その基本的な考え方や方法について検討しよう。

人は、時代という特定の歴史的時間に生まれるが、その社会環境は制度的な仕組みや文化的規範などによって特徴づけられ、その後の生き方がそこで規定される。一人の個人がうまれ、成長し、成人となって、人生の終末に至る過程は、その個人が生まれた時代や社会構造、文化などによって異なるということである。個人のライフコースは「年齢に応じて文化的に決められた役割を演じつつ辿る道」と定義されるが、文化的に決められた役割は男女で異なり、加齢(aging)に伴って変化する役割は男女別のコースを辿るのが普遍的にみられる。

このような個人のライフコースが、歴史的な出来事(historical events)の影響を受ける時、その時期がいつであるかによって、その後のライフコースの展開に異なる影響を与える。開発という文脈でみると、その歴史的出来事は、特定の経済・政治・制度・人口上の状況の中で経験される特定の開発プロジェクトということになろう。そして、そのプロジェクトの影響が及ぶ個人にとって、それが何歳の時に経験されたかによって、そのプロジェクトによる個人の生活へのインパクトが異なる、ということである。個人の人生上のどの時期かによって、その影響は一時的であったり、長く尾を引く長期的なものとなったりする。

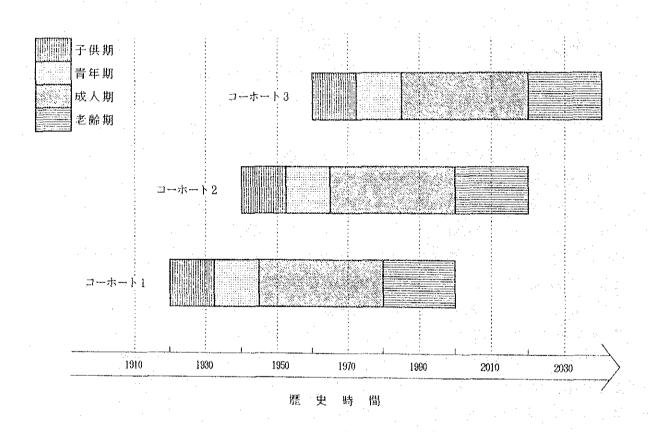
このような歴史的時間と個人の時間(加齢)との相互関連を把握するために、コーホート(cohort)という概念が用いられる。コーホートとは、一般に、同時出生集団を意味する。特定のコーホートが経験する子供期や青年期、成人期などに、そのコーホートが生きる時代が反映されているとみるのである。例えば図1のコーホート1は、青年期を世界大恐慌と第二次大戦という非通常的な歴史的出来事の中で経験したのに対し、コーホート2は、人生上の同じ時期を第二次大戦後の復興期に経験している。青年期という年齢に付与された文化的な定義に基づく役割は、二つのコーホートが置かれた歴史的文脈によって、それぞれ異なる内容となるわけである。コーホートという同時出生者の集団がもつ特性は、時代の影響を受けるのみならず、逆に時代の流れに対しインパクトを与えることにもなる。

ここで留意しなければならないのは、時代効果 (period effects) とコーホート効果 (cohort effects) の区別である。時代効果とは、すべてのコーホートに対して時代特性 が同様に影響を与える場合を指す。例えば、図1のコーホート1と2は、第二次大戦中の

食料不足や不安を同じように経験したはずである。しかし、長期的な影響を考慮すると、コーホート1は、成人期への準備期である青年期に戦争という状況に置かれていたことが、戦後の大転換をみた社会での生き方に混乱を招くことにつながり、人生上の段階の通常的な移行が他のコーホートと異なるものとなったかもしれない。また、大戦の食料不足は、子供期のコーホート2に、その後の成長や健康にかかわる長期的な影響を及ぼしたといえるかもしれない。この種の影響をコーホート効果という。

このような時代或いは歴史的出来事のインパクトは、同一コーホートに同じ効果をもたらすわけではない。つまり、コーホート内の変差(variation)が存在するであろう。ことなるコーホート間の比較によって、マクロ・レベルの変化による個人のライフコースへの影響を分析することが可能であるが、同じ社会的条件の下でみられる様々な差異についての理解は、コーホート内比較に求められる。

図1:コーホート比較



同一コーホート内の差異の典型は、性差及び社会階層差によるものである。男性と女性のライフコース・パターンの違いは、性役割(gender role)の違いによる。青年期を戦争中に過ごしたコーホートの場合、多くの男性は、戦後の進路変更というライフコースの非連続性を経験したにのに対し、女性のライフコースには、個人としての進路変更というよりも、期待される進路としての結婚のタイミングへの影響がみられた。

同性の場合でも、社会階層による差異は著しいといえる。例えば、義務教育という制度 の導入を考えてみよう。子供の初等教育が義務化されることによるインパクトは、子供へ の生活依存度が高い農民や小売商などの女性の方が、生活を子供に依存する要のない上層 の女性よりも大である。この例は、初等教育の義務化という制度の変化によって、子供世 代が受ける影響のみならず、その母親コーホートに異なる影響が及ぶことを示している。

また、工場建設によって賃金収入の機会が新しく提供されたとしよう。若い男性が賃金を獲得することにより、長老の地位が低下するという、世代間の権力関係の変化がもたらされる。若い女性にとっても、賃金の獲得は、家族による拘束が消えないまでも、それ以前のような拘束ではなくなる。ここにも、新しい制度の導入によるインパクトが、特定コーホート内の差異と共に、世代間の関係の変化をもたらすことにつながる傾向が見出せる。

ライフコース・アプローチは、コーホートという概念を中心に、歴史的・社会的時間と個人の時間とのインタープレイに焦点を置いた視点と方法を含んでいる。そこでは、分析単位は個人であるが、同居集団としての世帯の分析にも光を当てるのに有効である。特に、夫婦と子供と共に、それ以外の親族が同居する世帯構成がみられる社会では、多様なコーホートが生活を共にするダイナミズムと特別・年齢層間の相互依存及び社会的変化による影響の重層性が観察可能であろう。

3. WIDとライフコース・アプローチ

既に述べたように、社会的な変化が著しい現代の途上国において、開発という意図的な 介入による個人の生き方へのインパクトの多様性は、ライフコース・アプローチによって 把握することが可能である。

途上国の女性の状況は、「ナイロビ将来戦略」によれば、国連婦人の十年(1976~1985年)の間に、むしろ悪化したといわれる。つまり、1)近代化過程における職場(市場生産へのリクルート)と家庭(家父長制)の役割を担うという二重負担、2)近代化過程における市場労働者として、家庭内労働者として及び土地・財産の所有者としての地位の低下、3)先進国と後発途上国間の格差の拡大と、女性の地位向上よりも国の開発が優先され、そのための動員による女性に対するマイナス効果、という形で、状況の悪化がまとめられている。このような結論は、女性たちの体験や研究を通して浮かび上がってきた事実に基づくものであるといえる。

実際、開発計画や研究のほとんどが、男性のみを念頭においた(gender blind)もので、しかも、開発の担い手が人間であり、開発の目的がGNPの上昇よりも社会を構成する人々の生活の質の向上であるということに十分な注意を払わなかったことは否めない。開発という名の変化は、様々の領域でみとめられるにしても、女性の生活状況では基本的に何ら変化していないといわれる。それは、共通項としての家父長制が変化していないか

らだとされる。この場合、家父長制は、女性の状況に関する概念としては「男性による女性支配の状況」という意味で用いられている。女性による技術・知識の学習や就業なども、 すべて家父長制の枠組みの中で許される範囲のものだということになる。

教育レベルの向上は必ずしも就業機会の拡大につながらず、近代化のための工場労働は 教育を要しない女子労働に依存するため、女性の貧困は解消しないことが、先進国の経験 からも、途上国の現状からも浮かび上がってくる。

途上国間の差異と共に、社会階層や就労状態による差異も、女性の状況の多様性を示している。また、現代を特徴づける移動は、農村から都市に移ることによって、女性たちの互助システムである親族ネットワークから切り離された女性の社会的資源を貧困にする。

女性たちの中にみられる階層差や年齢差は、彼女たちのニーズの差につながる。しかも、 同一階層、同一年代に属しているからといって、必ずしも同じニーズをもつとは限らない。 されは、個人の現在は、先述の時代効果やコーホート効果の結果であるからである。

特定の社会で、あるいは地域で、全体の状況のみを念頭においた開発プログラムは、開発の本来の目的である人間の生活の質的向上に直結するとはいえない。マクロ・レベルの変化と個人レベルの変化との相互関連に着目するライフコース・アプローチには、コーホート概念を道具とすることによって、個人間の差異を把握し、多様なニーズへの対応の道を開くことにつながる期待がもてると思われる。

2. 女性の経済参加

2-A 女性の経済参加

1. はじめに

女性は巨大な潜在的人的資源であり、その目に見える経済的貢献と隠れたそれは膨大である。女性の能力をさらに合理的に活用すれば経済的、社会的な進歩が加速され、ひいては人類全体の福祉が増進されるのではないか。しかしながら、現実にはさまざまな経済的、社会的障害から、女性の持つ能力が十分活用されていると明言するに至っていない。

2. 女性労働力の現状

近年の女性の労働参加の状況は先進国、途上国共に増加している。ILOの推計によると、1980年には、全世界で18億人の労働者がおり、そのうち女性が約3分の1の6億人を占めるといわれている。女性労働力人口は1950年と1985年の間に先進国、途上国の双方で増加した。成人女性のうち、労働力として記録されたものは、先進国で49%、途上国で37%だったのに対し、1985年までには、先進国57%、途上国42%となった。1850年において労働力全体に占める女子の比率は、先進国で38%、途上国で28%だったのが、1985年までにそれぞれ41%、32%に上昇した。(表1)

また、途上国の女性労働力率を国別に見ても、大部分が増加傾向を示している。(表 1) 統計に見るかぎり、女性の経済活動率は、男性のそれと比較するとまだ相当の開きがある。(図 1)

ことにパキスタン、バングラデシュをはじめとする南アジアや、ブルネイ、インドネシアなどイスラム圏の女性経済活動率は、非イスラム圏に比べると相対的に低い。その一方で、タイ女性の経済活動率は約5割であり、ほぼ男性と同じ水準にあり、世界的に見ても、女性の経済活動率がもっとも多い国のひとつになっている。

しかし、労働力の定義が、「経済的な財貨及びサービスを生産するために労働するすべての者」となっているために、統計からだけでは女性の労働、経済参加に関して実態を知るのは不十分である。その理由は、女性労働力の構造と労働統計との落差である。イスラム諸国に見られるように、女性の労働力率が非常に低いところは、文化的、社会的伝統の内容や強度の影響を受けていることを否めるものではないが、女性が経済活動に従事していないことを意味するのではない。その国が、伝統的農業社会であればあるほど、女性は男性と共同して生産活動に携わる。女性の行う家畜の世話や食品加工、機織などの手仕事に至る生産活動は自家消費用であったり、収入を伴わないため、不払家族労働者として労働力統計に反映されないのである。実際には一家の所得の少なくとも半分を生み出しているにもかかわらずである。

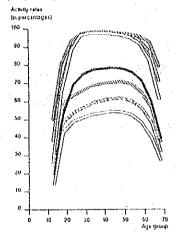
表 1 経済的役割を担う女性の割合(1975年、1985年の比較)

1. 発展途上国			2. 先進国		
国名	1975	1985	国名	1975	1985
バルバドス	43.3	47.2	オーストラリア	34.4	37.8
ブラジル	24.4	27.2	オーストリア	39.6	40.2
チリ	24.8	28.0	ベルギー	32.2	33.8
コスタリカ	19.7	21.6	カナダ	36.4	39.8
ガーナ	41.9	40.6	サイプロス	34.1	35.2
ガイアナ	22.8	24.8	デンマーク	40.0	44.2
インド	28.5	26.2	フィンランド	45.0	46.6
インドネシア	30.8	31.3	フランス	37.7	39.6
ジャマイカ	44.6	45.8	旧西ドイツ	37.2	37.7
韓国	33.3	34.0	ギリシャ	25.9	26.4
モーリシャス	21.8	24.8	アイルランド	27.5	28.9
パナマ	25.8	26.7	イスラエル	31.8	33.5
フィリピン	32.8	32.1	イタリア	30.1	31.7
プエルトリコ	28.3	29.4	日本	38.3	37.8
レユニオン	26.7	33.2	ルクセンブルク	29.1	32.2
シンガポール	30.7	33.4	マルタ	21.5	22.3
スーダン	20.0	20.8	オランダ	28.6	31.0
シリア	13.2	16.0	ニュージーランド	31.6	34.5
タイ	47.1	45.9	ノルウェー	35.0	40.5
トリニダッド・トバゴ	27.8	29.7	ポルトガル	30.9	36.3
チュニジア	16.0	23.0	スペイン	21.7	24.1
ベネズエラ	23.3	26.7	スウェーデン	39.8	44.1
	•		スイス	35.3	36.7
			トルコ	36.5	34.0
i			イギリス	37.1	38.7
			アメリカ	39.1	41.5
		. * *	ユーゴスラビア	37.1	38.4
en de la companya de La companya de la co					

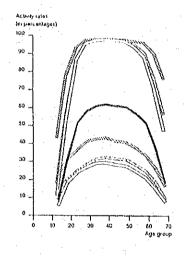
出所:ILO, Yearbook of Labour Statistics, 1985 and 1986 (Geneva)

図1 男女の経済活動参加率の比較

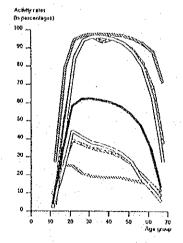
アフリカの途上国 (北アフリカを除く)



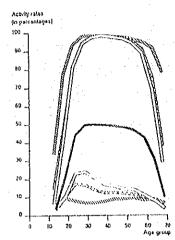
南アジア



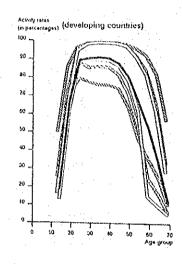
中南米



北アフリカ



東アジア (途上国)



ommo ① 女性(1950)

空云 ② 女性(1985)

■ ② 女性(2000):現状の傾向による予想

④ 女性(2000): 2025年までに男女の経済参加が 平等となると仮定した場合

5 男性(1950)

医 男性(1985)

─ ⑦ 男性(2000)

出所: Women in the World of Work:

Statistical Analysis and Projections to the Year 2000.

一 排例:-

- ・パキスタンの女性の経済活動人口は、全体のわずか7.2%にすぎないが、女性がこの国の家畜の8割までを飼育しているといわれている。
- ・男性だけが排作に従事していると考えられているアンデス諸国では、農業部門における女性の労働参加率は低いが(1972年から1986年までの期間に3.4%~13.8%の範囲)詳細な調査を行ってみると、農産物や酪農品の加工や販売といった仕事に従事している。

3. 労働の内容

また、女性の労働の内容もこの間変化してきた。1970年から1980年までの期間に、世界的に農業に従事する女性労働者の比率が低下し、工業、サービス部門の女性労働者が増加した。(表 2)

表 2 世界の労働力構造(性別、活動部門別、1970年及び1980年)

(%)

	農業	p.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ごス	111 T	
	1970	1980	1970 1980	1970	1980	1970	1980
開発途上国 女	73.6	66.3	12.5 16.3	13.9	17.4	100	100
男	62.8	55.7	17.7 21.6	19.5	22.7	100	100
西侧工業国 女	11.4	7.7	25.4 25.8	63.2	66.5	100	100
男	12.0	8.5	44.6 45.9	43.4	45.6	100	100
計画経済 女	31.7	21.5	29.6 33.1	38.6	45.4	100	100
工業国	27.7	19.4	44.2 50.3	28.1	30.3	100	100
計 女	54.3	47.8	17.9 20.8	27.8	31.4	100	100
男	49.2	43.5	25.7 28.8	25.1	27.7	100	100

出所:「ILO世界労働報告」Vol.1 ILO編

しかし、労働の内容が変化しても、家事に従事するのは主として女性であり、男性と女性が同じ時間だけ経済活動に従事している場合でも、この点は変わらない。開発途上国では、女性が食事の用意や、水を運んだり、燃料を調達したりするために多くの時間とエネルギーを注いでいる。農村の女性は、一日に12時間から16時間労働しているといわれている。

3-1 農業分野 (農村の女性)

発展途上国の多くが農業国でり、経済全体において比率は低下しつつあるものの、農業における女性の就業人口の統計は全体の約3分の2を示しており(表2)、農業が、男性よりも女性にとってより重要な領域であることを示している。これは、生存維持的な農業、小規模農場、農業賃金労働、プランテーションなど形態はさまざまであるが、全般的に言えることである。

サハラ以南のアフリカでは、生存維持的な農業は基本的に女性の仕事であり、小規模農場では女性が中心的な労働力として、総労働時間の3分の2以上を負担しているといわれている。また、食糧の生産、加工、販売も女性の仕事である。アジアでは状況は多様であり、労働力が過剰であるインドでは女性の全体的な労働力率は低下してきているが、土地なき農民が増える中で女性の農業賃金労働者が増加している。(農業労働者の30%~40%が女性である。)バングラデシュでは、今なお女性は家に引きこもっているべきものと考えられているが、種子を選別したり、もみ殻をあおいで分けたり、脱穀という仕事は女性の農業における、外からは分かりにくい伝統的な仕事である。中国では、生産の増大と、差別的な慣習・慣行の打破を目指して、女性が農業生産や多くの非農業活動に従事することが奨励された結果、農村の女性の労働力が大幅に増加した。インドネシアや東南アジア諸国では、女性は稲作に積極的に取り組んでいる。

プランテーション部門で働く女性労働者の割合も大きい。たとえば、マレイシアやスリランカでは、プランテーションで働く労働者の半数以上が女性である。

3-2 工業分野

経済の国際化に伴い、女性の労働力の産業部門別分布は、特に工業製品輸出を早いペースで増加させた国では著しい増加があった。つまり、輸出志向型工業の中で、労働集約的産業(繊維・電子工業など)への女性労働力の流入があった。しかし、これも主として若い女性(20~25才くらい)に限られることも開発途上国に共通して見られることである。

3-3 サービス分野

サービス業の中にはさまざまな職種が含まれている。そして、特に女性に職場を供給する重要な分野である。途上国全体で見ると、全女性就業者の17%がサービス部門で働き、

サービス部門中27%が女性である。しかし、この部門の労働者は、他の部門よりも統計を取りにくいため、実際には、規模が小さく、非組織的である個人的サービス業(インフォーマルセクター)には女性が多く従事していることが推測できる。サービス部門のうち女性が多く従事している分野には、地域サービス(保健、教育、社会福祉)、商業(小売業)、家事的サービスがある。女性はまた、行政職及び事務職にもついているが、その程度は国によって異なっている。

4. 女性の経済参加状況の比較

全般的に、開発途上国では、年齢別女性労働力参加率を示したグラフは台形に近い形になる。つまり、農業が経済の中心である開発途上国では、女性は一生を通して農業に従事し、子育で時の中断がない。また、文化的背景の違いにより、国によって労働力参加率の高低に差が出てくる。たとえば、フィリピンでは労働参加率が高く、タイ、インドネシア、マレイシア(工業化により、若年層の労働参加率にピークができているのは除き)がそれに次ぎ、更に女性が仕事をすることが難しいバングラデシュやパキスタンでは低くなる。また、子供のころから女性が農作業など労働力として期待されているインド、スリランカ、ネパールでは、台形のかたちが平らになる。(図1参照)

また、地域別に女性労働参加状況を比較してみると、アフリカでは、植民地政策の影響や、土地が豊富なことから、女性は専ら農業のうち食糧生産に携わり、男性は土地の開墾と、食糧以外の賃金農業労働部門に携わることが多い。また、女性が一手に家族の食糧から、その他の世話に至るまでを引き受けていることから、男性はやがて農業以外の部門で職を探すために都市へ移動し、農村部での女性世帯主が増加した。推計では、ケニアで農村世帯の40%、ガーナではほぼ半数、ザンビアでは三分の一が女性世帯主であるといわれている。

アジアでは、男女が共に特定の作物の生産過程で相互に補完しあっている。しかし女性は全体の中の補助的な役割を担っている。しかし、アジアでは人口に対して土地が不足していることから、農村人口の大部分がまったく土地を所有しないか、もしくは小さい土地しか所有しない。その結果、土地を持たないものにとっての唯一の労働市場ができ、女性が賃金労働に従事することが多い。農村から都市への移住は、まだまだ男性が多いが、その結果生じる農村部の女性世帯主世帯の割合は、10~15%である。

一方、ラテンアメリカでは農業分野での女性労働力の重要性は、他の地域に比較して少ないと言われている。伝統的には、この地域でも農業は男女相互補完的に行われていたが、植民政策の影響で男子労働力が引き離され、農業・非農業の雇用労働に従事するようになった。しかし、その後、政府の構造調整政策により、農業は大規模機械化による集約化が

行われ、労働力投入量が減少していった結果、女性の農村部での労働の機会は極度に減少していった。そして、農村部での就業機会がないため、多くの女性は収入の道を求めて都市に移住する以外選択の道がなかった。その結果アフリカと同じく、女性世帯主の割合が高い。

工業化の進んだ国(シンガポール・香港・韓国)では20から24才に労働参加率のピークを迎え、その後は減少していく。また、マレイシアでも、この傾向が出ている。ただし韓国では、40才前後に2回目のピークを迎える。これは、工業化と同時に、伝統的な農業社会が存在するため、40才前後の労働力が多いことを示している。(図1)このM型のグラフは、開発の進んだ国に多く見られる傾向であるが、工業化が進んでくると、都市賃金労働が増加してくるにつれて、若年女性労働力の需要が増えてくる。新興工業国において、若年女性労働参加率がピークを迎えているのは、このためである。近代の都市社会では家庭外での労働と子育でを両立することは難しく、結婚や出産と同時に退職することが多い。韓国のように更に工業化が進んでくると、子育でが終わったときに再び労働力となる傾向があるため、40代ころに2回目のピークを迎える。これがM型グラフを説明する。また、韓国のように都市の工業と農村部の農業との二重構造のため、農村部の女性の農業労働参加率が、2回目のピークに影響していることもある。よって工業化が進んでいても、シンガポールや香港のような都市国家では2回目のピークが生じないところもある。

5. 経済開発の女性雇用に与える影響

開発は、伝統社会を急激に変えつつある。開発は、あらゆる女性に影響を及ぼしたといえるが、実際には、貧しい層の女性がそのインパクトを強く受けている。開発の過程では大量の女性労働人口が都市に流入し、ある意味では開発は、女性に雇用機会を創出し、現金収入を得る道ができるようになるなど、女性にとって利益があるように見えるが、反面、不利益を被ることも多い。

5-1 農業分野

過去30年間に開発途上国の農業分野には大きな変化が生じた。新技術の導入、農業構造の変化、商品生産の普及など、農村の女性の多くが伝統的な活動から排除され、また、ある種の農業労働については女性の負担が増大した。

農業分野での新技術の導入は生産物(高収量品種の導入)と生産過程(農業機械化の技術革新、殺虫剤、化学肥料の投入)の双方に起こった。全般的に見れば、農産物の収穫だけでなく、労働雇用の機会、収入を増大させた。労働生産性が向上し、多毛作を可能にし、一時的には男女ともに労働雇用の機会が増大した。新技術の導入は比較的経営規模の大き

い農民が最初に行い、収量の増大により、収穫のピーク時などには、土地を持たない農民 たちにとり賃金労働の機会が増大したことになる。しかし、農業機械の導入によって、皮 肉にも女性労働者にとっては雇用機会の喪失につながっていき、特に土地をもたない地方 の女性にとっては大きな痛手となった。機械の導入により、女性の労働力が不必要になったことがその理由に上げられる。これは、草取りや、収穫作業のような小規模で機械的な 作業が女性の中心的作業であったことから、機械がこれに取って替わったからである。

農村部の農業以外の賃金雇用に目を向けてみると、多くは、インフラストラクチャー整備や保守の仕事であり、女性が参加することは少ない。更に、この部門の公共サービスが整ってくると、従来女性の仕事であったものが、市場を通して取って代わられることが多い。女性労働力の多く必要な繊維工場、食品加工工場などが農村部に作られた場合には、女性の雇用の場が創出されることもある。

5-2 工業分野

開発途上国の工業化は、雇用機会を拡大したが、女性労働者に十分な利益をもたらしたわけではない。工業化によって、女性は伝統的な収入源を失い、しかも新しい仕事は得られないという状況に置かれてしまうからである。また雇用機会が創出され、現金収入を得るということは、女性にとって有利な立場であるが、職種の分布や低賃金などを考えると、その有利さも疑わしくなってくる。

まず、雇用機会が創出されたといっても、フォーマルセクターで職につけるのは主に若い年齢層の女性に限られ、その他の女性にとっては、ほとんど雇用が期待されなかった。それは、女性が器用で、忍耐強く、しかもスピーディに仕事をこなし、かつ若年層であれば安い賃金で働くと考えられているからである。技術進歩は工業部門における女性の雇用機会を拡大したが、それと同時に、大多数の女性労働者を技能と地位の低い職種へと追い込む結果を招いた。

5-3 サービス部門 (インフォーマルセクター)

農村部から移動してきた女性は、都市においてはサービス業につくことが多い。そして、 とりわけインフォーマルセクターの部分に女性の労働が集中している。

農村地域の開発及び工業化における諸過程は労働、雇用に相当なアンバランスをもたらし、これに対応して、インフォーマルセクターが増大した。そして、この部門に女性労働力の多くが流入している。

インフォーマルセクターの定義は、契約、認可、税制、労働監督などの「公式な」規則 に実効的に規制されていないすべての経済活動とされている。つまり、フォーマル部門に 比べて参入が容易で規模の零細な、低技術、低生産性、低賃金等によって特徴づけられて いる。新規参入は、容易であるが不安定な部門であり、露天商、行商人、家政婦、小さな 店の売り子などがそれにあたり、サービス部門を中心に一部工業部門にもまたがっている。 開発途上国の大都市には、貧しい農村から押し出された余剰労働力が日々大量に流入し ている。しかし、工業部門の雇用総出力が十分でないため、流入した労働力の大部分はイ ンフォーマルセクターに吸収される。近代工業部門の雇用創出力の低さを補完し、結果と して、開発の矛盾が爆発することを防ぐ役割を担っている。

また、フォーマルセクターとインフォーマルセクターとの関係も多様である。インフォーマルセクターはフォーマルセクターから所得を得ている世帯に対して、直接的労働サービスを提供したり、近代部門の生産物の修理やアフターケアに従事したり、近代部門の生産物を集めてリサイクルしたり、近代部門の発注に応じて下請け作業に従事したりするなどフォーマルセクターと相補的な役割を果す場合がある。また、ある場合には、インフォーマルセクターはフォーマルセクターと競争的な関係にあることもあるであろう。

特に、多くの女性に技能がないために、家事使用人の仕事など、賃金が低く、長時間労働で、福利厚生に恵まれない職業についていることが多い。

6. 女性の経済参加による経済開発への貢献

6-1 経済市場での貢献

特に製造業部門の女性の労働について考える際には、国際分業体制がそれに大きな影響を及ぼしている。特に若年女性の労働力は、新興工業国の工業化の担い手として、これらの諸国の経済成長に大きく寄与してきた。

先進国においては、人件費などの高騰により、製品の国際的競争力の低下を恐れた企業が、必要経費のよりやすい開発途上国に生産部門を移していった。つまり、資本集約的で高度な技術を要求される生産部門については先進国にとどめ、労働集約的な生産部門については開発途上国に移し、製品の価格を安く保つことにより国際競争力を保つという方針をとった。その国際分業体制の中で、賃金を安く押さえられる女性労働者に着目していったのである。

これは、女性が新興工業国の開発、工業化の担い手として、貢献したということもできるが、低賃金、未熟練、劣悪な労働条件のもと、使い捨て同然の労働力として利用されてきたことを物語っている。

事例

マレイシアでは1970年代の輸出指向工業化路線の中で、先進資本主義国の多国籍企業が電機・電子部品組立工場を相次いで設置し、その雇用状況に大きな影響を与えた。1980年、マレイシアの電機・電子産業は全製造業雇用者の約4分の1を抱えるに至ったが、その4分の3が女性であった。また、人種別に見ると同産業の全就業者

|中、マレー人が全体の3分の2を占めた。

先進資本主義国の資本がマレイシアに進出したのは、税金免除などマレイシア政府の手厚い優遇措置と、中等教育を受けた良質の労働力が低廉かつ大量に入手可能だったからである。マレイシア政府の統計によれば半島部マレイシアの製造業部門の女性労働力は1957年の2万3,000人から1978年には14万8,000人に増加しており、その大多数は農村から都市への移住者であると推定されている。

7. 女性の雇用の特徴

女性の経済活動が活発になるにつれて、その労働条件の改善、雇用の安定、健全な労使 関係の育成などの社会的側面についても考慮する必要が生じる。つまり、雇用の機会を拡 大するだけでなく、雇用内容の質の向上が重要な課題となってくる。そこで、女性雇用の 特徴について分析しておく必要がある。

一般的に次のような女性の雇用の特徴が上げられる。

(1) キャリアのパターン

女性の識字率が依然として低いこと、また教育訓練の体制が不備であったり、その 内容がニーズに適合していないことが原因となり、女性は、労働集約的な産業(繊維、 衣服、エレクトロニクスなど)の現業部門に集中する傾向がある。すなわち、必要な 技能が比較的低く、昇進の機会も比較的乏しい。

- 事例 -

シンガポールのエレクトロニクス関係の工場での調査によると、全従業員の87% が女性であったにもかかわらず、監督者に占める女性の割合はわずか3%にすぎず、技術者の中の女性の割合も、事務系の割合も、それぞれわずか5%に過ぎなかった。

(2) 低賃金

一般に女性は経済のすべての部門で、男性よりも賃金が低い。(表3)

賃金の男女格差をもたらす原因は、さまざまであるが、教育訓練の水準が低く、賃金が比較的低い職種に集中していたり、熟練職種よりも非熟練職種に集中していることから起こる。また、女性の労働者の大部分が法律の適用対象外に置かれたままになっていることも賃金が低く押さえられている原因である。

其例

スリランカでは、賃金は産業及び、プランテーションを担当する公式の賃金委員 会で決定されるが、女性は法律によって男性よりも賃金を低く定められている。

表 3 製造業における男女賃金格差(1975年、1982年)

	男性の賃金に対する女性の賃金の割合		
国	1975	1982	
ミャンマー	88.5	88.8	
ケニア	66.1	75.8	
エルサルバドル	90.4	85.9	
タンザニア	70.7	78.5	

出所:「ILO世界労働報告」Vol.1 ILO編

8. 雇用が女性の生活にもたらす影響

8-1 賃金(現金)収入の増加

女性が賃金を得、管理することは、家族の福祉が向上するひとつの大きな要因になる。 インドの事例研究によると、女性の賃金が増加したため子供の栄養状態が目に見えて向上 した。

8-2 労働時間

現金収入が増えても、家事を主に担う、特に既婚の女性にとっては、生産活動と家事、 育児の二重労働になり、労働荷重の状況になっている。

9. 今後の課題

産業を支える人材としての女性の育成(経済的側面)と同時に、労働条件の改善、雇用の安定、健全な労使関係の育成、女性を取り巻く諸条件の改善(社会的側面)について、 今後の課題として取り組んでいく必要がある。

(1) 教育訓練

過去、数十年の間に、開発途上国で、教育の普及、無料化、及び義務化が進み、識 字率は大いに向上したが、未だに読み書きができない女性が多く存在する。また、幼 い時から、母親を助けて家の仕事をしたり、所得が低いことから収入のために働かな ければならないことがあり、学校を中退する大きな理由になっている。

また、社会的に訓練施設が極めて不十分であることも多い。たとえばバングラデシュでは、平均して毎年25万人の女性が労働市場に登場するが、職業訓練を受けられる女性は2万人程度に過ぎないと推定されている。パキスタンでは、毎年13万3000人程度の女性が労働市場に入ってくると推定されるが、公式の職業訓練システムによって訓練を受けられる者は8000人程度にすぎないといわれている。インドでは、毎年200万人を越える女性が新たに労働市場に入ってくるが、訓練能力はその5%以下、つまり5000人を下回るといわれている。

以上のような状況から、女性に対する基礎教育及びニーズに対応した職業訓練を充 実、拡大して行く必要がある。

(2) さまざまな資源に対するアクセス

農業分野では、農地はもっとも重要な資源である。金融、農業普及サービス、技術などを利用することができるかどうか、さらには協同組合組織を利用できるかどうかすらも、農地の所有状態と関連づけられている。女性が農業の重要な担い手であっても、実際には女性が農地を所有することはまれであり、農地が農民組織による集団的所有になっている場合でも、それらの組織に加入しているのはほとんど例外なく男性である。

また、農業以外の分野についても、例えば自営業を営む女性、さらに、インフォーマルセクターに属するような零細な場合には融資などのサービスを受けられないと言うのが現実である。 農地所有権やその他の資源、サービス(金融、技術)を利用する権利を女性に対しても付与するようになれば、女性の交渉上の地位、生活の向上につながっていくことが期待できる。

(3) 女性の技術

女性の職分布としては、労働集約的な分野が多く、、女性の技術力が低いがために、機械化、新技術の導入に際して、不安定な立場に追い込まれる。前述の職業訓練の充実とともに、就労後も革新していく技術に対応していけるような訓練、システムが必要であろう。

(4) 女性の所得の増加。

女性の所得が向上していくことは、家族の福祉の向上にもつながっていくが、現状では、男性と比較しても、女性の賃金は低く抑えられており、この点での改善が必要である。

(5) 組織化

労働条件を改善していくため、また、様々なサービスへのアクセスを容易にするため、農業協同組合、労働組合等への女性の加入、組織化が望まれる。

成人男女の労働参加率の変化(1980年代)

	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
and make of make a decided what is supported and a decided of the support of the	男性	LA	男性	下降	男性。	変化なし
	開発途上国	先 進 国	開発途上国	先進国	開発途上国	先 進 国
女性上昇	バルバドス チリ エジプト グアム ジャマイカ ベル・・ セネガル タイ	カナダ 南 アフリカ	アルジェリア (-) コスタドル (-) エクアドル (-) イスラエル (-) 韓な田 (0) ケウェート (+) シンガボール (+) トリニダード・トバゴ	オーストラリア (0) フィンランド (-) フランス (0) 西ドイツ (0) ギリシア (+) 日本 (0) オランダ (+) メルウェー (+) ボルトガル (-) スペイン (+) 米国 (+)	ホンデュラス インドネシフ モーリシャス パキスタン ブエルト・リコ セイシェル スリ・ランカ ペネズエラ	オーストリア デンマーク ニュージーランド スウェーデン
	22%	10%	25%	60%	22%	20%
女性 下降	カメルーソ (-) アルゼンチソ (+)	0	NIF	0	0	0
	6%		3%			
女性 変化なし	ポリピア パナマ フィリピン	712571	バーレーク	アイルランド	香港 597 ザンピア	0
	8%	5%	6%	5%	8%	

注1)

年齢層は、15~64才。(下記の国々を除く)
15-49才:カメルーン、シリア
15-59才:コスタリカ、パナマ、セイシェル、スリランカ、タイ、ザンビア
16-59才:グアム
16-64才:プエルト・リコ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン
18-64才:イスラエル
20-59才:アルジェリア・
20-64才:フィンランド、イタリア、ジャマイカ、南ア
カッコ内の記号は、男女の動向が異なる場合、全体として
(+) 参加率が上昇している国
(-) 参加率に変化がない国

(0)参加率に変化がない国

3) 枠内のパーセンテージは、先進国、途上国の合計をそれぞれ100%としたときの割合。

出所: I L O, Year Book of Labor Statistics

2-B 女性と農業

1. 概 説

多くの途上国において、農業は、一国の経済の重要なセクターになっている。途上国における人口の3分の2以上が農村に住み、自給用の食糧作物栽培や換金作物栽培を通じて農業に従事している。そのうち、70~90%は女性であり、これら農業生産にさまざまな形で貢献している。しかし、女性の農業活動は、「無給の家族労働」として、統計的には経済活動をしている人口から除外され、女性が農業に参加している事実はこれまで十分認識されていなかった。(表1)

女性の農業参加の現状は、地域的な自然特性、男女の労働分担についての文化的パターン、社会経済状況、家事・育児など、女性労働の中での優先度などの要因によって国・地域によりさまざまである。小農、土地なし農民と呼ばれる小作農、農業労働者といった農業従事及び農地土地所有形態や、また従事する耕作面積の規模によっても、その女性の参加のパターンは異なる。

途上国では一般に、男性は換金作物、女性は食糧作物の栽培に従事しているケースが多い。さらに、農作業のうち、除草・収穫・精米加工・調整保存(調理を含む)・販売は、主に女性の仕事になっている。

農村は、農業生産だけに留まらず、雇用を提供し、さらに生活の場所を提供するといった多面的役割を有しているが、農村女性も、農作業のみならず、農家の所得・栄養、家事・育児と多面的な役割を有している。

水汲み、薪拾いを初めとする家事労働や農業労働に関し、労働作業項目数とそれに費やされる時間数で比較した場合、男性より女性のほうが労働過重になっており、土地、信用、普及サービス、投入財、協同組合等農村組織への参加に対しても、均等なアクセスが欠如しているとの報告がある。 (1) さらに、家庭内における意思決定、食事の分配、所得配分にも、男性が優遇されているとの報告がある。 (2) (3)

一方、途上国では、近年、近代的営農方法が導入されたが、農業技術、生産システム、 流通システムの変化が、伝統的な男女間の分業、女性の農作業の時間やリズム、労働報酬 の形態や水準に大きな影響を及ぼした。

1970年代から80年代初頭にかけて展開された高収量品種の導入による「緑の革命」は、農業生産上非常な成功をおさめたが、一方では灌漑を押し広め、制御された灌漑条件の下で、化学肥料・殺虫剤の使用を余儀なくした。これら近代的営農方法の導入により、換金作物栽培が押し進められ、これにより、女性が投入する労働および土地について、在来の食糧作物と換金作物との競合が引き起こされた。さらに、換金作物栽培からの労働報酬が、現金で支払われるといった貨幣経済の急速な進行は、非常に大きな社会構造の変化を引き

起こすこととなった。農村部に流入する近代工業製品などの都市生産物は、農民の心を大きく引きつけ、農民の購買力以上の物質的欲求を生じさせた。このような現金収入の必要性の増大により、男性の都市・海外への出稼ぎとともに、女性の都市へ出稼ぎ・身売りにまで至っている。

今後とも、地球的レベル・国家的レベル及び家庭レベルでの食糧の安定した確保を考える上でも、公平な分配に基づく農村開発が必要であり、そのためにも、土地、水、その他の天然資源、投入財及びサービスの公平なアクセス並びに女性の技能を開発して活用する平等な機会のほか、実施段階のみならず計画段階を含めたあらゆる段階に、女性の全面的な参加が必要である。そのためには、農村における女性の役割に関する情報及び統計資料を拡充し、これらの情報を、今後の女性参加型の開発に活用していくことが望まれる。

2. 農業における女性の参加(地域別概観)

農村女性は、世界おける食糧の少なくとも50%を生産している。 (4) 耕起から収穫までの一連農業生産サイクルの全ての過程で女性が関与している他、作物の運搬・調整・加工・販売にも大きく関与している。

この他、育児や家事に費やされる時間も多いが、しばしばこれらと農作業を結びつけて 同時に行っているケースもある。

家畜の世話及び畜産物の加工や販売に女性が重要な役割を担っている。女性が家畜を所有している場合もあるが、一般的には男性が所有し、女性は通常、これら家畜の飼育・搾乳・加工及び糞を燃料や肥料にする仕事を受け持っている。

西アフリカ・東南アジア・南太平洋・カリブ海の島々では、水産労働の30~50%が女性である。漁村の女性の多くは、漁船や近代的漁法とは掛け離れた海岸から伝統的漁法に従事している。これら水産物の加工及び魚・魚の副産物の販売にも女性が貢献している。 (5) 山村の女性は、薬用植物、果実、蜂蜜、かご細工用原料、薪等の燃料原料等森林生産物の収集に従事し、これら多くの知識を有している。

多国籍食品企業の農村地域への参入は、女性を賃金労働者として雇い入れたが、それは 男性より安く雇えるほかに、臨時や請負で雇えるといった理由によるものであり、その意 味では女性労働力はきわめて融通性に富んだ労働予備軍的色彩が強いと言えよう。

以下に地域的な概観について述べる。

1) アジア

アジアは人口密度が高く、このため、より集約的農業が必要であり、そのため、男性も女性も農作業に多く関与している。アジアにおける多くの米作地帯では、伝統的に、男性は整地・耕起をし、女性は田植、除草、収穫をすることが、本来男性、女性に適した農作業と考えられている。さらに、脱穀作業は主に女性の仕事になっている。

しかし、これらの特徴も、茶・綿・ゴムといった換金作物栽培では様子が異なる。 インドの綿化やスリランカの茶の摘み取りのように、大部分の労働者が女性という場合もあるし、ジャワのとうもろこし・キャッサバの栽培では男性の労働者の参加が多い。

2) 中近東

中近東では、公式資料が示している女性の農業参加率は非常に低い。しかし、女性 の農業労働に関する貢献を認めないという慣習上から由来する過小評価の可能性がある。

国によっても異なり、例えば、サウジアラビアのように、女性が農作業をあまりしない国もあれば、ヨルダンやイラクのように、農作業の約半分は女性でおこなっている国もある。

特に、中近東の女性は、酪農生産に密接に関与して場合が多い。例えば、エジプトでは、家畜に関する作業の60%以上は女性がおこなっており、さらに、家禽・卵及び 酪農製品の販売も、しばしば女性によっておこなわれている。

3) アフリカ

アフリカの多くの地方では、女性が、結婚と同時に得た土地で、家族のための食糧を生産している。これは、初期の植民地時代に行なわれたプランテーション・鉱山・道路建設の仕事に男性が駆り出されたためと、1920年代および1930年代における換金作物の導入・普及により、換金作物による収入がない期間の家族食糧向けの補足的作物栽培を女性が担当せざるを得ない状況にあったことによるものである。農作業に関して、男は一般に土地の整備に責任を持ち、除草や収穫は主に女性が受け持っている(表2)。

4) ラテンアメリカ

ラテンアメリカでは、アフリカ・アジアに比べて、女性の農業参加は一般に低い。 多種多様な換金作物栽培形態、農耕地の規模の多様性、男性の都会への季節移住の有 無等の理由により、地域によって女性の農作業の参加内容は多様である。

しかし、過去 4~50年の間に、アグリビジネスと呼ばれる多国籍食品企業が現地農場経営に参入したため、農業労働者としての女性の数が増加した。

表2 アフリカにおける農村労働の配分、作業別、性別(総労働時間中の割合)

	男	女
defined fine figures in an immortant and manufactures and in the procession of a region of the state of the s	According to the control of the cont	The same and antique confidence and the same server.
森林伐採、圃場の杭打ち	9 5	5-2-1
耕起	7.0	3 0
播種	5 0	5 0
耕起と刈り取り	3 0	70
収種	4 0	6.0
圃場からの作物運搬	2 0	8.0
作物の貯蔵	2 0	80
作物の加工	10	90
余剰の販売	4 0	6.0
水と燃料の運搬	1 0	90
家畜の飼育	5 0	5 0
狩猟	9 0	1 0
家族への食事提供とその世話	5	9 5

(出所) UN1975. Quoted in FAO 1982.(8)(9).

事例:グアテマラのアグリビジネスと女性の参加 ー

アグリビジネスによる雇用と投資促進を目指したあるプロジェクトがグアテマラで 実施された。このプロジェクトでは、企業との契約によって、農民がブロッコリ、カ リフラワーなど労働集約的な作物を生産することになっていたが、女性の参加の度合 が異なる3つの村でのプロジェクト成果に、明らかな違いが出たことが報告された。

第1の村では、女性が農場での労働に全く従事せず、受益者にもならなかった。この村では労働力不足のためプロジェクトが困難に直面した。

第2の村では、男性(夫)が農場に来ることのできない週2、3日だけ女性(彼らの妻)が参加して働いた。これによって、女性自身の収入につながる市場での商いの時間は短縮され、収入減をもたらした。しかも企業からの賃金は妻が働いた分も一緒に大の名前で支払われた。プロジェクトの結果は特に良くも悪くもなかった。

第3の村では、女性が男性の補助ではなく、対等なパートナーとして労働に参加した。性別に関わらず生産物を届けたものが、現金で支払いを受けるようになっていたため、女性は自発的に市場での商いの時間を減らし、農場で働いた。この村でのプロジェクト成果は、経費の低さ、収穫量、生産物の品質、一定面積当りの収入、いずれにおいても、他の村よりも優れていたのである。

(出典: USAID, Gender Issues in Agriculture and Natural Resource Management, 1989)

3. 意思決定に関する女性の参加

作付の決定、新しい品種の選定、機械の導入等の意志決定は、土地の所有者が男性にあるということに起因して、一般に男性によっておこなわれている。農村における寄り合い的集まりで、女性が自分の意見を述べたり、村の共同事業に参加する機会は非常に少ない。

意志決定の過程に、女性があまり関与出来ない理由はさまざまである。例えば、男性は幼児期から農作業に関する技能修得をめざした訓練を受けているのに対し、女性は育児・家事といった主婦の補足的役割としてしかみなされず育てられてきたことと、新しい技術に関する情報を得る手段やアクセスがないことがあげられる。

一方、家計必需品の取得に関する男女の役割は、国により異なる。食糧は女性が用意するものであるという考えが一般的であるアフリカにおいても、衣料・家庭用具・医療費の責任は国によってまちまちである。しかし、男性が一時的収入を得た場合、ややもすると、全てを家庭に入れず、酒や娯楽に費やすという報告もあり、仮に女性が家計を預かるか、または独自の現金取得の道があれば、男性とは異なり、家計必需品の購入等に費やされるという調査結果がでている。

4. 農村女性の土地へのアクセス

伝統的な土地保有制度が存在する途上国の農村では、父系主義に基づく家父長制が一般的であり、そのため、土地及び土地に投入する財は、世帯主である男性が所有していることが多い。このような場合、男性は、女性及び子供という現金支出を必要としない労働力に依存して自分の農地を経営し、その生産物や所得の取り扱いについての権限を有している。

普及サービス・信用・農民組織等へのアクセスは、一般に土地の所有権にリンケージしている。例えば、男性が都市への出稼ぎ等で不在の場合、農村に残された女性が実質的世帯主でありながら、土地所有権がないため、耕作している土地を担保にできない。必要な資金や肥料等の投入財の借り入れができないといった例がある。

近代的農法による換金作物奨励政策のもとで、女性は、家族用の食糧作物の栽培に従事 していた耕作地を、非合法による耕作地として奪われ、かわりに劣悪な条件の土地を与え られて、従来の食糧生産を営まざるを得なくなったケースもある。

各国の土地改革は、法律上は性差別なく施行されたにもかかわらず、実際は世帯主である女性が土地を所有できたことはめったになかったし、ましてや世帯主でない女性の場合は、土地所有機会がほとんどなかったため、女性からみれば、これら土地改革が成功したとは必ずしも言い難い状況にある。アフリカのいくつかの国では、農地改革が、女性がそれまで土地所有者ではないが、伝統的に用いることを保証され、耕していた土地を奪った

事例:「耕す人々のための土地」―

ガンビアのある地域では従来、男性が高地でソルガム、ミレットなどの換金作物を 生産しており、低湿地帯での米の生産は女性のみによって担われていた。女性は小規模な耕地で自給用の食糧生産を行なっていたのである。しかし、湿地帯は村からは遠く、女性が利用できる道具も簡単なものしかなかったため、大変な労働にも関わらず、1へクタール当り1トン程しか収穫はなく、十分な食糧供給ができていたとは言えなかった。

ガンビア政府は国際農業開発基金(IFAD)の支援を得て、この地方の農業生産向上プロジェクトを実施した。プロジェクトの対象となった1500へクタールの土地には、機械が届き、排水溝がつくられ、川から流入する水量をコントロールするための堰と灌漑ポンプが設置された。女性たちはこれによって伝統的な耕作権が失われ、土地が男性の管理のもとに移されるのではないかとの恐れを持った。しかし、プロジェクトによって開発された土地を再配分する際、女性たちへの配慮がなされ、女性は土地配分のための委員会に代表を送ることができ、その結果として、受益者全体の96%を占める女性がそれぞれ名前で登録された耕地を得たのである。

プロジェクトの設備投資による二期作の導入は、改良種と肥料の投入と相まって、1へクタール当り6トンの収穫を可能にし、女性たちは余剰生産を販売することさえできるようになった。もちろん二期作によって労働量も増えたが、足踏み式の脱穀機と牛車の利用によって仕事そのものが楽になり、デイケア・ヘルス・センターが設立されたおかげで、女性は日中の育児から開放された。デイケア・センターでは同時に栄養、保健、衛生についての知識を女性たちに普及したため、地域の健康状態はさらに向上したのである。

(出典: IFAD, Women: The Roots of Rural Development, 1989)

5. 農村女性への普及サービス

農村の女性は、一般的に農業情報及びサービスに関し、十分なアクセスを持ち合わせていない。

トラクターや耕耘機を始めとする新しい農業機械の導入や近代的灌漑施設の導入に伴う新しい技術の開発は、従来男性の仕事であった耕起や整地作業等を中心として飛躍的に進められた結果、男性の仕事は軽減したが、一方、従来の女性の仕事である植えつけや除草・精米については、手または原始的な道具で行われ、男性を中心とした新しい技術の導入

は、女性の労働時間を増大することにもなった。 (6) 例えば、アフリカのガンビアでは、新しい技術導入後、男性は日時間から 9 時間になった一方、女性の農作業の時間が19時間から20時間になったとのことである。

バングラデシュ北西部では、植えつけ用の種取りは女性によって行われているが、高収量品種を導入した際、男性のみを対象として普及が行われたため、これら導入が十分に成果をあげられなかった。 (*) このような事例にも、女性を対象とした農業普及が必要であることが示唆されているといえよう。

- 事例:農作業の性別分業に配慮した農業システム改善プロジェクト ――

アジア稲作システムネットワーク(ARFSN)では国際稲作研究所(IRRI)の支援を受けて、穀物と家畜の生産技術を導入し、現在の農業システムを改善するプロジェクトをフィリピンで実施した。このプロジェクトに関して、女性稲作システム(WIRFS)では、稲作システムにおける男女の分業を調査した。

それによると、女性は苗木の剪定を行なうが、植え付けはせず、生産物や副産物を販売する責任を担っている。モンゴ豆や野菜に関しては女性が収穫、脱穀、販売に関する意思決定を行う。男性は大型の家畜(牛や水牛)の責任を持つが、餌集め、餌やり、小屋の掃除などの世話は女性が担っている。また、豚や鶏などの小家畜については女性の責任となっている。さらに主たる収入源としてのもち米の加工は女性の仕事であるが、これには多くの燃料と労力が必要とされる。

しかし、このような分業にも関わらず、女性を対象にした訓練には栄養と食品保存のコースしかなく、地域で行なわれる農業訓練は男性を対象としたもので、しかも野菜の生産や豚・鶏の飼育、米の加工などに関する訓練は全く行なわれていなかった。さらに、女性は公的に組織化されておらず、担保となる土地の権利も所有していないために、公的な貸付を利用できないということも明らかになった。

これらの調査結果に基づき、プロジェクト項目の修正が行なわれた。米とモンゴ豆を組み合わせた生産パターンの中で、モンゴ豆の茎や蔓を飼料として利用することが 奨励され、モンゴ豆の病虫害防止技術や飼料利用のデモンストレーションには女性も 参加するようになった。家畜の栄養についての説明には女性の専門家が起用され、女 性を対象として普及活動を担当した。また、女性の収入源であるもち米の生産と加工 についての研究開発もなされた。こういった努力によって、調査研究や普及活動に性 別の配慮が組み込まれ、地域の農業システムに関するより広範な理解が得られたので ある。

(出典: USAID, Gender Issues in Agriculture and Natural Resource Management, 1989)

6. 農村女性への信用供与

農村女性の銀行ローンの借入は、男性に比べて少ない。ガーナの例では、銀行ローンを借りることができた女性は、男性の27%に対し、7%にすぎなかった。女性には、一般に担保となる土地がなかったり、銀行側が、女性のローン返済能力をあまり信用しない傾向があるのも事実である。従って、しばしば年率50%以上の高金利を、女性に課す例もある。担保力も土地もない人達を対象に行われているバングラデシュにおける「グラミーン銀行計画」がある。これは、担保等の見返り条件を免除し、代わりに5人ずつの連帯責任を請け負わせ、借り手はその一人一人が全ての資金(普通は最高50ドル)を所得向上のための運用と、年利13%、50週返済の条件で、乳牛を購入しその乳牛から乳を絞って、それを販売したり、機織機を購入してサリーを織ったりする経済活動に用いられている。このよ

うな信用供与が、今後、広く途上国の農村女性に利用されることが望まれる。

7. 農村女性グループと協同組合

協同組合や農民組織は、本来農民の生産的サービスアクセスを大いに促進させるものとして、途上国で進められてきたが、一般に、男性により組織が運営されている。政策決定がこれら組織に参加している男性に委ねられている農村では、なかなか女性の意見をこれら組織を通じて反映させることは難しい。この他、多くの農村女性は識字率が低く、農作業・家事・育児等家庭内の仕事に追われ、これらの組織活動へ参加する時間を有しないのが現状である。

これら制約要因を考慮に入れて、農村女性が訓練でき、必要な情報を得ることができる場を提供し、生産財の共同購入および農産物の共同販売を可能にし、必要資金の借入を支援する機関としてこれら組織の積極的な活用が望まれる。さらに、これら組織を通じて、それぞれの農村女性の意見が、農村の開発に反映できることが望まれる。

表1 男女別農業従事者数の比較

						territoria de la composição de la compos		
		男				女		
アフリカ			-1,0	00 人				
ボツワナ		101		112		140		146
カメルーン	1	, 063	******	1,263		962	*****	1,410
中央アフリカ共和国		317		387		426		434
コンゴ		113	-			65		236
ガーナ		051	·	1,193		773		766
コートジボアール				800		* :		892
レソト		280	_	314		241		323
マラウイ		908		1,823		727		1,297
トーゴ				252				343
ザイール	3	, 474		1,707		3,793	-	
ザンビア				1,217	•			1,108
ラテンアメリカ				. •				_,
アルゼンチン	1	, 218		1,411		78		97
ベリーズ		•		19				8
ボリビア		108	- .			69	_	89
ブラジル	11	,833	~ 1·	2,416		1,258	****	
ドミニカ共和国				628		_,		95
エルサルバドル				463				31
ペルー	1	, 422		1,553		148		173
スリナム		,		18				20
ウルグアイ		143		167		7		38
ベネズエラ		596				16	_	23
アジア				. *				
バングラデシュ	15	, 229	- 1	6,592		609	_	3,509
インド		,887		4,274		25,892		57,339
インドネシア	1	,171		9,466		7,715		8,501
韓国	l	,728		3,594		2,179		3,758
ネパール	1	,001		3,187		1,392		2,135
パキスタン b)	1	, 366		9,183		536		4,488
フィリピン].	,		8,353		1,233		3,601
スリランカ	1	, 287	****	1,657		495		651
タイ	E .	,645		6,708		6,572		6,599
中近東		, 010		.,		-,		
エジプト	3	, 952	_	4,872		81		196
イラク		, 0,00	•	1,254				856
ヨルダン				130	-			74
サウジアラビア				615				216
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				010				

⁽注) a)示してある数字は、(出所)にある資料からとった。ただしひとつの推定数字しかない国は除く。

b)性別の示していない恒久的使用者51万 2,000人がプラスされる。

⁽出所) FAO, 1970 Agurcultural Census: UN Population Census 1970-76; and ILO surveys of the 1976s.

参照文献

- (1) HEIBLOEM, M. 1982. Women in land and water development. Rome, FAO. Land and Water, 13.
- (2) CARLONI, A.S. 1981. Sex disparities in the distribution of food within rural households. Food and Nutrition, 7: 1, Rome, FAO.
- (3) BOSERUP, E. 1970. Women's role in economic development. Op. cit., ref. 9, p. 42-43; CARLONI, A. S. 1981. Sex disparities in the distribution of food within rural households. Op. cit.
- (4) UNICEF News. 1980. New York. 104(2): 20.
- (5) BOSERUP E. 1970. Women's role in economic development. Op. cit., ref. 12, p. 87-95; also LAWSON R.M. & KWEI, E. 1974. African Enterpreneurship and economic growth: a case study of the fishing industry in Ghana, p. 150. Ghana Universities Press; and CHANDRASEKHARAM, F. 1971. The present status of women in small scale fisheries in Mahabalipuram. Workshop on Feasibility in Small Scale Fisheries Development, Madras, India, September 1971. In YAP C. L. Women in fisheries. Paper for the Symposium on the Development and Management of Small-Scale Fisheries. Rome, FAO, May 1980. (IPFC/80/SYMP/SP5).
- (6) Case studies under preparation at ESHH, FAO, Rome, re project: irrigation in Arid Regions, 2., (KEN/78/015)
- (7) HEIBLOEM, M. 1982. Women in land and water development. Op. cit.
- (8) Handbook on Women in Africa, ECA, Addis Ababa, UN 1975
- (9) Follow-up to WCARRD: The Role of Women in Agricultural Development: COAG/83/7, Rome.

3. 女性と教育

3-A 女性と教育

1. 概 況

1-1 序:

1990年3月、タイ国において近年稀に見る大きな「教育開発会議」が開催された。参加 150カ国、参加者 150人、主催は4国際機関であり、特に経済援助機関である「世銀」、「UNDP」が実質的実施者であった。そこで、Education for All(全ての人に教育を!)の世界憲章が採択されたのであった。世界には9億6千万人の非識字者があり、子供のうち学校へ行けないものが1億人余いるという現実。しかもその6割は女子なのである。

1-2 途上国における男女の教育機会の差

途上国の教育の現状は女性にとって厳しいものである。教育は保健などと同様、公的に提供されるサービスの普及の度合が、経済の発展段階、社会背景などに大きく左右される。小学校の就学率を見ると、低所得国(Low-income economies)、中所得国(Middle-income economies)、市場経済工業国(Industrial market economies)、全ての国々の平均において、女子の就学率は男子の就学率を下回っている(表1、表2)。

表 1 学校年齢層に占める就学者数の比較 (%)

(World Development Report 1989より)

	小	学 校	中学校				
	男子	女子	男子	女 子			
	1965 1986	1965 1986	1965 1986	1965 1986			
低所得国	113	92	42	27			
中所得国	99 108	86 100	30 62	22 56			
市場経済工業国	103 103	105 102	63 91	60 93			

^{*} このデータは小学校学齢層の合計人口に対する比率で示している。標準学齢を上下する生徒がいるため、小学校教育が普及している国では、総就学率が100%を越える場合がある。

表 2 学校における女子の数 - 男子100人に対して

(World Development Report 1990より)

	小 等	华 校	中学校		
	1970	1987	1970	1987	
低所得国*	61	67	44	60	
中所得国	85	88	89	101	
市場経済工業国	95	95	94	100	

*中国、インドを除く。

この傾向は中学校の就学率において、さらに顕著になる。低所得国の中学校の男女の割合を平均すると、男子 100人に対して女子は60人に過ぎない。一方、中所得国及び市場経済工業国においては、男女間での差はほとんどない(表 1 , 表 2)。

教育の機会の男女間での不均衡は、途上国において、より顕著に表われる問題であると いえる。

1-3 非識字率の高い国々における教育の機会への男女の差

(1) L L D C

低所得国においては男女ともに教育を受ける機会が限られており、したがって識字率も他の国々に比べて低い。ここで注目すべきことは、LLDCにおいて識字率の男女の格差が大きいということである。例えば、バングラデシュの成人の識字率は、男性43%に対し女性21%である。エチオピアでは男性8%、女性はわずか1%に過ぎない(表3)。このように識字率の低い国は、LLDCに集中しており、そこに大きな男女差が見られる。あるいは、国全体での識字率の低さは女性の識字率の低さを反映したものと見ることもできる。

GNPと識字率は深い関係を持つが、国民一人当たりGNPが高いことは必ずしも 教育の普及のための必要条件ではなく、社会政策によって教育の普及を進めることも できる。タンザニア、スリランカなどではその社会政策により基礎教育の普及が進め られたため、男女ともに識字率が高い。

表3 成人の識字率(%)

低所得国	男/女	中所得国	男/女	市場経済工業国 男/女
エチオピア	8 / 1	セネガルボリヴィア	37 / 19 84 / 65	スペイン 97 / 92 サウシアラヒア 71 / 31
チャドザイール	40 / 11 79 / 45	ジンバブエ	81 / 67	イスラエル 97 / 93
バングラデシュ マラウイ	43 / 22 52 / 31	フィリピン イエメンアラブ共和国	86 / 85	シンガポール 93 / 79 香港 95 / 81
ネパール	39 / 12	モロッコ	45 / 22	イタリア 98 / 96

*World Development Report 1989 の各分類の中で、下から6カ国の成人識字

率を抜き出したもの (ユネスコ文化統計年鑑1988より)

比較: タンザニア 93/88

スリランカ 91/83

(ユネスコ文化統計年鑑1988より)

(2) イズラーム世界

イスラーム世界では、男女ともに識字率が低く、この特徴は中東、アラブのイスラームの国々に顕著である。また、識字率の男女の差が大きいこともその特徴となっている(表4)。女子のための教育施設の不足、宗教的戒律により思春期を過ぎた女子が家の外に出にくいこと、女子の早婚による中途退学等、女子の教育を進めるうえでさまざまな障害がある。

なお、イスラーム世界において、全般的に識字率は低いが、これを一概に教育の未 発達と結びつけることはできない。イスラーム世界では、教育は宗教と深い関係があ り、暗記学習こそ学習の本命であって、文字による記録よりも頭への記録を重視する。 したがって必ずしも識字率の低さが国全体の教育の普及の低さを示しているとは限ら ない。

4 中近東の教育関連指標

. :	Ω.,												``. <u> </u>
	Z Z	l		1280	13400	1500	1680	6200	2000	1230	999	5420	830
钟)	育くの対対	i j	(2)	55.8	∞;	α)	44.8		52.2	4	67.3		36.5
E IN	GNP	3.5		2.1						5	4.8	•	დ თ
• 3	イギーをなる	83	7.9	7.8	8.7	98	8.7	90	72	7.8	81	1	52
元	ė.	17	29	ភ	တ	4	တ	10		23	36	18	~
教育	¥	39	ထိ	34	7.9	78	48	35	29	34	80	ı	30
中	爰	57	0.9	27	98	80	69	52	46	46	7.9	1	43
教育	女	105	91	113	92	රිරි	104	651	35	107	73	ı	56
勿等	角	122	105	121	ರಿ	886	115	7.8	103	126	100	i	80 50
	女			62								50	
计	用	62	30	88	9.2	8.7	76	7.1	47	88	51 00	80	45
瓣	全体	τς 	80	7.4	7.0	75	9	ſ	30	55	4 تن	99	34
E V		(5)	177	TI L	クウェート	ヨ馬タ゜ン	317	サウシ、アラヒ、ア	オマーン・	F113.7	I) 7. h	11.7	Eurz

鞍(1985): Human Development Report, UNDP (1980)数育就学路(1986-88): Human Development Report, UNDP (1980)教育就学路(1986-88): Human Development Report, UNDP (1980)校院路路(1985-1987): Human Development Report, UNDP (1990)中学校入学器(1986-1988): Human Development Report, UNDP (1990)支出/GNP (1986): Human Development Report, UNDP (1990)支出/GNP (1985-1988): Human Development Report, UNDP (1990)当りGNP (ドル)(1988): World Development Report, World Bank (1990) (1985): Human Development Report, UNDP (1990) 籤初中小小教教 - 字等等学。育育人 公注

2. フォーマル教育分野

2-1 初等教育

初等教育の入学時の就学率は世界中の多くの国でほぼ 100%に近いが、学年が上がるにつれて中途退学が増大する。ここで問題となるのは男女差で、これは地域差と中途退学に関係がある。

事例:インドの教育の地域差。

インドでは教育における男女の格差は依然として大きく、女子の識字率は男子の半分である。1950年以来、就学率は着実に伸びてきているが、ここ数年、就学率の伸びが停滞している。男子の小学校への第一年次就学率はほぼ 100%に達しており、全体としての伸びの停滞は女子の就学率の伸びの停滞を反映していると分析されている。インドでは地域差も激しく、チャンディガール、ケララ州等では60%を越える識字率も、アルナチャル・プラディーシュ、ダドラ・ナガル・ハヴェリー等の州では10%前後と低い(表5)。ここで問題となるのは、このような識字率の低い地域では男女の格差も大きいということである。 (「第三世界の教育」より)

ラテンアメリカの小学校就学率は平均すると80%あり、男子と女子との間に就学率の差がない。しかし中途退学者の多いところに問題があり、女子の中途退学者が男子を上回る傾向にある(表 6)。

表 5 1971年におけるインドの識字率(州および連合州)

· ·			(%)
全インドの平均疏字	14:		(1985年参考)
全人口 29	.45	÷	43.5
男子 39	.45		57.2
女 子 18	.69		29.9
先進的地域			
チャンディガー	n 61.56		
ケララ	60.42		
デリー	56.61		
後進的地域		***	
アルナチャル・	ブラデーシュ	11.29	•
ダドラ・ナガル	・ハヴェリー	14.97	* .
ジャンムー・カ	シュミール	18.58	
ピハール	.*	19.94	

(出所) 津田元一郎「西南アシアの文化と教育」、東京学芸大学海外子女教育センター、1984年、およびUNESCO、Statistical Yearbook 1985。

表 6 ラテンアメリカにおける1970年入学者集団の残存率

(%	ì

	第2学年到達者	第5学年到遠者
ブラジル	. 58.1	38.2
チーリ	90.1	76.7
コロンピア	69.1	37.5
コスタリカ	94.2	77.7
ドミニカ共和国	64.3	33.7
エクアドル	75.3	57.2
エルサルバドル	67.8	42.9
グッテマラ	66.6	34.7
ガイアナ	99.9	86.4
ニカラグア	56.3	30.6
パラグアイ	84.5	48.9
ペルー	77.6	57:.7
ウルグアイ	100.0	94.8
ベネズエラ	90.2	65.5

(出所) 世界銀行「教育」、1980年。

2-2 中等教育

中等教育の就学率は初等教育よりも男女差が大きく出ている。全体の就学率が減少し、それに従って男女差が大きくなる。市場経済工業国においては男女差がほとんどないが、低・中所得国では大きな格差が見られる(表 2)。地域別に見ても12才から17才までの就学率には初等教育以上に大きな差がある(表 7)。

初等教育と同様に、中等教育においても女子の中途退学者が目立つ。初等教育を終え中 等教育に進んだ段階で、学業を断念しなければならないということは、個人のみならず社 会にとっても大きな損失である。また、中途退学をする女子が増えると、女子の教育は無 駄であるという考えを広く社会に植え付ける危険性もある。

女子の中途退学の原因として多いものに、家庭の貧困、結婚及び妊娠がある。中等教育 は有料である場合が多いので、家庭の財力が続かない場合に女子が学校を辞める例が多い。 また、中学校高等学校の女子生徒の妊娠も多くの国々で社会問題となってきている。

ー 事例:ジンバブエの女子中学生の中途退学―

ジンバブエでは独立後、国家予算の20%前後を教育予算として、初等教育・中等教育の全国的拡大を行なった。この画期的な教育拡大の中で、国民の教育に対する関心は高まり、男女とも就学率が大きく伸びた。特にそれまで教育を受ける機会の少なかった農村地域での就学率の増加は飛躍的であった。

中学校の女子生徒の妊娠は女子の中途退学の最も大きな原因となり、教育文化省はこの問題の解決を計ることを迫られた。1983年、文部大臣は、女子生徒が妊娠しその子供の父親が同省の関係者(男子生徒や教師)である場合、彼らも退学あるいは免職処分にするという規定を発表した。

2-3 高等教育

高等教育の就学率の男女差は、初等・中等教育に比べると少ない。これは、高等教育を受けることができるのは限られた階層の出身者であり、途上国でも富裕層には教育の機会への男女差が少ないことを示している。女子教育では遅れをとっているイスラーム圏においても、高等教育レベルでの就学率の男女差は少ない。この理由としては、子供に高等教育を受けさせることのできる階層はその価値観が近代社会化していることが多く、女子の教育に対しても積極的であることなどが挙げられる。

しかし、女性が進学することのできる高等教育機関はその種類が限られていることも多く、教育の機会の真の平等という観点からはまだ問題が残る。

3. ノンフォーマル教育

3-1 教育の内容から

(1) 識字教育/生活知識付与

学校に行くことのできなかった成人のための識字学級が、農村や都市スラムでの活動として行なわれているが、識字学級参加者には女性が多い。これは成人女性の中に非識字者が多いことを示している。これらの場合、識字教育を発展させて、生活向上のための実際的な事柄や、適正技術(ミシン、緊急医療、家族計画、料理法など)を学ぶことも行なわれている。例えば、識字学級の教材に栄養価を考慮した調理の仕方を用いるなどの例がある。

- 事例:タンザニアの識字学級 -

タンザニアでは、成人のための識字学級が盛んに行なわれ、女性の参加が奨励された。参加した人々には証明書が発行されたが、これは識字教育を受けた女性たちに自信を与えた。

(2) 基礎的技能の付与

この分野には農業指導員などによる技術指導などが含まれる。男性が出稼ぎのため

に農村から出て行き、女性が農作業のかなりの部分を担う現実があるにもかかわらず、 このような技術の移転は従来通り男性中心に行なわれていることが多い。このため、 本当に技術を必要とする女性に、知識が行き渡らないという事態も起こる。

3-2 教育の伝達の方法から

(1) マス・メディア

学校教育を受けることのできなかった者たちにとって、ラジオやテレビなどのメディアは知識を得るための重要な手段となる。しかし、残念なことに、就学率が低く中途退学者の多い地域においてはこのようなメディアも不足している。人口1000人あたりのラジオの数は市場経済工業国では 600台程度であるが、低所得国では60台に過ぎない(World Development Report 1989)。

(2) 家庭内教育

家庭内での教育は、実際的な技術が修得できる反面、性別役割のはっきりした伝統的な考えに基づく教育が多く、女子の学校教育との葛藤を生む可能性もある。

(3) 地域での教育

これも伝統的な教育の方法で、村の長老などから経験に基づいた知識を受け取るものである。ここでは文化的価値、経験から生みだされた技能などが学べる反面、伝統的な女性の役割が強調され、学校教育との葛藤を生みだす可能性がある。

4. 女子の教育の機会不均等の要因

4-1 家庭要因

(1) 両親の教育経験

両親ともに教育を受けていない家庭では子供の教育の必要性が意識されることは少なく、女子の教育について真剣に考えられることは更に少ない。周囲にも教育を受けた人がいない時、教育の価値とそれが将来、個人及び社会にもたらす利益について認識することは難しい。

(2) 家族の保守的な態度

家庭は、それが属する社会の保守的な態度を反映する。宗教や習慣などによって女子の教育が圧力を受けている場合、家族はその社会規範を家庭の中でも守ろうとする。 この傾向はイスラームの国々で特に顕著である。

(3) 子供の労働力の必要性

貧困層の家庭では、教育など子供への投資をする余裕がないばかりでなく、子供は 幼児期から家庭に貢献する存在と見なされる。子供は学齢に達する以前から、家事の 手伝いをするだけでなく、農作業の手伝い、物売りなどをすることによって、家庭に 現金収入をもたらす。この時、女児は男児よりも家事の手伝いなどに向いているとされ、学校に行かず家庭に残ることが多い。

(4) 男子優先の家庭内での資源の配分

両親が子供の教育の価値を認めても、家庭内の資源が限られている場合、教育を受けるのは男児になることが多い。(小学校では授業料は要らないが、カバン・制服・文房具などの付帯経費が大きい。中学校は全て授業料が要る。)このような決定は、男子は学校教育を受けることによって将来、高収入を得る職に就く可能性があるという両親の期待によってなされる。また、両親の老後の生活の保証のためにも、結婚して家を出る女子よりも男子に教育を受けさせるという考え方が一般的である。

4-2 社会要因

(1) 宗教/伝統的社会における保守性

宗教や伝統は女子の教育に否定的な影響を与えることが多い。

- 事例:ナイジェリア北部のイスラーム教徒の教育に対する態度 ---

イスラーム教徒の多いナイジェリア北部の調査では、学齢の子供を持つ親のうち、西欧教育について良くないとする者が36.6%であった。良いとする者の中にもコーランの教えを乱さない限りという条件を付けている者が多い。子供を近代学校へ送らない理由として、そのような学校教育はイスラームの規範に反し、伝統的慣習を失わせ、子供をだめにし怠け者にする、そして学校は子供をキリスト教徒にしてしまう恐れがあると述べている。 (「第三世界の教育」より)

(2) 女子の早婚 -

一般に途上国の女性は早婚であり、これは中等教育のみならず、時には初等教育さ えも受けることを妨げる。

- 事例:インド「マヌ法典」—

インドでは女性の早婚が女子の教育を妨げる大きな要因になっている。早婚の習慣を作り出した原因の一つに、B. C. 200年からA. D. 200年頃にわたって書かれた「マヌ法典」があり、この思想は今日も人々に大きな影響力を持つ。この中に、学問を始める時のウパナーヤナの儀式についての記述がある。最初、ここに男女の差別はなかったが、後に女子には結婚がウパナーヤナに相当すると変更された。これは、学問の進歩によりその過程を全て終了するのに年数がかかるようになり、女子の婚期が遅れたり、途中で辞める女子生徒が増えたりするのを防ぐためとされてい

る。これによって、男子がこの儀式を行なう8才が女子の結婚適齢期という認識が一般化した。それ以後、女性は学問の世界から締め出され、結婚し、体も十分に発達していない頃から子供を次々と生み続けることになる。

(「女は世界を変える」3~アジアの女たち より)

(3) 低い教育予算

途上国の教育予算は国家予算に占める割合が高くても、その絶対値が少ない。さら に、被教育人口の大きさを考慮すると、市場経済工業国との格差は大きい。

途上国内でも教育予算の配分は都市に偏っていることが多く、農村やスラムにおける教育施設の不足、教育施設の質の悪さが特徴的である。家から解く離れた学校に通うことは、女子にとって男子以上に大きな障害となる。両親が女子に対して遠い道のりを通うことをよしとせず、就学を許さない場合もある。

4-3 学校要因

(1) 教育への動機づけ

教育への動機づけを妨げるものとして、学校教育と伝統的な女性の役割との不適合がある。西欧教育には、西洋的な人権、自由についての思想が内在し、家庭に入り男性に従属するような伝統的な女性の生き方との摩擦を生じさせることがある。一般に、伝統的価値観の強い社会で近代教育を受けることは、男子よりも伝統的価値観による制約の多い女子に多くの負担を与える。

(2) カリキュラム ニュー

多くの途上国は、旧宗主国の教育制度に基づく教育を行なうところが多く、必ずしも途上国の人々のニーズと合致しているとは言い難い。例えば、自国の歴史についてよりもヨーロッパ史を先に学ぶようなことも出てくる。進学の可能性を持ち学習する男子に比べて、進学の望みの薄い女子にとって、その時学ぶことが実際の自分たちの生活に密着していないということは、大変な苦痛となる。途上国の実情に合わないカリキュラムは女子生徒にとってより大きな問題であるといえるかもしれない。

ケニアの作家ングギ・ワ・ジオンゴは、西欧文化に汚染されていないアフリカの伝統文化を教育に含めるべきだと提唱している。

(3) 女性教師の不足。

女性が男性と同席することを認めないような伝統的規範のある国では、女性教師の不足は、女子の教育への大きな障害となる。一方、女子の教育が遅れているため、女性教師が不足するという事態もあり、悪循環を作り出している。

伝統的社会の中では近代教育を受けた成人女性の存在が少ないため、女性教師は、

教育を受ける女子にとって重要なモデルとなり、教育を受ける励みともなる。しかし、 このようなロール・モデルの必要な地域において、女性教師が特に不足しているのが 現状である。

5. 女性の教育をめぐる視点

5-1 女性の人権と地位向上

教育は女性の人権とも深い関係がある。字が読めないということは、それだけにとどまらず、理論的な思考や記憶にも影響することである。しかしひとたび字が読めるようになると、それまで経験的に知っていたことの応用ができるようになる。その結果、それまでに蓄積された知識の応用によって生活や仕事のうえで、的確な判断を迅速に下すことができるようになる。基礎教育はすべての人間に与えられるべき権利であるといえる。

教育を受けることにより、女性の能力が十分に発揮され、また、社会の中で認知を受けることにもつながる。これは社会での女性の地位向上につながる。

5-2 開発における女性の役割の認識

(1) 経済活動の担い手として

教育を受けた女性は、労働力として直接的に経済活動に参加できる。教育を受けていない女性も、未熟練工などとして働くことはできるが、これらは開発に伴う技術革新によって職を失う危険性の高い不安定な雇用であり、自己の可能性を十分に生かしているとは言い難い。一般に、教育を受けた労働者は新しい技術を習得することに対して抵抗が少なく、その学習速度も早い。農業においても同様に教育程度と生産の効率との間に相関が見られる。

農村から都市へ、あるいは海外への出稼ぎなどによって、働き盛りの男性が村を離れることにより、残された女性が農村での生産活動をほぼ全面的に担うというような事態も起こっている。このような状態において、女性に農業技術とその習得を促進するような基礎教育を与えることは、これまで以上に農村の生産性の向上を促進する意味を持つものである。

(2) 生活改善の担い手として

主婦は一家の中心となり家事や家族の健康管理に重要な役割を果している。したがって女性が教育を受け啓蒙されると、その家族全体の生活の向上を導くという波及効果を生むことになる。生活改善のための実際的な知識を女性が得ることによって、家庭内の限りある資源を有効に利用することができるようになる。家族の健康管理、育児、子供の教育、住環境の整備などさまざまな分野で女性は家族と協力して生活の向上を図る原動力となっていく。

(3) 子供の健康

女性の教育は、家族全体の健康に深い関わりがあるが、その中でも特に、子供の健康と栄養水準の改善、出生率と乳児死亡率の低下に強く結びついている。平均してみると、母親が一年多く学校に行くことにより、乳児死亡率が出生1000人当たり約9人低下するという結果になっている。この効果の3分の1は、教育の高い女性が都市の家族や裕福な階層に属していることによるもので、残る3分の2は教育それ自体の効果によるものとされている("Monetary and non-monetary Returns to Education in Africa"より)。

女子の教育は出生率にも関係してくる。女子の就学は、結婚の時期あるいは第一子の出生を遅らせることにより、女性が出産する期間を短くする。また、教育は女性が家庭の外で働く機会を与え、出生する子供の数が減る。中南米での調査では3年以上の学校教育を受けた女性が出生する子供の数は、そうでない女性に比べて明らかに少ないという結果が出ている(State of the World's Children 1987)。

参考表1 アジア地域の教育関連指標

inst Pr	識	字率		初等	教育	中等	教育	小学校	小。	教育	初等教	1人
国 名	全体	男	女	男	女	男	女	脱落率	中学校 入学率	支出/GNP	育ノ教育支出	当り GNP
77カ こえタン	24	39	8	27	14	10	5	37	17	-	43.2	
ハング ラデ・シュ	33	43	22	76	66	24	11	80	42	2.2	39.1	170
₹/* ~#	26	39	12	104	47	35	11	73	56	2.8	35.7	180
ハ キスタン	30	40	19	51	28	26	11	51	29	2.2	40.2	350
オリランカ	87	91	83	105	102	63	63	12	. 85	3.6	93.5	420
中国	69	82	5.6	140	124	50	37	32	82	2.7	28.5	330
1 / 1	43	57	29	113	81	50	27		- ". "	3.4	43.3	340
イント ネシア	74	83	65	120	415		-	20	84.	3.5		440
ラオス	84	92	76	102	85	.23	18	86	67	1.2	_	180
フィリヒ・ン	86	86	85	105	107	66	66	25	91	- 1.7	61.8	630
91	91	94	88	- 1	1.5	-	-	. 36	62	4.1	59	1000
71137	74	81	66	102	102	63	69	3	79	7.9	37.9	1940

アフリカ地域の教育関連指標

F-21 23	繈	字率		初等	教育	中等	教育	小学校 脱落率	小 • 中学校	教育 支出/	初等教育/教	1人
国 名	全体	明	女	93	女	男	女	The set of	人学率	GNP	育支出	GNP
エチオヒ、ア	66			46	28	18	12	5.9	28	4.2	52.8	120
チャト'	26	40	11	73	29	10	2	83	29	2	82.9	160
マラウィ	42	52	3.1	73	59	5	- 3	67	4.8	3.7	47.	1.70
ታ' ተ።	62	79	4.5	84	68	32	14	4.0	52	0.4	47.1	170
マケ カ スカル	68	74	62	97	92	23	19.	7.0	73	3.5	42.3	190
フェルキナファソ	14	21	6	41	- 24	23	11-	26	19	2.5	38.1	210
4 0	17	23	1.1	29	17	8	4 -	61	1,5	3.2	48.4	230
プ ルンディ	35	4.3	27	68	50	6	3	13	33	2.8	4.5	240
うか ンタ	5.8	70	4.5	76	63	16	9	24	47	. 1.J	20.1	280
ナイジ エリア	43	54	31		in .	· -	-	37	64	1.4	17.2	290
ケニア	32	4.4	19	98	93	27	19	38	* * * * *	5	61.9	370
タンサーニア	33	48	18	67	66	5	3	24	42	4.2	. 591	160
ቻ እየ ን	76	84	67	102	92			9	69	4.4	44.2	290
ニシ エール	14	. 19	9	.37	20		-	25	1.7	4	36.8	300
ルワンタ	47	61	33	69	68	7 -	5	51	45	3.2	68	320
▶- 3.	41	53	28	124	7.8	36	12	41	64	5.5	34	370
中央アフリカ っ	41	53	29	82	51	17	6	83	40	5.3	51.2	380
ペ ニン	27	37	16	84	43	23	9	64	42	3.5	46.2	3.90
レソト	73	62	84	102	127	18	26	48	78	3.5	39.1	420
\$* = 7	29	40	17	41	18	13	4	30	19	3	30.8	430
しまか。ル	28	37	19	71	49	19	10	17	.38	4.6	56.8	650
シ'ンパプエ	74	81	67	130	126	49	42	26	93	7.9	66	650
コートラ、オ・アール	42	53	31	-	-		- <u>.</u>	32	47	5	46.8	770
オ・リワナ	71	73	89	111	117	31	33	11	82	9.1	3.6.8	1010
カメルーン	56	68	4.9	119	100	32	20	33	70	2.8	77.7	1010
モーリシャス	83	89	77	105	107	53	50	. 4	78	3.3	44.2	1800

参考表 3 ラテンアメリカ地域の教育関連指標

	識	字 率		初等	教育	中等	教育	小学校	小。	教育	初等教	1.人
国 名 、	全体	男	女	男	女	男	女	脱落率	中学校 人学率	支出/ GNP	育/教育支出	当り GNP
トミニカ	78	78	77	99	103		-	65	92	1.6	44.4	7.20
キンシ 1ラス	59	61	-58	104	108		7, . .	57	75	5	46.6	860
ク・フテマラ	55	63	47	82	7.0	,	- 1	64	5 Ż	1.8	38.2	900
IATAA L. B	7.2	75	69	77	81	27	30	63	68	2.3	60.3	940
エクアト* ル	83	85	80	118	116	55	57	50	89	3.6	37.1	1120
⊒ህንԷ′ ን∞	88	82	:88	112	.115	55	56	43	83	2.8	39.9	1180
バーラク・アイ	. 88	91	85	104	99	30	30	50	68	1.4	36.6	1180
^	85	91	78	125	120	68	61.	49	98	1.6	31.1	1300
∮IJ	98	.97	97	103	101	72	78	67	93	5.2	51.9	1510
コスタリカ	93	94	- 93	100	. 97	- 40	43	19	75	4.7	34.4	1690
・ よキシコ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	90	92	88.	119	116	54	53	29	85	2.8	26.5	1760
n° f7	89	89	88	109	104	56	63	18	83	5.5	36.3	2120
フ'ラシ' ル	78	79	76	-	-	32	41	78	86	3.4	52.3	2160

注)識字率(1985): Human Development Report, UNDP (1990)

初等教育就学率(1986-88): Human Development Report. UNDP (1990)

中等教育就学率(1986-88): Human Development Report, UNDP (1990)

小学校脱落率(1985-1987): Human Development Report, UNDP (1990)

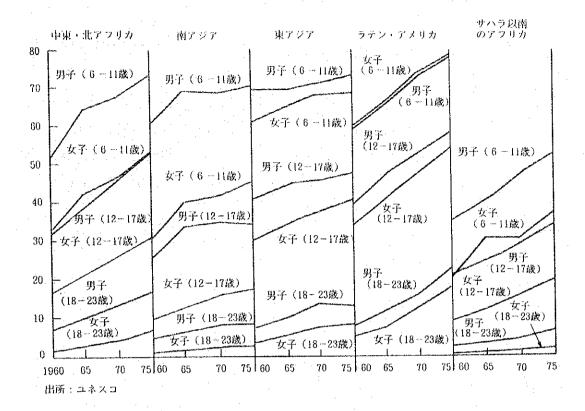
小。中学校入学率(1986-1988): Human Development Report, UNDP (1990)

教育支出/GNP(1986): Human Development Report, UNDP (1990)

教育支出の初等教育支出(1985-1988): Human Development Report, UNDP (1990)

1人当りGNP(ドル)(1988): World Development Report, World Bank(1990)

図 1 地域別就学率 1960-75年



参考表 4 所得別グループの初等教育就学率

(°°)									
	男子()	5-9歳)	女子 (5-9歳)						
19名	最真因世帯	最高裕世帯	最質困世帯	最富裕世帯					
スリ・ランカ、1969 - 70	70.3	89.8	65.8	81.9					
ネパール,1973-74 11小都市	29.5	77.8	15.3	71.2					
インド Lグシャラト州、 1972 - 73 農村 都市	22.7 42.1	53.9 77.7	8.6 30.8	50.9 69. 5					
インド:マハラシュトラ州。 1972-73		en e							
農村	24.6	54-6	16.6	52.9					
都市	10.4	86.3	42.1	87.0					
		男女 (5~11歳)						
•		数其团世带	被高裕世帯						
コロンビア、1974									
大都市		69.6	94.6						
都市全体		62.0	89.5						
農村		51.2	60.0						

注: 執字率は年齢集団中に占める学生数の比率で表わしてある。最負因及び最高裕世帯とは、インド、ネバール、スリ・ランカの場合は、 1 人当りの支出による等級づけで、最底辺及び最上部の10%。 コロンピアの場合は、一人当りの所得による等級づけで最底辺及び最上部の20%にあたる世帯を指す。

主な参考文献

女性学研究会、「女は世界をかえる」 1986

K. Hinchicliffe, "Monetary and non-monetary Returns to Education in Africa," World Bank Discussion Paper, Education and Training Services, WS46, 1986

R. Riddell, "Education for Employment," Mambo Press, Harare, 1980

D. N. Sifuna, Short Essays on Education in Kenya, Kenya Literature Bureau, 1980 Ngugi wa Thiong'o, "Education for a National Culture," ZPH, Harare, 1981

Nahid Tombia, Women of the Arab World, Zed Books, 1988

豊田 俊雄、「アジアの教育」 アジア経済研究所 1978

豊田 俊雄、「第三世界の教育」 アジア経済研究所 1987

UNESCO, Statistical Yearbook, 1988

UNICEF, The State of the World Children 1987

UNICEF, The State of the World Children 1988

UNICEF, The State of the World Children 1989

UNICEF, The State of the World Children 1990

World Bank, World Development Report 1980

World Bank, World Development Report 1987

World Bank, World Development Report 1987

World Bank, World Development Report 1988

World Bank, World Development Report 1990

3 - B マレイシアの社会と女子教育

1. はじめに一小論のねらい

本論は、「WID」の見地に立って、開発途上国における「女子教育」の問題を考察する。とりあげる国はマレイシアであるが、この国はイスラーム地域の一国であり、あとに述べるように女子の教育においていちじるしい進展の見られる国である。

考察にあたって、まず、女子を特定した研究文献や統計資料が極度に少ないことを述べておかなくてはいけない。男女の格差がないのであれば、女子を特定する必要は勿論ない。しかし、実態はさまざまな格差に充ちているのであるから、文献・統計の少ないことは怠慢と言われても仕方がない。最近の努力によっていくらか改善されたが、統計収集の分野は弱体であり、1)保健・医療面における女性の余命(男性対比)、介添出産率、産婦死亡率、2)教育面における女性の識字率(男性対比)、女子の就学率(初等・中等教育)くらにがカバーできる限度である。

さて、女子教育がもたらす利益であるが、世銀でも言うように、女子教育は国家がなし うる最良の投資であるーたとえ女子が労働力に加わらない場合でも、母親が子供に及ぼす 影響力は父親をはるかに凌駕する。世銀の広範な調査によれば、母親の教育水準が高いほ ど(家族の所得差を別にして)子供の死亡率は低い(ケニア、バングラデシュ、コロンビ ア)。また、一定の所得水準の家庭では、母親の教育程度が高いほど栄養状態が良好であ る(ブラジル)。さらに、教育は、女子の雇用機会を増加させる分だけ早婚を防ぎ、避妊 の知識も高める(各地域)と報告している。全般的に、教育は女子の有給雇用の機会を現 実に増加させ、中等教育を受けた既婚婦人の雇用は、初等教育だけの場合に比べ数段大き いと言う(ブラジルでは3~4倍以上)。初等教育だけでも、無教育の婦人に比べかなり 有利であると言う。

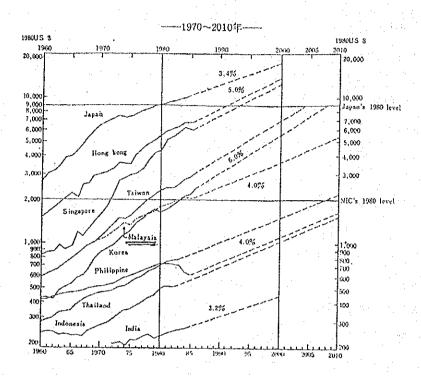
さて、マレイシアは「アセアンの優等生」と呼ばれる。日・韓に範をとる「ルック・イースト」政策の成功で、タイとともに、東南アジア随一の発展を誇っている。政治は安定し(与党が83%の議席を占める)、経済は数年前の不況期を脱して順調に上昇軌道に乗っている。 い あるエコノミストは、1985~2000年を年率 4 %の成長とみて、図 1 のような推計を行なっている。マレイシアの 1 人当り G D P がシンガポールの 1980年水準に到達するのは、図によれば2010年となるが、一両年のテンポでみると、もっと早いことも予想されるのである。

マレイシアの社会は、際立った複合社会である。植民地以前のマレイシアは、人口の大部分が農民(小さな自作農)であった。英国は植民地域の開発にあたり、積極的に中国系、インド系の移民労働力を利用した(とくに中国系は、現在人口の34%を占める大きなグループとなっている)。中国系は錫鉱山と商業・流通面を支配し、インド系(タミル)は、

ゴム農園 (プランテーション) を中心に生活をしている。土着のマレー人と、流入の二移 民のいわば住み分けの形である。

政治、経済とともに、こうした社会の中での女子教育を以下に見て行きたいと思う。

図1 アジア太平洋地域の1人当たり実質GDP(1980年USドル表示)



----1960~2010⁴F----

	1人 (1980	4p.	整		
	1970	1985	2000	1970~ 1985	1985~ 200
本港ル湾国アインアド国 一 シ ピシ ボ ー リネン ド ー リネン ド ー リネン	6, 484 3, 053 1, 583 1, 110 862 1, 091 471 513 282 214(1972)	10, 517 6, 722 6, 055 3, 094(1986) 2, 422(1986) 2, 020 832 619 533(1983) 282 320(1980)	18, 401 13, 975 12, 580 6, 995 5, 476 3, 638 1, 498 1, 115 1, 038 452 1, 050	3.3% 5.4 9.3 6.6 6.7 4.2 3.9 1.3 5.0 2.2	3. 4% 5. 0 5. 0 6. 0 4. 0 4. 0 4. 0 4. 0 3. 2 6. 1

[14] IMF, Internation Financial Statistics; Economic Planning Board, Major Statistics of Korean Economy; Council of Economic Planning and Development, Taiwan Statistical Data Book.

アジア太平洋諸国における人造り協力のあり方に関する研究

(出所) 篠原三代平客進

表1 アジア太平洋地域1人当たり実績GDP(1970-2000)

:	1人当り実績(年 率			
	1 9 7 0	1985	2000	1970 ~1985	1985 ~2000
日本	6, 484	10,517	18, 401	3.3 %	3.4 %
香港	3, 053	6, 722	13, 975	5. 4	5.0
シンガポール	1,583	6, 055	12,580	9.3	5. 0
台湾	1,110	3,094(1986)	6, 995	6. 6	6.0
韓 国	862	2,422(1986)	5, 476	6.7	6.0
マレーシア	1,091	2,020	3, 638	4. 2	4: 0
タイ	471	832	1,498	3. 9	4.0
フィリピン	513	619	1,115	1.3	4.0
インドネシア	282	533(1983)	1.038	5.0	4.0
インド	214 (1972)	282	452	2, 2	3. 2
中国		320(1980)	1,050		6.1

出典: IMF, InternationalFinancial Statistics, Economic Planning Board.
Major Statistics of Korean Economy.

Council of Economic Planning and Development, Taiwan Statistical

Data Book.

2. マレイシアの女子教育

2-1 イスラーム地域・マレイシアの教育

イスラーム地域とは、イスラーム教徒(モスレム)の比重の高い地帯であり、関係する 国は70余カ国。その教育の特徴はつぎのごとく、4つに分けてみることができる。

(1) イスラーム人口

人口規模はキリスト教徒についで大きく、世界人口の2割を占める。ただし学齢人口に限ってみれば、キリスト教徒より多い。

(2) イスラーム・パワー

イラン革命を契機としてイスラームのアジアへの影響も強く、各国に政治的思想的 影響が生じ教育上の変動も大きい。

(3) イスラーム教徒の教育水準

非識字率、就学率という量的指標でみると、この地域の教育水準はきわめて低い。とくに女子の水準は発展途上地域中で最低グループに属する。

(4) イスラーム教育の近代化

教育の源流はコーランであり、7世紀以来の長い伝統をもつ。容易に西欧型教育に 転化しない設と核心をもつ。

このうち非識字率は言うまでもなく、15歳以上の成人の読み書き能力(識字率)の逆数である。不確かな数値であるが、一国の教育水準を比較するには便利なものである。南西アジアから中東にかけて、非識字率が70%以上の国が少なくない。さらに、宗教圏別にみると、東南アジア数カ国の識字力の違いが明瞭に出ている。それらの国の中で、経済水準の一番高いのはマレイシアであるが(1人当りGNPが約2000ドル)、非識字率はもっとも高い。キリスト教国のフィリピン、仏教国のタイ・ミャンマーと比べてみてイスラーム教国マレイシアの教育水準の低さが分かるのである。

さて、いわゆるコーラン学校は、アジア・アフリカの農村において、今も依然として影響力をもつ塾形式の教育機関である。

イスラームの教育の究極の目的は、「清純にして誠実なるイスラーム的人間をつくり、 イスラーム社会を築くこと」とされている。コーランが教育の源泉であり、知識は、神が 人間に与えてくれたものとしてきわめて高い地位を与えられている。この知識の獲得、伝 達がイスラーム教育の基本である。

2-2 ポンドックの教育・中国系教育・タミル系教育

15世紀頃からイスラーム教が導入され、マレー人の間に普及した。各地にイスラーム教 寺院(モスク)が設立され、モスクに勤めるイスラム教の教師(トック・グル)や導師 (イマム)が村人たちにイスラム教典であるコーランの読み方や、ジャライと呼ぶアラビ ア文字、またイスラム法やマナーについても教えた。

マレイシアのコーラン学校はポンドックと呼ばれる。このポンドックはもともと小屋を意味する言葉であるが、イスラム教徒が止宿して、イスラームの教えを受ける場所である。北部のケダ州では、19世紀にはイスラーム教師の家でコーラン教室が開かれ。ベラ州でも1909年に初めてコーラン学校が開設された。1つのポンドックには、2人から6人の生徒が住みこみ、少なからぬポンドックが建てられ、父兄はお礼としてお金や米、ココナッツ、菓子等を教師に提供していた。

ポンドックで受ける教育期間は、みじかくて一年、長いのは十年以上にわたるケースもあった。ケダ州においてイスラーム教育は、夕方政府立のイスラム小学校で行なわれていたが、それに出席する子弟が限られていたため、宗教局は、2人のイスラーム教師をマレー人小学校に派遣することを始め、1954年にはすべての小学校においてこの方式がとられ。第1学年から第6学年までイスラーム教の科目は必須科目となった。

つぎに19世紀以前の非マレー人の教育を述べておきたい。

2-2-1 中国系教育

中国人は、子弟の教育にきわめて熱心であった。中国語学校は、中国人住民が多い、直轄地のペナン、マラッカ、シンガポールに建てられた。イギリス植民地政府は、当初、英語学校とマレー語学校の設立に追われていたので、中国語学校は中国人自身の手に委ねられていた。

20世紀以降、中国語学校の発展は、本国中国の近代教育の発展と結びついていた。カリキュラムは中国の学校のものを採用し、教科書は中国で印刷されたものを使っていた。教科には中国語、古典文学、歴史、倫理、数学、科学及び軍事訓練があったが、マラヤの歴史、地理、経済などは全然取り上げられなかった。ほとんどの教師は中国から来たので、中国の教育的、政治的活動もマラヤに伝えられた。

2-2-2 タミル系教育

マレイシアにおけるインド人の90%は、南インドからやってきたタミル人であった。その他、パンジャブ人なども少数いた。インド人の学校は、主にタミル語学校として発展した。そのうちゴム園に設立されたエステート・スクールが約80%を占めた。

植民地政府はタミル語学校に対し、基本的に自由放任政策を取った。その結果、ウエズレー、マラッカ、ジョホールなどの州においてエステートが経営するタミル語学校が多く設立された。タミル語学校の教育は、インド文化の継続を志向していたが、質的には貧弱なものであった。タミル語学校の最大の問題は教員不足にあった。そのため、ゴム園の親方や管理人、その他タミル語の読み書きのできるものは誰でも教師に選ばれた。

以上が3民族の独立以前の教育内容である。

2-3-1 マレー人化政策

1969年5月13日に起きた人権暴動は、マレー人と中国人の対立の根深さ、国民統一の不安定さをあらわにした。この民族の対立衝突のため、政府は国民統一の達成、経済格差の是正、国民教育制度の再編を図る政策を協力に押し進めることとなった。とくに、農漁村に多いブミプトラ(土地の子)であるマレー人やその他の土着民を近代的経済部門へ誘導して農村生活の近代化を図ることが強調された。

教育の面では、「社会的、文化的、及び政治的統一を促進するために国の教育制度をより確固としたものにすること」を重視し、国民教育制度の再編をねらった。そのために、 教育の国語化政策と、各民族間の教育機会の不均等を是正すること、東マレイシアの教育 をマレイシア全体の教育の中へ統合することが重点目標となった。

2-3-2 教育の国語化政策

マレー語は1970年からマレイシア語(Bahasa Malaysia) と呼ばれるようになった。マレイシア語を教授用語とする国民学校の拡大を図るために英語学校を廃止し、マレイシア語学校に転換する政策が取られた。

1970年を起点として、英語小学校の第1学年の生徒から年々上級学校へ波及してすべての教科をマレイシア語で教育する事業が強力に実施された。英語中学校では、1972年より、1年生から順次、公民、体育、音楽、美術、工芸の授業がマレイシア語で行なわれるようになり、1978年には全教科に及んだ。1986年には、大学の学部教育もほとんどマレイシア語で行なわれるようになった。

2-4 マレイシアの文化エートスへの接近

一 タイ・フィリピンとの比較調査について(1985及び1986年実施)

(1) 対象の生徒

調査した3カ国の高校生は1240名。15才~17才年齢の生徒が最も多く、男女別には 大きな差異はなかった。

(2) 調査内容

調査の内容は、第1は社会観に関するものである。「最も尊敬する人」「最も大切 だと思う人(もの)」など。

第2は、世界観に関するものである。「神の存在」など。

第3は、宗教、道徳教育観をみるものである。

(3) 調査結果

<社会観>

- a) 帰属する社会:社会意識を知る手がかりとして「あなたはどの社会に帰属していると思うか」と問うでみた結果、マレイシアでは、高校生の国家意識、国際社会意識もタイ高校生に比べて低いように思われる。
- b) 尊敬する人:マレイシアでは、最も尊敬するのは親(46.9%)で、次いで国王 (または首相) (16.8%)、教師(14.1%)、宗教人(12.3%)であった。村の 高校生には、教師をあげる者が比較的多かった。
 - c) 大切だと思う人(もの):マレイシアでは、首都、地方の高校生とも神を最も 大切とする者がいちばん多く、それについでは家族をあげ、38.9%であった。

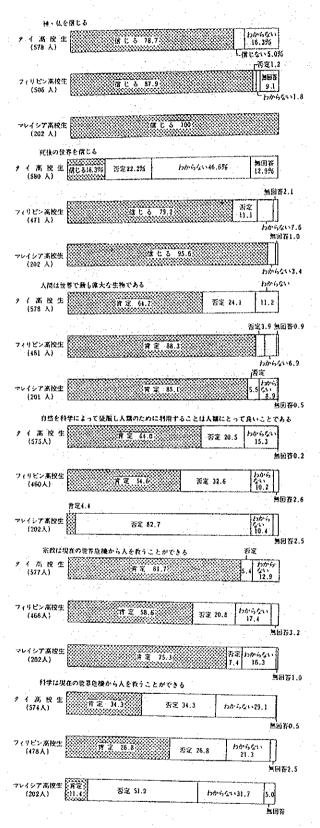
<世界観>

生徒の世界観を知るために、五感で捉えられない世界の存在を問うている。タイ・フィリピン・マレイシアの高校生の間で、世界観の相違点、類似点がみられ、興味深い結果が出ている。

- a) 神、仏、霊魂、幽霊、天国、地獄の存在:マレイシアでは神(Tukan)、天国 (Syurga)、地獄 (Neraka) の存在を全員が信じると答えた。
- b) 死後の世界:「死後の世界を信じるか」という問に対しては、マレイシアの生徒は95.6%が「信じる」と答えた。
 - c) 人間、動物、植物:「人間は世界で最も偉大な生物である」という項目に対して、マレイシアの生徒には肯定するものが多く、85.1%であった。
 - d) 人間・自然・科学の関係:「自然を科学によって征服し、人類の幸福のために利用することは人類にとって良いことである」。このいわば西欧から発達した近代合理主義の考え方に対し、マレイシアでは否定の方が大多数を占めた(科学よりも宗教に信頼をおく見方が強い)。
 - e) 世界危機の救済:「科学は現在の世界危機から人を救うことができる」に対しては、マレイシアの高校生は「肯定」より「否定」の方が多かった。
 - f) 宗教教育・道徳教育の重要性:マレイシアの生徒は、「宗教教育」に対しては 100%の者が「重要」であるとした。すなわち、「アッラーへの信仰を学ぶ」ことが宗教教育の基本であると考える。

(図2参照)

図2 マレイシア高校生の世界観比較 タイ・フィリピンとの対比



出所:国際協力事業団「技術移転活動事例研究調査報告書 マレイシア国派遺個別専門家の事例から」p. 19-20

2-5 男女の教育格差

前述のごとき展開を経て、マレイシアの教育制度は急速に整備されてきた。初等教育によくみられる大幅な中途退学(ドロップ・アウト)はなく、最終の第6学年に到達できないものは、3%にすぎない。6-3-4間の予算配分もバランスがよく、教員の社会的地位は高く、社会の「中の上」と見なされ、近年女子教員の進出が目立つ。いずれも教育制度の向上を示す事例である。

ここで、「学校系統図」とアセアン5カ国内の「教育関係指標」を示しておこう。(図3、表2参照)

つぎに、女子教育開発上の問題点として男女の教育格差を見なければならない。

- (1) 第一は識字状況である。1970年、23.4%あった男女の識字率格差は、1980年には、17.5%に縮まった(1990年の数字が発表されれば、さらに縮まっているであろう)。イスラーム圏のつねとして、この国もかつては大幅な非識字者があったが(高い経済 特人に比例しない低い識字率)、女子の識字の向上が著しいのである(表 3、表 4 参照)。
- (2) 識字率の格差は、東南アジア全域と同様、マレイシアでも少なくなっている。 なお、高等教育段階の男女格差については、全国的なデータはない。女子の在学率は次 第に上る気運が見える。

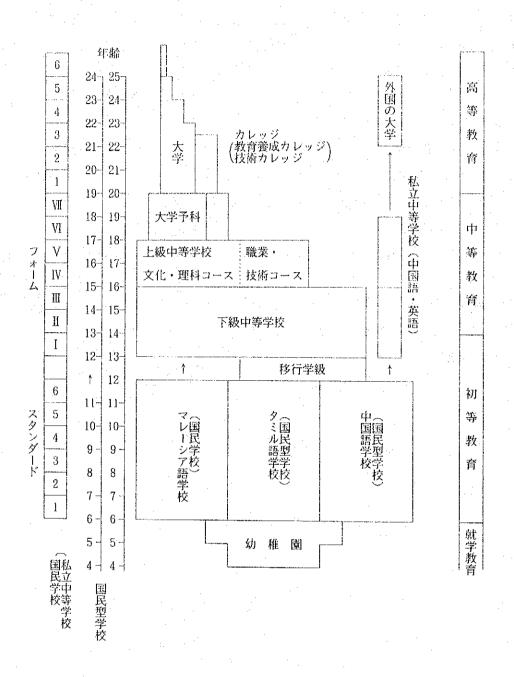


表 2 マレイシアおよびASEAN諸国教育関係指標

	成人! ()	#1) #)	学校制度	小雪	#łżst=	#141 (3)	Ω	中学社 第(为		高等教育 20~24歳 斯に占め		留学生	1986 ATUK	人 口	I人当り GNP	平均券命(出生時)	9	化极力		(E) (E)	学力	村民
	1960	1980	(加益) (加益	1960	1988			1960	1086	る就学等	1986 (X)	送出数	主要描在域	(100 (100 万人)	(KV)	1886	本	李七	۲.	ф遙		高等教育
					L	男子	女子										水剌学	中選	经了	ADJUB	後期	·
DEDM	30	66	6, 3, 3	71	98	100	97	6	41	7	2, 7	14, 156	*・呼・挙	166, 4	490	57	41. 1	31. 6	16.3	4.7	4.9	0, 8
t k = 71	53	69	6.3.4	96	101	101	101	19	59	6	7.8	38, 980	米・寮・英	16, 1	1.830	60	34. 3	21. 4	23.0	10.1	9, 8	1.4
11467	72	83	8.4	95	95	95	94	26	52	38	1.7	4, 994	米・幼児日	57.3	560	63	11.7	31.3	22. 8	13	9	15. 2
12 f 8 - A	Ī.	83	6. 4. 2	111	190	100	100	32	71	12	4.3	7, 539	米・英・加	2, 6	7.410	73	43. 7	38. 3		9. 6	5.0	3. 4
) {	68	88	8, 3, 3	83	99	99	99	13	29	19	3. 9	8, 849	米ワ(・自	52. 6	810	64	20.5	67. 3	2.4	4.5	2.3	2.9

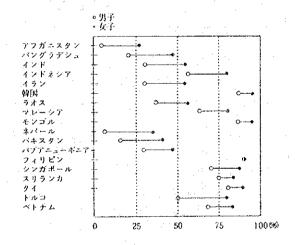
*サウジニサウジアラピア

フィニフィリピン 独墨西ドイツ

英=イギリス

出典:蘿田俊雄「第三世界の教育」 1987に加築補正

表 3 マレイシアの識字率 ーアジアにおける位置



マレイシア男女間識字率格差 表 4

:		字単格差 (シト)	1970年~1980年 の 変 化
	1970	1980	(劣ポイント)
ンンガポール	26.7	18.4	- 8.3
マレーシア	23.4	17.5	- 5.9
韓国	14.1	8.5	- 5.6
モンゴル	12.9	7.9	- 5.0
インドネシア	24.0	19.1	- 4.9
トルコ	34.0	29.7	- 4,3
スリランカ	15.9	11.6	- 4.3
タイ "	13.9	9.6	- 4.2
ベトナム	16.4	13.8	- 2.6
フィリピン・・	3.0	1.7	- 1.3
インド	27.4	26.4	- 1.0
バングラデシュ	24.1	23.9	- 0.3
バキスタン	19.0	21.3	+ 2.3
イラン	22.8	25.3	+ 2.5
ハブアニューギニア	13.3	17.8	+4.5
ラオス	9.0	15.6	÷ 6.6
ネバール	19.9	28.6	+8.7
アフガニスタン	10.3	20.1	÷ 9,8

(資料出所) ユネスコ統計局

表 5 アジア太平洋初等段階における全就業者数に占める女子の割合

アジア太平洋地域全体 南アジア -37 パキスタン

(資料出所) ユネスコ統計局

表 6 マレイシア初等教育段階における女子の就学率

	*	力 罅	段階	q	P 等	段階
国 名	1970	1982	1970年〜1982年 の 変 化 (彩ポイント)	1970	1982	1970年~1982年 の 変 化 (%ポイント)
発展途上国						
アフガニスタン	7	14	+ 7.	2	5	+ 3
バングラデシュ	34	49	+ 15	6	7	+ 1
ブータン	1	10	+ 9	_	1	÷ 1
ビルマ	83	84	+ 1	17	21	÷ 4
インド	56	70	+ 14	15	21	+ 6
インドネシア	71	109	÷ 38	-11	27	→ 16
イラン	53	81	+ 28	21	33	+ 12
韓国	103	103	0	33	82	+ 49
ラオス	48	93	÷ 45	2	-21	+ 19
マレーシア	84	91	+ 7	28	50	+ 22
モンゴル	116	108	- 8 -	69	90	÷ 21
ネパール	8	43	+ 35	3	9	+ 6
パキスタン	22	33	÷ 11	5	8	+ 3
フィリピン	107	107	0	45	67	+ 22
シンガポール	102	102	. 0	45	65	+ 20
スリランカ	94	101	+ 7	48	55	+ 7
91	87	93	+ 6	16	29	+ 13
トルコ	93	95	+ 2	15	28	+ 13
ベトナム(1)	114	106	8	39	48	+ 9
先 進 国						
オーストラリア	115	108	- 7	80	92	+ 12
日本	99	100	÷]	86	94	+ 8
ニュージーランド	109	104	- 5	76	82	÷ 6
ソ連	103	105	+ 2	86	96	+ 10

(資料出所) ユネスコ統計局

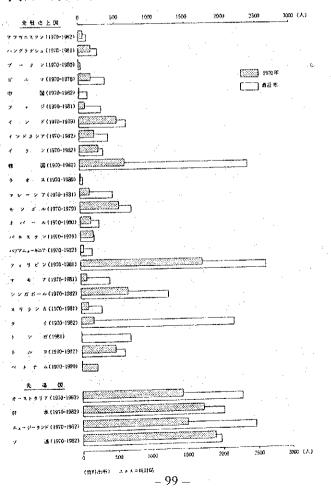
(1) 1970年の数値は1975年のもの。

表 7 マレイシア男女識字率および男女格差(中等教育)

Andrewson and the second secon	17	*	\$1 (%)	. [男女爵	の格意	就学	各数の年	平均
	1970	***************************************	1982		(%:84	ントナ	W	in c	(96)
	Į†	1t	53	ķ	1970	1982	1970~ 1973	1975~ 1980	1980.~ 1982
死展治上因									
アフリニスタン	- 5	13	20	5	7	15	12.0	7.9	14.4
パングラデシュ	14	17	26	.7	16	. 19	8.6	~08	7.5
7-97	.1 -	. 5	3	1 -	. 1	2	17.0	5.9	18.8
ピルマ	21	23	25	21	9	4	3.1	2.6	5.7
中(3)	37	43	49	32	-17	17	114	4.6	-37
2 (2	53	76	73	79	7	B	7.7	2.1	-0.4
4 2 F	26	31	41	21	21	20	3.3	4.7	4.5
インドネシア	15	32	38	27 .	9	11	7.7	9.9	9.7
192	31 .	. 40	48	33	20	15	8.3	4.7	- 1.0
韓函	42	86	91	82	17	9	10.3	5.1	2.9
ラオス	4	26	. 32	21	4.	11	[8.7	10.0	24.6
マレーンブ	34	51	52	50	12	3	8.1	5.3	2.4
モンブル	69	86	85	90	-1	8	7.5	5.5	2.9
ネパール	10	21	32	9	12	23	2.9	12.7	20.2
パキスタン	13	19	29	8	15	21	5.8	6.7	6.5
パッアニューキニブ	8	13	17	8	-6	. g	11.2	3.9	3.9
フィリピン	46	65	62	67	2	- 5	5.9	5.0	3.1
747	41:	69	66	72	-6	ô	9.5	4.4	1.8
シンガポール	46	65	65	65	2	0	4.2	~1.6	4.6
スリランカ	47.	52	50	55	-5	- 5	3.3	2.9	. 1.9
21	19	30	31	29	6	2	11.6	3.5	5.4
トンガ	70	96	97	94	.3	3	2,2	6.2	2.2
トルコ	26	43	57	28	22	29	5.9		
ベトナム(1)	40	52	56	48	1	5		6,0	6.2
先進国					1.				
オーストラリア	82	88	86	89	4	. ÷3	2.9		2.0
日本	86	92	92	93	0	j	0.3	1.6	1.6
ニュージーランド	ī7	81	80	82	2	-2	3.1	-0.1	-0.4
ソ連	. 86	96	. ***	***	0		2,2	2.6	- 2.0

(資料出所) ユネスコ統計局 []] 1970年の数値は1975年を示す。

図4 人口10万人当たり高等段階就学者数



3. マレイシア: 宗教と女性

マレイシアはイスラーム教国であり、礼拝・断食・飲酒および豚肉の禁止などの戒律はあるが、中東のイスラーム国ほど厳しくはない。中東のある国では、窃盗を公開処刑したり、女性に黒衣を強制し、学校、バス、銀行にいたるまで男女を分けると言うが、マレイシアでは宗教はさまで大きな障害にならない。お祈りの時間が、仕事や会議、会談を中断することもない。日系企業では祈りの部屋を設けたり、金曜日の昼休みを長くしたりして配慮しているが、宗教がビジネスの妨げにはならないと言う。

都市と農村では違うが、総体的にマレイシアは宗教上の近代化の道を歩んでいる。イスラーム原理主義のパワーは、1979年のホメイニ革命以来マレイシアで力をもつようになったが、大勢にはひびいていない。都会の若い男女は、手をつないで散歩するが、大人や田舎(カンポン)の青年は保守的である。

都会の近代部門では、女性の進出が目立つ。公共事業相(Public Enterpises Minister)のナプシア女史(Dutuk Napsiah)によれば、政府の管理者の31%は女性である。 (3) また、新聞・雑誌の記者としても女性が少なからず活躍している。

しかし宗教の支配するところ、女性には暗い部分も多い。イスラームだけではない。仏教もキリスト教も、女性に抑圧的である。どの宗教も女性を男性より低く見、時に不浄と見て差別する。イスラームは長年にわたりとくに女性虐待の血を流してきた。コーランのゆがんだ男性的解釈にもとづくようだ。

今日では「近代学校」の普及によって、先述のごとく女性の就学が増加し、マレイシアの女子の意識も、男女同等のものとなりつつある。

4. マレイシア:社会と女性

マレー人は民族性としての温和で優しい性格を備えている。鷹揚で人を叱ることができないと言う。女性の性格も優しいが、宗教の伝統は女性の社会生活に不利に働く。相続はコーランにもとづき、男:女が2:1である。結婚、離婚の手続きも不利になっている。一夫多妻(Polygamy)も許容しなければならない。

しかし、この原則は、経済生活の変動によって、マレイシアでは弱体化している。貧しい家庭では、男に倍額の相続をするわけにはゆかない。離婚の申し立ても、実際には女性側からできる(それによってきわめて高い離婚率がみられる)。さらに、複数の妻をもつ財力のある男女は減って20分の1ていどという。

一方、マハティール首相は人口政策に口を出し、将来人口 7,000万人を提唱した (1984年)。「生めよ・ふやせよ」政策は社会サービス (保健・福祉・教育)の向上がいくらあったとしても、「女性の開発」には逆行的である。出産奨励は、単に経済的視点から出た

ものであり、家族計画はなによりも優先されるべきである。出産奨励、これでは男女の格差は埋められない。 (4)

一 かつて3.2%の出生率は、現在2.2%にまで下っている。

5. 現地にみる女子教育の側面(1990年7月所見)

これまでの節において、マレイシア社会の教育や宗教、女性の地位についてみてきた。 以下、女子教育に関連のあるいくつかの現地での所見を書いておきたい。

5-1 非マレー系の進学

マレー語必修化によって中国系やタミルには進学が閉ざされた。非マレー系の子女で抜 群の成績を収めながらマレー語に失敗して不合格になった例を聴いた(大学の教授スタッフも、非マレー人であれば国外へ流出を余儀なくされる)。非マレー系の女子の教育には マイナスの政策となる。

5-2 タミルの女子の就学

首都クアラルンプール北方 200キロのイポー地区、「障害者福祉センター」でのヒアリング(青年海外協力隊員 2 名)。インド人家庭は極度に貧困であり(ゴムプランテーションの収入は僅少)、6~7人の子ども、低栄養。強い薬の作用で奇形児が多く、重度障害でも放置されたままの状態という。母国インドより持ち込んだカースト制度は弱くなっているが、親権が強く、少女や娘は親の許可なしにはほとんど行動が認められない。弟妹の面倒や家業の手伝いで、未就学がつづき、16才になると嫁にやられるという。複合社会マレイシアの最下層の女子である。

5-3 トウン・ファティマ校(Tun Fatimah)

マレイシアの上流子女をあづかる中等教育機関。全寮制でイスラームの修道院風。設備はすばらしく、マレイシアの指導層婦人の養成を目ざしている。上述のプランテーション周辺の女子と、なんと隔絶した教育環境であろう。卒業生は大学の各科(理数系もふくむ)へ進学している。学長によれば、戒律と近代化の調和は楽ではないという。

5-4 マレイシア工科大学 (Universiti Teknologi Malaysia)

この理工系大学(UTM)は、学生数 8,000名という大規模大学である。その16%が女子である。医学部にも在籍。マレイシアのハイレベルなウーマンパワーの供給地として目を瞠るものがあった。女子の社会進出はどんどん進み、世界のイスラーム諸国の近代化の事例として、この国は注目を集めることになるであろう。女子教育の普及がきわめて目ざ

ましいのである。

注

- (1) 1986年時、一次産品の大幅値崩れに見舞われ、輸出の4分の1を占める石油が1バレル12ドルになったことがある。天然ガス、パーム油、天然ゴム、スズ、木材など、この国を支える一次産品の価格暴落で、国家収入は半分以下となった。
- (2) 同女史招請の国連地域委員会「政府事業への女性の参加」会議発言(1990年7月)
- (3) 先進諸国においても男女の格差が全くなくなったわけではない。フランスでは1965年にようやく財産権が認められ、避妊や中絶も法的に認められるようになったが、男性で家事に協力しているのは38%ほどという。女性は週40時間外で働き、そのうえ、34時間を家事に費す。同じ仕事をしていても、男性の給料は33%多く、管理職についている女性は男性の3分の1である。(ディアーヌ・ボーセ女史の講演。1989年、大阪)

表8 マレー人小学校におけるイスラム教に関する教科

111	30° 10 40 28% 40 44	minimum and artifaction of the com-	
(1)	一併りの粉色の 急 一	ランの意節読みと暗記	

⁽²⁾ コーラン読解

- (3) 祈りの実践
- (4) イスラム法 (Fegah)
- (5) 神の唯一性 (Tauhid)
- (6) イスラム教道徳 (Akhlah)
- (7) 神を知るための知識 (Tasauf)
- (8) モハメッドの生涯 (Sirah)
- (9) コーランの正しい朗読 (Taiwid)
- 100 予言者の性格と良い習慣

イスラム教の授業時間

(4) 第5~6学年

(1) 第1~2学年 週に120分
 (2) 第3学年 週に135分
 (3) 第4学年 週に150分

(出所) 村田翼夫「マレーシアの地方におりるイスラム教育 の変容」(「戦後アジア諸国の教育政策の変容過程と その社会的文化的基盤に関する総合的比較研究」(研

究代表者, 弘中和彦〉, 九州大学, 1985年)。

週に180分

(出所)豊田俊雄「第三世界の教育」1987

表 9 子供を小学校へ送らない父兄がいるが、それは何故だと思うか?

		(%)
a) 親が無知で、学校教育の刊 25.8 得がわがらない。	h) 子供が学設者・不良になる。	3.6
b) 貧しい家庭には、学校の費 20.0 用は高すぎる。	「i) イスラム教徒はコーラン学 校がいい。	3.6
c) 子供達は家庭を助けるべき。 学校教育は時間の無駄。 12.9	j) 西欧教育日, 異教徒のため のもの。	3.2
d) 学校教育はイスラムの規範 7.2 に反する。	k)女子が早く結婚出来ない。	2.4
e)学校教育は子供をだめにし 8.8. 息け者にする。	1) 教師が学生に繋行する。 (maltreat)	1.2
(1) 学校は子供をキリスト教徒 4.0 にする。	m) 用舎で学校がない。	0.9
g)子供達が伝統的慣習を失う。 3.8	u)特に理由を明記せず。	2.6

(出所) 原 忠彦「イスラム趣における教育の事例」、アジア・アフリカ書語文 化研究所、1979年。

表10 西欧風教育に関して貴方が感じていることを述べて下さい

いいと思うもの 63.4% のうち			(%)
i) 現代文明に対処する為には 必要である。	28.1	vi) 恐怖のかわりに知識をもた らす。	1.6
ii) 将来の子供の雇用に有用。	18.7	vii)英語で色々な事がなされて いる。	2.7
iii)コーランの教えを乱さない 限りまし。	14.1	(前) 道徳的で神へのおそれを教 える。	2.7
iv) 進步を増す。	8.4	ix)世界をひろげる。	1.4
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	x) ##.	11.7
	8.4	X / the	
よくないとするもの 36.6% ゼ) 9 5		(%)
	l	xvi) 異教であるキリスト教を助ける。	(%)
xi)子供がイスラム教や伝統情) 9 5	xvi) 異教であるキリスト教を助	(%) 3.0 2.
よくないとするもの 36.6% V Xi)子供がイスラム教や伝統損 習を拒否するようになる。 Xii)伝統情習に反する。 (特に女の子に) Xiii)コーラン学校の方が、伝統 と宗教を教えるのでより頭	30.2	xvi) 異教であるキリスト教を助ける。 xvii) 大方の子供に利益にならな	(%) 3.0 2.
よくないとするもの 36.6% ゼ xi)子供がイスラム教や伝統順 習を拒否するようになる。 xii)伝統情智に反する。 (特に女の子に) xii)コーラン学校の方が、伝統	30.2	xvi) 異教であるキリスト教を助ける。 xii) 大方の子供に利益にならない。 xii) 大方の子供に利益にならない。	3.0

(出所) 表12に同じ。

4. 女性と保健

4-A 女性と健康

1. はじめに

「女性・健康・開発」における問題は、従来、母子保健・人口家族計画の枠組の中で扱われてきた。しかし、「国連婦人の十年」を通しての活動、WHOのプライマリ・ヘルスケア促進などの影響により、女性を単に次の世代を生み育てる者としてだけでなく、個としての女性、並びに家族・地域社会の健康促進の担い手としての女性といった、従来見落とされていた観点からのアプローチも活発に行なわれるようになった。それと同時に、近年の途上国の発展、またそれに伴う女性の役割変化により、稼ぎ手・世帯主としての女性の健康問題といった新しい視点も付け加わるに至った。

以上の観点から、本論では、1)途上国における女性の健康の現状、2)家族・地域社会の健康促進の担い手としての女性の役割、に焦点をしぼって論じたい。

2. 途上国における女性の健康の現状

途上国の乳幼児死亡率・妊産婦死亡率は先進国に比べ、非常に高い。それはとりもなおさず女性の衛生・栄養知識の欠如・貧困による低栄養・過剰労働・劣悪な医療環境などが反映されている。また、妊娠・出産とはかかわりなく、女性の健康が阻害されている場合もあり、妊娠・出産の年齢層だけでなく、乳幼児から年寄りまでの幅広い層にわたり女性の健康問題を捉えることも大切である。特に、途上国の近代化に伴い、稼ぎ手・世帯主としての女性の新しい健康問題がクローズ・アップされてきている。これらの現状を踏まえて、ここでは、1.女性自身の健康並びに次の世代を生み育てる女性の健康問題、2.稼ぎ手・世帯主としての女性の健康問題、に分けて論を進める。

2-1 女性自身の健康並びに次の世代を生み育てる女性の健康問題

(1) 死亡率の男女差

先進国では、どの年令層でも、男性の死亡率の方が女性の死亡率より高い。一般的に先進国では、男女とも疾病による死亡率そのものは低いが、事故・暴力などによる死亡は男性に多く、それが男性の死亡率を高める原因となっている。それに反して、途上国では、0-44歳までの年齢層にわたり女性の死亡率が男性のそれより高い。(い (もっとも、生物的には女性の方が男性より丈夫なので、生後4週未満の新生児では 男児の死亡率が女児の死亡率より高い。)女性の死亡率が高い理由として、成人女性 の場合は、妊産婦疾患による死亡が多いことがあげられる。女性にとって、妊娠・出産・産褥は本来は生理的な過程ではあるが、その時期は各種の疾患をひき起こしやす

く、生命の危険を伴うことが少なくない。また、途上国では出産の際の衛生状況が悪く、このことが妊産婦死亡率を高める大きな原因となっている。

女児(0-14歳)の死亡率が男児に比し高い傾向は、複雑な社会的・文化的要因が 原因となっており、特定の文化地域、すなわち、南アジア、西アジア、それに北アフリカに特に顕著にみられる。この良い例がバングラディシュである。表上はバングラディシュ・マトラブ地方の年齢別・性別死亡率を示す。これをみると、生後1ヵ月から14歳までの年令層において、女児の死亡率が男児の死亡率より、特に高いことがわかる。1-4歳では、女児の死亡は男児より45%も多い。この国では、ある種の必須栄養素の摂取量が女児の場合極端に少なく、医療を受ける機会もあまり与えられない。これが原因で女児の死亡率の方が高い。しかし、両親は、意識的に性差別をしているわけではなく、むしろ、女児は男児より丈夫であるとか、過度の食物摂取またはある種の食物摂取は女児に有害であるなどの考えに基いて行動している。 いしかし、それと同時に、男児のためには貴重な食品を熱心に求めるが、女児のためには努力しないという現象もみられる。これなどは、他の途上国にもみられるように、老後を息子にみてもらうために男児を大切に扱うという意図的な社会行動の現われではなかろうか。結論として、0-14歳の年齢層の女児の死亡率が高い地域では、そこに重要な社会・文化問題が存在する。

(2) 妊娠中の健康管理・出産時の衛生管理

世界中で毎年約50万の女性が妊娠・分娩による原因で死んでいると推定される。妊産婦死亡の99%以上は全出生の約86%を占める途上国に生じ、その中で、妊産婦死亡の半分以上はアジアで起こる。アジアの中でも死亡の75%は南アジアといわれるバングラディシュ、インド、パキスタンで生じる。アジアの次に多いのはアフリカであり、アジア以外の死亡のほとんどはアフリカで起こる。妊産婦死亡率が高い地域では、死亡はほとんど記録されず、またされていても、死因は明確にされていない。しかし、最近になって、信頼できる地域サーベイがふえ、現在では、実態が把握されていない地域にも光があてられるようになってきつつある。(2)

日本の妊産婦死亡率は明治時代には、出産10万に対し 400を越えていた。現在の途上国は、この時代と同様な状況である。表2は先進国・途上国の妊産婦死亡率を示したものである。これをみると、例えば、妊産婦死亡率の非常に低いスウェーデンでは出産10万に対し2であるのに、南アジアの死亡率はその約300倍である。通常、アジア・アフリカ地域の貧しい国々での妊産婦死亡率の高さは、豊かな先進国の100倍以上である。もし、途上国の女性が先進国の女性同様に生き延びることができるのなら、年間46万人の女性が救われ、150万以上の子供が母親を失わないで済む。(2) 死亡する女性のほとんどは貧困で、辺ぴな所に住んでいる。このような女性が、望まない妊娠をしたり妊娠に関連する原因で死亡しないような対策が必要である。

(3) 十代の妊娠

18才以下の若い女性の妊娠は、成人女性の場合に比べ、母親や生まれてくる子供の健康に大きな影響を与える。貧血、胎児の成長の鈍化、早産、骨盤腔の未発達による重い出産などが例としてあげられる。十代の女性の妊娠の実態を測定する一方法として出生率(自然・人工流産は含まない)がある。これを使って世界の主要国の20歳以下の女性の妊娠程度を示したのが表3である。これをみると、先進国・途上国を問わず全体の傾向として、20歳以下の女性の出生率は減少傾向を示す。しかし、1986年現在、アフリカでは、20歳になる前の女性の出生率は1,000人に対し、748である。

対照的に、ヨーロッパの出生率は女性 1,000人に対し 153である。20歳以下の女性の出産を十代の出産と考えれば、アフリカの十代の出生率はヨーロッパのそれに比べ、約5倍高いことになる。更に、途上国における15~24才の若者の割合は、1960年から1980年までの間に79%増えた。ということはこのままでいくと更に出生率が増えることになる。伝統的社会では十代に妊娠しても、それは彼女が結婚し、家族の支援を得ていることを意味する。しかし、最近未婚の妊娠が途上国でも問題になっている。途上国のこの年齢層は、避妊薬(器具)のサービスを受けられない国が多いので、妊娠する確率も先進国の十代に比べ高いことは、容易に想定できる。(3)

性病は、若い女性の間で増加している。年令と性交相手の数によって骨盤炎症になる危険性がある。一般的に性病に関するデータは少ない。若者の場合は特にそうなので、若者の性病の実態は明確になっていない。しかし、アフリカのデータをみる限りでは、若い女性の方がそうでない女性より有病率が高い。若い女性は、性病の症状にうといばかりでなく、彼等の性活動が大人にわかってしまうことを恐れるばかりに、助けを求めることに躊躇してしまうからであろう。(3)

(4) 女性への暴力

ここで云う暴力とは、単に肉体的暴力ではなく、強姦、女性の割礼を含んだ広義な 意味を持っている。

いわゆる wife-beating と云われるものは西洋同様に、途上国にも存在し、それは 官庁統計が示す以上の数である。男性らしさ、自尊心の現われといった解釈が、wife -beatingとか child-beatingが社会的に大目にみられている理由である。 (4)

強姦にあった女性は、自分自身や家族に不名誉をもたらすことを恐れて、救いを求めない場合が多い。(エジプトの農村で、強姦の被害者が、家族の名誉を守るために親戚に殺されたという例さえある。)警察や裁判所も余り同情的でない。バングラディシュの独立戦争、チリのサルバドルアレンデ打倒に伴う暴動が起こった時などは、警察や軍隊が女性を強姦している。インドでは、花嫁が余り持参金をもってこなかったという理由で、夫とか親戚に殺されたという事実があることを最近になって、ある女性グループが政府に認めさせた。(4)

女性に対する割礼の問題は、先進国・途上国の女性の間に関心が高まってきている。この慣習の起源は明らかでないが、アフリカ・中近東の大部分で、割礼を受けることは女性らしさを示すあかしとして考えられている。理由はともあれ、1千万から3千万の若い女性の多くが通常5-10才の間に割礼を受ける。女性は割礼により、男性に比べ、比較にならない程の肉体的・精神的損傷を受ける。通例、このような割礼は、村の産婆さんによって不衛生な道具を使って行なわれ、手術の際は、痛み、出血を伴う。感染症を引き起こすこともある。出産にも時間がかかり、重いお産となる。 (4) このように、割礼が女性の健康に悪いことは明白であり、政府が女性の割礼を反対している政策をたてているにもかかわらず、割礼は文化に深く根付いたものなので、地方などではまだ廃止されない状況にある。

- 事例 女性と割礼: スーダンの場合 ---

スーダンでは、女児の割礼を軽減させるか、廃止しようという動きが伝統的出産介助者(Traditional Birth Attendant)・医師・ヘルス・ワーカーなどによる草の根レベルの活動が進んでいる。私がインタビューしたある産婆は、女児の両親の義務・望みをかなえさせるために割礼を行ないはするが、リスクを最小限におさえるような新しい形態を創案してその方法を使っていると語った。イスラム運動にかかわっているある医師などは、程度の重い割礼を廃止するような、説得力ある宗教的教えをみつけるべく、戒律の教本を再研究していると述べた。また、教育をうけた多くの女性は、割礼廃止の動きに積極的に協力するようになった。

農村でも、教育とか農業開発に熱心な所では、娘の割礼をやめるか軽減したり、このことで仲間のプレシャーから娘を守る家庭が増えている。こういう所での産婆は、程度の重い割礼を依頼されても断わっている。しかし、その一方で、男性中心の開発計画(意図的な男性中心の開発計画ではなかったが、結果的に、男性の経済力のみを急速に高めることになってしまった開発計画)を実施した村などでは、娘に割礼を施すことが継続され、早婚はますます奨励され、子供数まで増えてきたという現象がみられる。

資料: Allen Gruenbaum (1990) Development and the Health of Rural Women in Central Sudan, The James S. Coleman African Studies Center Newsletter, Spring 1990, pp. 10-11.

(5) 薬の影響

女性が使う薬の危険性はまだよく解明されていないものが多い。ナイロビでの「国連婦人の十年」の会議では、DES (ディエチルスティルベストロール)という合成

ホルモン剤がまだ多くの途上国で流産予防薬として妊産婦に与えられていることが発表された。このホルモン剤は発癌性があり、多くの先進国ではすでに使用禁止となっているものである。

あるケニア人女医は、彼女の病院ではDESはまだ処方されており、彼女自身、この薬が危険なものであるとは知らなかったと発言した。メキシコ、ブラジル、コスタリカ、ルワンダ、ペルー、ザイールといった国々からも「使用されている」との報告がなされた。

また、EPドラッグがホルモン性妊娠テストとして途上国では宣伝され、使用されているが、これは胎児に身体的欠陥を生じさせるといわれ、ほとんどの先進国では使用禁止となっているものである。 (5)

家族計画で使う薬と器具もやはり問題がある。避妊薬・避妊器具の利用は、一方では、女性の出産力と運命を自分でコントロールできる可能性を与えた。しかし、避妊薬などは女性の健康を危険にさらすこともある。例えば、ピルは心臓病の危険をましIUD(子宮内避妊器具)は重症な腟内炎症を起こす場合がある。家族計画を推進するにあたり注意すべきは、避妊が長続きし、病院(診療所)を頻繁に訪問しなくて良いような避妊剤を望むばかりに、その安全性をおこたることがあってはならないということである。実際のところ、避妊剤を正しく使用するためには、規則的に医療施設を訪問する必要があり、そのような環境にない多くの途上国では特に配慮を要する。また、デポプロベラ、IUDなどは、注入するか挿入するだけで効果を発揮するので、ピルのように利用者が飲む意志を持つ必要性も余りない。そういう意味でも、使用前に利用者に納得のいく説明をし、その上で同意・選択するという形をとらなくてはならない。家族計画をするかどうかの夫婦の選択と、する場合の避妊薬・避妊器具の選択は家族計画プログラムをすすめるうえで必須なものである。(5)

2-2 稼ぎ手・世帯主としての女性の健康

農村では、農業労働の70%までもが女性である。また都会では、女性は、家政婦、小売業、売春などのインフォーマル・セクター、または、工場などで未熟練工として働いている。にもかかわらず、途上国の女性が直面する職業病に関しては明確にされていない。

特に、近年の若い男性の都市・海外出稼ぎの急増は、夫の代わりに世帯主となり家庭を守る女性を増し、女性の肉体的・精神的負担量がふえている。そこで、ここでは働く女性という観点から女性の健康問題を論じてみたい。

(1) 農業・工業生産にたずさわる女性と健康

農業従事者の健康障害は男女を問わず生じる。しかし、特に、生まれてくる子供への危険性と云う観点からみると、就業中の女性の健康問題は重要である。途上国では 女性の多くが農業労働に従事している。例えば、グアテマラでは、母乳がDDTで汚 染されているという報告がある。 DDTは、アメリカ合衆国では使用禁止となっている。 FAOの調査によれば、グアテマラの血液サンプルはアメリカのそれに比して30倍も高いDDTを含有していることが発見された。

途上国の近代化に伴い、女性の多くが工場などで働くようになっている。それと共 に、従来、男性に多かった疾病、例えば、ストレス性の心臓病、機械作業による事故、 毒性物質への接触などが増加する可能性が危惧される。 (6)

(2) 都会でのインフォーマルセクターで働く女性と健康

インフォーマル・セクターで働く女性の中で、特に歓楽街で働く女性に急増しているエイズは、感染が急激に拡大していることや、感染者からエイズ感染児が誕生している点などから、個人的のみならず社会的にも重要な健康問題である。アジアの一部の地域では、歓楽街の女性の過半数がエイズに感染していたという報告もある。また、すでに、世界各地では、70万人のエイズ感染児が誕生しており、2000年までに 1,000万人以上に達しそうだという予測までされている。 (*) 今後、エイズ・サーベイランスを強化していくとともに、感染している女性に対するフォロー・アップやカウンセリング・サービスにも力を入れていく必要がある。

(3) 疲労

女性に一番多い健康障害は、疲労であろう。多くの研究によれば、貧困家庭の女性は、家事・子供の世話に加えて、経済的な生産活動に従事している。例えば、オートボルタでは、女性は1日に9.5時間働くが男性は7.6時間である。女性が世帯主である場合は、男性の仕事までしなければならない点で、負担は更に増す。

この状況は double day phenomenonと云われ、慢性疲労を生じる原因である。このような状況下では、女性の生産性は落ち、様々な疾患に対する抵抗力も落ちる。しかし、科学的な情報分析はほとんどない。多くの文化では、女性による過重労働は、「女性の宿命」として受け止められており、研究者の興味も余りひかない。

実際、女性自身も過労が健康障害をひきおこす危険性があるとは考えていない場合が多い。(8)

3. 家族・地域社会の健康促進の担い手としての女性の役割

女性は、男性と比較して家族・地域住民の健康促進のために重要な役割を果たしている。 家庭においては主婦として、家族の健康を守る役割をになっており、地域社会においては、 伝統的出産介在者(Traditional Birth Attendant)として隣近所の出産介助をしたり、ま た、健康教育を付近の住民に行なったり、保健所活動の手伝いなども行なっている。この ような女性の活動は従来見落とされていたが、「国連婦人の十年」の活動、また、WHO のプライマリ・ヘルス・ケア促進などによって女性の役割の重要性が高く評価され、積極 的に推進されるに至った。

(1) 家族の健康を守る役割

云われるまでもなく、家庭において家族の健康を守る役割は大方女性、特に主婦が果たしている。具体例として、1)子供を健康に育てる、2)家族の食物生産や食事 準備・分配を行なう、3)家族が病気になった時その介助をする、4)住居の衛生を保つ、などである。

しかし、このような重大な役割を女性が担っているにもかかわらず、途上国では女性の教育は識字率も含め男性に比べずっと劣っている。このような役割がもっと効果的に果たされるためには、女性の基礎教育・衛生栄養教育が更に促進されることが大切である。ケニアでは教育を受けたことのない母親が育てた場合、1,000人の出生児のうち109人の子供が5歳までに死亡してしまう。これが小学校を出た母親になると72人、中学校出だと64人に減る。インドネシアにおける教育効果はもっと大きい。教育を受けたことのない母親が育てた場合と中学校出の母親の場合を比較すると5歳までの死亡率の差は3倍以上にもなる。

子供数・家族計画実施に対する教育効果は同様に大きい。7年間教育を受けた女性の結婚年齢は教育を受けたことのない女性よりも平均して4年遅い。と云うことは、当然、教育を受けた女性の子供数の方が少ない。また、教育を受けた女性の避妊薬(器具)の使用率は受けていない人よりもずっと高く、平均して2.5倍、アフリカでは4倍にもなる。(9)

(2) プライマリ・ヘルス・ケアへの参加

1978年のWHOのアルマアタ宣言により、コミュニティーを巻き込んだプライマリ・ヘルス・ケア促進活動の重要性が認識された。その中で、女性は、健康と開発問題を考える上で重要な役割を果たしていることが認識された。そこで、具体的活動の一例として、伝統的出産介在者(Traditional Birth Attendant,略してTBA)に対する教育が行なわれた。TBAとは日本の産婆のようなものであり、ほとんどが女性である。TBAは、従来、不衛生な器具でへその緒を切るので、母親や生まれてきた子供が破傷風で死亡するケースが多くみられ、この改善を行なうための教育が必要であった。自宅出産がまだまだ多い途上国では、彼女達に適切な訓練を施すことにより、新生児破傷風などの疾病を予防し、乳児死亡や妊産婦死亡をかなり防ぐことができる。また、女性参加型地域保健活動を推進するために、女性組織を使ったヘルス・ボランティアの養成も着手された。(ロ)をの良い例にインドネシアのポシアンドゥーがある。ポシアンドゥーとは保健サービスユニットを意味し、平たく云えば出張保健所のことである。これは、保健所の支援のもとに、ある強力な女性NGOが中心となって、定期的に乳幼児健康診断、予防接種、栄養相談、家族計画相談などのサービスを行なっている。このポシアンドゥーのお蔭で、インドネシアの乳幼児死亡率はかなり減少

したとのことである。

上記のような活動に問題がないわけではない。その第一に、ヘルス・ボランティア 依存型の地域保健活動になる危険性があり、過度の期待がヘルス・ボランティアにか かってしまう。第二に、女性組織が政府の方針を伝えるパイプラインに利用される危 険性がないとは限らない。そういう意味で、この種の活動は注意深い配慮も必要と思 われる。

(3) 保健技術者としての役割

これは、様々な職業分野でみられる傾向であるが、保健医療においても、一般的に、 女性は、世話・看護、男性は診療・治療という性別分業形態がみられる。看護婦は女 性、医師は男性に多いというのが良い例である。また、医師といっても、専門性など にやはり男女差がある。例えば、小児科、精神科、公衆衛生分野などには女性が多い。

伝統的に男性の分野と云われていたものに女性が進出してきている。とはいうものの、特に女性が隔離されている社会では、医師が男性であると女性を診察できない場合が多い。この点を考慮した技術者養成が望まれる。

4. 今後の課題

上記の分析を基に、今後の課題として、次のようなことが考えられる。

1) 女性の教育の充実

家族・コミュニティーの健康の担い手として女性の果たす役割は大きい。教育をうけた母親から生まれた子供はそうでない母親からうまれた子供より死亡率が低いという結果が出ている。衛生・栄養を含めた女性の基礎教育の向上が必要である。

2) コミュニティーの価値観の変容・慣習の変革

男児尊重・女児割礼などの価値観・慣習は、保健・医療的な問題を生じており、是正する必要がある。しかし、現実には、これらは文化に深く根ざしたものなのでその対処は難しい。このような問題の解決には、その土地の伝統に対して理解を示しながら、慎重にことを進める必要がある。

3) 保健サービスの改善

妊娠・出産を含めて女性が気軽に利用できる地方分散型保健医療サービスの向上が必要である。更に、何らかの形の健康保険制度を確立し、医療面での経済的負担を楽にすることが肝要である。

4) 男女別保健医療データの充実

本論の現状分析の際、一番困ったことは男女別の保健医療データの不備であった。たとえ、利用できても女性の医療受診率の低さによるバイアスなど問題も多い。保健

医療データの整備は急務と思われる。

5) 保健医療分野における女性の活用

医師など特定医療分野に女性の数が少ない。しかし、伝統的に女性と男性が隔離されている社会では、男性の医師にかかることが困難な場合が多く、このような社会では特に女性医師の養成が望まれる。また、草の根レベルの保健医療活動を推進するために、女性組織などを基盤とした女性の人材養成は重要である。

6) 薬の問題

先進国で禁止されているにもかかわらず、途上国ではまだ使用されている薬がある。 避妊のためとか妊娠時に使われる薬の場合、女性や生まれてくる子供への影響が大き い。途上国内に、薬の品質管理体制を確立する必要がある。

7) エイズ

エイズは、女性の特定職種に多く、しかも急増している点で、女性にとって重要な疾病である。サーベイランスをはじめとしてフォロー・アップ、カウンセリングの対策を必要とする。

8) 地域総合開発

結局、地域の保健衛生を良くするためには、単に医療分野に限定するのでなく経済 開発・教育・環境衛生を含めた地域の総合的レベル・アップを計った計画をたてる必要があると思われる。

表1 バングラディシュマトラブ地方における年齢別・性別死亡率 (1,000人対)

· .4	年令	女	男	女/男 比
	新生児(生後4週末満)	67.6	78.2	0.86
	postneonatal(生後1-11ヵ月)	63.9	52.6	1.21
•	1 - 4	33.9	23.3	1.45
	5 - 1 4	3.7	2.7	1.37
* * .	15-44	3.8	3.6	1.06
	45-64	18.0	22.1	0.81
<i>;</i>	6 5 +	92.1	85.7	1.07
	全年令平均	16.7	16.1	1.04

(資料: Jahanara Hug, Roushan Jahan and Hamida Akhtar Begum (1985).

<u>End-Decade National Conference on Women and Health</u>, p. 5)

表 2 20カ国 (先進国・途上国) における妊産婦死亡率とその全死亡に占める割合

K	妊産婦死亡率 (出生10万対)	女性・全死亡に 占める割合	資料収集年次
バングラディシュ			
(ジャマルプールの農林	寸地帯) 623	4 6	1982-83
インド (アンドラ・			
プラディシュの農村地帯	帯) 874	4 5	1984-85
バングラディシュ			
(タンゲイルの農村地帯	566	3 3	1982-83
インド (アンドラ・			
プラディシュの都会)	5 4 5	2 8	1984-85
パラグアイ	275	2 7	1984
バングラディシュ(マト	、ラブ) 510	2 6	1983
インドネシア (バリ)	7 1 8	2 3	1980-82
エジプト(メノウフィブ	190	2 3	1981-83
エジプト (南部)	3 0 0	2 1	1984-85
エクアドル	190	1 5	1980
ルーマニア	1 4 9	10	1984
メキシコ	8 8	1.0	1984
エル・サルバドル	7 0	8	1984
モーリシャス	1 0 3	6	1 9 8 5
コスタリカ	2 6	·5 ·	1983
キューバ	4 5	3	1983
日本	1 6	1	1985
アメリカ合衆国	8		1983
香港	5	1	1985
スウェーデン	2	0	1984

(資料: World Health Organization (1987), World Health Statistics Quarterly, p. 222.)

表 3 世界各国の20歳以下の女性の出生率傾向

地域名・国名	20歳以下の女性の出産率 (1,000 人対)						
	最新データ (年)	その前年(年)					
フリカ							
アルジェリア	97 (1977)	123 (1965)					
カメルーン	156 (1978)	297 (1965)					
マダガスカル	168 (1978)	132 (1966)					
チュニジア	35 (1980)	88 (1965)					
'ジア ,							
イスラエル	35 (1981)	44 (1975)					
日本	4 (1981)	4 (1976)					
マレイシア	37 (1979)	77 (1965)					
韓国	6 (1981)	22 (1966)					
シンガポール	12 (1981)	26 (1970)					
スリランカ	42 (1979)	50 (1968)					
テン・アメリカ							
チリ	68 (1981)	84 (1960)					
コスタリカ	100 (1981)	115 (1960)					
キューバ	96 (1979)	146 (1965)					
メキシコ	104 (1979)	112 (1960)					
パナマ	112 (1980)	150 (1960)					
ベネズエラ	93 (1977)	138 (1961)					

地域名・国名	20歳以下の女性の出生	三率 (1,000 人対)
	最新データ (年)	その前年(年)
ヨーロッパ・アメリカ合衆国		
イングランド・ウエールズ	28 (1981)	32 (1976)
チェコスロバキア	49 (1981)	56 (1975)
フランス	18 (1980)	29 (1972)
ギリシャ	53 (1980)	45 (1975)
ハンガリー	63 (1981)	75 (1976)
ポルトガル	41 (1979)	37 (1975)
スペイン	27 (1978)	21 (1974)
スウェーデン	15 (1981)	25 (1976)
アメリカ合衆国	53 (1982)	58 (1975)
オセアニア		
オーストラリア	28 (1981)	41 (1975)
ニュージーランド	39 (1980)	54 (1975)

(資料: WHO, World Health Statistics Quarterly, Vol 40, No. 3, WHO, Geneva, p. 212.)

引用文献

- (1) World Health Organization, Statistics Quarterly, Vol. 40, No. 3, WHO, Geneva, 1987, pp. 194-210.
- (2) World Health Organization, Statistics Quarterly, pp. 214-224.
- (3) World Health Organization, Statistics Quarterly, pp. 211-213.
- (4) Patricia Blair, Programming for Women and Health, USAID, Washington D.C., 1980, pp. 16-18.
- (5) Kathleen McDonnell (ed.), Adverse Effects--Women and the Pharmaceutical Industry, Women's Educational Press, Canada, 1986, pp. 9-86.
- (6) Patricia Blair, pp. 23-27.
- (7) 朝日新聞朝刊、1990年 9月23日.
- (8) Patricia Blair, pp. 27-28.
- (9) 「世界人口白書 1990」、国連人口基金、 1990、p. 14.
- (10)Joint WHO/FIGO Task Force for the Promotion of Maternal Child Health, "Traditional Birth Attendants: A Resource for the Health of Women," Int. J. Gynaecol. Obstet., 23, 1985, pp. 247-303.
- (11)World Health Organization, The Role of Women's Organizations in Primary
 Health Care with Special Reference to Maternal and Child Health Including
 Family Planning, Report of an Interregional Meeting, Jakarta, 1987,
 pp. 5-6.
- (12)Helena Pizurki et at., Women as Providers of Health Care, WHO, Geneva, 1987, pp. 81-83.

参考文献

- 朝日新聞(朝刊)、1990年9月23日.
- Blair, Patricia (1980), Programming for Women and Health, USAID, Washington D.C.
- Hug, Jahanara; Jahan, Roushan; and Beigum, Hamida Akhtar (eds.) (1985), End Decade National Conference on Women and Health, Concerned Women for Family Planning, Bangladesh.
- Joint WHO/FIGO Task Force for the Promotion of Maternal Child Health (1985), "Traditional Birth Attendants: A Resource for the Health of Women," Int. J. Gynaecol. Obstet., 23, pp. 247-303.
- McDonnell, Kathleen (ed.) (1986), Adverse Effects-Women and the Pharmaceutical Industry, Women's Educational Press, Canada.
- Pizurki, Hetena; Mejia, Alfonso; Butter, Irene; and Ewart, Leslie (1987), Women as Providers of Health Care, WHO, Geneva, 1987.
- The James S. Coleman African Studies Center Newsletter, Spring 1990.
- World Federation of Public Health Associations, Women and Health,
 World Federation of Public Health Associations, Washington D.C., 1986.
- World Health Organization (1987), Statistics Quarterly, Vol. 40, No. 3, WHO, Geneva.
- World Health Organization (1987), The Role of Women's Organizations in Primary Health Care with Special Reference to Maternal and Child Health Including Family Planning, Report of an Interregional Meeting, Jakarta.
- World Health Organization (1987), Women's Health and the Midwife -A Global Perspective- WHO, Geneva.
- WHO Offset Publication No. 90 (1985), Women, Health and Development, WHO, Geneva.

4-B 女性と人口

1、世界の人口の現状

1-1 人口增加

世界人口は、1987年に50億を越え、1999年には60億、2010年には70億を越えると予測されており、その増加のおよそ90%が発展途上国で起こっている。世界の人口増加率は、1965-1970年に2.06%を記録して以来漸減傾向にあり、1980-1985年には1.74%となり、1995-2000年には1.62%になると予測されている。この人口増加率の漸減は継続するものの、今後その減少は緩やかになると予測されている(1970/75の1.96%から1980/85の1.74%へ0.22%減少、1985/90の1.73%から1995/2000の1.62%へ0.11%減少)。(表 1)

1-2 人口構造

1985年の世界人口の半数は、23.5歳以下であり、将来の人口増加に対する潜在力は大きい。地域別に年齢の中央値をみると、発展途上国では21歳で、先進諸国では32.5歳と発展途上国の人口の年齢構成が若いことが明かである。また、アフリカが最も低く17.3歳、日本を除く東アジアが最も高く23.9歳で、南アジア20.3歳、ラテンアメリカ20.8歳である。1985年における世界の5歳以下の子供数は、5億7,000万にのぼり、その85%が発展途上国に暮らしている。(表2)

また、60歳以上人口は、約4億2700万で世界人口の8.9%を占めている。60歳以上人口の割合は、先進諸国で16.1%、発展途上国で6.6%であるが、発展途上国の60歳以上人口は先進諸国よりも早く増加(年平均増加率3.0%対1.7%)しており、発展途上国でも人口高齢化が問題となりつつある。

1-3 人口増加率の地域差

1980-1985年の人口増加率1.74%に基づけば、世界の年間人口増加は、約8,100万人に達するが、この人口増加の91%がいわゆる発展途上国地域での増加で占められている。地域別に人口増加率と年間の増加数をみると、最も高いのがアフリカ(2.95%、1,530万人)で、ラテンアメリカ(2.19%、840万人)、南アジア(2.42%、2,440万人)、東アジア(1.21%、1,470万人)であり、先進諸国(0.65%、750万人)は、これら発展途上国地域と異なっていることが明らかである。

特に人口増加率の高い国は、アフリカ、西アジアに位置しており、これらの地域では19 80-85年の人口増加率が、1970-75年の増加率を上回っており、他地域にみられる増加率の漸減傾向と対象をなしている。(表1)

表1 世界人口の動向

**************************************		人口 (百万人)		年平均人[口增加率 %)		出生年 に)	合計特別	排出生學	70	平均到	停命 [80-	85	乳児外 (出生)	化亡平 作人当)
	1970	1980	1990	70-75	80-85	70-75	80-85	70-75	80-85	男	女	男	女	70-75	80-85
全世界	3, 698	4, 450	5, 292	1. 97	1. 74	31.5	27.7	4.45	3.61	55.6	57.8	582	61.1	91	79
先進国	1,049	1, 136	1,205	0.86	0.65	16.7	15.2	2.20	1.93	87.4	74.8	68. 5	76.3	2.2	16
開発途上国	2,649	3, 314	4, 087	2. 39	2. 10	37.1	31.8	5.41	4. 19	53.6	54.9	56. 6	58.7	106	8 9
アフリカ	362	481	648	2.69	2.95	46.7	45.5	6.50	6.37	44.5	4.7.7	48.3	51.5	140	116
東アフリカ 中央アフリカ 北アフリカ 高部アフリカ 西アフリカ	108 39 83 26 106	1 4 4 5 2 1 0 8 3 2 1 4 4	195 70 143 41 200	2. 68 2. 63 2. 41 2. 43 3. 01	2, 95 2, 81 2, 87 2, 33 3, 19	49. 0 45. 5 43. 0 37. 3 49. 9	47.8 45.0 40.8 34.7 49.3	6.04 6.36 5.58	6.09 5.78 4.95	43.5 42,0 49.7 50.3 41.9	46.7 45.3 52.2 56.2 45.0	46. 2 45. 9 55. 4 54. 4 45. 7	49. 4 49. 3 58. 1 60. 3 49. 0	138 136 138 112 151	125 117 99 87 122
ラテン・アメリカ	285	362	448	2. 4.8	2. 19	35.3	30.9	5.00	3.98	58.7	63.2	61. 9	67.2	8.0	63
カリブ地域 中央アメリカ 南アメリカ	25 70 191	29 93 240	34 118 297	1. 86 3. 10 2, 33	1. 34 2. 45 2. 19	31, 2 42, 7 33, 0	25 1 33 5 30 5	4.39 6.33 4.62	4.47	60.8 59.2 58.1	64 6 63.5 62.9	63. 0 62. 6 61. 5	67.1 68.8 66.6	77 74 84	64 57 65
北アメリカ	226	252	276	1.06	1.00	15.7	15.6	1.97	1.80	67.7	75.4	71, 0	78.4	18	1.1
アジア	2, 101	2, 583	3,109	2. 27	1.86	34.8	28.4	5.05	3.72	55. 5	56 l	58.6	60.0	99	83
東アジア (中国) (日本) 東南アジア 南アジア 西アジア	986 831 104 287 754 74	1, 176 996 117 360 948	1, 334 1, 135 123 441 1, 203 131	2. 11 2. 20 1. 33 2. 42 2. 35 2. 91	1. 21 1. 23 0. 66 2. 13 2. 42 2. 96	29. 4 30. 6 19. 2 37. 4 40. 4 39. 7	18.7 19.0 12.7 32.9 37.6 36.6	4. 40 4. 76 2. 07 5. 26 5. 76 5. 90	2.36 1.76 4.28 5.14	62. 9 62. 5 70. 6 50. 0 50. 4 54. 8	64.8 63.9 76.2 53.2 48.7 58.0	67. 1 66. 7 68. 9 55. 5 54. 5 59. 5	69.8 74.2 79.7 58.9 54.4 62.6	57 61 12 100 136 118	36 39 7 78 113 83
ヨーロッパ	460	484	498	0.58	0.32	15.7	13.4	2.19	1.81	68.4	74.5	70.0	76.7	24	1,5
オセアニア	19	23	26	1. 78	1. 55	23.8	20.6	3.19	2.64	63.1	68.0	65. 6	70.5	40	31
ソ連	243	266	288	0.96	0.84	18. 1	19. j	2.44	2. 35	64.0	73.5	63.0	73.0	. 26	26

	1					45		Γ		1	平均寿命				乳児死亡率	
		大口 (百万人)		年平均人[(9			出生率 (4)	合計特別	朱出生率	2000-0		子命 2020-20	25		で死亡率 と千人当)	
	2000	2010	2020	2000-05	2020-25	2000-05		2000-05	2020-25	吳	女	舅	女		2020-25	
全世界	6, 251	7, 191	8, 062	1.47	0 98	22.9	17.4	2. 96	2. 27	64.2	67.6	69. 3	73.5	5 2	30	
先進国	1. 262	1,307	1.340	0.38	0 18	13.1	1 i. 9	1. 91	1.94	72.9	7.9. 6	75. 6	82.0	9	- 6	
開発途上国	4. 989	5, 883	6,722	1.74	1.13	25.3	18.5	3. 21	2.33	63. 1	66. 1	68.5	72.4	58	33	
アフリカ	872	1, 148	1, 441	2.84	1 85	39.0	25.5	5. 25	3.05	55.9	59.4	63.5	67.4	79	48	
東アフリカ 中央アフリカ 北アフリカ 南部アフリカ 西アフリカ	269 93 181 51 277	366 125 221 62 374	471 161 258 73 477	3. 16 2. 96 2. 05 2. 06 3. 13	2.06 2.10 1.31 1.27 1.93	41.4 27.7 27.8	28. 4 19. 1 18. 9	5. 54 3. 61 3. 80	3. 4 6 2. 3 0 2. 4 4	54.4 63.2 63.7	66.5	62.5 68.9 69.5	65.9 72.6	86 81 54 48 85	52 50 29 26 54	
ラテン・アメリカ	539	631	719	1.63	1 12	2 3 2	18. 5	2. 84	2. 39	67.0	72.7	69.9	75.8	39	27	
カリブ地域 中央アメリカ 南アメリカ	3 9 1 4 5 3 5 6	43 173 415	47 200 471	1.16 1.83 1.59	0.73 1.26 1.10			2. 88		68.8	72.0 74.9 71.8	71. 3		43 33 42	27 23 29	
北アメリカ	295	312	327	0.56	0.35	12.6	11.8	1. 88	1.96	74.6	81.0	76. 7	82.9	6	5	
727	3. 698	4, 226	4,680	1.44	0.87	21.8	16.0	2, 76	2.07	65.9	68.4	71.0	74.7	50	27	
東アジア (中国) (日本) 東南アジア 西アジア	1,501 1,289 129 524 1,502 170	1, 610 1, 382 132 600 1, 800 216	1, 694 1, 460 130 669 2, 055 263	0.82 0.85 0.31 1.44 1.92 2.46		21.8	12, 6 10, 3 16, 4	1.80 2.55 3.59	1.80	71. 4 76. 8 64. 3 63. 1	75. 1 82. 6 68. 1 64. 3	69. 9 68. 9	78.9 84.2 74.2 72.1	18 19 5 42 71 41	9 9 5 22 39 20	
ヨーロッパ	509	513	514	0.13	A0.06	1-1:9	10.9	1. 78	1.86	73.6	79.8	76. 2	82.1	8	6	
オセアニア	30	3 3	3 7	1.18	0.85	17.6	14. 9	2. 41	2.13	69.4	74. 1	73. 2	78.1	19	1.1	
ソ連	308	326	343	0.61	0.47	15.7	14.1	2. 20	2.10	69.2	77. 3	73. 2	80.4	14	. 8	

出所: United Nations. World Population Prospects 1988 から作表

表 2 年齢の中央値 1950-2025

年	世界	先進国	開発 途上国	7794	ラテンアメリカ	北ア川加。	7 7 7	j-o√K.	\$t7=7	ソ連
1950	23.4	28.2	21.2	18. 7	19.7	30.0	21.8	30.5	27. 9	24. 7
1970	21,6	30.1	19.0	17.6	18.6	27.7	19.7	32.2	25. 1	28.7
1985	23.4	32.5	21.0	17. 3	20.9	31.5	22. 2	33, 9	27.6	30.0
2000	26.0	36.3	23.8	17.7	21.1	36.5	25.8	37.5	30.5	33.0
2025	31.1	40.7	29.7	22.6	30, 2	40.8	32.5	42.9	34, 5	36. 4

(国連中位推計による)

出所: World Population Prospects, 1988

表3 人口性比(女性人口100に対する男性人口)1950-2020

f-	世界	先進国	開発 金上国	アブリカ	ラテンプノリカ	北7月11万	7 % 7	3-07/	オセアニア	ソ連
1950	99.7	91.0	104.2	97. 4	101.0	99, 6	105.3	92.5	103.7	78.3
1970	100.4	93.0	104.2	98. 1	100.3	96.3	104.5.	94.7	102.1	85.6
1985	101.2	93.7	103.7	98.7	99.9	95, 4	104.9	95.0	101.2	88. 4
2000	101.6	95.2	103.2	99. 3	99.5	95.7	104.5	96.0	100.9	92.3
2025	101.0	96.3	101.9	99.5	98.6	96.0	103.0	96.6	100.2	95. 7

(国連中位推計による)

出所:表2に同じ

1-4 出生率の減少と地域差

1970年以来の世界の人口増加率の漸減は、出生率の著しい減少に基づくものである。普通出生率は、1970/75(31.5%)から 1980/85(27.7%)の間に14%の減少を示している。この出生率の減少にも地域差があり、同時期最も著しい減少を示したのは東アジア(36%)であるが、アフリカではほとんど減少がみられず、現在も最も高い出生率を示している。他の地域でも出生率は、南アジア(12%)、ラテンアメリカ(12%)、先進諸国(9%)と減少している。(表1)

一方、女性が生涯に生む平均子供数にあたる合計特殊出生率は、1970/75 (4.45) から 1980/85 (3.61) の間に19%減少した。同時期、発展途上国における合計特殊出生率は、5.41から4.19へ23%の減少、先進諸国では12%の減少が推計されている。これまで急激な減少を示していた中国での減少は鈍化してきている(2.20から1.93)。また、先進諸国における合計特殊出生率はあまり変化しないものとみられる。(表1)

1-5 平均寿命(出生時平均余命)

1980/85 の世界の平均寿命は59.6歳、先進諸国では72.3歳(男68.5歳、女76.3歳)、発展途上国では57.6歳(男56.6歳、女58.7歳)と推計されている。死亡率の減少に伴って1970/75 以来、平均寿命は、世界で2.9年、先進諸国で1.4年、発展途上国で3.4年伸びている。平均寿命を地域的にみると、アフリカ49.9歳(男48.3歳、女51.5歳)、南アジア54.4歳(男54.5歳、女54.4歳)、ラテンアメリカ64.5歳(男61.9歳、女67.2歳)、日本を除く東アジア68.4歳(男67.1歳、女69.8歳)とアフリカが低い。特に東アフリカ、中部アフリカ、西アフリカで低く50歳を下回っている。(表1)

1-6 乳児死亡率

1980/85 の世界の乳児死亡率は、出生千対79、先進諸国では16、発展途上国では80と推計されている。発展途上国の乳児死亡率は、1970/75 の 106から25%減少している。地域的にはアフリカが最も高く116、日本を除くアジア83、ラテンアメリカ63である。 (表 1)

1-7 人口性比

一般に若年層では、男子の割合が女子に比べ多いが、中高年になると女子の割合が多くなる。世界的にみると1950年以来、性比はほぼ 100で推移してきている。しかし、先進諸国と発展途上国との性比の格差は大きく、先進諸国では女性 100に対し男性94、発展途上国では同じく女性 100に対し男性 104である。発展途上国においては同年齢の男性に比べ女性の死亡率が高いことによる。(表3)

また、同じ国内でも、農村から都市への単身の出稼ぎが著しい場合には、農村では女性人口の比率が、都市では男性人口の比率が大きいという現象がみられる。

また、パキスタン、ネパール、バングラデシュなどの国においては、男児の出生を希望 する率が高く、これらの国では乳幼児死亡率も女児の方が高い傾向にある。就学率や識字 率などとともに栄養や保健サービスの利用などの面での女児に対する性差別とその健康へ の影響が指摘されている。

1-8 避妊実行率

生殖可能年齢の既婚女性の避妊法の実行率については、1980年で約45%と推定される。 先進諸国ではおよそ70%、発展途上国ではおよそ40%、中国を除く発展途上国ではおよそ 25%と推定される。また、避妊実行率は、一般にアフリカ特にサブサハラで低く、アジア で高い国は、東、東南アジアに位置している。

発展途上国における避妊実行率は上昇の傾向にあるが、既に実行率の高い地域とかなり低い地域においては、それほどの上昇がみられない。(表 4)

		方法別の割合(合計100%)								
地域	実行率	不妊 女	手術男	ピル	注射	IUD	3>F, -Y	リズム法 その他		
반 가	51	26	10	15	1	19	10	19		
発展途上地域	48	33	12	12	2	24	6	12		
アフリカ	14	9	-	38	9 .	14	3	26		
アジア及びオセアニア	50	34	14	9	2	.26	8	10		
東アジア	74	37	12	8		39	4	3		
南アジア・オセアニア	34	29	17	12	4	7	9	22		
ラテンアメリカ	56	36	1	29	2	9	3	18		
先進諸國	70	10	5	20	_	8	19	38		
日本	84	13	3	2	-	. 5	69	8		
ヨーロッパ							i l			
東欧	70	j	-	13		7	12	66		
北欧	. 80	14	13	28	~	13	23	9		
南欧	67	2		19	-	5	15	58		
西欧	78	10	3	41	-	15	8	23		
北米	69	28	16	19	-	7	14	16		

表 4 地域別避妊実行率(1983年頃)

1-9 初婚年齢

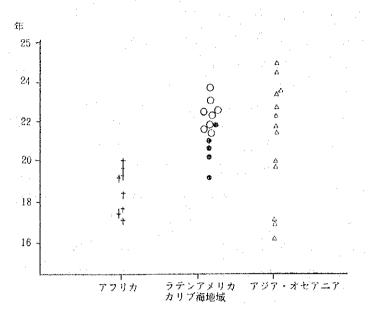
結婚形態について、女性の平均初婚年齢をみると、発展途上国では早婚の傾向が明かで、アフリカでは19.8歳、アジア・オセアニア21.0歳、ラテンアメリカカリブ海諸国21.5と推定され、発展の遅れている地域ほど初婚年齢が低い傾向にある。

発展途上国における早婚は、若い女性、特に十代の女性の出生率が高いことに 結びついている。また、発展の遅れている地域ほど十代の出生率が高い傾向にある。(図 -1-1、1-2)

Note 1: These estimates reflect "medium" assumptions about contraceptive use in countries with no data(United Nations, Department of international Economic and Social Affairs: Levels and Trend of Contraceptive Use As Assessed in 1998, p.42, 1989).

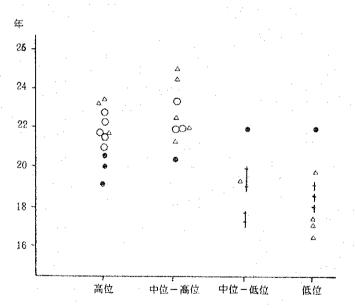
Note 2: Prevalence of contraceptive methods means percentage of couples with the wife in the reproductive age currently using contraceptive methods.

図1-1 地域別平均初婚年齢



出所: Fertility Behavior in the Context of Development,
Population Studies No. 100 (UN. New york, 1987)

図1-2 発展段階別平均初婚年齢



出所:図1-1に同じ

十他のアフリカ
カリブ海地域○他のラテンアメリカエデジア・オセアニア

1-10 都市部への人口集中

急速な都市部での人口増加が発展途上国にみられる。都市部に暮らす人口の割合は、1985年先進諸国で平均71%、発展途上国31%であり、地域別ではアフリカ31%、ラテンアメリカ69%、日本を除く東アジア21%、南アジア28%である。また、この都市化の進行は今後も続き、2010年までに先進諸国では76%、発展途上国では46%に達すると予測されている。この急速な都市化にともなって、国内で地方から都市部へと人口移動が進み、特に15-24歳の若い年代の移動が多い。(図 2)

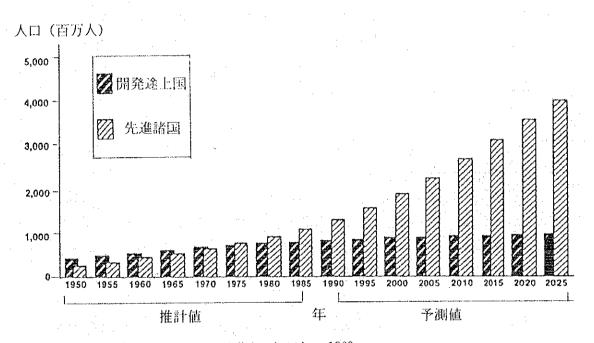


図2 先進国と途上国の都市人口の推移

出所: Prospect of World Urbanization, 1988

(United Nations Publication, Sales No. E89 XIII.8)

2. 人口と環境

2-1 人口の環境への圧力

発展途上国における急速な人口増加は、農村部に過剰人口をもたらし、農業、牧畜での 土地の酷使、森林破壊を招いている。

森林破壊、特に南アジア、アマゾン流域、中央アフリカの熱帯雨林の急速な消失は、水 資源を枯渇させ、土壌侵食、表土流失を進め、農業の基盤を脅かしており、気候にも大き な影響を与えると考えられる。

サブサハラ地域では、食料生産増が人口増加に追いつかない。また、過去5年間アフリカ、ラテンアメリカ、カリブ海諸国での栄養障害の絶対数が増加している。

発展途上国では安全な水の確保が難しく、また、基本的な衛生サービスもほとんど機能 していない。

薪集めや水汲みに費やす女性の労働負担は増加し、また、栄養障害は女性や子供(特に 女児)に多い。

2-2 スラムの拡大

発展途上国における人口増加、都市への人口集中は、スラムを形成する。急速な都市化によりスラムが拡大し、発展途上国の大都市人口の約4分の1から半分がスラムに住んでおり、アジスアベバ(エチオピア)では90%を越える。

リオデジャネイロ、リマ、バンコク、ボンベイなどでは、スラム人口が 100万人を越え ている。

世界のスラムで病気、栄養障害、暴力などによる死亡は年間 1,800万人と推定されている。

ストリートチルドレンは世界中で 4,000万といわれ、その30%が完全に家族から見捨てられた存在にある。

女性の性病や中絶による健康障害、死亡が問題となる。

農薬、廃棄物などによる水資源の汚染が進行し、都市における水資源の汚染が急速に進むと考えられる。

3. 人口·家族計画

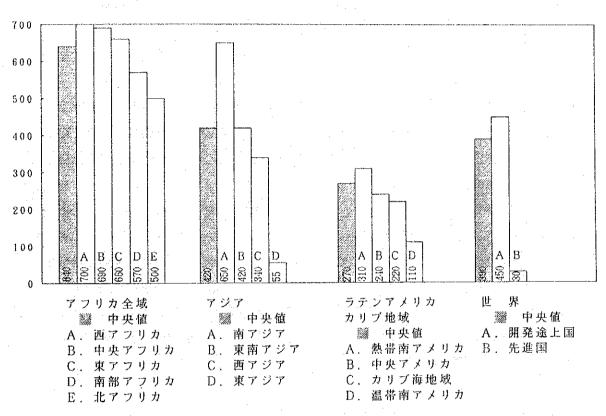
発展途上国の女性は、性差別、早婚、栄養不良、十代の妊娠、多産、短い出産間隔、基本的な保健サービス・家族計画サービスの欠如などに基づく生命、健康へのリスクに脅かされている。 母子の健康を守る上でもプライマリ・ヘルス・ケアを基盤とした人口・家族計画が必要とされる。

3-1 母子の健康を守る

3-1-1 妊産婦死亡の減少

母の健康に関し、その生命に直接関わる妊産婦死亡は、これまで発展途上国の健康指標の一つとして用いられることはまれであったが、発展途上国における妊産婦死亡率は、先進諸国平均の 100倍以上であり、他の健康指標と比較しても最も大きな南北格差を示す指標である。(図3)

図3 妊産婦死亡率推計 (出産10万当たりの妊産婦死亡数) 1983年



出所: Family Planning and Child Survival (J.A.Ross et.al. Center for Population and Family Health, Colombia Univ. 1988)

この高い妊産婦死亡率の第一の原因は、「望まざる妊娠」に起因する中絶(25-30%)である。この背景には、女性が様々な理由により家族計画サービスを利用出来ないことがあげられる。また、妊産婦の死亡1例は、10-15の障害例を伴うと推定されている。その他、基本的な産科ケアの提供を受けることができないかあるいは不十分なための、出血、妊娠中毒症、感染、分娩遷延などが妊産婦死亡の原因である。

この妊産婦死亡の問題には、その社会の社会経済、文化、政治が深く関わるが、特に女

性に対するその社会の環境が大きく関与している。

妊産婦死亡を減少させるためには、プライマリ・ヘルス・ケアを基盤とした人口・家族 計画が必要である。

3-1-2 乳幼児死亡の減少

社会的な安定と安定した収入、老後の保障などの考えに基づく高い出生率は、母の生命、健康を脅かすだけでなく、子供の生命、健康をも脅かしており、母のみならず生まれた子の健康を守るためにも人口・家族計画が必要である。

母の教育は乳幼児の健康や栄養水準、出生率や乳幼児死亡と関連がある。世界人口白書(1989年版)には、母親の受けた学校教育が平均1年伸びるだけで、1歳から5歳までの子供の死亡率がおよそ9%低下するという調査研究結果が報告されている。

3-2 女性の開発への参加の促進

持続可能な開発は、女性の全面的な男性との対等の参加があって初めて達成可能である。 この点で、女性に家族計画サービスを提供することは、女性が単に子供を産むことによっ てその地位や保障を得るということではなく、社会に対する貢献からその地位や保障を得、 また、自らの健康と地域社会開発への参加の可能性を導くものと考えられる。

3-3 人口・家族計画と女性

人口・家族計画にとって母子保健、地域保健はその基盤である。人口・家族計画を単なる人口抑制策として捉えるのでなく、地域の保健の向上、特に母子保健の向上の枠組みの中で捉え、女性がその可能性を最大限発揮できるための前提の条件1つとする。

家族計画を推進する上で、特に重要な要因は、

- ①家族全員の健康確保 (Family Health)
- ②家族計画の情報、サービス提供
- ③社会的地位の向上(教育、雇用、法的規制など)
- ④経済的自立の促進(教育、雇用、法的規制など) である。

4. 人口・家族計画に関連する国際機関の基本的方針

4-1 世界保健機構(WHO):「プライマリ・ヘルス・ケア」 Safe Motherhood WHOは、1987年、妊産婦の生命、健康を守るため、"Safe Motherhood"の基本方針を打ち出した。この背景には、他の保健指標と比較しても、発展途上国の妊産婦死亡率が 著しく高い(欧米先進諸国の 200倍以上)ことがある。実際には、プライマリ・ヘルス・ケアの基本的考え方に基づいて、地区(District)レベルでの妊産婦死亡を減少させるために、1)プライマリ・ヘルス・ケアの充実、女性の栄養、家族計画の情報・サービスの提供、2)妊産婦ケアの提供、3)訓練を受けた介助者による分娩の促進、4)ハイリスク妊産婦に対する基本的な産科ケアの提供、の4点を軸にした活動の推進を唱えている。特に4)については、末端の病院や診療所で基本的な産科サービス(帝王切開、輸血など)を可能とすることを目標としている。

4-2 国連人口活動基金(UNFPA):「女性への投資」

UNPFAは、1989年の「人口白書」で持続可能な開発は、女性の全面的で男性との対等の参加があって初めて達成可能であると、変革の先導者として女性を明確に位置づけている。また、その勧告の中で、1)女性の開発に対する貢献を広報し周知を計る、2)女性の生産性を増大し、女性の二重の重荷を軽減する、3)家族計画を提供する、4)女性の健康を改善する、5)教育を拡大する、6)機会の均等を計る、7)西暦2000年への目標、の7点を取り上げ、各国政府に呼びかけている。

4-3 国連児童基金 (UNICEF):「人間の顔をした調整」 GOBI-FF

現在の乳幼児死亡や栄養障害、健康問題の改善のために、UNICEFは基本戦略として、G (Growth Chart)、O (Oral Rehydration Theraphy)、B (Breast Feeding)、I (Imunization)、の4点に加え、F (Food)、F (Family Planning)を唱えてきた。また、この基本戦略の実施にあたっては、子供最優先に原則に立ち、あらゆる予防の機会を捉えて、貧しい人々を優先とした活動を実施するよう呼びかけてきている。

5. 人口・環境問題と女性に関する指標

(1) 妊産婦死亡:妊娠、分娩及び産褥の合併症による死亡

発展途上国では、生殖可能年齢の女性の死亡の約4分の1が妊産婦死亡であるが、 先進諸国では100分の1以下である。推定年間妊産婦死亡数:世界500,000、発展途 上国、494,000、先進諸国6,000;南アジア296,000、アフリカ150,000、ラテンア メリカ 34,000、東アジア12,000。

- (2) 妊産婦死亡率(出生10万対):出生数または出産数10万に対する妊産婦死亡の比率 アフリカ640、南アジア572、ラテンアメリカ270、東アジア55、先進諸国20以下。
- (3) 分娩介助:

訓練を受けた介助者による分娩介助の割合:アフリカ34%、南アジア31%、ラテンアメリカ64%、東アジア93%。

- (4) 母親の年齢別出産率:ある年齢 (グループ) の女性人口1000人あたり、その年齢層の女性が一年間に生んだ子供の数。年齢に伴う妊産婦死亡の危険の増加、すなわち若年、高齢出生の危険が大きい。途上国の女性は10代半ばから40代後半まで子供を生む期間が長く、若年、高齢の出生率も高い。
- (5) 早婚:18歳までに結婚する女性の割合 バングラデシュ90%、インドネシア59%、ネパール70%、スリランカ16%。
- (6) 若年妊娠: 18歳までに出産する女性の割合 アフリカ28%、アジア18%、ラテンアメリカ21%。
- (7) 合計特殊出生率: 一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生む子供の数。アフリカ 6.2、ラテンアメリカ 3.7、南アジア 4.0、東アジア 2.1、先進諸国 1.9、ケニア 8。
- (8) 妊娠を望まないが避妊を実行していない女性の割合: エジプト18%、ケニア 8%、パキスタン22%、メキシコ19%。
- (9) 非合法的中絶による妊産婦死亡の割合: エチオピア29%、バングラデシュ20%、チリ64%、ルーマニア86%。
- (10) 家族計画希望者が避妊を実行した場合の妊産婦死亡の低下割合: ジャマイカ44%、エジプト28%、コロンビア39%、フイリピン22%。
- (11) 女性の教育:

発展途上国で7年以上の教育を終えた女性の避妊実行率はそうでない女性に比べて 約3倍高い。

(12) 識字率:

発展途上国の女性の約3分の2が読めない。男性では、約半分が読めない。

- (13) 家族計画・母子保健への投資: 保健医療に関する国際機関の予算の約20%が家族計画・母子保健に配分されている にすぎない。
- (14) 女性の労働力参加の割合:アジア34%、ラテンアメリカ24%、アフリカ32%。
- (15) 安全な水の供給を受ける人口の割合: ケニア28%、マリ16%、ハイチ34%、ネパール14%、インドネシア32%。
- (16) 基本的な衛生サービスの提供を受ける人口の割合: ニジェール 8%、エジプト26%、インド 8%、ネパール 2%、ラオス 5%。

参考文献

- United Nations, <u>World Population Prospects</u>, <u>1988</u> Population Studies No. 106 New York, 1989.
- United Nations, <u>World Population Monitoring</u>, 1989, Population Studies No. 113 New York, 1990.
- United Nations Population Division, <u>Contraceptive Practice</u>: <u>Selected Findings</u>
 from the World Fertility Survey Data. New York, 1986
- UNFPA, The State of World Population 1989
- UNFPA, The State of World Population 1990
- WHO, Division of Family Health. Estimates based on a variety of sources.
- Coverage of Maternity Care. A tabulation of available information.

 WHO Document FHE 85.2
- Harrison, K.A. "Childbearing, health and social priorities," <u>British Journal of</u>
 Obstetrics and <u>Gynaecology</u> Supplement No. 5 (1985)
- Walker, G.J.A. et al. "Maternal Mortality in Jamaica," Lancet, 1 March 1986
- Kwast, B.E. et al. "Epidemiology of maternal mortality in Addis Ababa," Ethiopia Medical Journal, 23 (7): 7-16 (1985)
- Chen, L.C. et al. "Maternal mortality in rural Bangladesh,"
 Studies in Family Planning, 5 (11):334-341 (1974)
- World Health Statistics Annual, 1985

5. 女性と環境

5. 女性と環境

1. 持続的開発

環境と開発の関係の重要性は、近年特に強調されはじめた主題である。DAC上級会合で選択された1990年代の開発協力宣言においては、持続的開発の重要性について「環境面で健全で持続可能な開発への貢献は、1990年代の開発協力の中心的任務である」と述べている (*)。

1980年に出版された「世界保護政策:World Conservation Strategies」や1987年、ノルウェー前首相ブルントラントを委員長とした「環境と開発に関する世界委員会」によってまとめられた報告書「われらの共通の未来:Our Common Future」等により開発と環境の関係の重要性が多くの援助国で認識され、「持続的開発」の理念の推進が行なわれてきた。ブルントラント委員会による「持続的開発」の定義としては、「持続的開発とは、来る世代が彼ら自身のニーズを満たす能力を損なうことなく現在のニーズに応える開発である」(2)としてある。

(Development that meets the needs of the present without compromising the ability of future generation to meet their own needs)

更に分かりやすく「持続的開発」をたとえてみると「元金には手をつけず利子だけをひきだし、元金は貯蓄しておく」という様な事になろう。天然資源への配慮や保持のための努力が持続的開発に必要である様に、女性、特に貧しい女性のグループにとっては資源の保護、荒廃した土地の修復、汚染された環境の回復などは、毎日の生活の中で環境と密接に係り、直接影響を受ける立場であるだけに他のどのグループより重要となっている。

DACが作成した、WIDガイディングプリンシプルの中で、「女性は全体的、長期的展望に立てば天然資源の主要な使用者であり、環境の管理者である。」と述べている。また同じガイディングプリンシプルの中で、「持続的開発は、女性の知識と貢献によってのみ達成され、女性の参加が政策プログラムおよびプロジェクトの策定の中で認識されるべき」とある。この様に「女性」と「環境」は持続的開発を語る際、中心的な、また関連の深い主題であり、我々は、ここで持続的開発の実現のための環境への配慮、また、その環境の主要な管理者としての女性への配慮を明確に認識しておかねばならない。

以上の様な認識が促される裏付けとして、最初に持続的開発における女性の役割とは何か、次に女性と環境の関係の概観と、女性と各環境の関係を見て行くこととする。

2. 持続的開発における女性の役割

- (Primary environmental care の担い手として)

女性は日々の生活の中でその環境からの直接の受益者であり、かつその環境が荒廃又は破壊されたりした場合、最初に被害を被る存在である。またその生活を地域の環境に依存している女性は、彼女達の住んでいる地域の環境に関しての細部にまで及ぶ大変有用な情報を豊富に持っている。必然的に女性は男性に比べ、おかれた環境の状態について敏感であり、その破壊や後退に対して、危機感をもって暮している。この意味から、地域のレベルで女性は資源の保護において第一義的な環境の保護(Primary environmental care)を担う中心的担い手(agent)として活躍しえる。

もちろん女性がどこにおいてもこの役割を担えるわけではないし、女性だけに環境を管理し守っていくという特別の責任が負わされているわけでもないが、女性がこのような役割をすでに行なっている場所において、この事は注目され、強化、改善されていくべきである。もしこの持続的開発における女性の役割が的確に認識されずに、女性の持つ資源を維持していく能力が高められなかったり、あるいは女性が、資源の乱用をせざるを得ない様な状況に追い込まれたりした場合、女性自身の立場にもマイナスの影響がでるであろう。また逆にもし開発が資源を乱用し、維持していく事を考えない様なものであれば、その開発を持続することはできなくなり、社会全体の持続や経済上の収益といったものに影響が出るであろう。

たとえば、林業が国有とされていて住民の植林が妨げられている場合、女性(と子供) は遠い森林から燃料を採取しなければならなくなる。それが甚だしくなれば調理や火事に 必要な時間もなくなり、子供は学校にも行けない。この場合、自然環境の悪化が女性を直 撃していると言える。彼女等もそれを十分意識しているが、政策の変更がないかぎり、切 りやすい若木を切ったりして森林破壊に拍車をかけることしかできない。住民の植林運動 を政策として進めることにすれば、燃料確保の苦労を身に沁みて知っている女性が一番の 担い手になる。そしてそれが環境保全のためにもっとも有効な手段ともなる。

このような状況からわかるように、持続的開発における女性の役割というのは、女性が環境面で第一義的な保護を担う部分で、又環境面で健全で持続可能な開発は、女性の生活の向上に貢献するという部分で、相互に依存し合い深い関係がある。女性の持つ知識がどれだけ有用な情報であるかについての認識は非常に低いのが現状で、もしこれらの知識がプロジェクトサイクルの各段階に応じて引き出され利用されれば、プロジェクト自体の効果を高め、開発の弊害としてもたらされるかもしれない環境破壊を幾分かでも減らすことができると期待される。そういった際、取られるべきアプローチとしては、女性にもっと投資をして研修の機会をあたえ、資源の保護において第一義的な環境の保護の担い手として活躍させる、また環境の持続的利用などの研修コースにおいて講師を勤めてもらうなど、

利用可能な人的資源としても最大限活用することであろう。

3. 女性と環境の関係

3-1 女性と環境の関係の概観

開発途上国において、農作業のほとんどは女性の労働力により行なわれている。図1に示すようにアフリカでは、農作物の植え付け、除草、収穫、運搬、貯蔵、加工などはほとんど女性の役目である。FAOの報告によれば、全世界の食料の少なくとも50%は女性により生産されているという。 (3) 生産活動と直接結びついたこういった女性にとって、経済発展への政策の一環として行なわれる換金作物の生産政策はおおきな影響力を持つ。こういう政策により女性は良い土地が奪われ、生産能力の低い土地に追いやられる。生産能力の高かった土地も再生産のメカニズムが壊れ土壌が劣化していき、結果として、企業や大農園主は、次の安い土地を求めて林などを焼き払って農耕地に転換していくことを繰り返す。 (図1参照)

土地改革や再移住プロジェクトもまた女性を生産能力の低い土地への移動を強制したり、 商業ベースの伐採や経済発展のための植林政策は、森林において生活に必要なエネルギー 源や家畜の飼料などを依存している女性に深い影響を与える。

また多くの途上国が経験している経済の構造調整は社会的に弱い立場の女性の上にそのしわ寄せがきている。女性の就業機会が減り、現金収入が減少しその貧困の結果として、女性は日々の食物、燃料、家畜の飼料、水など、天然資源からの持続性を無視した過度の調達を余儀なくされるのである。そしてたとえ知識として持続的な資源の利用が必要である事を理解していても、通常女性は成すすべを持たない。

このような状況において、長期的な視野に立って期待されることは、女性の教育、健康、 雇用、法的権利の向上、また、経済的、政治的な立場を向上させる事とともに、女性の意 思決定を反映させた政策を国が施策するメカニズムを持つことである。

3-2 女性と各環境との関係

3-2-1 女性と水の確保

多くの開発途上国で、女性と水の問題は重要である。女性は多大の時間を費やし水を家庭、家畜、畑に運んでくる責任がある。例えば、ブルキナファソのウエインにおいて、母親たちは毎日2~3時間を費やし、片道12キロの道のりを歩いて川の水を汲み、25キログラムにもなる水かめを頭に載せ、同じ道のりを帰っていくのである(*)。

このような水の供給を通じて女性はコミュニティーの健康、経済、社会の開発に多大な 貢献をしているにもかかわらず、水供給システムの計画、実施、維持といったことに女性 は多くの場合参加できないのである。一方水の枯渇などによって、多大な被害を一番に被 るのは水と深い関係にある女性自身である。

貧しい人々は、同じ水源を飲料に使うと同時に洗濯や食器洗いなど共同の衛生施設としても使っている。WHOによると世界人口の24%(12億)は安全な飲料水をもたず、14億の人々が汚物処理のための衛生設備をもたない (5) 。この衛生設備の不備等により水によって伝播される病気が、汚染された水が原因で広範に広がっている。水のマネジメントに最も深い関わりをもつ女性を水供給のプロジェクトに参加させる事はそのプロジェクトを効果あるものとし、その地域の衛生や、経済の状態を改善していくのに重要である。エチオピアのドドタ水供給プロジェクトは、女性の活発な参加を示した良い例で、研修をうけた女性が、プロジェクトのプランニングから実施、維持に至るまで、重要な役割を果たしている (6) 。マラウイでは女性達の援助で八千個の手動ポンプの確保のための活動が行われており、ケニアにおいてはUNICEF/ NGOによる健康の為の水プロジェクト (Water-for-health Programme)が女性の指導により1976年から始まり、(6)00近くのコミュニティーの水プロジェクトをサポートしている (7) 。

- 事例:KWANO in KENYA ----

KWAHO (The Kenya Water for Health Organization)は、ケニアのNGOで、ケニア人によって運営されている。KWAHOはケニアの人々に安全な水、基礎的な衛生施設、健康の向上をもたらすことを目的としており、代表は女性である。ケニアは1975年メキシコで行われた世界女性会議にすばやく対応し、Women's Voluntary Fundを設立、1976年にはUNICEF/NGO Water for Health Project が作られ、設立当初は計画、実施から運営まで女性によって行われる2、3の小規模水プロジェクトから始まった。UNICEF/Water for Healthは成長して、現在のKWAHOとなり100以上の水関係プロジェクトをサポートしている。KWAHOのプロジェクトは、'self-help'のエレメントが非常に強く、その最終目標はコミユニティーが彼ら自身の水プロジェクトを管理・運営していけるようになるための技術を身につけることである。そのために、すべてのプロジェクトのフィールドスタッフはコミュニティー動員し、水委員会を作り、必要な研修を行なっている。「国連婦人の10年」の間には、5,000人以上の人々がワークショプや訓練、セミナーに参加しており、井戸の管理やポンプの修理等の基礎的知識を習得している。

資料: booklet "Women and Water in Kenya",

The Kenya Water for Helath Organization.

3-2-2 女性と森林

森林や個々の木との関係においても女性は重要な役割を担っている。工業の発達が遅れ

でいる地域において、森林は特に大事な資源であり、その地域、各家庭の経済に大きな影響を持っている。例えば、熱帯林地域では、私たちがちょうどスーパーマーケットに行ってさまざまな物を一度に仕入れるように、女性達は森に行っていろいろな物を手に入れるのである。果実、葉、種子、樹脂などは食料として、薪は燃料とし重要なエネルギー源である。FAOの調べによると95の開発国のどの国においても薪はエネルギー源としてもっとも重要な役割をはたしており、特にアフリカの21の国において必要な全エネルギーの75%以上が薪によってまかなわれている (8)。

森林はまた家畜の飼料、家屋を建てる際の原材料の供給源であり、あるいは家内産業として、マット、バスケット、ロープ、フェンスなどに加工され女性の現金収入源となっている。これらの資源である木を集める仕事はほとんどの社会において、女性や子供によって行われる。薪の収集や運搬は非常に骨の折れる仕事であるのに加え、近年の森林伐採により資源である森林は減少し、集め手は木を求めて長時間の道のりを歩かねばならなくなってきている。バングラデシュの例では、農村の女性と子供は薪の収集と運搬に毎日平均3~5時間を費やしている(9)。

この様に環境が枯渇してきて、薪や家畜の飼料を集めたりするのが益々困難になってくると、女性は何とかこれに対する解決策を見いだしていく。まず第一に、調理に最適の硬い材が不足すると、調理に時間と手間のかかる軟材の使用を始める。しかしその結果調理はより難しく長時間になる。燃料不足を補う第二の解決法として一日のうち回数を減らして料理するようになる。これが更に進むと、西アフリカの幾つかの地域やアンデスの多くの場所でおきてるように、時として、2日に1回というような少ない割りで調理するようになり、その結果、その地域の栄養レベルは下がることとなる。

アフリカの国々において、調理に長時間の煮炊きを必要とする粟や豆類のような作物は、短い調理時間ではあるが、輸入品である米などに取って代わられるようになった。しかし 伝統的作物を輸入作物で代用することは、家庭における食物備蓄のシステムを破壊することとなり、マクロ経済的にみても外貨需要を高めることになる。これらローカルレベルで おきる変化は多くの場合、その社会的・経済的インパクトを考慮に入れない開発プロジェクトに起因している。

天然資源の枯渇、特に森林破壊に拍車をかけている他の要因として増加する人口と人口の移動による資源への圧力がある。国連の発表によると、1990年現在の世界人口は53億と推定されており、西暦2025年には60%伸びて85億となるとの予想である。途上国、特にアフリカ諸国、インドなどの最貧国において人口増加は顕著であり、人口増加に依る圧力は維持できる速度以上の速さで天然資源を使い、枯渇させ、経済や社会の健全な発達、機能の働きに悪い影響をおよぼし、開発自身にも重要な影響を与えるであろう。

サハラ砂漠南縁のサヘル地域に代表される砂漠化は、何千年、年万年という長い年月で の地球物理学的変動や気象の変化が大きな原因であるが、短期的にはむしろ人為的な理由 によるものと言える。特に、人口増加が更に拍車をかけているのは明らかである。たとえば家畜の過放牧、略奪農法、薪炭用の伐採など、植物の成長速度以上に人間や動物が消費するため、緑はだんだん減少する。そして緑がなくなると、ちょっとした風や雨でも表土は流出し、ついには何も育たない、いわゆる砂漠となる。

1984年から85年におきたアフリカの飢饉は、人口、環境、開発がいかに密接な関係があるかという事を見せた典型的な例である。この飢饉はアフリカの急激な人口増加と砂漠化、森林の消失の拡大が進む一方、南と北の貿易不均衡による南の経済の落ち込みや債務の増大などの社会的背景のなかでその被害を増大させた。人口増加、環境破壊、開発の関係は全体の地球的利益と特化されたローカルなニーズとの注意深い均衡にかかっている。

この様な観点から、森林の開発に関わるプロジェクトにおいて、女性をその計画実施の 段階に参加させ、女性の洞察や考慮が十分に反映されることが、森林の持続的開発を実施 していく上で、最も重要である。加えて、人口の圧力を減少していく為の政策を国家政策 として、個々の女性が効果的に出生をコントロールできる様にして人口増加による資源へ の圧力を減らす方向にいかなければならない。

女性達の植林活動として、ジンバブエにおいて「女性クラブ協会」の干ばつに強い木の 植林プロジェクトや「ケニア女性評議会」のケニア・グリーンベルト運動などがあり、イ ンドでのチプコ運動は、女性達が自然破壊を防ぐために戦った代表的例である。

- 事例:インドにおける「チブコ運動」

開発途上国の農村地域では、女性が率先して環境を保持して行く為の数々の運動を 展開している。インドのヒマラヤ地方における"チプコ運動"はその代表的なもので ある。"チプコ"とはヒンズー語で"抱き締める"という意味で、"チプコ運動"の 名はその地域の人々が、木を抱き締めることで、森林伐採から森林を守ったことに由 来している。この運動は1973年に始まり、最初は女性と同様、男性の参加があった が、運動が進むにつれより沢山の女性がこの運動に加わってきた。この背景には女性 の方がより環境の変化に敏感であり、繰り返し起こる洪水や地崩れが、森林の伐採に 依るものであることに気がついたからである。政府の森林局がアラカナンダ川沿いの レニ森林の木、2500本の競売を発表したとき、ガウラ・デヴィという女性が、彼女の 村の女性を組織し、伐採をする予定だった会社の手から森林を守る運動を起こした。 この24人の村の女性達は自らの身体で木を守り、その州の政府にプロジェクトの見直 しを約束させた。2年後、森林の保護の重要性に気がついた政府は、その地域の森林 伐採を10年間禁止する法律を通過させた。 その後、この運動は各地に波及し、この ヒマラヤ地方で、沢山の森林が女性の手によって守られた。このチプコ運動はさら に、木材や家畜の飼料などを含めた森林の持続的利用を目的とする計画作りや植林運 動などに発展している。

3-2-3 女性の健康と環境

国家の真の開発は健全な国民により、保持された健全な環境の中で初めてなされるものである。国家の次の世代を産むという役割を担う者として、女性の健康は大事であり、環境の汚染により男性とはちがった影響を受ける。

その中で最も深刻なのは胎児に及ぼす影響である。19世紀のヨーロッパにおいて鉛産業関連が引き起こした鉛の中毒は、不妊症の高い原因になり、流産、死産、新生児死亡をひきおこした ^{ロロ}。今世紀における化学物質使用の急増はまた、女性の妊娠、出産異常の急増と比例しており、流産、死産を始め奇形児、成長障害、機能障害、奇行、発癌などの原因となっている。

外界から女性の体内に入る異物、例えば、DDTなどの農薬、その代謝物などのほとんどは濃縮され母乳の中に含まれる。その結果、これら汚染物質はその母乳で育つ子供の健康に影響する。こういった環境汚染によって女性、ひいては胎児、乳幼児の健康に直接影響があることを、政策レベルの計画実行の担当者は良く認識し、こういった汚染を極力さける方向でプランニングして行かなければなならない。

4. 環境と女性に対する地球規模の運動

現在世界中の国々において、女性団体が中心となり環境への意識、教育と管理の向上に対する運動を展開している。

ソビエト連邦では、何千人もの女性の参加により "Banbi"と呼ばれる世界規模の運動が行なわれている。"Banbi" は子供を取り巻く環境や倫理的ムーブメントを中心とし、若い世代の環境に対する意識の向上を計っている。米国においてはLeague of Women Votersにより水汚染に関する国家の対策推進に対して国民から圧力を高める運動を展開してきた。ドイツ連邦共和国では「緑の党」の成立に、女性代表たちが大変重要な役割を果たした。

世界的レベルでは、約50か国以上の女性達によって組織される「環境に貢献する世界の女性達」(World Women Dedicated to the Environment WorldWIDE)が設立され、女性の環境の管理への積極的参加を促している。このWorldWIDE はワシントンDCに本部を持ち、政治の指導者や一般大衆に対し環境問題に対する意識の向上、環境団体における女性の権限および影響力の強化、開発政策やプログラムへの女性の参加を促している。UNEPは1985年「持続可能な開発にかんする女性指導者達の助言グループ」(The Senior Women's Advisory Group on Sustainable Development SWAG)を設立した。委員会は、19の国の女性の代表により構成されている。SWAGの主催で1987年ジンバブエのハラレにおい

いて The African Women's Assembly on Women and Sustainable Development会議が20のアフリカ諸国から 160人の女性が参加して行なわれた。この会議では、海洋、河川や湖、森林、Woodland、砂漠や乾燥地域に対する提高が作られた。1990年2月にはアラブ地域における「女性と環境円卓会議」がチュニジアのチュニスで開催された。アジア、ラテンアメリカ地域における同様の会議は1991年に開催の予定である。1991年にはまた、各分野の女性の代表が一堂に会しての世界会議開催の準備が進んでいる。この会議では天候の変化、化学物質や危険物の廃棄、水のシステム、その他の環境問題が定義、討議され、細かいレベルに及ぶ環境保全の為の政策や戦略がまとめられる予定である。

一事例:食物とエネルギーの自己調達 ガーナの農村パイロットプロジェクト アフリカの文化において特に、女性は家事、水汲み、燃料の薪集めに従事するのみならず、農業において多大な労働力を提供している。女性の果たすこの地域に根ざした役割が故に、彼女らの行為が環境に対する考慮を欠いたり、不適当であった場合に、環境の退化や崩壊が起こる。1985年UNEPによって設立された、「持続可能な開発に関する女性指導者たちの助言グループ」(SWAG)は1987年にその目標をアフリカに置き、そのメンバーである指導者は彼女達の自国に国内委員会を設立することとし、UNEPと協力して環境にかかるプロジェクトを実施することをこの会議において決めた。ガーナにおいて、クリステーン・デボラ夫人は1987年のSWAGの会議から帰るとすぐに、「SWAGーガーナ」を設立し、ダワ村、ニャンソ・ンクラン村、ジャト・ゾンゴ村、ビンドウ村の四つの村をパイロットプロジェクトエリアとして選定し、「環境保全カウンセル」(EPC)の監督のもと、食物とエネルギーの自己調達のプロジェクト実施の計画を立てた。

このプロジェクトはそれぞれの村を、成長の可能性を持った経済システムとして見ることを前提とし、土地の人々の持つ自然とその生態に対する知識と経験に従って、適当な時期に、必要に応じたインプットが行われ、それに対するアウトプットが評価された。最初に設定された目標は、一年間で食物の生産と実質の収入を増やす、個々の村に10ヘクタールのコミュニティーの森林を作る、基本的に必要な農機具、肥料、品質改良された種や苗を配給する、コミュニティーにおいてリボルビング・ファンドを設立する、資源の利用における環境教育と、公衆衛生の論理についての教育をする、などの7項目であった。

このプロジェクトが実施される前に、"durbars"と呼ばれる村人の集会が組織され、村人に対し、このプロジェクトの目的の理解と、プロジェクト実施のための村人の積極的参加が促され、村の伝統的誓いの儀式も行われた。また、この"durbars"の期間に女性グループの積極的参加がこれらのプロジェクトの成功の重要な決めてである事が説明された。実施が始まり、村のコミュニティーの自主的参加に加え、女性グ

ループの積極的参加があったのは、このdurbars の効果と思われる。プロジェクトチームと村人による数回に渡る会議で、村の最優先の問題が検討されたが、専門家のチームによる、問題の原因とその解決方の関係に関しての説明で、その関係をよく理解しているコミュニティーのみプロジェクトの実施に際し、専門家の技術チームとの協調がみられた。

このプロジェクトの結果として、300袋のトウモロコシ、66袋のグラウンドナッ ツ、50袋のコショウが最初の年に収穫され、1,0000本の燃料用の木が植えられた。53 のコミュニティーの 4,000人の女性が積極的にプロジェクトに参加し、4つの村全部 に、女性だけによる農地を作るまでに至った。また、Agro-forestry (林業と農業を 統合させ、土地の保護と資源の共有を意図した技術)の技術が53のコミュニティーに 紹介され、8,000人の農夫がこのシステムを実際にプロジェクトの中で見る機会を 得、研修を通じて正しい農薬や科学肥料の使い方を学んだ。53のコミュニティーの 人々は自助努力の精神を身につけ、コミュニティーの指導者たちは問題の診断能力、 コミュニティーの統率と引率の能力を身につけた。プロジェクトの問題点として、例 えば、ダワ村の女性がゴンゴンと呼ばれる太鼓を鳴らして畑に行くのを命ずるという 伝統的に女性はするべきでない行為を行い男性の反発をかったり、農民に販売の能力 がないことが問題となったり、農民がなぜ木をむやみに切ってはいけないかについ て、迷信以外の意味を十分に理解していなっかったり、インプットされるべき物の配 布の時期が遅れ雨季に間に合わず収穫が期待されていたより少なかったりと言うこと もあったが、このプロジェクトを通じて、人々は動かされ、連帯する精神を燃え上が らせ、持続的に食物とエネルギーを自己調達していく意義とその方法を学んだ。

資料:Focus on the future: Women and Environment pg. 27-pg. 31
Report of the OECD's Development Assinstance Committee (DAC)
Expert Group on Women in Development Seminar,
Paris, May 1989

5. 持続的開発と女性のための取組み

過去の経験において、女性や女性グループが環境関連のプロジェクトに関わり、その相談役を頼まれるというようなことはほとんどなかった。しかしながら、現在プロジェクトの計画、デザイン、実施段階における女性の参加が、女性の利益を守る上で、また、プロジェクトを成功させていく上で重要なポイントになる事はもはや周知の事となってきている。

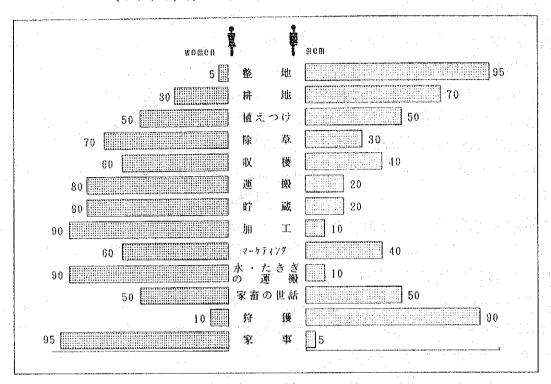
プロジェクトを実施していく際、実施側においてWIDユニットと環境の専門家とが連

係しつつ仕事をしていくことは大事であるが、同時に実施側の職員全員がプロジェクトと環境の関係、持続的開発における女性の役割など、女性と環境に関してのプロジェクトの方向性についてしっかりとした認識を持っている事も非常に重要である。この認識を高めるための方法として、WID/環境に関するマニュアル作りや、各レベルにおいてWID/環境研修プログラムが必要であろう。環境の管理における女性の役割とprimary environmental careの重要性については、援助国の役職員、技術協力専門員のプロジェクトチーム、その他の援助プログラムに従事する民間コンサルタントや開発NGOなどによく理解され、強調されなければならない。過去に行なわれた他の援助機関の良いプロジェクトをケーススタディーとして分析してみるなどは理解を深めるために有効な方法であろう。

明確な手続きを確立して女性と環境の関係を政策レベル、プロジェクト実施レベルで認識していくのは難しいことであるが、この両者の認識は、おこりうる環境破壊、それに付随しておこる数々の連鎖反応的被害を小さい範囲でとどめていく上で大変重要な要因となるので、前向きに取り組まれなければならない。女性と環境への考慮は横断的、即時的にされていくべきであり、プロジェクトへの統合されたアプローチが成されることが期待される。

図1 仕事の分けられ方

(アフリカ、要する時間で示される全体の仕事料に対するパーセント)



出河: Restoring the Balance; Women and Forest Resources.

参考文献

- 1. DAC 上級会合 「1990年代の開発協力」
- 2. World Comission on Environment and Development (1987), Our Common Future, Oxford University Press
- 3. Information Note on Women in Agriculture, FAO pg. 5
- 4. The Public and Environment, The State of the Environment 1988, UNEP Publication, pg. 26
- 5. Safeguarding the Future by Dr. Nafis Sadik, UNFPA, pg. 17
- 6. INSTRAW "Women and the International Drinking Water Supply and Sanitation Dacade", Proceedings of the INSTRAW Interregional Seminar, Cairo 1984
- 7. The Public and Environment pg. 27
- 8. FAO and the Environment; management of natural resources for food and agriculture, FAO 1986, pg. 14
- 9. Restoring the Balance; women and forest resources, FAO, SIDA publication, pg. 6
- 10. Women and the Environment, by J. Martin-Brown and E, El-Hinnawi, UNEP 1988

6. 女性の参加を促進するための体制と手法

6. 女性の参加を促進するための体制と手法

1. 政策上の課題としての「メインストリーミング」

開発途上国の女性は、農業、インフォーマル・セクターをはじめ、様々な産業に携わっており、女性が進出していない職場を探す方が困難であろう。家事労働、家庭福祉、保健、教育など、経済活動には直接反映されない分野を含め、「開発」に関わる様々な分野において女性は重要な役割を果たしていると言える。したがって「メインストリーミング」とは、まず第1に、その女性の状況と役割をより正確に把握し分析するために、主要な国家統計や情報の中で、性別統計・情報を整備する努力を促すものである。

次に、女性が開発に果たす役割に注目するならば、必要な資源、情報、行政サービス (教育、訓練、健康はか基本的ニーズの充足)へのアクセスと、またその結果得られる開発や経済発展の利益の分配やそれをコントロールする決定権とを、男女にとってより公平 なものにすべきである。したがって「メインストリーミング」とは、第2に、政策立案者、各省庁、オピニオン・リーダー、民間組織に対し、それぞれの事業の中での女性への配慮 を推進することである。

また女性の状況の改善や、開発における女性への配慮について、政策、事業などがリップサービスに終わらないように、国内においてのみならず国際的にもモニターする必要が指摘されてきた。したがって「メインストリーミング」には、第3に、国の中心的な開発政策、予算、人員配置、法制度面、プロジェクトなどについて、明文化されたり予算化された「女性への配慮」を基準に、その進捗状況をモニターして、より実効性の伴ったものにしようとする努力も含まれる。

用語の使われ方

「メインストリーミング」は、その語感から、女性の状況や利益・関心を必ずしも反映していなくとも、「開発計画」「開発事業」「経済発展」に、女性を資源として「有効に活用する」といった意味に誤解されやすい。またその前提として、女性を家庭や福祉の面からのみ捉えることからくる、産業・雇用・生産性向上の面での女性労働力の役割に対する過小評価、あるいはそれらに関する情報や認識の不足も目立つ。そのような状況で「メインストリーミング」という語に対して、「女性と開発」に関心をもつ人々の一部からの反発があることも事実である。なぜなら認識が不充分なままでは、かえって女性への配慮が一部の女性行政や女性団体の仕事として位置づけられてしまい、国の中心的な開発や発展の流れから「置き去り」にされたり、「周辺化 (marginalize)」されていくのではないかとの不安が残るからである。

したがって、国の中心的な開発政策、開発計画、予算、統計などに、「女性への配慮」

を反映させるという意味で「メインストリーミング」という語を考えるべきである。また 国連婦人開発基金(UNIFEM)の定義によれば、「開発における女性の積極的関与を 強化する。つまり女性の能力と貢献できることとを、マクロの開発問題、たとえば環境、 貧困、人口、債務と構造調整、食糧不足、エネルギーそして都市化などの問題とつなげる ことである。今まで女性に関して支援や開発計画とのつながりが明確でなかった、開発の ための大規模な財源をひきだす」 (**) ことである。

以上の議論を2つに整理すると、次のように考えられる。メインストリーミングとは、 第1に「女性が開発に果たす役割を把握する」ことである。第2に、その認識に基づいて、 「利益、資源、技術、人材の公平な再配分」を男女にとって公平に反映した開発政策や事 業に近づける努力をすることである。

1-1 女性が果たす役割の再認識(現状分析)

「女性が開発に果たす役割を認識する」こととは、女性がインフォーマル・セクター、 農業(生産労働及び農業を密接に支えている家事労働)、輸出産業などに果たしている役割を含めて把握することである。たとえばアフリカの一部の国では農作業の 9 割は女性が担っているとされているが、このことは家庭用食糧生産と輸出用換金作物生産の両方で、 女性が国家経済の最前線を担っていることを示している。

これらについて、データが断片的であったり、統計的にはまだ不備である点は否めない。 すでに各国において様々な社会調査や観察が実施されてきたにもかかわらず、その成果が 開発計画の中に反映され、開発プログラム・プロジェクトに十分に活用されて、女性の果 たす役割が充分に考慮されているとは言い難い。

またスリランカの輸出加工区の工場で働く労働者の多くは女性であるが、従来からその 劣悪な労働環境が指摘されてきた。その女性労働者たちは、学歴や給料が農業就業者に比して高いにも関わらず、数年以下の短期間の労働力としてしか働くことができない。 スリランカの場合、国家の教育への投資の度合に比して、その人的資源の活用の内容(もちろん経済発展のシナリオも含め)は、今後の大きな課題と考えられている。そこで、これらの女性が果たしている役割を把握するために、繰り返し調査が行なわれてきたのである。

したがって女性が開発に果たしている役割を再認識する作業は、将来的な観点から女性の「役割」や「活用の効率」を分析するだけでは不十分である。現状はすでにその段階にはなく、女性が巻き込まれている経済環境と、開発によって急変している生活環境について、分析、把握することが急務である。

1-2 利益、資源、技術、人材の公平な再配分(政策・事業) 現状分析に次いで必要とされるのは、それらから得られた認識に基づいて、開発計画、

プロジェクトの各段階で、「利益、資源、技術、人材の公正な再配分」を目標に、男女にとって公平な政策や事業に近づける努力である。

前述のように女性の開発への関わりは否応なく拡大した。しかし主体的な参加・受益は 男女平等には拡大してこなかった。むしろ女性にとってのマイナス効果さえ指摘されるようになった。詳細は該当する現状分析の各項ですでに述べられているが、今後の課題とし て要約すれば、次の3点を挙げることができよう。 (3)

- (1) 南北問題の女性へのしわよせを軽減する。女性の農園労働などに見られたような、植民地政策以来の国際経済構造は、1970年代の工業プラントの移転、産業構造の調整などに伴い、新たな国際的分業に途上国を組み込んできた。こうした一連の輸出志向型の工業化の特徴のひとつは、自由貿易地区(FTZ)などに象徴されるように、女性を安い労働力としてどんどん活用してきたことである。そして今や対外債務の支払いと調整政策が、国民の生活、特に女性に影響を与えている。少なくとも、低賃金、劣悪な労働条件・労務管理、不完全雇用などを改善する必要がある。
 - (2) 女性の二重・過重負担を軽減する。賃金労働と家事労働という、二重の労働負担が、女性を新たに圧迫するようになってきた。農村においても、市場の需要が家内制工業を導入し、女性労働の下請け化をすすめた。したがって、女性の二重負担を軽減するような対策が必要である。
 - (3) 資源・行政サービスへのアクセスと意思決定・権限を改善する。たとえば家庭の健康・衛生・栄養状態の改善のためには、保健サービスや保健知識などが十分に女性の手に届くように保健行政を改善する必要がある。また、次の世代の教育者であり、その教育が乳幼児の死亡率に大きな影響を及ぼす女子の就学率、識字率がともに男子に比べて低く、優先的に女子教育を改善すべき国もある。収穫後の貯蔵、食品加工、販売によって、経済的な利益を得られるように、女性が参加できる農業技術、生産技術の研修、普及指導などの機会を増やすことも必要であろうし、長時間の水汲みを毎日繰り返している女性自身が、井戸や簡易水道の事業に計画段階から参加して、設置方法、管理について意思決定を行えるように計画段階から配慮することなど、様々な方策がとられるべきである。

2. メインストリーミングの手法と実施体制の概略

「メインストリーミング」を促進する開発途上国の努力を支援しているUNIFEMでは、主な戦略として次の3つの要素をあげている。 (*)

- (1) ジェンダー理解または性別役割分業や性別意識 (Gender sensitivity and awareness) に関する理解の向上
- (2) 政策と計画立案にあたって、ジェンダー(性別)配慮を確実にするための組織体制

を改善する。

(3) 女性に関わる計画・事業に使える財源を増やす。

ここでは、「現状分析と政策唱導のために必要な手法と実施体制」「政策と事業立 案のために必要な手法」に分けて取り上げることとする。

2-1 現状分析と政策唱導のために必要な手法と実施体制

女性が開発に果たす役割についての認識不足を改善するために採られている、メインストリーミングの手法と実施体制には、次のようなものがある。

2-1-1 政策唱導 (Advocacy)

政策立案者、行政関係者、オピニオン・リーダー等に対して、開発計画に女性の視点を 入れるように働きかける。そのための情報収集、分析、情報提供、WID研修を行なう。

(1) 女性が開発に果たす役割についての認識

1950-60年代の「開発」は女性に恩恵が行かないばかりか、状況を悪化させているとの指摘をうけて、1970年代から80年代にかけてWIDのひとつの流れとして、女性の置かれている状況や地位についての「問題確認」に力点が置かれるようになった。 (5) その結果、主に女性の生活・労働条件の悪化についての事例研究から、現実の開発過程において女性に否定的な影響があったことと、それがどのように起きたかが明らかにされてきた。

また、女性が各国の開発計画から取り残されないように、統計情報とその有効な活用の重要性が認識されるに至った。UNIFEMのアジア・太平洋地域開発戦略(APDEV)に基づく、1991年に行なわれるインドの国勢調査への協力はこの具体的な例である。調査係官のジェンダー研修、性別問題への認識を高める大衆運動などを通じ、性別理解を伴ったアンケート調査が国勢調査に含まれることになっている。

女性関連の政策・行政の調整機関(ナショナル・マシーナリー)が、こうした情報 や統計とそれらの分析を単独で整備することは困難である。したがって、散在する様々な女性関連の研究成果、統計などを整理し、それらを利用して各行政機関が女性へ の配慮を進めていくように働きかけることが、その重要な役割となる。

(2) 開発課題としての女性対策・配慮

女性関連の政策・行政の調整機関は、各国の実状に応じて農業省や労働省などとともに、WIDを西洋による文化植民地主義と見なす誤解に対し、WIDの問題はイデオロギーではなく、「現実的な」開発課題であるという証拠を提示してきた。これらの努力によって、開発計画の立案者にもWIDが課題として理解されるようになり、開発計画と行政サービスの両面でWID配慮が行なわれるようになってきた。

開発課題としてのWID配慮には、国家開発計画を補完する形で「女性のための国

家開発計画」を策定したり、各省庁ごとに女性への配慮や政策をまとめた計画を策定するなどして開発計画の改善を図ること、また、各省庁が女性への配慮を事業に盛り込むように働きかけ、あるいは「女性対象」プロジェクトを運営することによって、女性に対する行政サービスの改善を図るという、2つの方法があげられる。

r 事例:マクロ開発計画への明記 ----

フィリピンでは「女性のためのフィリピン開発計画(1989)」を、中期開発計画(1987-92年)という国家開発計画の中で、(特に貧困層の)女性の人的資源をより有効に活用する目的で作成した。これは中期計画の各セクターに併せて、現状分析、事業計画、予算、実施機関などを整理したものである。(6)したがって、経済分野(農業、農地改革、環境と天然資源、工業、商業、サービス産業)、社会分野(教育・研修、保健・栄養・家族計画、居住、社会福祉、住民参加)、インフラと技術(運輸、給水、社会インフラ、エネルギー、通信手段、科学と技術)について、それぞれ女性との関わりで、現状、計画の目標と対象、主だった計画と事業に関してまとめてある。文字通り開発計画のすべての分野で、女性の置かれている現状と、それぞれの分野の発展における女性の役割が整理されている。また、中期開発計画で扱われていない分野についても、「特に配慮すべき分野」として「女性と移住」「売春」「女性への暴力」「マスメディア」「芸術と文化」の各章を設け、計画書全体の5分の1を割いている。また最後に、実施計画と手法、主だったプログラムとプロジェクト、それらの1989-92年の概要が列挙されている。

2-1-2 調整 (Coordination)

「開発と女性」に対する政策的な取り組みを包括的なものにしていくためには、各省庁間の女性政策の調整、並びに行政と民間(女性団体、開発NGO)との調整を行なう必要がある。各省庁の女性関連事業の連携を図ったり、事業計画や女性への配慮をとりまとめるという多岐、詳細にわたる作業も不可欠である。このようにクロス・セクトラルな調整には、政治的な支援が得られない場合、困難を伴うことが多い。

2-1-3 報告 (Monitoring/Reporting)

「開発と女性」への取り組みを実効的なものとしていくためには、WID配慮の基準を明文化し、進捗状況をモニターし、対外的に報告していくことが必要である。

その例として幅広く拾ってみると、女子差別撤廃条約の批准の状況と国内法等の整備状況のモニター、「ナイロビ将来戦略」(1985)ほか、国際的な行動計画等に関する国内の実施状況のモニターと報告などが挙げられよう。また各省庁の政策や事業の女性への配慮の

活動計画や、女性対象事業の実施状況のモニターも行われている。

2-1=4 女性政策・行政機関の設置・強化 (National Machinery)

1980年代に、経済発展と社会開発において女性が果たす役割への理解が高まったことをうけて、各国に女性担当行政機関が設置され始めた。1990年までには、ほとんどの開発途上国・援助機関が自国の開発または各機関の事業の中に、女性を男性と平等な参加者として統合する責任をもつ部局を設置した。これらの機関は上記の政策唱導、調整、報告などの業務を行い、必要に応じて、女性対象のプロジェクトを単独または各省庁と調整を図りながら推進するものである。

アジア・太平洋地域ではESCAPが発行した国別の政策・行政調整機関のダイレクトリー(機関名、住所、政策、組織形態、役割、主たる事業等を国別に列挙、一覧表を添付)にその多様な形態、実施体制をみることができる。ESCAP加盟33か国と准加盟10か国のうち、5か国についてのみナショナル・マシーナリーが記載されていない。(1989年版)。 の また、ウィーンの「社会開発と人道問題センター」が50か国のナショナル・マシーナリーを対象として実施したアンケートによれば、「経済的平等と統合」が8割以上の国で優先課題と考えられている。以下、「教育」「意識を高める」が6割、「社会的支援」が5割、「法整備」が4割、「ナショナル・マシーナリー」が3割強の国で優先課題との回答があった。 (8)

2-2 政策と事業立案のために必要な手法

女性が男性と平等に開発の恩恵を受け、また開発プログラムの主流に参加できるようにしていくためには、各専門省庁、行政機関のWID配慮(Gender Responsive Approach)を促進する必要がある。このために採られている、メインストリーミングの手法には、次のようなものがある。

2-2-1 ジェンダー分析並びにWIDまたはジェンダーに関する研修

ジェンダーとは、生物的な性差ではなく、政治的、社会経済的に作られてきた性差、性別役割分業、あるいはその意識を指す。男女が経済・社会的に果たす役割の分化と、資源 (開発、生産手段など) へのアクセス及びコントロールの男女差などについての分析が「ジェンダー分析 (Gender Analysis)」である。これは、個別事例の比較とパターン化の研究から始まって、ある程度の一般化が可能な分析の枠組みを通して、男女の役割と責任の分業についての多様性を理解する方法の一つとなった。 (8)

現在では、様々な研修モデルが考案され、政策決定者、実務者などセクター・レベル別のWID研修が実施されている。その中で、ジェンダー分析は、各省庁・機関の事業立案、実施、評価に携わる人々に対するWID研修の中心となっている。

たとえば男女別の統計情報を考慮に入れることによって、より効果的な開発計画の立案が可能になる。開発プロジェクトの立案の際も、調査項目に男女の別を加えることや男女別の生活時間調査を活用することは有効である。また、評価に際しても、特定の開発事業が女性の役割への配慮を適切に組み込めなかった理由や、その結果どのような悪影響をもたらしたか、あるいは事業目的を達成する効率がどの程度低下したか、ジェンダー分析を利用して示すことが可能になった。

こうした経験の積み重ねによって、女性への配慮とは、単に「平等」「参加」の問題だけではなく、経済効率性の問題でもあることが明らかになってきた。最近では、断面的なジェンダー分析に加えて、男女の人間関係、力関係などに着目する「ジェンダー・ダイナミックス」の研修も開発関係機関等で行なわれるようになってきている。(10)

2-2-2 プロジェクトの計画・立案、実施、評価への参加方法の明記 -

政策と事業の立案に女性への配慮を組み込んでいくためには、調査や計画の段階から女性への配慮の具体的な内容と方法を明記すること、そしてそれらに基づいてモニター、評価していくことが必要である。

DACではWID配慮の統合についての基準を(1)「計画形成への参加・助言」、(2)「事業実施・研修への参加」、(3)「女性を配慮した取り組みまたは参加に障害があった点」、(4)「事業をWIDの視点から見た具体的な記述」の4つの要素について、事業計画書の中にその配慮の方法までを含めて明記することと定めている。

2-2-3 WID担当部課の設置

前述の「女性関連の政策・行政の調整機関」とは別に、各専門省庁、行政機関の中に、WID担当官や担当部署を設置するようになってきた。それぞれが委員会形式などで外部の助言を求める場を作っている例もある。

たとえばケニアでは、文化・社会サービス省に設置されている女性局以外に、農業省 (農地と生産に関して、女性農民の研修、技術向上研修、女性農業普及員の研修)、教育 省(女子教育)、保健省、環境保護省、協同組合省、商務省、給水、エネルギー関連の各 省などで担当官を置くなどの取り組みがなされている。

こうした組織体制と共に、予算措置、政策的な意思決定などを通じて、「女性と開発」に関する具体的な取り組みが進められてきている。

2-2-4 女性団体、開発NGOとの連携

女性が活用できる情報やサービスへの到達度をより高め、女性自身の社会的発言力、意思決定力を高める支援を行なうためには、様々なレベルでの活動が連携して行くことが重要である。

しかし行政機関と、女性団体、開発NGOとの連携を実施する場合、官民の間の緊張関係が存在する例はまだ多い。とは云え、近年多くの国で、民間活動の「規制」や行政サービスを補完するためだけの「利用」の発想から、民間が活動しやすい「良好な環境」を保障することが必要だという考え方への転換がみられる。先進的な国においては、民間から助言できるメカニズム作り、政府の民間活動担当官の設置へと体制を整備してきた。民間の経験を生かし、行政組織によってより広範囲に事業を拡充することも行なわれている。

2-3 メインストリーミングへの障害(!)

2-3-1 WIDへの抵抗

WIDに対する基本的な抵抗、冷淡な態度、賛否の議論に直面している国がある。偏見や自己保守的な態度を根底としたWIDに対する抵抗は、WIDが直面する一つの現実なのである。引き続き「開発における女性の役割」について、そして開発計画の中での女性への配慮が全体的な開発に本質的な違いをもたらすことを、政策決定や事業の実施に関わる人々に対して説得し続ける必要がある。

2-3-2 女性行政の位置づけ

女性関連の政策・行政の担当機関(National Machinery)の位置づけにも問題がある。 女性行政・担当機関のもともとの役割は、すべての開発の局面において女性の関心を反映 させる中心的な権限を担うことにある。しかし過去10~15年の間に担当機関が、省庁間、 部局間で移動した例が多く見られる。また特定の省庁に置かれることによって、その役割 が特定の事業実施のみに機能が特化したり、女性への配慮がごく一部の政策・行政でしか 行なわれないという「周辺化(Marginalize)」される傾向も見られる。しかも経済発展と は直接関係のない省庁や部局の中に置かれていることが多い。

たとえば、これらの女性関連の行政機関が保健計画部、社会計画部、青少年婦人課、婦人家庭福祉室、婦人児童課などに置かれている場合、女性への配慮の焦点が、常に保健セクター、家庭、青少年、児童などの分野のみに関連づけられる部署に位置づける結果となり、女性についてステレオ・タイプのイメージを社会に与えることになる。

概して、各国の女性局は予算も人員も少なく、組織強化のための資材供与と能力強化の ための技術協力を必要としている。

2-3-3 開発より福祉の発想が多いWID行政

前述のように社会福祉省などで対応する傾向に加え、とかく「ニーズ」とか「問題」という言葉が使われ、女性、特に貧困層の女性の置かれている状況を改善する事業が少ない。このような傾向により、女性が果たしている経済的な役割が軽視あるいは無視されるため、「開発」の主流がそれらに配慮してこなかったという現実がある。「福祉」の面を重視す

る行政によって、女性は「特別なニーズ」を持つ、あるいは「非能率的で足手まといになる」かのような印象を強調してしまう恐れもある。

3. 民間団体(女性団体、民間開発組織、NGO等)のWID配慮

女性対象の社会サービスに「慈善、福祉」的な手法が多いのは、女性団体、開発NGOでも同様だが、女性主導型の村落開発手法が様々に試行されている例も多い。(12)

3-1 女性団体

民間団体においても多数の女性団体が開発に携わる活動を行なっている。

たとえば、現地調査国のケニアでは27,000の女性団体が社会サービス省の県ごとの窓口に登録しており、また政権与党系の女性団体は全国 8,000団体を数える。いずれも開発活動を村落で実施している。(13)

ケニアの女性団体は必ずしも「開発活動」「援助」の副産物として生まれたのではなく、 在来の相互扶助グループが機能拡大したものであるという研究もなされている。こうした 女性グループの存在は他のアフリカ諸国のいくつかでも確認されており、その起源や現状 についての把握と、政策的・組織的な連携が今後必要である。 (14)

3-2 民間開発組織、NGO

女性団体のみならず、発展途上国には自らの生活状況を改善していくための活動に携わっている民間団体、NGOが数多く確認できる。それらの開発活動の多くは貧困層に焦点を当てており、女性を対象として自助努力を促進する活動も広範に行なわれている。

インドの場合、中央社会福祉委員会が20州で作成したダイレクトリーを集計すると、約6,000団体が女性を主な対象として社会福祉活動を行なっている。また、州政府関連団体、セクター別の民間の全国組織(保健、教育、協同組合)や、労働組合などもふくめると約7,000団体が女性を対象に活動している。このうち(1)「開発と女性」を主な事業の一つとする、(2)最貧層、弱者層の女性を明確に対象とする、(3)最低50人以上の女性が受益者となる、(4)事業計画の中に自律性を達成する可能性がある、という4つのカテゴリーに分け、訪問調査などによって絞りこんだ結果として、87のWID関連組織、団体が掲載されている。(15)

4. 国際的フォーラムとネットワーク

二国間援助機関の専門家会合(DAC/OECD)や、国際機関、途上国、援助機関の専門家による、WIDに関する地域別や国別の経験交流、ガイドラインやマニュアル等の作成などが

行なわれている。またそのネットワークや情報の整備・活用の方法そのものにも関心が集まっている。

国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)ではアジア太平洋女性情報ネットワーク(WINAP)の設立と強化を通じて、各国レベルの女性情報センター及びネットワークづくりを支援している。「「国連社会開発と人道問題センター」は「モニタリングと女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリー」のセミナー(1987年9月28日~10月2日)で、ナショナル・マシーナリーのための情報システム(WIS)を準備することが提案の一つとして挙げ、現在専門家レベルで作業を進めている。「ロ

アジア太平洋開発センター(APDC)とユネスコではアジア太平洋「女性とメディア」情報ネットワークがマスコミ関係の専門家を中心に形成された。女性情報収集・提供やドキュメンタリー製作だけではなく、開発事業に寄与する情報とコミュニケーションによる普及・促進事業(経済発展、農村開発、基礎サービス普及など)についても各国における拡充をねらっている。

南アジア地域協力連合(SAARC)ではWID専門家委員会が1986年の加盟諸国の大臣級会議に伴って設置されて以来、毎年のように活発に政策と事業に関する経験交流を行なってきた。「女性と法律」「女性と環境」「女性と雇用」「女性と農村開発マネージメント」などの個別テーマに関し、ワークショップや研修が行なわれてきた。「80また1990年を「SAARC YEAR OF THE GIRL CHILD)」と定め、女子教育、保健の向上、雇用と開発における配慮、国勢調査の調査項目の追加、家事労働、児童売春、強制労働などの実態調査、新たな事業手法の開発や啓発活動などに取り組んだ。「191

同じく南アジアでは、1986年に「開発における女性とメディア」に関するワークショップがノルウェー国際開発庁(NORAD)とカナダの国際開発研究センター(IDRC)の支援を得て実施された。これには村落開発、スラム、マスメディア、ビデオ製作などの実務者、研究者などが参加し、開発における女性の貢献を促進するための、マスコミ及びその代替となるコミュニケーション手法の開発と研修を行なった。 (20)

技術協力、研修、情報提供、ネットワーキングなど、第三世界で開発計画と政策立案に携わっている女性を支援する活動も、国際的な情報活動を行なう女性団体などを中心に活発に行なわれている。国際女性トリュビューン・センターでは、コミュニケーション手段の重要性に着目し、ニュースレターで「女性とメディア」に関して特集してきた。女性関連の定期刊行物の一覧表を含めたその合冊版が作成され、各国の「女性と開発」についても手がかりが得られる。 (21)

Annex I. List of national focal points for the advancement of women in Asia and the Pacific

Country ESCAP members (33)	Name of national focal point	Year of establishment	Address
A STATE OF THE STA		the state of the s	y and the second
Afghanistan	Democratic Women's Organization of Afghanistan	-	o∕o Ministry of Foreign Affairs, Government of Democratic Republic of Afghanistan, Kabul, Afghanistan
Australia	The Office of the Status of Women	1974	Department of the Prime Minister and Cabinet, Edmund Burton Bldg., Barton A.C.T. 2600, Australia
Bang ladosh	Department of Women's Affairs, Ministry of Social Wolfare and Women's Affairs	1984	37∕3, Eskaton Gardan Road, Dhaka 2, Bangladesh
Bhutan .	National Women's Association of Bhutan	1981	Norzin Lam, Thimphu, Bhutan
1	or oracon		
Brunoi Darussalam	Women's Unit, Social Affairs Division, Ministry of Culture, Youth and Sports	1987	Bandar Seri Begawan 1200, Brunei Darussalam
China	All-China Women's Federation	1949	50 Deng Shi Kou, Belling, China
Democratio Kampuchea	N.A.		
Fiji	Department for Women and Culture, Ministry of Women & Social Welfare	1987	G.P.O. Box 14968, Cakobau Road, Suva, FIJI
India	Bureau of Women's Welfare and Development, Department of Women and Child Development, Ministry of Human Resource Development	1975	6th Fl., A-Wing, Shastri Bhavan, New Delhi, Indla 110001
	of Human Resource Development		and the second s
Bizenobni	Minister of State for the Role of Women	1983	Ji., Medan Merdeka Barat No. 15, Jakarta 18118, Indonesia
lalamio Republio of Iran	N.A.	-	
Japan	Headquarters for the Planning and Promoting of Policies Relating to Women	1975	Office for Women's Affairs, Prime Minister's Office, 1–6–1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100
Lao People's Democratic Republic	tao Women's Union	1955	P.O. Box 59, Ulentiane, Lao People's Democratic Republic
Malaysla	National Advisory Council on the Integration of Women in Develop- ment (NACIWID)	1976	Secretariat for Women's Affairs (HAWA), Yayasin Selangor Bidg. Bukit Bintang Road, Kuala Lumpur
RevibleM	Office for Women's Affairs, President's Office	1979	Fareedhee Building, Medhuzi- yearaiy Magu, Male 20-05, Maldives

Country (Continued)	Name of national fooal point	Year of .	ReesbbA
Mongo i 1a	Committee of Mongolian Women	1924	c∕o Ministry of Foreign Affairs, Government of Mongolian People's Republic, Ulan Bator 12, Mongolia
Myanmar	N.A.		
Nauru	N.A.	740	<u>.</u>
Nepal	Women Development Division, Min. of Labour and Social Welfare	1998	P.O. Box 4069, Singh Durbar, Kathmandu, Napal
New Zealand	Ministry of Women's Affairs	1984	P.O. Box 10-849, Wellington,
		1 1 1	
Pakletan	Women's Division, Cabinet Secretariat	1979	Government of Pakistan, 44 (West), Raly Plaza Fb/), lslamabad, Pakistan
Papua New Gulnea	N.A.	-	
Philippines	National Commission on the Role of Filipino Women	1975	1145 J.P. Laurel St., San Miguel, Metro Manila, Philippines
Republic of Korea	National Committee on Women's Policies, Ministry of Political Offairs	1983	Government Building, 77-8, Sejong-ra, Chongro-ku, Secul 110-760, Republic of Korea
Sanoz	Miniatry of Foreign Affairs	1	P.O. Box 1861, Apia, Samos
Singapore	Singapore Council of Women's	1980	11 Penang Lane, 1185-01, Singapore
	Organisations		Council of Social Service Buildin Singapore 0923
Solomon Islands	Women's Interest Section, Ministry of Health and Medical Services	1962s	P.O. Box 349, Honiara, Solomon Islands
Sri Lanka	Women's Bureau of Sri Lanka,	1978	No. 2, Galle Road,
	Ministry of Women's Affairs and Teaching Hospitals		Colombo 4, Sri Lanka
The iland	National Commission on Women's	1983	Office of the Prime Minister,
•	Affalrs and the second		Government House, Bangkok 10390
Tonga	Women's Advisory Working Committee, Central Planning Department	-	P.O.Box 827, Nuku'alofa, Tonga
Tuva lu	Women's Development Office, Ministry of Health, Education and Community Affairs	-	P.O. Box 36, Valaku, Funafuti Island, Tuvalu
Vanuatu	Women's Affairs Office, Prime Ministor's Office	1989	P.O. Box 235, Port VIla, Vanuatu
Viet Nam	The Viet Nam Women's Union	1930	39 Hang Chuoi, Hanoi, Ulot Nam

Country	Name of national focal point	Year of establishment	Address
en e	والمراوية والمرا	gain pilikkina kalisissa muura alka kalisista kalisista kalisista kalisissa kalisissa kalisissa kalisissa kali kalisissa kalisissa kalisissa kalisissa kalisissa kalisissa kalisissa kalisissa kalisissa kalisissa kalisissa 1	amente en
merican Samoa	Assistant to Chief of Staff and	-	Office of the Governor,
3	Special Project Coordinator		Fatatogo 96799, American Samo
ommonwealth of	Special Assistant to the Governor	1986	Office of the Governor, 2nd F
he Northern	for Women's Affairs) • •	Administration Building,
lariana islands		1 1 . 1	Capital Hill, Salpan CM 96950
!		4 1 1	Commonwealth of the
•		1 1 1	Northern Mariana Islands
in the second se	Women's Development Division.	1950s	Government of the Cook Island
ook Islands	Ministry of Intema: Affairs	10003	P.O. Box 98, Rarotonga,
	annous or records mission	1	Cook Islands
ederated States	Department of External Affairs		P.O. Box 1300, Kolonia,
of Micronesia		1	Pohnpei, Federated States of
1		1	Micronesia 96941
		1	
msu	Bureau for Women's Affairs,	1988	P.O. Box 2950, Agana,
· ;	Office of the Governor		Guan 96910
ong Kong	Social Welfare Department		World Trade Center, 19F, 280
t i			Cloucester Road,
) 1 1			Causeway Bay, Hong Kong
i 1			
iribati	Kiribati Women's Federation	1982	o/o Secretary, Division of
	(Ala Maea Alnen Kiribati: AMAK)	1 1 7	Community Development,
1		1	Ministry of Home Affairs and
:		t t	Decentralisation, P.O. Box 75
; ; ;		• •	Bairiki, Tarawa, Kiribati
iue	Women's Affairs and Welfare Office		Department of Community
		1 1 1	Services Central Administrati
1 6 1 4		; 1 1	P.O. Box 149, Aloti, Niue
spublic of the	Women's Affairs Office,	1979	P.O. Box 1138, Majuro, Republ
Marshall Islands	Community Development Division	1 1 1010	of the Marshall Islands 96960
	Ministry of Social Services) 	i
		! 1 1	
	Women's Interest Office		D.O. Cou 100 Venes Possible
opublic of Palau	MONIGHT THEOLOGIC OFFICE	!	P.O. Box 100, Karar, Republic

- (1) p. 32, WOMEN ON AGENDA: UNIFEM'S MAINSTREAMING WITH WOMEN 1985 1990
 Quoted from UNIFEM document A/43/643 by Achola Pala-Okeyo in "Elements of a Framework for Assesing UNIFEM's Mainstream Initiativs," UNIFEM, New York, December 1988.
- (2) ヘマ・グーナティラケ (コロンボ大学教授、UNIFEMコンサルタント) の講演から。国際協力総合研修所「開発と女性」セミナー、1990年 9月11日。
- (3) 「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、95-106項ほか。ナイロビ世界婦人会 議採択、1985年 7月26日。
- (4) p. 43, WOMEN ON AGENDA: UNIFEM'S MAINSTREAMING WITH WOMEN 1985-1990
- (5) p. 30, ibid.
- (6) Philippine Development Plan for Women 1989 `to 1992, 17 February 1989 The National Commission on the Role of Filipino Women (NCRFW), National Economic and Development Authoruty (NEDA).
- (7) DIRECTORY OF NATIONAL FOCAL POINTS FOR THE ADVANCEMENT OF WOMEN IN ASIA AND THE PACIFIC (Revised Edition). United Nations Economic and Social Commission or Asia and the Pacific, 1989.
- (8) p. 4 , ACTIVITIES OF NATIONAL MACHINERY.
 WOMEN 2000, NO. 3, 1989. Branch for the Advancement of Women, Centre for Social Development and Humanitarian Affairs, Vienna International Centre.
- (9) pp. 30-31. Women on Agenda: UNIFEM's Experience in Maintreaming with Women. 1985-1990. Dr. Mary B. Anderson. United Nations Development Fund for Women.
- (10)アイリーン・サンチアゴ (UNIFEMアジア太平洋地域担当官) の講演から。国際協力総合研修所「開発と女性」セミナー、1990年10月20日。
- (11)pp. 44-46, Women on Agenda: UNIFEM's Experience in Maintreaming with Women. 1985-1990. Dr. Mary B. Anderson. United Nations Development Fund for Women.
- (12)CO-OPERATION BETWEEN GOVERNMENT AGENCIES AND NGOS IN THE DELIVERY OF SOCIAL SERVICE FOR WOMEN, A Study on Measures to Enhance the Contribution of Non-Governmental Organizations to Social Development. ST/ESCAP/811, ESCAP, 1989
- (13)A GUIDE TO WOMEN'S ORGANIZATIONS AND AGENCIES SERVING WOMEN
- (14) Indigenous Savings & Credit Schemes for Women in Kenya
- (15) CATALOGUE OF AGENCIES REACHING POOREST WOMEN IN INDIA
- (16)MANUAL ON ESTABLISHING AND STRENGTHENING NATIONAL WOMEN'S INFORMATION NETWORKS IN ASIA AND THE PACIFIC.
- (17) INFORMATION SYSTEMS FOR THE ADVANCEMENT OF WOMEN FOR NATIONAL MACHINERY)

- WOMEN 2000, NO. 1, 1988. Branch for the Advancement of Women, Centre for Social Development and Humanitarian Affairs, Vienna International Centre.

 (18) SOLIDARITY: SAARC WOMEN'S JOURNAL. SAARC, Kathmandu. November 1987.
- (19) FOCUS: SAARC YEAR OF THE GIRL CHILD. UNICEF INTERCOM, NO. 55, JANUARY 1990.
- (20) WOMEN AND MEDIA IN DEVELOPMENT, A Report of the South Asian Regional Workshop held in Delhi, 11-14 March 1986. Cendit (Centre for Development of Instructional Technology) 1986.
- (21)Women Using Media for Social Change. International Tribune Centre (IWTC) New York. September 1984.

主な参考文献

- WOMEN ON AGENDA UNIFEM'S EXPERIENCE IN MAINSTREAMING WITH WOMEN 1985-1990.

 Dr. Mary B. Anderson. United Nations Development Fund for Women.
- Philippine Development Plan for Women 1989 to 1992. 17 February 1989

 The National Commission on the Role of Filipino Women (NCRFW), National Economic and Development Authoruty (NEDA).
- REPORT OF THE WOMEN'S BUREAU, SRI LANKA, AN AGENDA OF ISSUES. July 30th, 1983.

 A consultant report preapred for NORAD, Colombo. Radhika Coomaraswamy.

 A GUIDE TO WOMEN'S ORGANIZATIONS AND AGENCIES SERVING WOMEN IN KENYA.

 Mazingira Institute, 1985.
- Indigenous Savings & Credit Schemes for Women in Kenya.

 Njoki Wainaina. SIDA, May 1990.
- CATALOGUE OF AGENCIES REACHING POOREST WOMEN IN INDIA.
 Institute of Social Studies. SIDA, 1980.
- WOMEN'S STUDIES IN INDIA, A DIRECTORY. Indian Statistical Institute and Institute of Social Studies Trust. October 1986.
- Philippine Development Plan for Women 1989 to 1992, 17 February 1989

 The National Commission on the Role of Filipino Women (NCRFW), National Economic and Development Authoruty (NEDA).
- DIRECTORY OF NATIONAL FOCAL POINTS FOR THE ADVANCEMENT OF WOMEN IN ASIA AND THE PACIFIC (Revised Edition). United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, 1989.
- CO-OPERATION BETWEEN GOVERNMENT AGENCIES AND NGOS IN THE DELIVERY OF SOCIAL SERVICE FOR WOMEN, A Study on Measures to Enhance the Contribution of Non-

Governmental Organizations to Social Development. ST/ESCAP/811, ESCAP, 1989
MANUAL ON ESTABLISHING AND STRENGTHENING NATIONAL WOMEN'S INFORMATION
NETWORKS IN ASIA AND THE PACIFIC (WINAP). United Nations Economic and Social
Commission for Asia and the Pacific. Bangkok, 1988.

INFORMATION SYSTEMS FOR THE ADVANCEMENT OF WOMEN FOR NATIONAL MACHINERY.

WOMEN 2000, NO. 1, 1988. Branch for the Advancement of Women, Centre for Social Development and Humanitarian Affairs, Vienna International Centre. National machineray for monitoring and impoving the status of women.

WOMEN 2000, NO. 3, 1987. Branch for the Advancement of Women, Centre for Social Development and Humanitarian Affairs, Vienna International Centre. ACTIVITIES OF NATIONAL MACHINERY.

WOMEN 2000, NO. 3, 1989. Branch for the Advancement of Women, Centre for Social Development and Humanitarian Affairs, Vienna International Centre. SOLIDARITY: SAARC WOMEN'S JOURNAL. SAARC, Kathmandu. November 1987. FOCUS: SAARC YEAR OF THE GIRL CHILD. UNICEF INTERCOM, NO. 55, JANUARY 1990. Report of the National Workshop on The Girl Child. 27-29 December 1987. Women's Development Division, National Institute of Public Cooperation & Child Development (NIPCCD).

WOMEN AND MEDIA IN DEVELOPMENT, A Report of the South Asian Regional Workshop held in Delhi, 11-14 March 1986. Cendit (Centre for Development of Instructional Technology) 1986.

Women Using Media for Social Change. International Tribune Centre (IWTC) New York. September 1984.

Women Using Media to Effect Change. The Tribune Newsletter 41, March 1989. 1989 DIRECTORY OF WOMEN'S MEDIA. Women's Institute for the Freedom of the Press, 1989. Washington.

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略。1985年 7月26日ナイロビ世界婦人会議。

IV. 資料

25c. that are to a	
資料目次	
1. 援助分析	
1. 1及则为171	·· 169
9	
2. 援助の参考例	207
3. WIDチェックリスト例	011
INSTRAWFxyクリスト	
USAID性別情報の枠組みポケットガイド	
O O TO IDILIMINATIVE OF A A F THE TOTAL OF A THE	217
4. WID関連指標	GG~
C D DQCETE IN	. 221
図表目次	
資料 1. 援助分析	17A
表 1 融資承認プロジェクトがWIDに関する活動を含む割合	
表 2 国際機関のWIDへの取り組み	
表 3 DACメンバー国のWID方針	
表 4 各援助機関の常動W I D担当官数	
表 5 援助機関のスタッフ訓練の実施状況	
表 6 各国のWID-Specificプログラムの事例	
表7 JICA技術研修員受け入れ人数に占める女性の割合	
表 8 JICA技術協力専門家の派遣人数に占める女性の割合	198
表 9 青年海外協力隊員の派遣人数に占める女性の割合	
表10 WIDに関連したプロジェクト・リスト (無償資金協力・技術協力)	
10-1 保健医療関連分野	199
10-2 農業·工業関連分野 ······	. 200
10-3 上下水道の整備関連	. 201
表11 小規模無償資金協力におけるWID関連プロジェクト(平成元年度)…	202
表12 NGO事業補助金におけるWID実績(平成元年度)	
表13 WID関連円借款案件の概要	• •
図1 国連システムにおける「開発と女性」関連機関	. 193
図 2 我が国開発援助の形態	. 194

1. 援助分析

資料1 援助分析

1. 国際機関の取組

国連を中心とする、女性の地位向上と開発途上国の社会経済開発への取り組みの歴史とWIDの沿革に関しては、既に第1章において述べられたとおりである。ナイロビ将来戦略を受けて策定された「国際機関和互協力中期計画(System-wide Mideum-Term Plan)」(1990-95)や各機関ごとの決議、ガイドライン等に基づいていろいろな活動や開発援助が実施されている。ここでは、現在の国連システムにおける取り組みの現状を、1.「女性の地位向上」と「開発と女性」を主目的とする組織の概要、2.主として「開発」に関する組織のWIDへの取り組み、3.世界銀行システムの取り組みの概要に分類し、図ー1に示した各機関や委員会について述べることとする。

1-1 「女性の地位向上」と「開発と女性」を主目的とする組織

- (1) 「女性の地位向上」を主眼とする組織と活動
 - 1) 婦人の地位委員会 (Commission on the Status of Women)

婦人の地位委員会は、経済社会理事会決議により1946年に人権委員会と並ぶ機能委員会として設置された。本委員会は、政治、経済、社会、教育等の分野における女性の権利を増進することに関して経済社会理事会に対して勧告・報告を行ない、男女平等の原則の実施を目的として、女性の権利について緊急な措置を必要とする問題に関して理事会に勧告を行なうとともに、勧告の実施に関して、提言を行なう。取り扱う問題は、選挙権・被選挙権、公職就任権などの政治的権利、婚姻、国籍などの私法上の権利、雇用、賃金、母子福祉などの社会・経済的権利、教育の機会平等など広範にわたっている。

委員会のメンバーは、32名で、地理的な配分を考慮して理事会によって選出される。わが国からは、有馬真喜子横浜女性フォーラム館長が、委員として参加している。委員会の発足時にはメンバー国がほとんど西欧先進国であったため、女性の法的な権利に対する活動が主流であった。しかし、1960年代以降には新興独立国のアジア、アフリカ、中南米の国々の加盟に伴って、委員会の関心は途上国の女性の「事実上の」地位向上と開発へと移行していった。

2) 女子差別撤廃委員会(Committee on the Blimination of Discrimination against Women: C E D A W)

CEDAWは、女子差別撤廃条約の実施状況を検討するための機関として、同条約の第17条に基づき設置された。1979年の第34回国連総会で設置が採択され、82年に発足した。 委員会は、23名の各締結国によって選出された専門家(個人の資格

で職務を行なう)からなり、我が国からは赤松良子元ウルグアイ大使が1986年~90年の間委員を勤めた。

委員会は、各締結国が第18条の規定に基づき提出する定期的報告書の審議権を有し、その活動状況を経済社会理事会を通じて毎年総会に報告する義務を有している。また、各国からの報告書、情報に基づいて提案や一般的勧告(general recommendation)を行なうことができる。

3) 社会開発人道センター婦人の地位向上部(Branch for the Advancement of Women, Center for Social Development and Humanitarian Affairs)

国連事務局DIESA (国際経済社会問題局)の傘下にある婦人の地位向上部 (在ウィーン)は、婦人の地位委員会と女子差別撤廃委員会の事務局として機能するとともに、研究、政策分析、情報の収集と配布を行なっている。

- (2) 「開発と女性」を主眼とする組織と活動
 - 1) 国連婦人開発基金(UNIFEM)

UNIFEMは、メキシコシティーで開催された国際婦人年世界会議(1975)直後の1976年に、国連総会の決議により設立され、1978年から開発途上国の貧困層の女性の開発努力を支援する基金として活動を開始した。当初は「国連婦人の10年基金(Voluntary Fund for the United Ntations Decade for Women, VFDW)」の名称であったが、1985年に現在の名称に改称されて、国連開発計画(UNDP)と連携しながら独自の活動を行なっている。

UNIFEMが設立された背景には、開発の重要な担い手としの女性の活動を有効なものにするためには、女性が訓練、技術教育、ローン資金などを得られる機会を増大することが必要であるとの国際的な認識の深まりがある。UNIFEMの主要な目的は下記の2点に大別される。

- 1. 革新的な活動や共同組合活動、食糧生産、燃料・水の供給、衛生サービス、 小規模事業の経営企画等に携わる女性に直接資金援助を行なう。
 - 2. 大規模な援助が開発途上国に与えられる際、プロジェクトの企画・立案、モニタリングおよび評価に参加し、女性への配慮が男性同様になされるようにする。

基金は、各国政府の拠出金(103カ国、1990年までに 4,400万ドル)と、個人やNGOからの寄付、拠出(180万ドル)からなり、ノルウェー、フィンランド、カナダ、米国、オランダの各国が、それぞれ年間約 100万ドルを拠出する大口拠出国となっている。我が国も、これら5カ国に次ぐ主要拠出国の一つとなっている(1988、89年に各35万ドル)。拠出国やNGOのなかには、一般拠出のほかに特定のプロジェクトへの資金援助も行なっている国々やNGO(デンマーク、カナダ、オーストラ

リア政府、国際ソロプティミスト、20NTA)もある。

また、ベルギー、スウェーデン、英国、デンマーク、米国、フィンランドの六カ国にはUNIFEM国内委員会が設立され、自国内でUNIFEMの活動に関する情報提供や紹介を行なうとともに、政府や民間の拠出を働きかけることによって物心両面からUNIFEMの活動を支援している。

UNIFEMは、1978年以来約 400件のプロジェクトと 100件のプロジェクト発掘活動などを実施しており、援助対象国は 104カ国で、LDC、内陸国、島嶼国を優先している。プロジェクト対象分野の内訳は、1.雇用開発、適正技術、制度金融、都市/農村開発34%、2.人的資源開発32%、3.開発計画、プロジェクト、企画・立案、調査・研究24%、4.情報、出版10%となっている。社会サービス・セクターでなく生産活動に関連する女性の活動を重視するとともに、メイン・ストリーミング(女性の課題・関心を開発計画の主流に据えること)に重点を置いた援助を行なっている。また、プロジェクトの約40%は、NGOが実施しており、日本国際ボランティア・センター(JVC)がラオス婦人同盟と共に実施している婦人訓練センター・プロジェクトも含まれている。プロジェクトの平均的な規模は一件あたり約12万ドルで、比較的小規模なものが多い。これは、UNIFEMの融資の方針が、革新的・実験的なプロジェクトによるモデル形成への支援として行なわれているからで、成功したプロジェクトの拡大・拡張には融資しないという立場をとっているためである。

事例:ラオス女性生活改善指導員養成プロジェクト ---

人口約 400万人のラオスは、アジアでも最も貧しい国のひとつで、5歳未満死亡率は、出生 1,000人当たり 156人(1989)ときわめて高く、農村地域の食料不足と栄養不良も深刻な状況にある。1975年に社会主義政権が成立するまで30年間続いた内戦の間とその終結直後に、30万人以上のラオス人が移民や難民となって国を出た。近年急速に市場経済が浸透しつつあるラオスであるが、農村の食料の不足や指導者となる人材の不足はいまだ解決されないままである。

日本国際ボランティア・センター(JVC)は、1988年にラオス女性同盟(Lao Women's Union: LWU) との間に合意書を取り交し、首都ヴィエンチャンに女性生活指導員の養成センターを建設した。このセンターは、50人が研修を受けられる教室のほか、宿泊施設と保育施設がついている。

LWUは、全国に支部を持つラオス最大規模の民衆組織で、成人女性の40%を 会員にもつ。LWUとJVCがヴィエンチャンと、近隣の3県で実施した農村の 実態調査の結果、農村の貧困を克服し、安定した生活を維持するための地域開発 の指導者養成の必要性が認められた。 この調査結果に基づき、UNDPにUNIFEMから資金援助を受けて、1989年から女性生活改善指導員の訓練プログラムが実施されている。研修のテーマは、母子保健、栄養、農業の適正技術など幅広い範囲をカバーするもので、ラオス農業省やJVCから派遣された専門家たちが指導にあたる。2か月の講義と、2か月の実習からなる訓練を終了した指導員たちは、それぞれの村に帰って、村の人々に対する普及・訓練活動を行なう。

資料: JVC提供

(関連のプロジェクトとして、IV 資料 1. 援助分析 表11および表12参照)

2) 国際女性研究訓練所 (INSTRAW: Interanational Research and Training Institute for the Advancement of Women)

INSTRAWは、1975年のメキシコ会議の勧告に基づき、同年の国連総会により設立が決定された機関である。1983年からは常設本部をドミニカ共和国サント・ドミンゴに置いている。運営のための資金は、我が国を含む25カ国(1988年)からの拠出金で賄われている。運営は、地域別配分の原則に基づいて任命される11人のメンバーで構成される評議会の管理のもとで行なわれる。

INSTRAWの目的は、研究・研修および情報収集、普及を通じて、女性の地位の向上と開発課題における参画者、受益者としての女性の統合を推進、援助することである。特に、開発途上国の女性のための調査・研究(社会における女性の地位の実態把握、女性に関する情報収集・統計)と並んで、各国政府機関、地域センター、他国連諸機関と協力しつつ、シンポジウム、ワークショップ、セミナー、研修、ニュースレターの発行等の活動を推進している。

研究活動においては、プロジェクトごとに専門家を広く世界各地から求めて、研究を委嘱する方法をとっており、1984~85年度のプログラムとして実施された「国際経済関係における女性の役割」に関する研究や、1987年に出版された「世界経済における女性」は、80年代の世界的不況を背景に、国際経済動向と女性の雇用と地位の関わりや、経済の国際化に伴う女性労働者の役割の変化を分析している。

1-2 開発に関する諸組織のWIDへの取り組み

開発に関連する諸活動を実施しているその他の国際機関においても、それぞれの立場から分野ごとまたは課題ごとのガイドラインやマニュアルを定めたり、担当部門や調整部門を設けたりして「開発と女性」に取り組んでいる。活動の種類や規模も多様で、あらゆる分野でにわたっているほか、複数の国際機関の協調・協力プロジェクトも多く実施されて

1-3 世界銀行と国際開発金融機関の取り組み

世銀は、1975年に職員の意識向上を通じて女性への注意を喚起することを目的としたWIDアドバイザーをワシントン本部に配置した。この結果、「国連婦人の10年」の最終年に実施された内部調査では、職員の大部分が女性の参加機会の拡大の重要性については強く認識しているが、いかに実施に移していくかといいう点については未だにはっきりとした考えをもっていないということが明らかになった。

上記の状況を踏まえて、1987年には、1. W I D課を人口・人的資源部の中に設置し、2. W I Dを世銀の特別業務重点項目(special operational priority area) に指定し、3. 各地域ごとにW I D コーディネーターを配置するという 3 点からなる追加措置が取られた。W I D課を中心として、これまでに実施された活動は、1. 女性の諸課題に取り組むための理論的枠組の構築、2. 事業の事例集の編纂等を通じたW I Dを進めることがいかに現実的かつ経済的に妥当なものであるかということの例示、3. 行動のための重点項目を提示したガイドラインと国別報告書の作成(ケニア、インド、バングラデシュ、パキスタン等を始めとして計画中を含め23カ国で実施)、4. 職員訓練などである。これらの活動の実施にあたっては、一般的運営予算のほかにUNDP、ノルウェー、オランダ、スウェーデン等の人的・資金的援助を受けている。

上記の諸措置が、実際の事業実施にどのような効果をもたらしたかを測定するための評価の一環として、1980-87年に承認された融資案件73と、1988-89年に承認された同数のプロジェクト(融資対象国、分野ごのにマッチングされた)を比較して、計画書の中に女性に関する活動が盛り込まれているものの比率の変化の調査が実施されている(表1)。

これによれば、従来から高い比率を示していた人口・保健関連分野に加え、教育や農業の分野において女性の活動が含まれている率が上昇しているほか、小規模工業、水供給、エネルギー、構造調整、貧困緩和等の分野においても、女性のニーズに配慮したプロジェクトが生れてきていることが判明した。

ただし、これらはすべて計画段階の調査であり、これら計画の実行とその効果については、事後評価の結果を待つほかない。このような観点からは、事業評価部(OED)において農業生産関連プロジェクトにおける女性へのインパクト評価・分析を、完了後数年を経た案件を対象として実施しているとのことである。

アジア開発銀行は、基礎的調査として加盟の開発途上国ごとに女性の現状を取纏めた小冊子を作成しているほか、農村開発、小規模金融などの融資プロジェクトの中に女性農民のコンポネントを設けるなどの取組を進めている。アフリカ開発銀行は、女性の視点やニーズを統合することを、経済開発の効率を向上させる鍵であると位置付けている。女性の経済的な活動に注目したプロジェクトとしては、農業、小規模漁業、牧畜、小規模金融な

2. 主要先進諸国のWIDへの取組

2-1海外経済開発機構開発援助委員会(DAC)と加盟諸国

(1) 海外経済開発機構開発援助委員会(DAC)WID専門家会合

DACは援助供与国の間で意見を調整する国際的な場としてOECD内に設けられており、1990年現在我が国を含む先進18カ国とEC委員会が加盟しており、援助情報の交換政策の調整、援助統計の発表、加盟国の援助審査等を実施している。1988年にはDAC加盟国のODAが世界のODA総額に占める割合は93.3%で、二国間援助の大部分はDAC加盟諸国の援助であると言うことができる。

DAC内におけるWIDへの取組は、1975年のメキシコ国際婦人会議に呼応してパリで開始された「開発への女性の統合」会議に始まる。1970年代の後半から1980年代の前半にかけての約10年間には、カナダ、米国、北欧諸国等のWIDプログラムを既に有する諸国が中心となり、開発と女性に関するインフォーマルな会合や課題別のWIDドナーグループのワークショップが各国で開催され、加盟国のWIDへの理解と関心を深めていくとともに、DAC内で正式に開発と女性に取り組む機能を持つグループの設置を働きかけた。

こうした非公式の働きかけが実を結び、1981年にWIDドナーグループはDACコレスポンデンツグループ (連絡会)として正式の地位を得、1984年には2年間の期限付きでWID専門家会合に格上げされた。(期限はその後延長され、1995年までとなっている。)専門家会合は、DAC加盟18カ国とECのすべてをメンバーとし、毎年の年次会議で互選される数カ国(1990年現在6カ国)が幹事国(ビューローメンバー)として専門家会合で合意された指針やプログラムについて継続的に討議・調整し、DAC事務局や他の課題に関する専門家会合との連絡にあたっている。我が国は1989年に引き続き1990年にもビューローメンバーに選出され、他の5カ国と共に各種の活動に参加している。

専門家会合のこれまでの活動成果の最大のものは、1983年に起草され、同年のDAC上級会合(年一回開催されるハイ・レベルの援助担当者による本会議)で採択された「開発における女性の役割を支援するための援助国に対するガイディング・プリンシプル」であろう。これは、これまでの開発計画が意志決定者、生産者、受益者としての女性の役割を十分に考慮に入れていなかったことを反省し、加盟諸国に、1. 開発援助の計画・実施の中に途上国の女性の現状と意見を反映するための援助指針の策定、2. 女性の収入向上と訓練を重視した援助の実施、3. 性別に配慮した援助審査・監視・評価の実施を勧告し、4. 定期的に実行状況のレビューなどを行なうものとしている。

このガイディング・プリンシプルは、ナイロビ会議後の1986年にWID専門家会合で作成された「ナイロビから西暦2000年に向けて:ナイロビ将来戦略へのコミットメントを実現するためのDAC加盟国への活動提言」をもとにして1989年に改訂された。改訂されたガイディング・プリンシプルズにおいては、WIDの視点を開発援助の各プログラム、各段階に横断的・縦断的に盛り込んでいくための具体的な方策を一層進めることが合意された。WID専門家会合はこの合意に基づいて、DAC事務局と加盟各国へ積極的に働きかけ、80年代後半から90年にかけて採択されたDACの各種のプリンシプル(技術協力、プロジェクト審査、評価等に関するもの)においてWIDへの配慮を明言するという形で、WIDが開発援助の横断的関心事であることを認めさせ、開発援助のすべての側面において途上国の女性の役割と意見を反映させるという姿勢を一層明らかにするという成果をあげた。

さらに、これらの原則の実現のための進捗状況を目に見えるかたちで監視するために、援助統計報告へのWIDの実績の追加が1980年代始めから検討され始め、1989年には専門家会合で「女性関連援助活動の統計報告の方法」が作成され、承認されるに至った。このなかで各国は、援助統計の取まとめ・報告にあたって各部門の援助におけるWID-specificなプロジェクト(女性を主たる対象グループとするプロジェクト)と、WID-integrated(女性をプロジェクトの一部または全部の対象グループの一部として明確に位置付けたプロジェクト)の援助額をDACに報告することが求められている。

プロジェクトをWID-specificまたはWID-integratedとして認定するための基準としては以下の4つの基準が定められている。

- 1. 被援助国のプロジェクトに参加する女性(対象グループの女性を優先する)が プロジェクト立案にあたって相談を受けること。また、いかなる方法で相談を受 けたかが明文化されていること。
- 2. 被援助国のプロジェクトに参加する女性(対象グループの女性を優先する)が プロジェクトの実施の積極的参加者であること。この場合の参加者とは指導・訓練者、管理者、普及員、コンサルタントとしての参加であり、単なる工事労働者 や受益者としての参加を含まない。
- 3. 女性の参加に対する障害と、これを克服するための方策が文書の中で明確に示されていること。
- 4. 女性の完全な参加確保のためにWIDの専門能力・知識がプロジェクトサイクルを通じて活用され、WIDの要因が文書中に明示されていること。WIDの要因とは、「女性の経済的、政治的、社会的な資源へのアクセスを抑制または促進する要因や女性の自立(self-reliance)や尊厳(self-respect)を制限または拡大するような構造的・文化的な諸要因」であり、これら諸要因の働きを認識する能

カがWIDの専門能力・知識である。

1990年の専門家会合における各加盟国の報告によれば、上述の4つの基準をすべて満たすWID統計報告を行なうためには各国ともいまだに問題をかかえている模様である。特に数少ない援助機関職員の負担の増加と、WID基準の厳しさによる適用の困難は共通の問題として各国から提起されている。しかし、一定の保留のもとではあるがそれぞれの援助機関は独自に工夫した統計報告手法を用いてWID援助実績を取まとめている。

ガイディング・プリンシプルと改訂ガイディング・プリンシプルに基づく各国の取組の進捗状況は、これまで三次にわたって実施されたモニタリング・レポートとして専門家会合で取りまとめられ、検討されている。これによれば、各国ともWID支援強化のための国内ガイドラインや明文化されたマンデートを有しており(表 3)、援助機関本部と海外事務所にWID担当官を配置・指名している(表 4)。我が国でも海外経済協力基金(OECF)に兼務のWID担当者が設けられている。

援助機関職員の研修・訓練においては、1983年のガイディング・プリンシプル採択以降に大きな進捗が見られ、援助の計画・実施に携わる職員に対するWIDの意識向上訓練が行なわれている。また、一部の援助機関においてはこれを一層押し進めて、セクターごとの分析・援助実施手法の訓練へと内容を深化させているものもある(表5)。研修を実施することによって、従来は社会福祉分野に偏った観点から「開発と女性」をとらえ、女性の経済的な役割を無視しがちだった援助機関職員の意識の改善に効果があったとの報告がされている。

女性のみを対象集団とする援助(WID-specific projects)への取組方針についは、各国とも原則は「すべての援助の主流に女性を統合すること(WID-integrated)」であるとして、女性を片隅へ囲い込むとともに男性の側からの抵抗を生むおそれがあるWID-specificなプロジェクトの推進に対しては慎重である。しかし、WID-integratedな援助を実現するまでの移行期間中の措置として女性や女性組織を特別に支援することを目的とする援助が必要であるという点では各国の意見は一致している。モニタリング・レポートで紹介されている各国のWID-specificな援助の事例は表6のとおりである。

モニタリング・レポートに報告されている加盟各国の共通の問題点としては、1.ガイドラインやアクションプランは整備されたが、いまだに政策と実行の間にギャップが存在していること、2.こうした実行の遅れの最大の原因としてWID担当援助人員が不足していること、3.援助評価ではインプット評価のみでWID配慮がどのようなアウトプットや女性と開発へのインパクトをもたらしたかについての評価が不十分であること等が指摘されている。

2-2 アメリカ合衆国

米国では1961年に制定された対外援助法第 113条が1973年に改正され、以下の文言が追加された。(通称パーシー・アメンドメント)

In recognition of the fact that women in developing countries play a significant role in economic production, family support and the over-all development process. U.S. development assistance shall be administered so as to give particular attention to these programs, projects and activities which tend to integrate women into the national economies of foreign countries, thus improving their status, and assisting the total development process.

この改正により、米国開発援助庁 (USAID)の実施する開発援助のすべての指針、プログラム、プロジェクトに性別(gender variable)を重要な要素として組込むことが義務づけられた。米国のWID政策の重点は、経済開発の中に女性を統合し、女性の生産力を動員することによって経済成長を効率的に促進しようとするもので、このような観点から雇用、生産、経済政策、人的資本と社会サービスと女性の関係に注目している。

1982年に策定されたAIDの「開発と女性に関するポリシー・ペーパー」は、以下の8項目を重点とする開発援助への女性の視点の統合の枠組と実施要領を定めている。

- 1. 開発援助プログラムの実施にあたっては、途上国の女性の現実のあるいは潜在的な役割を常に勘案する。
- 2. 文化的な理由で援助が女性に届くために特別な対策が必要な場合、男女別々の施設が必要な場合、または女性グループを通じて女性の特別のニーズに応えることができる場合には、女性だけの組織やプロジェクトを支援する。
- 3. 個人、家族、社会の福祉への女性の生産の貢献度を認識し、女性の生産性を向上させるための土地、技術、情報、雇用へのアクセスを高める支援策をとる。(教育、訓練、適正技術、雇用機会の差別解消)
- 4. 育児や家事などの女性の伝統的な役割からくる保健・家族計画・飲料水・栄養・教育などの人的資源開発へのニーズに応えるよう配慮する。
- 5. 男性と女性に適切な技術を移転する組織・制度の確立を支援する。
- 6. 援助計画にとって重要でありながらきわめて限られた知識しか得られていない性別情報に関する研究を支援する。(家族内の分業・分配・意思決定・収入源、女性の農業への貢献、燃料、水、女性世帯主家庭など)
- 7. 国連システムや途上国の女性開発計画と整合性を保った改革を支援する。
- 8. A I Dの事業実施部門や職員が効果的なプロジェクトを行なうための知識技術の向上を図る。

A I D企画政策調整局内に1974年設置されたThe Office of Women in Development (通称WIDオフィス) は、AIDの各地域事務所等の実施部門に対する特別技術支援 (研究、

技術支援、訓練、情報収集と提供)、海外事務所や外部団体への事業資金補助や、国連やDACとの連絡・調整窓口機能を果たしている。USAIDの特色として、その海外事務所の規模や権限の大きさがあげられるが、WIDに関しても、国別開発計画の作成や当該国に対する援助プロジェクトの立案・実施は各地域局と海外事務所の責任であり、AIDのすべての海外事務所にはWID担当官(兼務)が配置されている。WIDオフィスはこれら実施部門に対して調整・支援の役割を担っているといえよう。

WIDオフィスの取組の重点は、設立当初の女性のみを対象とするプロジェクトから、より大規模のプロジェクトに女性のコンポネントを組み込む戦略に移行してきている。最近では、これを更に押し進めて、プロジェクトの企画立案から終了後の評価までのプロセスに一貫して女性のニーズや能力を組み込んでいくためのシステムの確立に取り組んでいる。また、従来から女性が主たる受益者であった保健・人口・栄養等のプロジェクトにおいては、女性が受動的な受益者の役割を脱し、訓練や収入向上運動に参加するコンポネントを組み込んだ援助プロジェクトのみをWIDプロジェクトと認定するとしている。

WIDオフィスは年間500万ドルの予算を運営している。この予算は、WID-specificな活動の支出のためのものではあるが、女性の利益にかなう他のAID事業予算を代替するのではなく、女性のための開発活動を補完し、追加的な支出を促進するためのものとされている。この予算によって実施されている事業は、性別統計整備などの基礎的研究や小規模の実験的なWID-specificプロジェクトなどである。

2-3 オランダ

(1) 政府の取組

オランダも、1975年にWIDを開発援助政策の中に組み込み、1977年には開発協力 局政策企画課の中にWID調整担当セクションと調整官ポストを設けて積極的な援助 を展開している国の一つである。オランダの開発と女性(Women and Development)政 策は、「開発途上国の女性の開発過程への積極的な参加を促進することによって経済、 社会、その他のすべての面での女性の地位を構造的に改善すること」を目標に掲げて、 これに基づき以下の8重点目標を定めている。

- 1. 生産手段(土地、資本、労働)、サービスや施設(飲料水、エネルギー、保健、教育、情報)へのアクセスとコントロールを向上させる。
 - 2. 労働を軽減する技術を導入するなどして、女性の労働負担を軽減する。
 - 3. 女性の(男性と)平等な権利を認めている法律の実施を促進する。
- 4. 家庭内、地域社会、国家、国際社会の各レベルで女性の意思決定への参加を高める。
- 5. すべてのレベルの女性組織の向上を図る。
- 6. 女性(組織)間の情報交換を促進し、女性にたいするステレオタイプのイメー

ジの変換を促進する。

- 7. 教育や訓練を通じて、女性の知識や自己イメージを向上させる。
 - 8. 暴力や性的迫害を撲滅する。

経済開発への女性の参加を強調した米国のWID政策に比較すると、オランダの政策は生産者としての女性の重要性の認識においては共通であるが、女性の人権、地位の向上、男女平等にも重点をおいている点に特色が見られる。援助の重点としても、農村開発、工業開発とインフォーマルセクター、教育・研究といった分野に加え、組織強化、情報・コミュニケーション、女性に対する暴力の撲滅という課題を掲げている。これは、オランダの開発援助におけるWIDが、国際的な関心の高まりのほかに、国内の女性の地位向上運動の影響を強くうけ、その働きかけによって促進されてきたという事実や、オランダ政府・議会が国内政策しての女性の地位向上に力を入れているという事実によるものと思われる。

しかしながら、1985年に実施された開発協力局の業務評価部によるプロジェクト評価では、WID政策と実行の乖離が指摘されるなどしたために、オランダ政府はより具体的な実施指針としてWIDアクションンプログラムを1987年に制定した。このプログラムは、既に制定された政策を実行に移すために1990年までに実施すべき具体的な諸方策を示している。また、このアクションプログラムを組織的に支援するために、1.政策調整部に加えて技術支援部門に2名のWID担当官ポストを設置し、2.援助の重点国・地域にWID担当官(一等書記官相当)を配置し、3.開発協力局内に幹部職員からなる二国間援助実施のためのステアリングコミッティーを設置するなどの措置をとっている。

オランダの開発援助に関して特筆すべきことに、開発援助担当官庁(外務省開発協力局)だけでなく、WID(および開発援助全体)が国内の女性組織、開発NGO、研究教育機関等によって広く共有された関心事としてそれぞれの立場からの取り組みが行なわれるとともに、これらの組織がWIDについて意見や情報を交換し、国民の理解と支持に基づくWID援助を進めるためのフォーラムが形成されているという点がある。以下に、その一端として諸団体の活動を紹介する。

(2) 開発NGO

オランダのODAの約6%は、開発援助に従事する国内の4大NGO(プロテスタント系のICCO、カトリック系のCEBEMO、人道的援助団体のHIVOS、非宗教団体のNOVIBで、co-financing organizationsと総称される)に補助金として支出されている。NGOの活動は、援助の対象グループを絞り込んだアプローチ(target group approach)をとることが多いので、女性のニーズや関心事を反映した援助のチャンネルとして効果が高いことが認められており、1980年代以降NGOのWIDに対する関心のが深まるとともにWIDプロジェクトの数も増加してきている。政府のWID政

策ガイドラインやアクション・プログラムは、開発協力局だけでなく、ODAの補助金を受けるすべてのNGOを拘束するマンデートでもあるが、このほかに各団体はそれぞれ独自のWID指針、ガイドラインを策定し、WID担当者を設置して積極的に取り組んでいる。

(3) 教育研究機関

開発問題に関する教育・研究機関である社会科学研究所(Institute of Social Studies, ISS)は、開発途上国を含む世界各国の学生に対して開発に関連する諸分野の高等教育を実施し、開発途上国や先進援助国の行政官、研究者を育成している。

1 S S の修士課程プログラムの一つに「開発と女性」プログラムがある。このプログラムは、各国の女性の社会的役割を歴史的に理解し、女性の抑圧や搾取の原因を分析する理論的フレームワークを開発し、女性への影響という視点から現行の開発戦略を評価し、これに変わる開発の方法、指針を模索すことを目的にしている。受講者は、開発経済学などの基礎と、「女性と労働」、「女性運動」、「家事労働と自給労働」、「資本の国際化と女性」、「工業化と女性」、「女性と農業」などのテーマの講義や個別の研究を通じて専門知識を修得する。

「開発と女性」プログラムの教授陣は、その専門分野も経済学、社会学、政治学、 文化人類学など多岐にわたっており、出身国も西欧諸国だけでなくヴェトナムやイン ドなどの途上国の女性を含めた多様なスタッフを確保している。また、教授の中には、 学術研究活動だけでなく、政府開発援助のアドバイザーとしてオランダの援助のあり 方を審議する委員会のメンバーとして積極的に開発援助に関わっている人々もいる。

(4) 開発援助機関女性ネットワーク

(Vrouwenberaad Nederlands Ontwikkelingsinstanties)

1978年に発足した「オランダ開発機関女性ネットワーク(Vrouwenberaad)」は、開発援助に関係する組織で働く専門職の女性たちが、途上国の女性の生活・労働条件の向上を促進するための情報・知識の交換を目指して自発的に結成したネットワークである。メンバーは、外務省開発協力局、開発NGO、社会科学研究所、王立熱帯研究所、キリスト教団体、国際農業センター(IAC)などに勤務する女性からなり、事務局が活動の調整を行なっている。現在の主な活動は、メンバー間の意見交換の場の提供や、WIDに関する調査研究、途上国の女性組織との交流、オランダ国内のWID専門家のデータベース作りなどのほかに、政府開発援助や政党に対して途上国の女性のニーズに応える援助実施を訴えるロビイング活動などである。

このように、政府主導で援助政策が方向付けられるのでなく、政治的・宗教的な信 条や官民の所属組織を越えた女性の自発的な活動から生れた問題意識が開発援助の指 針に大きな影響を与え、その効果的な実施を側面から支援している点で、こうしたネットワークのあり方から学ぶべき点は多い。こうした活動の実績が認められて、現在では開発協力局の「開発と女性プログラム」から Vrouwenberaadに対して事務局運営のための資金援助が実施されている。この「開発と女性プログラム」は開発援助局内に設置された特別プログラムのひとつであり、年間総予算約 200万ドルから Vrouwnberaadへの助成のほかに国際的な女性ネットワーク(ISISやIWTCなど)や途上国の女性職能団体への助成、国際機関のWID専門官の配置補助など、ODAの他のプログラムでは実施できないWIDのための組織支援などを実施している。

3. 我が国の開発援助におけるWIDへの取組

我が国の政府開発援助(ODA)は、図2のごとく、形態別に分類され、それぞれの担当諸機関によって実施されている。我が国は、WIDに関するODA全体の指針を示すがイドラインを設定せず、現行の制度の中でDACガインディングプリンシプルズを尊重するとの立場を取ってきた。政府公式文書の中で「開発と女性」に言及したものとしては、1989年6月22日参議院本会議における「国際開発協力に関する決議」の中の諸原則の一項目として、「貧困の克服等、基本的な生活条件の向上に重点を置き、特に女性および子供に配慮する。」という記述が、貧困層の女性を援助対象集団として特定している。また、総理府婦人問題企画推進本部により策定された「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(1987年5月)のなかの重点項目の一つとして、「国際化の進展に対応する国際協力の推進及び平和への貢献」として「・・・国連の諸活動への協力、開発途上国に対する技術協力の推進を図るとともに国際分野における政策決定への婦人参加の促進、国際交流に努め、このような国際協力の推進を通じて婦人の平和への貢献の促進に努める。」との記述が国際協力に触れている。しかし、これらの文書は「開発と女性」、「開発援助と女性」に関する一側面に関する記述ではあるが、我が国のWID開発援助のガイドラインとして計画、実施、評価の指針を提供しているわけではない。

これは、WIDという概念自体が我が国の開発援助の中では最近になってようやく注目され始めた視点であり、未だに援助関係者・組織の認識が不十分で、意識的に援助実施のプロセスの中に位置付けられていないことによるものと考えられる。従って、これまでの援助統計や報告では、国別、分野別の援助情報は集計されているが、特定の援助形態(贈与、借款等)や分野(農業、保健等)に限定されない横断的な関心事であるWIDについていかに取り組んできたかを網羅的にレビューすることは困難である。

ここでは、おもなODAのプログラムにおいて過去に女性の関心や役割がどのように取り扱われてきたかを、我が国の女性の開発援助への参加の状況とともに、入手可能な統計数値や報告書のに基づき簡単に紹介したうえで、我が国のODAにおけるWIDの現状と

課題を全体的に分析することとしたい。

3-1技術協力

(1) 研修員受け入れ

研修員受け入れ事業は、開発途上国の中堅技術者や行政官を日本に受け入れ、専門知識や技術の研修を行なうもので、あらかじめ定められたカリキュラムを我が国から提示して各国の研修員が共通のコースで共に研修を受ける「集団研修(1989年度 289コース)」、個別の訓練ニーズにあわせてその都度プログラムを作成する「個別研修」、さらには拠点となる開発途上国の組織・施設による近隣諸国からの参加者に対する研修を支援する「第三国研修(1989年度49コース)」などに分類される。

これら研修への途上国女性の参加人数は表7のとおりで、全体の約20%となっている。地域別では、アジア、中南米からの参加者に女性の割合が多いが、アフリカやオセアニアからの参加者に占める女性研修員の割合は10%以下である。こうした地域格差は、それぞれの国・地域による女性の社会進出の度合いの違いを反映しているものと考えられる。

集団研修コースへの受け入れに関しては、2つのWID-specificコースが参加者を女性に限定しているほかは、男性女性の区別なく学歴・職歴・現職等で各コースの求める資格を満たしていることを参加の条件としている。「婦人関係行政セミナー」と「農家生活水準向上(旧称生活改善普及)」の2コースは、アジア太平洋地域の女性のみを対象として、途上国の女性行政官の訓練と日本人を含めた参加者相互の意見・情報交換を実施している。

平成2年度から開始された「婦人問題ナショナルマシナリーセミナー」は、アジア各国のナショナル・マシナリー担当者(男女を問わず)を対象として、我が国の現状紹介と各国の直面している諸問題についての情報交換を行なうことを目的としている。 平成2年度の特別テーマとしては、女子差別撤廃条約の実行報告の作成が取り上げられた

また、各国で女性が多数を占める職種(看護など)における専門技術研修は、結果 として女性研修員が多数を占めており、このようなコースとしては「看護管理」、 「専門看護」、「臨床看護実務」、エジプトにおいて実施中の第三国研修「看護教 育」などがある。

(2) 専門家派遣

我が国の各種分野の専門家を派遣して途上国の試験研究機関、行政官庁、職業訓練機関などで先方のカウンターパートに技術を移転する専門家派遣事業の中の女性専門家派遣実績を地域別・分野別に見ると、総数のわずか2.7%に過ぎず、その半数は保

健医療分野の専門家である(表 8-2)。そのほかには、農業、水産業などの職種の研究・専門職女性が少数派遣されている。

WID-specificな分野の専門家としては、1988年から89年にかけて実施された国連アジア太平洋地域経済社会委員会(ESCAP)の女性情報センターワークショップに毎回2名の女性(政府1名、民間1名)を短期間派遣しているほか、ILOアジア地域事務所主催の婦人労働者セミナーへの短期派遣など国連機関の活動への参加が主である。民間の百貨店で人材開発を担当する女性が、シンガポールの小売業セクターのアドバイザーとして短期間派遣された事例は、双方の国の女性の職場進出に伴う新しい分野の協力として注目に値しよう。

(3) 青年海外協力隊派遣(JOСV)

日本のODA全般における日本女性の参加の度合いの低さの例外がJOCVであり、派遣隊員全体の約30%は女性で、アジアや中南米だけでなくアフリカにおいても女性隊員が活動している(表 9 - 1)。分野別では保健衛生(看護婦、助産婦、検査技師等)と教育文化(理数科教師、日本語教師等)が圧倒的に多い(表 9 - 2)。農村女性の収入向上、生活改善に関連した分野(野菜栽培、村落開発、家政、手工芸等)でも女性隊員が数多く活躍している。このような女性隊員の派遣実績は専門家派遣における女性の派遣数の少なさと対照的であるが、これは、協力隊員の活動分野が、我が国の女性の進出している分野と一致しているのに対し、専門家派遣の場合にはこれら分野(教育、農村開発等)の占める割合が小さいことによる影響が大きいものと考えられる。

また、JOCVの活動形態は、「村落型」(その土地の村落の一員として農村社会にとけこみ、デモンストレーションや普及活動をする)や「教室型」(職業訓練や日本語指導、理数科教育等の実習・指導にあたる)など途上国の住民を直接の対象とするものが多く、この点で女性住民のための訓練・教育の事例が多数あげられる。男性を含むJOCV隊員の派遣先機関には、女性を主な対象とした活動を実施している政府機関やNGOが数多く含まれている。男性隊員でも、ドミニカ共和国の女性のための融資組織でシステムエンジニアとしてコンピューターによる貸付管理システムの整備を指導したり、バングラデシュ農村開発局で土地なし農民層の女性組合員に手工芸指導を行なうとともに、彼女たちの作った製品の販売促進の指導を行なうなどして、女性の生産活動支援を行なっている隊員の事例は多く、男女を問わずWIDの促進に寄与している。

(4) プロジェクト方式技術協力

プロジェクト方式技術協力は、専門家派遣、研修員受け入れ、機材供与の3つの形

態の援助をパッケージにして計画・実施するもので、1. 社会開発協力事業(教育、職業訓練、科学技術、電気通信、建設、運輸等)2. 保健医療協力事業(保健、医療、感染症対策研究等)3. 人口・家族計画協力事業(人口・家族計画、母子保健等)4. 農林水産業協力事業(農業、林業、畜産、水産等)5. 産業開発協力事業(鉱業、中小企業、加工流通、経営、制度等)の諸分野で、人材養成、技術普及、研究開発を主たる内容とする活動が行われている。

女性に関連したプロジェクトの事例はここでも保健医療分野に偏っており、看護教育(インドネシア、タイ、エジプト、パキスタン、ホンデュラス等)と母子保健/家族計画(韓国、タイ、コロンビア、フィリピン、ネパール、エジプト、)の諸プロジェクトがあげられる。看護教育プロジェクトは、多くの国々において女性が多数を占めている職種である看護職の質・量の拡充に協力するもので、我が国から派遣される専門家も相手国政府の担当官も女性が中心になっている。母子保健/家族計画は女性を主な受益者としており、女性を対象とする健康教育、産前・産後ケア等の促進により好産婦死亡や乳幼児死亡の減少を目的とする技術協力が実施されている。

その他の分野の場合には、女性を受益対象集団として特定したり、生産活動の中での男女の役割を勘案して立案・実施されたプロジェクトの事例はほとんど無く、性別に対して中立的な態度(gender-neutral approach)を取っているが、シンガポールの「日シソフトウェア訓練センタープロジェクト」のように、女性技術者の進出の著しい分野の訓練において結果として女性受講者が多数を占めているプロジェクトの事例がある。

(5) 開発調査等

開発調査は、開発途上国の社会・経済発展に重要な役割を持つ公共的な開発計画に関し、専門家からなる調査団を編成して調査・分析を行なって、その開発計画の推進に寄与するコンサルティング協力を実施する事業で、作業の種類によってマスター・プラン作成、フィージビリティ調査、地図・海図作成、自然資源の賦存・分布状況の調査、無償資金協力の実施に関する基本設計調査などの種類がある。

これらの調査は、その調査期間も、対象地域の規模もまちまちであるが、調査の中心が都市計画や産業振興政策と結びついたインフラストラクチャー建設(道路、港湾、水道、灌漑施設等)や施設・機材の整備(研究・訓練施設、医療施設等)の計画・設計に関する場合が多い。性別情報は、調査の中の社会・経済分析に含まれ、その一部として報告書に記載されるが、一般にエンジニアリングなど他の技術調査が中心であり、社会・経済調査の占める比重がそれほど多くないため、性別情報の記載量も少ないものとなっている。記載の事例を見ると、農村飲料水供給や地下水開発調査においては、これらの事業が実施された場合の効果として、女性がその大部分を担っている

水汲み労働の軽減を労働時間の短縮という指標を用いて予測している。農村開発マスタープラン作成調査の実施の際に農家調査において性別情報(雇用、労働の実態)を 調査項目に含め、先方政府への提言の基礎としている事例が見られる。

3-2 資金協力

(1) 無償資金協力

1) 一般無償資金協力

無償資金協力は、途上国政府に返済の義務を課さずに開発計画の実施に必要な施設・資機材・役務の調達のための資金を供与するもので、人造り、基礎的生活分野(BHN)などの、利益を見込むことの困難な収益性の低い事業に対する資金援助が多く、供与対象国は原則として第二世銀(IDA)の無利子融資適格基準を一応の目安としている(1989年度には1987年の一人当たりGNPが940ドル以下の国)。

過去の一般無償資金協力案件(プロジェクト型のみ)の中で女性に関連した事業としては、看護学校の建設(インドネシア、タイ、ビルマ、フィジー、パキスタン等)が多い。このうちインドネシア、タイ、パキスタンは、建設された施設で技術協力プロジェクトが実施され、資金協力と技術協力が有機的にむすびついた協力が実施された。「バングラデシュ国農村婦人研修センター建設(昭和60年度)」プロジェクトは、農村開発の指導的な役割を担う女性の所得獲得のための訓練施設をODAで建設し、バングラデシュ婦人局と我が国のオイスカ産業開発団が、その運営を行なっている。「ニジェール国穀物倉庫建設計画 I、II(昭和61年度、平成元年度)」は、地域の穀物倉庫建設の際に共同作業場と製粉等の機械を付設し、地域の女性が担っている農作業を軽減するとともに、インフォーマルな情報交換や集会の場所を提供した。

アフリカ諸国において数多く実施されている飲料水供給(上下水道、井戸掘削) プロジェクトは、地域住民全体の健康の向上を目指すものではあるが、水汲み労働 の多くを女性が行なっている国々においては、女性の労働軽減に資するものと考え られている。ただし、女性の水汲み労働の量的・質的分析の記述は、きわめて限ら れたものとなっており、施設建設前・後の住民参加による施設維持管理等における 女性の役割についてはあまり注意が払われていない。

2) 小規模無償資金協力

平成2年度に新設された小規模無償資金協力の制度は、従来の一般無償資金協力では対応が困難であった小規模のプロジェクトを対象とし、開発途上国の地方公共団体、研究・医療機関および途上国で活動しているNGO(国籍を問わない)等からの要請に対して、日本の在外公館が迅速・的確に対応することにより途上国の多様なニーズに答えようとするものである。平成元年度には、32か国で95のプロジェ

クトに、全体で約2億9,400万円の贈与契約が締結された。

このうち、WID関連のプロジェクトとしては、女性を対象集団とするプロジェクトが11件(総額 3,787万円)、受益対象は女性に限定しないが、地元の女性団体が実施するプロジェクトが一件(総額71万円)があった。これら12件(表日参照)を分野別に見ると、産院や母子保健センター等の保健医療が7件、生産・生活向上のための技術訓練4件、教育1件となっている。一般無償資金協力に比べると、小規模無償資金協力では女性を主な対象とするプロジェクトの割合が大きく(とはいえ約13%に過ぎないが)、このようなスキームに対する途上国の女性団体のニーズの高さが認められる。

- 事例:バングラデシュ農村婦人研修センター----

バングラデシュは、一人当たりGNPが約 170ドル (1988年) と、世界で最も貧しい国の一つである。人口の 8 割以上が、農村に住み、労働人口の約 6 割が農業に従事している。国民の大多数がイスラム教徒である。

イスラム社会には「パルダ」という男女隔離の制度があり、成人女性は近親者でない異性に姿形を見せないようにすることが要求される。従って性別に応じた生活領域の分業が行われ、特に規範の厳しい農村の女性たちは、集落内の農作業(脱穀、家畜の世話など)や家事の担い手であり、水田の耕作や市場での買物は男性が行っている。また、彼女たちには、男性と同じ教室で教育を受けたり、収入の向上につながる技術や知識を習得するための訓練の機会が極めて限られている。

このような農村女性に農業やその他の職業訓練の機会を提供し、彼女たちが男性と共に農村の生活の向上の担い手となることを目的とした農村婦人研修センターが、1987年にダッカ郊外のサバール郡に建設された。研修室、宿舎、家畜舎、養魚用の池などの建物・施設と、研修用のミシンなどは、日本政府の無償資金協力によるものである。

センターの運営は、バングラデシュ政府社会福祉婦人省の婦人局の管轄下で、 日本のNGOである、オイスカ産業開発協力団(OISCA)の指導協力によっ て行われている。OISCAは、以前から男性の農村リーダーを育てるプロジェ クトを隣接する農村男性研修センターで実施中で、その実績が認められて女性の 訓練センターでの協力を政府から委託されたものである。

資料:国際協力事業団

(2) 有償資金協力(円借款)

円借款は、元本および利子の返済を前提として、より緩やかな条件(返済期間が長く、低金利)の資金を供与するもので、我が国のODAの 41.73%(89年度)を占めている。プロジェクト型の借款においては、インフラストラクチャー整備を中心にした大型の事業にたいする貸し付けが実施されている。これまでに実施された貸しつけ案件で、特にWIDに関連が深いと考えられるプロジェクトは表13のとおりである。飲料水供給、灌溉、保健・家族計画等の分野に、女性の労働軽減・収入増加・健康向上につながる事業内容を含むプロジェクトがある。

3-3 多国間援助

我が国のODAのうち約30%は国際金融機関への出資(1988年22億9,400万ドル)、国連諸機関を中心とする国際機関への拠出(1988年4億1,800万ドル)の形で支出されている。我が国は、WID-specificな活動組織である国連婦人開発基金(UNIFEM)への拠出(1986年度6,870万円、1987年度5,610万円、1988年度35万ドル)、国際婦人調査研修所(INSTRAW)への拠出(1986年、88年度各8万ドル)を行なっている。また、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)のWIDセクションが実施しているアジア太平洋女性情報ネットワーク(WINAP)や国連工業機関(UNIDO)の実施しているWIDプロジェクトへの資金拠出をおこなってきた。WINAPの活動に対しては、並行して二国間援助スキームのもとJICAの専門家派遣プログラムで年2名の専門家を3回にわたって派遣してきた。

このほかに女性を対象とした事業に力を入れている国連開発計画(UNDP)(1988年7,900万ドル)、国連児童基金(UNICEF)(1988年1,943万ドル)、国連人口基金(UNFPA)(1988年5,213万ドル)等に対しても一般拠出金を支出している。今後はこれらの機関に対して一般拠出だけでなく、我が国の基本指針に適合するWIDプロジェクトに積極的な拠出を行なうとともに、これらの機関への日本人専門家の派遣についても併せて行なうことによって、積極的な連携を図ることが望ましい。

3-4 NGO事業補助金

平成元年度に小規模無償資金協力とともに新設された制度として「国際開発協力関係民間公益団体(NGO)事業補助金制度(以下NGO事業補助金という)」がある。これは、開発途上国での開発協力活動を主たる目的とし、一定規模の実績を有する日本のNGOが第二世銀適格の所得水準の開発途上国で実施する小規模の事業(原則として一件百万円以上一千万円程度)を対象とするもので、あらかじめ定められたメニュー(補助対象事業)に基づく申請に対して審査のうえ外務省から交付される。平成元年度には13カ国で実施される23プロジェクトに対して総額約8,258万円が交付された。

外務省によって策定されているNGO補助金の対象事業のメニューには、女性を対象集団として明示しているものは無いが、補助金の交付を受けたプロジェクトのなかに、女性を主な裨益対象集団とするものが3件、女性を主な活動の担い手とするものが1件ある。(表12参照)

┌─ 事例:我が国の開発NGOのWIDへの取り組み ―

アジアに国々と日本の関わりを女の眼で捉え直し、援助をアジアの女性の視点から捉え直すことを目的に活動している「アジアの女たちの会」の「開発と女性部会」のメンバーは、我が国の開発NGOII団体を対象にして、WIDへの取り組みの状況を調査した。

その結果、バングラデシュ土地なし農民組合(ショミティ)の女性組合を支援している「シャプラニール:市民による海外協力の会」や、日本国際ボランティアセンター(JVC)のラオス女性生活改善指導員養成プロジェクトなど、いくつかの女性を対象にしたプロジェクトや開発の主体として女性の役割を意識した事例があった。また、日本ネグロス・キャンペーン委員会、シャプラニール、JVC、オルター・トレード・ジャパンの4団体は、プロジェクトを進める際に、労働の分化、資源の入手と利用、意思決定のプロセス、収入と利益の分配、時間配分について、援助対象グループのジェンダーを考慮した例を具体的に述べていた。

日本キリスト教婦人矯風会は、東京都内に、来日外国人女性労働者のための「駆け込み寺」として「女性の家HELP」を開設し、国内で開発途上国の女性を支援するユニークな活動を行っている。

このように、かなりの数のNGOが「女性にとって何が問題か」、「どのようにプロジェクトが女性に影響を与えるか」ということについてある程度経験を有している。しかし、これらの経験は、国際的なWID論議と結び付いておらず、WIDについてのNGO間の共通の認識には育っていないと報告はむすんでいる。

「アジアの女たちの会」はまた、1990年11月に、「政府開発援助に女性の視点を一第三世界の女性たちと共に生きるために一」と題し、「基本的立場」と15項目からなる具体的な提言を作成し、発表している。

資料:アジアの女たちの会提供

3-5 その他の取組

援助の実施に関連して、外務省、JICA、OECF等の実施機関においては以下のよ

うな諸方策が取られ、総合的なWIDへの取組が緒についた。

外務省経済協力局では、1989年にWIDタスクフォースを設置して、今後の具体的措置の検討を開始した。OECFでは、1987年から経済部にWID担当者(兼務)ポストを設け、WIDガイドライン作業委員会においてWIDにとりくむためのガイドラインを検討中である。JICAは、1989年度WID予備検討会を実施し、過去の取組のレビュー、主要な分野ごとの援助課題等についてとりまとめた執務参考書を作成し、各事業部門職員の啓発を図った。

また、1990年からは援助機関職員に対する研修や、海外派遣が予定されている専門家に対する研修プログラムのなかにもWIDに関する講義が盛り込まれ、受講者の専門分野を問わず、開発途上国の女性の現状と役割についての意識化が図られ始めた。しかし、研修を受けた職員や専門家の人数はいまだ少数で、今後は受講対象の拡大(特に上級職員の意識化)と、これまでの入門段階から具体的な調査・計画・実施・評価手法にまで踏み込んだ研修内容の拡充が望まれる。

DACのWID専門家会合には、外務省経済協力局担当官、OECD駐在代表部DAC担当官の他に、JICA、OECFからもオブザーバーとして職員が参加している。(1990年5月の専門家会合には本研究会高橋座長も参加し、他のメンバーと意見交換を行なった。)このような会合への継続的な参加は、我が国のWIDに対する積極的な支援の立場を対外的に表明し、援助国間の情報・経験の交換を通じてそれぞれの援助をより効果的にすすめる上で非常に有益であり、今後も同様の機会を有効に活用して我が国のWID援助の充実に資するべきである。

3-6援助実施体制の現状と課題

遅ればせながらもWIDに対して積極的に取組み始めた我が国の開発援助ではあるが、WIDへの取組を全体的に眺めると、以下の点が今後の検討課題として指摘できよう。

- (1) 開発援助の中で「開発と女性」という概念が明確に認識されておらず、WIDへの援助指針が明確に打ち出されていなかった。これまでの大部分の開発援助は、性別による役割分業の状況や資源配分、社会サービスへのアクセスの差という点を意識しないという点できわめて「中性的(gender-neutral)な」アプローチによって実施されており、「開発と女性」は、開発と開発援助のすべての側面に関わる横断的な関心事としてではなく、狭い範囲の「特殊な」問題としての位置を与えられていた。
- (2) 援助関係組織間および各組織の内部で、WID関連援助の総合的・横断的な企画・調整を行なうシステムが確立していない。WIDフォーカルポイントが不在で、かつ明文化されたWIDの指針が無いために、女性に関連した援助は個々のプログラムごとにバラバラに実施されているのみで、多国間援助(外務省国連局を通じて実施されている国連機関のWIDプロジェクトへの拠出や、大蔵省を通じての世銀等への出資

- 等)と二国間援助、異なるプログラム(技術協力、無償資金協力、円借款等)・分野 (農業、工業、保健医療等)間の調整や情報の交換が不十分である。また、国内外の 機関への我が国のWID援助情報の提供や、相互の情報交換を実施することも困難な 状況にある。(我が国から情報を提供しないために、「日本は何もやっていない」とい うこととして受け取られている。)
- (3) 女性(のみ)を対象とする(WID-specific)開発援助事業においては、女性を積極的な行為者としてよりも、「保護を必要とする弱者」であり、「受益者」とする「福祉的アプローチ(welfare-orientation)」をとる視点が中心であり、「母子保健/家族計画」関連の分野がWIDプロジェクトの事例の大部分を占めている。女性の健康の向上を目的とするプロジェクト自体はWIDの重要な要素であり今後とも推進すべきでるが、その数に比較して他の分野・アプローチの援助の数が少ない。積極的な行為者としての女性の役割に注目した援助は、「婦人行政」、「看護教育」、「生活改善指導」等の限られた「女性の職種」の専門職・中級行政官を対象とした研修・訓練に集中している。男女両性を対象に想定している研修・訓練の場合には、性別による参加の障害・促進要因(距離、時間、付帯施設の有無など)に特に配慮した事例や、研修・訓練等の性別参加率を分析・検討した事例の記録は入手出来なかった。
 - (4) 我が国の技術協力は一般に、(青年海外協力隊の活動を除いては)住民を直接の訓練対象とするのではなく、住民に働きかける指導員、普及員、医療職員の養成訓練、またはその教員の訓練(teachers' training)を中心に据えており、これらの専門職、行政官の技術の向上を通じて間接的に開発途上国の住民に裨益することを目指している。このため、女性を対象とする援助も、既に女性が「職場進出」している国・分野での協力が中心となっている。また、女性に限らずいわゆる「近代的雇用」や「公的な組織機構」の外で生産労働を行なう農村住民男女(とりわけ女性)や、貧困層の男女を直接の働きかけの対象とする援助の比率は少ない。このため、各社会でこれらの階層の女性が担っている役割に注目した援助も、一部の分野(水汲み労働)に限られている。

このような間接的な方策で開発途上国の女性に関係するフォーマルな組織・制度の整備・改革を支援することも重要ではあり、いわゆる「女性の職種」だけでなく、「開発における女性の役割を強化し、女性の地位向上のために役立つ職種・組織」を対象とした援助の拡大が今後の課題である。

また、我が国の援助では、公的な行政組織の外部に生活する「住民」がややもすれば抽象的な均一グループとしてとらえられ、社会経済階層(socio-economic status)、性別(gender)、年令層(age group) や世代(generation)による役割、ニーズ、制約要因の違いや利害の対立などの分析を強化することが一般的な課題である。「中性的 (gender-neutral) な」アプローチでは女性や貧困層には社会サービスや生産手段

(資金、技術)が届きにくい。これらのグループの生産力を高め、開発過程への参加 を拡大するための援助効果を上げるためには、これらグループのアクセス制約要因へ の配慮を組み込んだり、援助対象集団を明確に意識することが必要である。

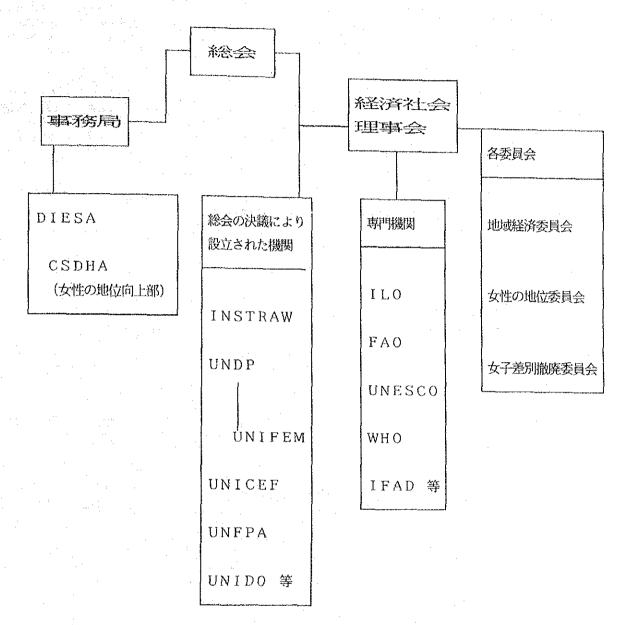
(5) 性別による家庭内や地域社会内での役割分担、資源配分、サービスへのアクセスの 違いなどが援助過程の重要な変数であるという認識が共有されたとしても、これらの 変数を把握するための主要な指標や、調査手法が援助プロセス(援助の審査、計画・ 立案、モニタリング、評価等)の中で具体化されていないという問題が残されている。 援助に携わる人員が、その専門分野に関わらず各自の業務の中でWIDを推進して いくためには、WIDの基本的な留意点や取組の事例を含む簡易な実施手引き書等が

必要となろう。

今後、我が国の開発援助がWIDをその重点目標のひとつとして取組み、その目的において女性の参加と受益の増進を意識的に組み込んでいくWID-integratedな援助を実施するためには、各分野ごとに、1.性別ごとの生活・活動の現状を開発計画の目的に即して分析し、2.当該計画の中で性別ごとに異なるアプローチが必要かどうか、必要な場合はどのような方策を取るべきかを検討し、3.これらをモニタリングするための指標を定め、4.実際に方策が取られ、それが意図した効果をもたらしたかについての評価を行なうための方法が開発されなければならない。

諸指標のうち、国家レベルの主要な社会・経済、保健・人口の性別統計値は国連機関等によってかなり取りまとめられてきている。これらは各国の女性の現状を概観するためには有用であり、一層活用すべきである。特定のプロジェクトの立案や調査にあたっては、対象とする地域や分野に関するより詳細な質的・量的情報を収集し、分析するとともに、援助の現場で実行に移していくための専門的ノウハウの蓄積、活用が必須である。

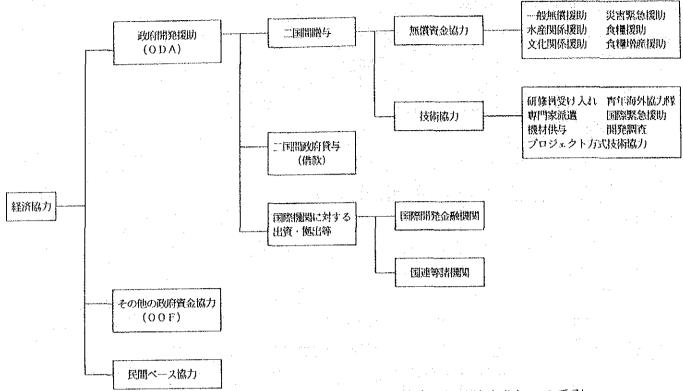
我が国の開発援助において上述の諸課題を検討し、解決していくことは、今後の援助においてWIDを中心に据えるうえで有効な方策となろう。



略語表

DIESA	Department of International Economic and Social Affairs	国際経済社会局
CSDHA	Center for Social Development and Humanitarian Affairs	社会開発人道センター
INSTRAW	International Research and Training Institute for the Advancement of Women	国際女性研究訓練所
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
UNIFEM	United Nations Development Fund for Women	国連女性開発基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
ONIDO	United Nations Industrial Development Organization	国連工業開発機関
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
MH O	World Health Organization	世界保健機構
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金

図2 我が国開発援助の形態



出所:国際協力推進協会「経済協力参加への手引」

外務省経済協力局「我が国の政府開発援助 1989 上巻」

表 1 融資承認プロジェクトがWIDに関する活動を含む割合

分野 承認	3年 1980-	87	1988-89
教育	9	%	33 %
農業		%	30 %
人口・保健・第		%	75 %

出所:世銀参考資料2.

組織名	政策、ガイドライン	担当部門等	基本方針	収組の項	इ (हंग)
			重点分野	研究	WID プロジェクト
UΝĎΡ	Governing Council の決定 による 各国のプライオリティーや 国際的マンデートに基づい て、女性の開発への参加を 促進するための支援を行な う。	・N.Y.本部にDivision for Women in Deve- lopment 設置 (1987)。 ・現地駐在代表の下に WID のField Office FocalPointsを設置	1) Gender-responsive programming and implementation, 2) Staff Training on Gender Issue s3) プロジェクト評価(食糧自給、収入増加、職業訓練、教育、水道、NGO支援など多岐)	女性のフォーマルおよび インフォーマル経済部門 への貢献に関する Base Study と性別データの収 集	WID-integrated。他の国連機関との協力により多く実施。 農業普及、家内工業 女性の協同組合によ る製物・加工改善、 教員養成など幅広い 分野。
UNICEF	UNICEF PRO, 243 '75 Follow up action on the World Conference of Int'l Womens Year -UNICEF PRO, 42 '79 UNICEF Assistance to programmes Benefiting Womenn -UNICEF PRO, 003 '87 Implementation Strategy for UNICEF on Women in Development プログラムガイドライン理 事会決議がほぼ毎年詳細な 政策、進捗報告について事 務局に指示	N.Y.本部プログラム部 地域事務所(Regional office)にアドバイザ 国別事務所(Country office)に女性プログ ラム担当プロジェクト オフィザーを配置	基礎保健、栄養、水と衛生教育、識字、経済活動、女性の組織化 Advocacy等のプロクラム 貧困層の女性を主な対象 とする。特に5才未満死亡率(U5MR)の高い国に里点をおく活動。	4~5年ごとに、車業を 計画でとに、車業で 子供とないに関するのでは、 分析」を農業のでは、 経産が、ののでは、 経産が、ののでは、 がある。 は、ののでは、 ののでは、 のがでは、 のがでは、 のがでは、 のがでする。 のがで、 のがで、 のがで、 のがで、 のがで、 のがで、 のがで、 のがで、	女性を対外、等の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の
UNFPA	・人口と開発に女性を統合するためのガイドライン(75,80,88)・人口に数性の視点を統合し、女性の視点を統合し、女性の手間題(86)「途上国の人口問題の解決の強は女性の地位向上であり、で放性性面、の投資」を推し進めるべきである。(世界人口白書1989)」	・組織内の各部局のメ ンバーで構成される 「女性・人口・開発」 に関するワーキング・ グループ。 ・12人のメンバーか ら成る女性のための諮 問委員会任命	・家族計画サービスの普及・母子保健	・人口基礎データ収集	家族計画 母子保健 女性の収入向上活動 のための融資
UNIDO	・UNIDO Medium-Term Plan 90-95 (paras.61-63) に基 づき、UNIDO Programme for the Integration of Momen in Industrial Deve lopment (90-95) が作成さ れた ・NFLS ・SWMTP for W&D 90-95 2.4 Industry ・Recommendations adopted at the preparatory meeting on the role of Momen (78)	Unit for the Integration of Women into industrial Develpmentを設置(86) 、それ以前は、focal point や inter- divisional working group で対応	工業分野での女性の統合 、参加を促進 1)工業計画、人的資源計画 2)小規模工業 3)農村女性のための適正 技術 4)女性の政策作成への参加	90-95 の計画: 1) ジェンダー別の工業・ 履用の統計 2) 国別・地域別研究(スリランカ、ネパール、ジンバブエ) 3) 特殊部門の研究 4) 専門家会合(農業関係 工業、工業、TNC、工業 計画への参加)	

		fav. 2a shiftered and	基本方針	取組の事例	
組織名	政策、ガイドライン 	担当部門等	程代点重	研究	WID プロジェクト
1 L O	国際労働基準 (ILO 条約・勧告) に基づく女性労働者の人権 の保護。人的資源開発。労 働条件と福利厚生の向上。	1976年 Office for Women Worker's Ques- tionを設置 (Eguality of Right Branch に吸 収)	女性の地位を集団的に改善する。(労働組合、共同組合等の参加型組織の中での女性の投制。 農村婦人に集団的な雇用機会を与えるプロジェクトの実施。所得創出として養蚕養豚、手工芸の振興)		ラオス:織物振興プロジェクト(性能のよい織機の購入、品質、デザインの改良) ナイジェリア:生産技術指導(食品加工、手工芸)
F A O	Plan for the Integration of Women in Development (88.11第94回理事会決議)	Women in Agricultu- ral Production and Rural Development Service	食機や農産物の生産、分配の改善。農民の生活水 準の向上。家政科・農業 のカリキュラム改訂。	ファーミングシステム、 家庭内分配・管理、普及 栄養・森林資源、データ ベース、人口と移住	
UNESCO	ユネスコ憲章 教育の振興や科学の発展を 通じて女性の地位向上や環 境の改善に努める。 The Second Midium Term Plan(84-89) の第14章 The Third Midium Term Plan(90-95) SWMTP for W&D NFLS	バリ本部に Coordinator for activities concerning women 設置 その他の部・課にも婦女子の教育促進、人権、人口、社会科学関連フォーカルポイント設置。地域事務所にフォーカルポイント設置(兼務)。	1)成人女性・女子教育 2)識字率増加(農村女性 3)科学技術教育への参加 4)職業訓練 5)天然資源 ・環境 6)コミュニケーションとメディアマネージメント7)大学における女性学促進と社会科学への女性の視点統合 8)文化活動 9)行動指向のリサーチ 10) 女性に対する暴力	アジア・太平洋の例 1)東南アジ末等の例 1)東南アジ末期査 2)男 性の出稼ぎがおよぼす男 性の出稼ぎがおよぼす男 村女性への影響 3)女性 学の状況、社会科学分野 での女性研究の実態 4)女性の公共の場におけ る意志決定への参加 5)女性の政治参加 6)国別調査(中国、フィ リピン)	社会・人文科学に関する活動のうち2割が Women Specific Project 女性のメディアネットワーク作り人口・家族計画教育分野での情報メディア開発、訓練マニュアル作成
W H O	世界保健総会 (WHA) 第38回総会決議 ('85) "Women Health and Develo- -pment" 女性の身体的、精神的健康 の保護、PHC提供者とし ての女性支援等	Steering Committee on Women, Health, and Development (HQ, ROs) Family Health Divisi on (HQ)	女性の肉体的、精神的健康栄養、妊産婦の健康、 労働条件、女性の PHC参加、飲料水供給	Human Reproduction、熱帯病研究の一部、女性の健康、母子保健に関する各種ワークショップ開催	Safe Motherhood Programme を世銀、 UNDPと共に推進
ESCAP	・総会決議40/105、42/64、 42/178、42/101 ・経済社会理事会決議88/ 59 ・ESCAP決議249 (XLI I) と274 (XLIV) ・NLFSおよびその地域 勧告 ・SWMTP for WID (90	Social Development Division 内にWID Section 設置。 Inter-divisional Co- mmitee on WIDおよび Inter-agency meeting on WID のコーディネ イトをしている。	90-95 の計画では、雇用 社会サービスへのアクセ ス、女性情報、ネットワ ークの強化、女性の開発 への参加の4分野に重点 をおく。	1)女性の法的地位 2)GO/NGOの協力 3)インフォーマル・セ クター 4)女性の開発計画への 参加 5)女性の経済開発への 参加 6)女性統計への参加	アジア太平洋女性情 報ネットワーク (WI NAP)

表3 DACメンバー国のWID方針

指針の形態	国名、組織名と採択年(1990年4 月まで)	
立法措置、国会決議	デンマーク (86)、イタリア (85,87) 米国 (73)	
内閣政令	オーストラリア(76)、オーストリア(86) ベルギー(84)、フィンランド(80) ドイツ(86)、ノルウェー(75) スウェーデン(68)	
内部ガイドライン	カナダ(84)、フランス(84) アイルランド(86)オランダ(80,85,87) ニュージーランド(81)、スイス(83) 英国(78,82)	
多国間条約	E E C (85)	

出所:OECD

表 4 各援助機関の常勤WID担当官数

風名	WIDユニット	海外事務所
米国 カナダ ドイツ スウェーデン デンマーク ノルウェー オラリア 英国 オーストラリア ニュージランド フィス	16 4. 5 (1) 3. 5 3 3 2. 5 2 (2) 2 1. 5	7 0 (兼務) 2 0 (3) 1 6 (兼務) 4 (專任) (3) 1 0 (專任) — (3) — — (3) (3)

出所: OECD

注:(1) ほかにパートタイムコンサルタント20名

(2) ほかに中央技術ユニットに3名

(3) 他の職務に加えてWIDを職掌に加えた

援助機関のスタッフ訓練の実施状況

1984年から実施中	オーストラリア(1) 、カナダ(2) デンマーク、オランダ、ノルウェイ スウェデーン、英国(3) 、米国(4)
1987年以降に導入	フィンランド、ドイツ、イタリア ニュージーランド
新人訓練の一環 として実施	オーストラリア、カナタ、ドイツ オランダ、ノルウェー、英国、米国

出所: OECD 注:(1) 88-89 年にすべてのAIDAB幹部職員がワークショップに参加。

- (2) すべての職員がケーススタディーに基づく訓練を受けた。 (3) 88-89 年に36人のアドバイザーのための新規の訓練を開始。
- (4) 88-89 年に300 人の職員が訓練を受けた。

各国のWID-specificプログラムの事例

取組方	国名、組織名
教育・訓練分野の性別ギャップ の解消のためのプロジェクト	ベルギー、EEC、ドイツ、スウェーデン、米国
女性の収入向上のための融資	フィンランド、フランス、イタリア、米国
女性組織、ネットワークの強化	オーストラリア、オランダ、ノルウェー スウェーデン
女性を対象とするNGOのプロ ジェクトへの資金供与	EEC、フランス、ニュージーランド、英国
特別WIDファンドの設立	オーストラリア、ドイツ、イタリア、オランダ ニュージーランド、スウェーデン、ノルウェイ

出所:OECD

JICA技術研修員受け入れ人数に占める女性の割合

地域	受け入れ総数	女性研修員数	%
アジア 中近東 アフリカ 中南米 オセアニア その他	2, 789 637 609 1, 062 124 119	596 69 55 229 12	21, 3 10, 8 9, 0 21, 6 9, 7 11, 8
 総計 	5, 340	975	18. 3

出所:国際協力事業団研修事業部

注:受け入れ人数は、平成元年度 (89.4.1~90.3.31) 新規受け入れ人数。 継続して滞在中の研修員を含まない。

表8 JLCA技術協力専門家の派遣人数に占める女性の割合

(派遣地域別)

(1)(1)(2)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	r	,
地域	派遣総数	女性專門家数	%
アジア 中近東 アフリカ 中南米 オセアニア その他	1,071 151 80 341 33	2 4 1 0 6 2 3	2. 2 6. 6 7. 5 0. 6 9. 1 2. 6
総計	1, 714	46	2. 7

(77 商2 百川)

地域	派쀨総数	女性専門家数	%
保健医療	315	23	7. 3
人的資源開発	228	6	2. 6
農林水産業	359	6	1. 7
鉱工業	154	0	0.0
公共公益	464	0	0.0
その他	1/91	1.1	5. 7
総計	1, 714	46	2.7

出所:国際協力事業団

注:派遣人数は、平成元年度 (89.4.1~90.3.31) 新規派遣人数。

出所:国際協力事業団

注:派遣人数は、平成元年度 (89.4.1~90.3.31) 新規派遣人数。

表 9 青年海外協力隊員の派遣人数に占める女性の割合

(派遣协战别)

地域	派遺総数	女性隊員数	%
アジア	534	191	35.8
中近東	157	-19	1.2. 1
アフリカ	618	169	27: 3
中南米	437	161	36.8
オセアニア	193	4.5	23. 3
総計	1, 939	585	30. 2

出所;国際協力事業団

注:派遣人数は、平成元年度 (89.4.1~90.3.31) 新規派遣人数。

表 9-2 (分野別)

地或	派遣総数	女性隊員数	%
農林水産 加工部門 保守操作 土木建築 保健衛生 教育文化 スポーツ	429 60 329 139 264 522 127	51 5 0 3 223 262 20	11. 9 8. 3 0. 0 2. 2 84. 5 50. 2 15. 7
その他総計	69 1, 939	21 585	30. 4

出所:国際協力事業団

注:派遣人数は、平成元年度 (89.4.1~90.3.31) 新規派遣人数。

表 1 0 WIDに関連したプロジェクト・リスト (無償資金協力・技術協力)

表 1 0 - 1 保健医療関連分野

国名	初小小爪红色	and the same of th	
The same of the sa	協力の形態	プロジェクト名	実施年
韓国	(ブ):	母子保健	84.8 ~ 90.7
中国	(無) (フ)	寧夏看護学校機材整備 家族計画	(89) 82.11 ~ 87.11
インドネシア	(プ) (プ) + (無) (プ) (プ)	北スマトラ地域保健対策 看護教育 家族計画 家族計画・母子保健	$78.4 \sim 86.3$ $78.11 \sim 85.11$, (79) $69.10 \sim 85.3$ $89.11 \sim 92.11$
フィリピン	(7)	家族計画	74.7 ~ 89.3
タイ	(ブ) + (無)	プライマリー・ヘルス・ケア訓練 センター	82.10 ~ 89.9 , (82,83)
	(ブ) (ブ) + (無)	家族計画 看護教育・マハサラカム看護学校建設	$74.4 \sim 89.3 \\ 80.8 \sim 87.7 , (80, 81)$
ミャンマー	(無)	看護学校建設	(84)
ネパール	(ガ) (無)	地域母子保健対策・家族計画 看護学校建設計画	$85.10 \sim 90.10$ (84)
パキスタン	(ブ) + (無)	看護教育計画	87.7 ~ 90.6 , (85)
バングラデシュ	(1)	家族計画	76.10 ~ 85.3
エジプト	(1) + (無) (1)	カイロ大学小児病院 家族計画・母子保健	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
トルコ	(7)	人口教育促進	88.11 ~ 92.11
ガーナ	(無)	母子栄養改善	(84,85,86,87,88)
ケニア	(ブ) (ブ) + (無)	人口教育促進 中央医学研究所	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
リベリア	(無)	産院建設計画	(80)
ニジェール	(無)	母子栄養改善計画	(88,89)
コロンビア	(7)	家族計画/母子保健	85.11 ~ 90.11
ホンデュラス	(無)	テグシガルパ母子病院機材整備 看護教育	(84)
ペルー	(7)	家族計画/母子保健	89.10 ~ 94.10
フィジー	(無)	看護学校建設	(84, 85)

注:プロジェクト方式技術協力の実施年は協力期間。 無償資金協力は交換公文(E/N) の締結年。

表 1 0 - 2 農業・工業関連分野

国名	協力の形態	プロジェクト名	実施年
フィリピン	(無)	婦人職業訓練所機材整備計画	(89)
ネパール	(7)	家内工業育成	80.9 ~ 85.10
バングラデシュ	(無)	農村婦人研修所設立計画	(85)
ニジェール	(無)	地方農村穀物倉庫建設計画	(86,89)

注:プロジェクト方式技術協力の実施年は協力期間。 無償資金協力は交換公文(E/N) の締結年。

表 10-3 上下水道の整備関連

国名	協力の形態	プロジェクト名	実施年
フィリピン	(無)	地方衛生パイロット計画	(84)
ガーナ	(無) (無) (無)	地方給水計画 地下水開発計画 タベタ・ルミ地区給水計画	(85) (87) (88)
ニジェール	(無)	村落給水計画	(87, 88)
ナイジェリア	(無)	ギニア・ワーム対策飲料水確保	(88, 89)
スーダン	(無)	地方給水改善用機材整備計画	(89)
カメルーン	(無)	地下水開発計画	(84.88)
ザイール	(無)	キンペセ飲料水供給計画	(87, 88, 89)
	(無)	バ・ザイール州地下水開発	(88, 89)
14 1 1	(無)	ボマ市飲料水供給	(89)
ザンビア	(無)	ルサカ市給水改善計画	(86, 87)
シエラレオーネ	(無)	地方給水計画	(86,87,88)
ジンバブエ	(無)	地方給水施設整備計画	(84, 88)
セネガル	(無)	地方水道施設整備計画	(85, 87, 88)
ソマリア	(無) (無)	モガデシュ市給水改善計画 ロワ・シャベリ地区水供給計画	(85,86,89) (85,86,87)
中央アフリカ	(無)	西部地下水開発計画	(85)
トーゴー	(無)	地下水開発計画	(86)
ベナン	(無)	地下水開発計画	(84)
マダガスカル	(無)	北西部地下水開発計画	(87)
マラウイ	(無)	地下水開発計画	(89)
ルワンダ	(無)	東部生活用水開発計画	(86, 87)
ベルー	(無)	チョシーカ市上下水道網整備計画	(85, 87)

注:プロジェクト方式技術協力の実施年は協力期間。 無償資金協力は交換公文(E/N) の締結年。

	. *		A STATE OF THE PARTY OF THE PAR		
国名	プロジェクト名	要請団体	WID関連專項。	我が国の支援内容	支援金額
インド	貧困者用診療所協科 医療機材整備計画	デリーコモンウェルス 婦人協会(現地NGO)	女性団体による無料診療 所運営事業	歯科医療機材供与	705,651
インドネシア	漁村婦人のための魚加工 トレーニング計画	ビナ・スワダヤ (現地NGO)	漁村女性を対象にした技 術訓練	加工のための粉砕機、 乾燥機等供与	1, 133, 691
インドネシア	寄生虫·家族計画。 母子保健統合計画	クスマ・ブワナ財団 (現地NGO)	都市部の低所得者層を対象にした家族計画・母子 保健	印刷機、機材運搬車等供与	4, 109, 061
バングラデシュ	貧困グループ自立計画	バングラデシュ農村開発委員会 (現地NGO)	採版 貧困女性を対象とした収 入向上のための養鶏技術 訓練	養鶏関連機材(解卵機等) 供与	4, 630, 089
バングラデシュ	母子保健総合計画	家族計画・栄養・寄生虫 総合プロジェクト (保健省外郭団体)	母子保健、寄生虫駆除の 医療サービス	医薬品、医療活動用車両の 供与	5, 624, 790
ラオス	生活改善活動巡回指導計画	日本国際ボランティアセンター (日本のNGO)	女性生活指導員の養成と 地方巡回指導	車両購入資金供与	2, 463, 690
ギニア	無料産院建設および設備整備	カマラヤ村(地方自治体)	保健施設のない村に産院 を建設して母子保健を充 実	施設建設のための資材・ 役務および設備購入資金の 供与	5, 059, 359
ジンンバブエ	ミシン・編物機供給計画	ルトワ若年婦人協会 (現地NGO・女性団体)	女性団体による所得向上 活動	編機、ミシン等供与	668, 382
セネガル	母子保健センター機材設備 および小規模診療所設立計画	バンベイ市 (地方自治体)	母子保健センターの整備	医療機材、医薬品等の供与	6, 428, 478
象牙海岸	産院医療機材整備計画	アメレキア村開発組合	産院の新設による母子保 健の充実	医療機材供与	2,757,384
マダガスカル	アベ・マリア産院発電機等 整備計画	アベ・マリア産院 (病院)	停電の多い地域の産院の 整備	発電機、消毒機供与	1, 105, 209
イエメン	女子教師養成学院に対する ミシン、網機供与	首相付官房	小中学校の女性教員養成 学校の整備による雇用機 会の向上	機材(ミシン、編機)供与	3,885,447

出所:外務省無償資金協力課 注 :金額は供与限度額

表12 NGO事業補助金におけるWID実績(平成元年度)

単位:円

			the control of the second of the control of the con	the state of the s	
国名	NG0名	プロジェクト名 (分類)	目的と内容	WID関連事項	交付額
タイ	曹洞宗ポランティア会	託児所建設(農村部人材育成事 業)	約120 人の乳幼児を収容できる託児所を建設することにより、農村の保育教育の振興と、現金収入となる織機、染め物、あるいは農業労働に母親が従事できる時間の確保を図る。また、乳幼児の栄養障害を改善し、保健管理も行なう。	農村女性(特に母親)の労 働軽減、収入向上	2,500,000
カンボディア	日本国際ボランティアセンター	僻地巡回医療診察(医療事業)	戦争・革命・内戦で破壊されたカンボディアの、おもに農村地帯における医療保健活動を通じて、母子を中心とする地域住民の健康改善を図る。	母子保健の向上	8,620,000
ラオス	日本国際ボランティアセンター	生活改善指導員養成センター (生活改善事業)	幼児の死亡率の高さの原因は、食糧不足、 劣悪な衛生環境、母親の重労働などであり、このような農村の生活を改善すうために 女性生活改善指導員の養成センターを4か 所に設置する。	農村女性への啓発活動への 女性の起用・養成	5,877,000
インドネシア	アジア協会・アジア友の会	井戸建設(簡易給水、生活環境 事業)	井戸の建設により、従来の水汲み重労働から女性と子供達を解放し、同時に職業訓練や初等教育を受ける機会を与える。		1,874,000

出所:外務省経済協力局政策課

表13 WID関連円借款案件の概要

案件名	女	L/A調印年月	借款額(百万円)	事業概要	WID觀塵事項
地下水開発	エチオピア	73.5	2, 155	深井戸ならびに大西路設備 の建設	・女性の水汲み労働の軽減・衛生状態の改善
BAAC¤—> I~X	4	75.10°	mt 36,780	小規模農家への少額・低利 の貸付	・生産手段としての金融への女性のアクセス拡大
小規模権徴 I~VI	4	78.3~ 85.10	33,753	多数の1/規模衛施設建設 による農村地域の畜産、潅 瓶、養魚、生活用水の確保	女性の水汲み労働の軽減女性の就業機会の増加
地方上水道整備計画 I ~II	フィッピン	78.3∼ 86.5	計 8,970	深井戸掘削、貯水池建設、 共同水栓設備の建設	・衛生状態の向上・女性の水汲み光慟の軽減
新農村開発計画 I~II	<i>Y</i>	79.6~ 81.9	14,000	生産性向上、インフラ・環境整備ならびに農民組織の 拡充・訓練	・職業訓練(女性向きの家内工業)を通じた女性の所得能力の増強
家族計画事業	イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ	8 2 4	2, 290	コンドーム製造プラントの建設	・女性の健康の保全 ・家族計画の普及 ・女性の社会参加機会の増加
ローア・モン農業開発事業	タンザーフ	8 2 . 6	3, 300	近代的権御農法の導入	・農業の主要な担い手である女性の所得向上
医療装備拡充事業 (ソウル大学校商院) (ソウル大学校商院)	大韓民国	83.10	5.400	韓国最初の小児病院建設。 ならびに医療機器の導入	・母子保健の向上

1. F:油外絲浴協力期金

参考文献

DAC専門家会合

- 1. DAC, "Guiding Principles th Aid Agencies for Supporting the Role of Women in Development", Paris November, 1983
- 2. DAC, "Revised Guiding Principles on Women in Development", 1989
- 3. 外務省経済協力局編「我が国の開発援助の現状(1989 年度、1990年度)」

米国

- Bureau for Program and Policy Coordination, USAID, "A. I. D. Policy Paper: Women in Development", October, 1982
- 2. Office of Women in Development/PPC, USAID, "Women in Development: The First Decade 1975-84 (a report to congress by the Agency for International Development)", April 1985
- 3. Rae Lessen Blunberg, "Making Case for the Gender Variables: Women and the Wealth and Well-being of Nations", published by WID/PPC, USAID, October 1989
- 4. WID/PPC, "AID Program for Women in Development: A User's Guide to the Office of Women in Development FY1990", December 1989
- 5. AID, "An Introduction to the Office of Women in Development"

オランダ

- Director General for International Cooperation, Ministry of Foreign Affairs, "Women and Development: program of action", June 1987
- DGIC, "Women and Agriculture: Sector Papers Women and Development No. 1" March 1989
- DGIC, "Women, Water and Sanitation, Sector Papers Women and Development No. 2" March 1989
- 4. DGIC, "Women and Health, Sector Papers Women and Development No. 3"
 March 1989
- Institute of Social Studies, "Women and Development, Master of Arts Development Studies 1989-90"
- 6. vrouwenberaad nederlandse ontwikkelingsinstanties, "women, producers of development", the Hague, 1989

UNIFEMI

- UNIFEM, "Strengthening in Adversity: Women in Developing World", Report on the United Nations Development Fund for Women, 1988-89
- 2. UNDP東京事務所作成UNITEM広報資料

UNDP

- 1. UNDP, "Women in Development: Project Achievement Reports from the United Nations Development Programme", June 1988
- 2. UNDP/BPPB,「UNDPのWID関連活動概要について: 婦人開発部の活動概要」, 1989.1 (mimeograph)

World Bank

- Women in Development Division, Population and Human Resources Department, The World Bank, "Women in Development: Issues for Economic and Sector Analysis", August 1989
- 2. Women in Development Division, Population and Human Resources Department, The World Bank, "The World Bank Initiative for Women in Development: a Progress Report," April 12, 1990
- 3. 世界銀行,「世界開発報告1990年」

2. 援助の参考例

資料 2 援助の参考例

專業形態別WID事業事例

事業の種類	WIDへの取り組強化の項目	具体例
研修員受け入れ事業	(1) 集団研修 1) 女性を主たる対象とする研修の拡充と女性研修員数の増加 2) 各部門で女性に関連したテーマの研修の拡充	(1) 1) 女性行政官、女性専門職、研究者対象コース 各コース・分野・国別研修員性別統計の整備 2) 女性のための技術普及、協同組合運営、家内工業、性別情報・統計手法等のコース(男女とも
	3) 地方公共団体や国内女性団体のノウハウを生かした研修 や研修員との交流	業、任所情報、統計手法等のコース(男女とも 研修対象とする)、女性団体向け援助組介コス 3)地方自治体の女性関連組織での研修・訓練、 地域レベルの諸活動(保健婦、生活改善委員) の紹介、開発教育への研修員の参加
	(2) 第三国研修(拠点国の政府機関、研究所、NGOで実施) 1) 途上国の女性組織やナショナル・マシナリー、NGOを拠点とする 女性関係組織・制度・技術向上のための研修	研修員と自治体・女性団体の交流促進 (2) 1)地域別女性行政官、技術者、女性団体メンバー 訓練セミナー、ワークショップ開催
	2) 女性に関係の深い適正技術の研修	2) 家事の軽減、農作業の効率化、エネルギー利用 等に関する適正技術開発・普及のコース
専門家派遺事業	(1)女性関係の行政機関に対するアドバイザー派遣 1)ナショナルマシナリーへの総合的助言と援助調整 2)プログラム、プロジェクト支援 (2)WIDプログラムを有する国連機関への専門家派遣	(1) WI D専門家の派遣 1) 政策アドバイザー(長期、短期)の派遣 2) ナショナル・マシーナリーの実施する事業の への技術専門家派遣 (2) ILO、ESCAP、UNIFEM等への派
	(3) 女性情報整備に対する支援(4) 開発と女性関連研究協力の実施・拡充	遺 (3) データベース整備(システムエンジニア、 プログラマー、統計処理等) (4) 農村における性別分業の実態、生活時間研究
		女性の職業訓練ニーズとカリキュラム開発 農村と都市における女性世帯主の収入源研究 (1)女性の農民、漁民を対象にした普及活動推進
ブロジェクト方式 技術協力	(1) 農林水産業における女性の役割重視、生産性向上 (2) 保健医療分野における女性の役割重視	女性の収入向上に繋る技術の選択・改良 女性が参加する農村金融・組合活動支援 (2)女性の健康向上のコンポネントを含むプライ マリ・ヘルス・ケアや保健サービスシステム
	(3) クロスセクトラルな地域開発の試み	の改善 女性の保健職、ヘルスワーカーの養成訓練 (3)農村開発と保健活動、収入向上などを組み合わせたプロジェクトの実施
青年海外協力隊派遣	(4) 女性の訓練・研修への参加促進と訓練カリキュラムの点検 (1) 農村開発、女性の教育訓練にたいするグルーブ派遣	(4) 研修員・講師の性別統計報告、研修内容評価(1) 女性の訓練施設や、農村開発担当機関に異な
	(2)ナショナル・マシナリーの組織強化の支援	る業種の隊員(男女)をグループで派遣し、 相互補完的に総合的協力を行なう (2)女性省、女性NGOの運営強化のための技術 支援(コンピューター、会計・財務、人材解
	(3) 女子就学率向上の支援	発等) (3)教育分野の女性隊員増員
	(4) 女性のエネルギー確保支援	(4) ソシアル・フォレストリー等関連分野の派遣
開発調査	(1)農村開発計画調査における性別情報・性別計画の重視	(1) 生産・家事労働における性別分業の分析と、これに基づく女性参加のコンポネント計画。 性別の労働、収入、訓練機会へのインバクト
	(2) 女性に裨益する社会インフラストラクチャー調査・計画における女性 の役割重視	調査 (2)上水道整備、地下水開発、廃棄物処理調査 (維持管理、運営システムにおける女性の役割 分析、明記)
	(3) 経済インフラストラクチャーの調査・計画における 住民(特に)女性の生活・生業へのインパクトとこれに対する配慮	(3) 社会・経済分析の一環として性別の現状分析と、インパクト、またネガティブなインパクトが予測される場合、その対策を明記。
	(4)WIDローカルコンサルタントの活用	(4)・基礎調査、事前調査、終了時評価へのロー カル・コンサルタント登用

無償資金協力 機材供与	(1) 女性の教育・訓練施設の整備	(1)・小中学校(女子校、サテライト・スクール 成人教育学校、職業訓練所、女子教員養成
	(2) 女性を主たる利用者とする施設の整備 (3) 女性の施設利用に対する障害を取り除くための付帯施設の整備 (4) 女性の労働を軽減する施設整備 (5) 女性関係研究機関の機能強化	校 ・教材開発・作成用機器 (2)、コミュニティーセンター、共同作業所 集会所、産院、母子保健センター (3)女性用宿泊施設、寮、通学・通動用交通手段保育所 (4)給水施設(水道、井戸)、農機具貸出所、共同作業所・販売所、、大売所の、データ処理・分析用コンピューター等、研究センター施設
有償資金協力	(1) 女性への生活向上と労働経滅に資する社会インフラの整備 (2) 女性を対象とする小規模金融組織の支援 (3) 近代的セクターの女性の労働条件の向上支援	(1)上下水道整備、井戸掘削・地下水開発 家族保健関連施設整備(2)ツーステップ・ローン(3)工業団地内の女子労働者の福利厚生施設整備

	事業支援活動におけるWID事	例
プロジェクト形成	(1) 援助に関する政府レベルの政策対話	(1)・政策対話ミッションや年次協議の際の政府
- ' '	(2) W I D援助に関する広報	レベルのWID支援策の協議 (2)・内外向けの我国WID援助資料・クリンシウルの配
	(3) 国別の調査とプロジェクト・ファイディング	布、紹介セミナー開催 (3)・国別援助研究の中のWID分析・提言 ・企画調査員(WID担当)の派遣
		・有望な案件についてブロジェクト形成調査 団を派遣
	(4) ローカルコンサルタントの活用 (WID関連分野)	(4)・基礎調査、事前調査、終了時評価へのローカル・コンサルタント登用
人材養成	(1)援助機関職員のWID研修	(1)・新入職員研修、課長研修等世代別研修や海 外赴任者研修へのWID研修組み込み
		・開発援助の特定課題としての短期集中プログラム実施
		・WID関連分野の海外長期研修員派遣
	(2) 技術協力専門家、民間コンサルタントを対象としたWID研修	(2)・派遣前専門家研修・中期研修へのWID研 修の組み込み ・コンサルタントを対象とした研修の開発と
		受講の義務付け、インセンティブ
	(3) WIDの専門家の養成・確保	(3)・WID専門家中期研修コース設置 ・海外長期研修におけるWID研修
		・開発専門家招聘(WID)による研修と研 究の実施
	A DESCRIPTION OF STREET PROPERTY PROPER	(1)・分野別の性別データ収集・分析手法に関す
調査研究	(1) 分野別調査・計画・評価手法の研究	る調査研究 ・プロジェクト・サイクルの各段階における
		WIDの組み込み方に関する調査研究
	(2) W I D関連課題に関する研究	(2)・プロジェクトの女性へのインパクト調査・マクロ開発政策・プログラム援助と女性への影響に関する研究
	(3) 途上国、先進国との共同研究	(3)・WIDをテーマにした技術移転国際会議器
1. A 187		催 ・途上国女性研究センターとの共同研究

注:本事例は、現在実施されている我が国の政府開発援助の事業区分ごとに、WIDをいかに盛り込んで行くかの事例であり、現在既に実施されているも のも一部含む。

重点項目別取組事例

named de la companya	重点項目	WID支援策の事例
経済参加の推進	適正技術の開発・普及の促進	適正技術開発研究、普及制度強化(農機員、井戸、かまど、作物加工用機器など)。
	雇用機会の創出、収入向上につながる職業・技術制練 の実施	女性の職業訓練施設整備・強化。カリキュラム開発。普及員・訪問指導員 訓練。現在の訓練カリキュラムの見直し、改善。 所得向上活動(生産技術、融資、マーケティング、品質管理)
	融資制度などの生産資源へのアクセスの強化	小規模金融制度の整備・強化。金融制度マネジメントのための人材育成。 融資制度と結び付いた技術訓練・普及の強化。
	インフォーマル・セクターの女性の労働条件・労働環 境整備	小規模自営女性に対する訓練・普及の強化。
	女性の組織化と農業協同組合、労働組合等への参加促 進	女性組織の行なう活動への技術・資金援助。 女子労働者教育の強化、労働衛性訓練・研修。
教育の普及と促進	初等教育の普及の促進	小学校整備(むら単位の近隣に)、保育所併設。
	女子教員養成と教科書・教材開発、普及を通じた教育 の質の向上	女子教員養成学校整備、 (学生と教員用) 寄宿舎整備、教育内容の検討と 改善。教科書・教材の開発。
	女子が利用できる教育・訓練施設の設置	女学校、女子寄宿舎整備。村単位のサテライト・スクール設置。
	成人識字率の向上と基本的知識・情報の修得を図るための教育・訓練の普及	成人学級施設整備(地域の集会所)。 教材開発・作成。指導者訓練。 法律相談所、法律知識教室(女性訓練所、集会所内)
保健・医療・家族計 画の促進	地域保健サービスを中心とした女性の保健・医療サービスと情報へのアクセスの改善	家庭訪問やアウトリーチサービスの強化。 女性の医師・看護婦・保健婦・ヘルスワーカー養成・訓練。 農村保健施設と病院のリファレル制度の機能強化。
	母子保健促進を中心としたブライマリ・ヘルス・ケア のブログラムを基盤とした家族計画の促進	リプロダクティブ・ヘルスの視点からの家族計画サービスの充実。 母子保健の一環としての家族計画サービス強化。 産婦人科と家族計画サービスの連携強化。
	女性を中心とした健康教育の促進	学校保健。女性組織と連携した健康教育活動。
	栄養、保健、医療、人口等に関する基礎データ整備	性別保健情報収集制度の確立。社会統計収集・分析手法の訓練。 保健施設の性別利用状况の調査研究。
環境保全への参加	環境保全のプログラムやプロジェクトへの女性の 積極 的な参加の促進	女性住民によるソシアル・フォレストリー。 育苗訓練等。 住民参加による環境衛生向上活動。
	森林破壊、環境破壊が女性の社会・経済的状況におよ ぼすインバクトの調査	コミュニティのベースライン調査共同研究。
	燃料や安全な飲料水の供給促進	飲料水供給施設(井戸、水道)建設、維持管理訓練。ソシアルフォレストリー。生活燃料確保のための適正技術開発と低コストでの普及。
	学校教育および成人教育における環境教育の促進	環境教育指導者養成、教材開発。
ナショナル・マシー ナリー、NGO強化	ナショナル・マシーナリーの組織、機能、人材、技術 、プログラム実施能力強化および研究・情報・訓 練センター、情報ネットワーク作り促進	組織強化のためのアドバイザー派遣、人員訓練・研修。 ナショナル・マシーナリーの実施するプログラムへの機材供与(車、事程 機、AV機器等)。 女性情報センターの設立、強化。
	女性に配慮した国家開発計画、プログラム作成・実施 促進	国家開発、地域開発、開発マネジメント等の分野の人材を対象とするW D研修・訓練。ワークショップ開催。
		1 19 19 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
	途上国で活動するNGOのWIDプロジェクト推進	各国NGOのWIDプロジェクトへの小規模無償資金協力
情報へのアクセス強 化	情報へのアクセス強化と提供システム作りの促進。 (特に農村や離島の女性に対する情報・知識の普 及推進)	遠隔地教育のための機材、施設整備。 (ラジオ) 放送プログラムによる 育や生活情報提供。
	女性自身が情報を収集し、モニターする「参加型情報 収集」の促進	徐上国の国内でのワークショップ開催
	国際機関、国際NGO、途上国のNGOなどと連携し	国際会議開催(先進国、途上国のNGOからの専門家招聘) 情報システム強化のための教材開発、機材供与。

注)本表は、重点項目別に考えられるWID援助の方策の参考例を示したものであり、既に我が国が実施している事項も含む。

3. WIDチェックリスト例

資料3 WIDチェックリスト例

INSTRAW チェックリスト

本チェックリストは、1986年にバングラデシュで開催された国際婦人調査訓練研修所 (INSTRAW) と国連食糧農業機関 (FAO) 及びアジア太平洋総合農村開発センター (CIRDAP) の共同会議において検討されたもので、ここで取り扱っているのは主として農村開発に関する項目である。

<国家計画策定のレベル>

- 1. 女性の状況の分析
- ・農村女性の雇用についてのデータは入手可能か。国家統計、調査、研究においてデータ は性別に分かれているか。
- ・女性のナショナルマシナリーが農村婦人に関する情報の収集や、関係機関への情報提供のアレンジを行なっているか
- ・女性の社会経済指標は状況の異なる他の地域や、異なる層の女性を対象とした場合でも 適切なものであるか。

2. 意識、関心、政治的意志。

- ・農業や農村開発の分野で女性に関する特別の政策方針が打ち出されているか。 (もしそのような政策がない場合、国家開発計画の中にWIDに特化した章が含まれていなければならない)。
- ・農業及び農村開発プロジェクトの中で女性(あるいは貧困層、土地無し層、貧困層の女性)に焦点をあてたものの比率は何%か。
- ・予算やその他の資源の何%が農村開発の中のWIDを対象に配分されているか。 (例えば女性普及員の数、施設や支援サービスなど)
- ・民間セクターとの間にWIDに関する調整のための機構が存在するか。

3. 政策とマンデート

- ・女性はどのレベルで農業及び農村開発に関わっているか。(例:企画、普及員、農村指導者等)
- ・女性がプロジェクトの特定された対象になっているか。どのようなカテゴリーの女性が 関係しているか (土地無し層など)
- ・女性が政策形成に参加しているか。それはどのレベルでの参加であるか。
- 中央(政府)の計画立案機関に女性のユニットがあるか。他の公的機関についてはどう

- ・それらの機関は、政府や民間機関のプログラムに女性のニーズや関心を反映させるため のモニターを行なう権限を持っているか。
- ・農村女性を自助自立的なグループに組織するためのプログラムにはどのようなものがあ るか。それらのグループは国家、あるいは現地レベルの計画立案に際して意見を述べた り、協議に参加することがあるか。
- ・計画立案段階への女性の参加にとってどのような障害があるか。

法的制約

政策や開発戦略

訓練・教育

社会 • 文化的状况(慣習、宗教等)

それらの障壁を取り除くためにどのような措置がとられているか。

法律の廃止、あるいは導入

適正な訓練と教育

開発への女性の貢献の重要性についての認識を高める

- 4. 女性を組み込むための戦略
- 女性は土地や水などの自然資源へのアクセスを持つか。
- 銀行や組合などを通じて女性が利用できる融資機構が存在するか。女性は戸主として、 あるいは妻としてのそれらへのアクセスを持つか。
- 女性は労働者グループや組合などのグループ組織に十分に参加できるか。
- ・女性は肥料や種、農薬などを簡単に入手できるか。
- 女性は以下の分野でどのような訓練が受けられるか。

意識化/技術/指導力(リーダーシップ) etc

<プロジェクトのレベル>

- 1. 現地の状況分析と対象層の明確化に基づく優先項目の決定
- ・以下の点を確認するためのフィージビリティ・スタディは実施されたか。
 - *総農業生産量
 - *推定余剰生産量と予想価格
 - *生産者に占める女性の割合
 - *利用可能な技術と生産可能な品目、及び女性によるそれらの活用状況
 - *女性がそれらの技術を生かせるか、あるいは訓練を必要とするか
 - *生産物の市場(現地、全国的、国際的市場)
 - *現存する、あるいは今後必要とされるであろうマーケティングのためのサービ

ス及び設備

- *現地で、あるいは他の場所で行なわれる訓練の必要性
- *融資の利用可能性と女性に対する障壁要因、及びそれらの解決策
- *プロジェクト経営への女性の参加、及び経営の訓練の必要性
- *プロジェクトの中で、女性が家内労働として担う部分と全体として実施される 部分
- * 育児、保健、輸送などの支援サービスの現状と今後の必要性
- *マーケティングや技術を制度的にアップデイトするような組織的な調整
- *交渉力を高めるような女性の組織化のための手法
- *プロジェクトが将来女性の自立や雇用に結びつくようにする具体化計画
- *プロジェクトから利益を得る女性のカテゴリーの明確化。
- ・プロジェクトの経済的な実行・継続可能性はどうであるか。(選択されたプロジェクト 地の女性の社会経済的状況は下記のデータから確認できる。)
 - *年齡構成
 - *教育水準
 - *婚姻状况
 - *人口の年齢・性別構成
 - *社会構造(ヒエラルキー)の型
 - *女性の諸活動
 - *宗教
- ・土地や財産の配分に関する公共のプログラムには、土地無し層の、あるいは貧困家庭の 戸主である女性に配分する割合が指示されているか。また、プロジェクトに参加する家 庭の男女双方に共同に配分するための指示がなされているか。
- ・農業分野で利用され、あるいは提案されている技術についての研究はなされているか。 それらの技術が労働からの疎外(内容、パターンの変化)、特定の健康上の障害、加重 労働など、女性に及ぼす悪影響についても研究されているか。その場合、替わりになる 雇用や、水、衛生、燃料、飼料などに関する時間と労働力を軽減するような工夫といっ た方法が提示されているか。・女性のグループや組織、組合などが存在するか。

その数/それらに参加している女性の数

- ・以下について確認され、数的に把握されているか。
 - *農業の種類と総生産額
 - *農業に従事する女性の数
 - *農業に従事する女性のカテゴリー

既婚/離婚/未亡人/未婚/土地無し層/貧困層

・土地に関する女性の権利と水やその他の資源への女性のアクセスはどのような形態か。

賃貸/自由保有/相続

登録制度はあるか。

社会的、宗教的タブーがあるか。

- ・利用される技術のレベルはどの程度か。
 - *機械化/家畜の利用/手作業/作物のタイプ/作物の種類(バラエティ)
 - *それらの技術は適切なものであるか
 - *女性はそれらの技術へのアクセスを持ち、それらを利用するか。
 - *新しい技術が女性にもたらす影響にはどのようなものがあるか。(仕事の簡便 化、あるいは女性の疎外など)
 - *代替生産があるか。

農業作物/畜産/育林/養蜂

- *収穫後にはどのような技術が必要とされるか。
- *下記のそれぞれに於てどの程度女性の参加があるか。

意志決定ノ運営管理ノ植え付けノ除草ノ収穫ノ加工ノ保存ノ販売

- ・以下のインプットに関する女性のアクセスや入手可能性はどういう状態か。 貸付/労働/水/肥料や種子
- ・以下に関して活用できる女性の専門家がいるか。

立案/意志決定/運営管理/指導性/加工/技術/マーケティング

- 法的、社会文化的障壁を取り除く方策が取られているか。
- ・農業に従事するカテゴリーのうち、誰が受益者となるか。
 - *農業に従事する女性のカテゴリー

既婚/離婚/未亡人/未婚/土地無し層/貧困層

- 2. 組織的取り組み
- ・女性はプロジェクトの以下の点に関する可能性について情報を得ているか。 インプット/貸付/マーケティング・インフラストラクチャー/法・規則/ プロジェクトに関する諸活動/雇用条件/実施機関/利益
- ・全てのレベルの女性がプロジェクトの準備段階に関与しているか。
- 対象の女性グループが関与しているか。
- ・地元、地方、国家各々のレベルでの実施やモニタリングの機構にはどのようなものがあるか。
- プロジェクトに関する委員会はあるか。その構成員は誰か(政府/NGO/対象グループの関係者)。
- ・運営効率の向上と交渉力の強化のための、公的、非公的な女性のグループはどのようにして組織されたか。以下の点について確認せよ。

- *それらの組織を対象とした実務レベルのガイドラインの有無 ニーニー
- *事業への投入や販売のアクセスを保証するようなより高次の組織との連携
- *プロジェクト関連の省庁や機関のプログラムとの関わり。

3. 情報伝達と調整

- ・女性に関する最新の情報を得るためにどのような調査が行なわれているか。
- ・情報はどのように、また、誰を対象に提供されているか。
- ・ (情報の) 女性への到達度やその効果、利用度についてのモニタリングシステムはどの ようなものか。
- ・異なるレベルの諸機関の間で業務調整のための委員会を設置するためにどのような手続きがとられてきたか。

4. 人的資源開発。

- ・普及員として採用されている女性の数と全体に占める割合はどれだけか。
- 訓練の指導員養成のための研修に女性が参加しているか。
- ・普及員や農村開発ワーカーの研修内容には女性のコンポーネントが含まれているか。
- ・女性を対象とした収入向上のための生産技術の研修プログラムにはどのようなものがあるか。(経営やマーケティングについての研修などが含まれているか)
- 研修は参加者の住居のそばで行なわれるか。あるいは宿泊施設が用意されているか。

5. モニタリングと評価

- ・プロジェクトにはモニターすべき点が明確にされているか。またモニターの頻度はどの 程度か。(指標の開発が必要である。)
- ・プロジェクトには中間評価、年次評価が含まれているか。
- ・プロジェクトには評価に基づいて修正を加えることができるように、どのようなメカニ ズムが組み込まれているか。
- 様式や期間、その他の項目を定めた報告システムが確立しているか。

USAID

性別情報の枠組み (Gender Information Framework) ポケットガイド

開発における女性という概念の基底にある重要な要素は、究極的には経済の問題である。 性別による差異を誤って理解することは、プロジェクトの不適切な計画立案につながり、 結果として投資に対する見返りを小さなものにしてしまうのである。 <背景>

A I Dの1982年の「開発と女性」政策は全ての A I Dのプロジェクト・プログラムに関する資料に性別に関する配慮を以下の形で統合することを要求している。

- ・性別のデータ収集
- ・性による用語の区別
- モニタリングと評価における性別の基準の適用。

AIDの「開発と女性」政策は性別役割が各国の社会経済状況において、重要な変数を形成するものであり、それがプロジェクトの成功と失敗を決定し得る要因であることを強調している。性差についての誤った理解は不適切なプロジェクトの立案・企画につながり、結果として、投資に対する見返りを減少させることにつながるのである。

性別情報の枠組みに関する以下のような重点的な仮説がある。

- プログラミングのためにはミクロとマクロ双方の段階が重要である。
- 社会文化と経済の双方の要素が考慮されなければならない。
- 男女双方の参加者が関与することによってプログラミングが促進される。

詳細については性別情報の枠組みについての資料を参照のこと(下記にて入手可能)。

Publications coordinator
Office of Women in Development
Bureau for Program and Policy Coordination
Agency for International Development
Washington, D. C. 20523-0041

性別分析(ジェンダー・アナリシス)ガイド

第1段階

目的: 開発活動の影響を受ける社会・経済的生産システムのどの部分が性差に関連し得るかを明らかにする。

労働配分 (家庭、農業、農業外就労)

- ・誰がどのような仕事の責任をもっているか、性別・年齢別に示すこと。
- ・労働時間の配分はどのようになっているか。
- ・共同労働は可能であるか。
- ・時間及び労働配分のパターンは、経済的階層、家庭内の地位、季節などによって変化するか。
 - <家庭内労働> 燃料、建物の保持、育児、食事の支度、その他
 - <農業労働> 作物、家畜に関わる労働、その他
 - <農業外労働> 小規模産業、商売、賃労働、サービス、その他

収入源

- ・農業及び農業外就労による総収入を性別に示すこと。
- ・投入材、技術的支援、融資などが男性と女性それぞれの場合どの程度の利用可能性があった。 り、どの程度実際に利用されているか。
- ・どこで、どのように、また誰によって商品が商われているか。
- 様々な種類の収入を管理しているのは誰か。

財政的責任

・家庭内の支出とその配分に関しては誰がどの要素について責任を持っているか。

主食

野菜

儀式、交際

学費

医療費

衣料

・個人の収入の変化は、家庭内で担っている責任を果たす能力にどのように影響を及ぼし 得るか。

資源の利用・入手可能性とその管理

- ・現行の生産活動に必要な資源は何か(土地、労働力、金融、訓練など)
- ・誰がどの資源をどの程度管理しているか。そのことが、生産性の増大に及ぼす影響はど のようなものか。

第2段階

目的: 開発計画を立てる場合や現在行なわれている活動を開発計画に含めようとする場合に重要な意味を持つ性差を分析する。

制約要因

・男性と女性とで開発活動への参加に対する障害となる制約要因が異なるが、その際最も 重要な違いは何か。

労働

時間。

金融を利用できる可能性

教育・訓練

その他

機会

性別役割に基づいた技術や知識のうち、経済生産性を高める上で役立つのはどのような ものか。

専門的な農業知識 マーケティング技術 グループ作業 その他

資料分析(ドキュメント・レビュー)ガイド

<一般>

- 可能な限りデータを性別に示すこと。
- ・必要なデータや、入手できないデータについてはどのように収集し、利用するかを明示 すること。
- ・性別に区別された用語を使用すること。

<プロジェクト援助>

・以下について性別に区別すること。

プロジェクトの目標(該当する場合) プロジェクトのモニターと評価のための基準 理論的枠組み

性別についての配慮を以下に組み込むこと。

プロジェクト資料のデザイン全体 技術的、財政的、組織的、経済的、社会的な確実性の分析 プロジェクトの実施、モニタリング、及び評価

・具体的な形で性別への配慮を組み込むための計画を記述すること

性別分析によって女性が当該計画の分野で積極的な役割を果たしている場合に女 性の参加を得るための戦略

女性と男性各々にとっての利益

< ノン・プロジェクト援助>

・以下について性別に区別すること。

潜在的な受益者が想定されている場合の具体的目標 効果の査定 (インパクト・アセスメント) モニタリングと評価のための基準

論理的枠組み

- ・技術、組織力、経済、社会のそれぞれの面での実行可能性分析における性別への配慮を 検討すること。
- ・性別の影響についてのモニタリングを家庭内レベルにおいても実施すること。
- ・女性あるいは男性に否定的な影響を及ぼすことを避けるために、途中で計画を変更する ことのできるような意志決定の時点を特定すること。

<プロジェクトまたはプログラムの立案・評価調査チーム>

・以下に関する実施の細則(業務の範囲)に性別配慮を含めること。

技術的、組織的、社会的確実性の分析

財政分析

プロジェクトまたはノン・プロジェクト援助の資料。

- ・性別の問題分析を評価チームのメンバーの業務の範囲に含めること。
- ・性別配慮を扱うことを、立案及び評価チームのメンバーの業務細則に義務として含める こと
- <申請書の必須項目>
- 性別の配慮を扱うことを必須条件として含めること。
- 申請を認める際の基準に以下の項目を特定すること。

性別配慮:国別開発戦略報告書

<問題の分析と記述>

- ・生産性と収入に関するデータの中で特に重要な意味を持つ性差を明らかにし、サブセクターごとに分析すること。データが不十分な部分についてはその収集のための方策を特定すること。
- ・経済開発に参加する上での障害または機会として、性別によるものを記述すること。
- ・栄養に関するデータを性別に示すこと。
- ・食糧自給に関する性別の役割や制約要因の違いに配慮したうえで農業データを性別に示し、プログラミング上の影響について分析すること。
- ・健康や栄養についてのデータ及びそれらの分析に現われている性別による重要な差異を 記述すること。
- ・教育・訓練に関するデータに表われてくる重要な性別による違いについて、性別による 制約や、それらが国家開発政策に及ぼす影響についても考慮しつつ記述すること。
- ・男性と同様に女性を対象とすることの困難さが政府や援助機関によるプロジェクトの成功に影響を及ぼす可能性について検討すること。

<調査団による援助戦略の定義>

総合評価 (ポートフォリオ・レビュー)

- ・現在行なわれている、または予定されているプロジェクトをセクターごとに評価し、それらのプロジェクトを、男女双方にとって経済的生産性を高め、社会サービスの入手状態を改善することにつながるものにしていく方法を査定するため、プロジェクトの概要、実施計画、影響分析の中に性別配慮を含めることに対して、女性あるいは男女双方が積極的なのはどの部門であるかを明らかにすること。
- ・調査団によるプログラミング戦略:プログラムやプロジェクトの立案、実施、モニタリング、評価の全てに性別の問題を含めることを組織的に確立するための活動を立案し査定すること。
 - ・必要なデータ収集のための戦略を開発すること
 - ・組織的取り組みを査定する基準を設定すること
 - ・AIDと相手国開発計画立案者の性別問題に関する意識や技術を適正に向上させるためのトレーニングを実施すること。
 - 性別問題について政府との政策対話を促進すること。
- ・援助の対象となる男女双方の十分な参加が得られるように、制約を取り除く、あるいは 機会を促進することを目的としてとられた、あるいは計画されている措置について要約 すること。

性別配慮:プロジェクト確認資料

<プロジェクト記述>

- ・問題の明記:扱われる問題の社会経済的側面に性別がどのように影響するかを考慮する こと。
- ・期待されるプロジェクト成果の明記:資源やプロジェクトの恩恵への到達度の違いのみならず、プロジェクトに果たす役割と責任に性別の違いがあることを前提として、目標達成の可能性を査定すること。

<プロジェクトの概要とその機能>

プロジェクトの要素

- ・プロジェクトが男性と女性の活動に影響を与える場合、男女の役割と責任の違いに適し た戦略を明確にすること。
- ・男女の役割と責任に影響を及ぼす、またはそれらの影響を受けるような、プロジェクト 立案時の技術的な問題を明確にすること。
- ・プロジェクトが影響を及ぼすであろう社会経済的な団体の活動との協調を保つためのプロジェクト要素、その団体が持つ制約要因、可能性などについて調査すること。
- ・プロジェクトが住民の活動に影響を及ぼす場合、プロジェクトのモニターや評価のシステムの中に、性別データや男女双方からのフィードバックが得られるような戦略を含めること。

<プロジェクトの選択に影響を与える要因とその他の配慮事項>

社会的配慮

- ・プロジェクト活動に影響する要因の分析の際に、重要な性別変数についての 情報を含めること。
 - だれが、どのようにプロジェクトから利益を得たかを考慮すること。
 - ・プロジェクト参加の可能性に関連した性別配慮を明確にすること。
 - ・該当プロジェクト独自の影響を性別に査定すること。

経済的配慮

・導入されるアプローチによって男女の経済的役割にどのように影響を及ぼし、 家族の生活・福祉の向上につながるか検討すること。

技術的配慮。

・相手国の実施機関が女性を対象とすることに関して持つ技術的な専門性と 経験を査定すること。必要な場合には、それらの技能、力量の向上をはか ること。

財政的配慮

・予算の見積りが社会経済配慮の項で記述されたニーズや機会と一致しているか検討すること。

立案戦略

- ・プロジェクトペーパー (PP) やPP前研究のための性別のデータの必要性を要約すること。
- それらのデータがどのように収集・分析されるかを明示すること。
- ・性別の問題を効果的に取り扱うために必要とされるPPチームの構成を提 言すること。

性別配慮:プロジェクト・ペーパー

<プロジェクトの趣旨と概要>

解決すべき問題

・解決すべき問題に対して性別がどのように影響を及ぼしているかを考慮すること

プロジェクトの要素。

- ・技術的、財政的、経済的、社会的適正さと組織についての分析に基づき、 女性あるいは男女双方が役割を果たしている活動に女性を統合するための 戦略を開発すること。
 - ・目的、投入と結果、社会的なあるいはその他の要素など、プロジェクトの 要素の間の一貫性を査定すること。
 - ・性別の基礎データが得られていない場合にそれらを収集する戦略を明示すること。

経費概算

・男女双方の参加を可能にするための、性別の基礎データ収集、訓練や教材 開発、プロジェクト要員、その他のプロジェクトの要素に必要とされる経 費見積を概算すること。

実施計画

- ・プロジェクト分析によって女性の担当者が必要とされている場合、男女の 訓練参加者、参加条件の基準、募集の方法などを明確にすること。
- ・男女双方を対象として技術的に支援できる適切なプロジェクト担当者を含めること。

<分析の要約>

技術的查定

・技術的ニーズ査定、文化的適正度及び技術パッケージの潜在的な可能性の 分析などの際に性別配慮を変数として含めること。

财政的分析

・家庭内収支の差を調査し、男女双方のプロジェクト参加のための財政的能力を検討すること。

経済分析

・家族の男女の構成員にとってプロジェクトがもたらす利益とコストについて、機会費用、生産資源へのアクセス、家庭内の地位、家庭内支出を賄う能力などの面から特定すること。

社会的適正度の分析

- ・プロジェクトが影響を及ぼすような男女の役割を検討し、プロジェクトによる投入材が社会・経済的組織の活動にとって適正なものであるかどうかを査定すること。
- ・プロジェクトへの参加の前提条件や性別に基づく制約要因がどのように家 族構成員の参加適性に影響しているかを検討すること。
- ・男女双方への利益の配分と、その利益がどのように参加の誘因に影響を及 ぼすかを検討すること。
- ・男女の収入と支出のパターン、分業、土地配分、その他の生産資源などに対して、プロジェクトが及ぼす短期、長期、直接、間接の影響を査定すること。

組織的分析

- ・男女双方を対象として活動することに関する実施機関の能力及び経験について記述し、プロジェクト戦略への意味を検討すること。
- ・実施機関が女性を対象として技術的支援を行なう能力を高めることが必要 である場合には、どのような手段が適当であるかを明示すること。

4. WID関連指標

資料4 WID関連指標

1. 政治参加に関する指標

議会参加率:総議席に占める女性議員の数及び全体に占める割合

2. 経済参加に関する指標

女性戸主(家族):女性戸主数と全体に占めるその割合

性別・年齢別労働力構成:労働人口を性別、年齢層別に示したもの

性別都市・農村労働力:都市、農村各々における労働人口を性別に示したもの。

性別都市失業者率:都市労働力全体に占める失業者数の割合を性別に示したもの。

性別賃金格差: 男女の賃金格差

3. 教育に関する指標

性別成人識字率:15歳以上で読み書きできる人の比率を性別に示したもの。

性別初等教育就学率:初等教育就学年齢に入学する子供の学齢人口集団の総数に対する比

率を性別に示したもの。

性別中等教育就学率:中等教育就学年齢に入学する子供の学齢人口集団の総数に対する比

率を性別に示したもの。

性別高等教育就学率:高等教育就学年齢に入学する子供の学齢人口集団の総数に対する比

率を性別に示したもの。

初等教育における性別教師数(女性教員の割合):公立・私立の初等教育施設における常

勤及び非常勤教員数を性別に示したも

の(全体数に占める女性教員の割合)

中等教育における性別教師数(女性教員の割合):公立・私立の初等教育施設における常

勤及び非常勤教員数を性別に示したも

の(全体数に占める女性教員の割合)

4. 保健・栄養・家族計画に関する指標

平均初婚年齢:女性の平均初婚年齢

妊産婦死亡率:出生10万人当たりの妊産婦の年間死亡率

有資格者(訓練を受けた者)の立会いを得た出産率

出産可能年齢の女性の貧血症発症率:15~49歳の女性のうち貧血症の率

出生可能年齢の既婚女性の避妊実行率:15~49歳の既婚女性で現在避妊手段をしようして

いる女性の比率。

出産後3カ月、6カ月時の母乳育児率

一日あたり必要摂取カロリーの充足率:最低限必要な摂取カロリーが満たされている割合。 出産可能年齢の女性の貧血率:15~49歳の既婚女性で貧血状態にあるものの割合 低出生体重児率:出生児の体重が2500グラムまたはそれ以下の子供の出生率を性別に示し たもの。

保健入手率:通常の交通手段によって1時間以内に地域の適切な保健サービスを入手できる人口の比率。

安全な飲料水入手率:住居または徒歩15分以内の距離で安全な飲料水を入手できる人口の 比率。

衛生設備入手率:住居または住居周辺に衛生的な排泄物処理設備を持つ人口の比率。

5. 人口指標

性別·年齡別人口構成

性別都市・農村人口構成:都市、農村の人口を性別に示したもの。但し都市人口とはその 国の最新の人口調査で用いられた定義による「都市地域」に暮 らす人口。

粗出生率:人口1000人当たりの年間出生数

性別出生時平均余命:新生児がその人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年 数を性別に示したもの。

性別乳児死亡率:出生1000人当たりの一歳未満児の年間死亡率を性別に示したもの。

なお、これらの指標は以下の文献から検索可能である。

UN World Conference to Review and Appraise the Achievement of the United Nations

Decade for Women: Equality, Development and Peace 1985

"Selected Statistics and Indicators on the Status of Women"

UN, Compendium of Statistics and Indicators on the Situation of Women 1986

UNDP, Human Development Report 1990

The World Bank, World Development Report 1990

UNICEF, The State of the World Children 1990

分野別「開発と女性」援助研究会委員名簿

氏 名 [

役 職 名

故 高 橋 展 子

元デンマーク大使

(座 長)

目 黒 依 子 (座長代行)

上智大学文学部社会学科 教授

岩 男 寿美子

慶応義塾大学新聞研究所 教授

おお かい ど

大海渡 桂 子

海外経済協力基金 業務第一部業務第一課長

豊 田 俊 雄

東京国際大学教養学部 教授

中野良子

(助オイスカ産業開発協力団 会長

国立民族学博物館 肋教授

村 松 稔

元埼玉県立衛生短期大学 学長

(五十音順 敬称略)

分野別「開発と女性」援助研究会タスクフォース名簿

	氏	名	執筆担当	所 属 先
Ш	द्मा	山美子	(主 查)	国際協力事業団 国際協力専門員
板	垣	啓 子	援助分析体制と手法	(財国際協力サービスセンター 研究員
興	津	暁 子	環境	国際協力事業団 ジュニア専門員
Ш	中	ま こと (語	体制と手法	国際協力事業団 ジュニア専門員
北	林	春美	援助 分析	国際協力事業団 国際協力総合研修所調査研究課
佐	藤	都喜子	健康	国際協力事業団 国際協力専門員
橋		道 代	経済参加	国際協力事業団 [®] 医療協力部 医療協力課
p.	井	の≠ ♥±	人	国立公衆衛生院 保健人口学部 研究員
古	屋	年 章	農業	国際協力事業団 農林水産計画調査部 農林水産技術課
横	関	祐見子	教 育	国際協力事業団 国際協力専門員
		·	ų.	

(五十音順)

分野別 (開発と女性) 援助研究会報告書

(非売品)

1991年2月28日

初版第1刷発行

発 行 国際協力事業団

編 集 国際協力総合研修所

〒160 東京都新宿区市ヶ谷本村町10-5

国際協力センタービル

電話 (03)3269-3201

印刷製本

株式会社 カントー

[©] JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY(JICA)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL COOPERATION 1991 Printed in Japan

